

新宿区障害者計画

平成30（2018）年度～平成39（2027）年度

第1期新宿区障害児福祉計画

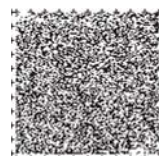
第5期新宿区障害福祉計画

平成30（2018）年度～平成32（2020）年度



平成30（2018）年2月

新宿区

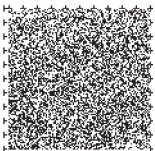


《 SPコード 》

本計画書には、本文ページに1辺が2センチ程度の2次元コード「SPコード」と、コード位置の認識のために切り込みを入れています。

これは、視覚障害者の方にも文字情報の提供を行うことを目的とした情報ツールで、専用の読取機械をコードにあてることで、音声で文字情報が読み上げられます。(SPコードは裏表紙・空白ページには付いていません)

表紙・裏表紙には、新宿区立新宿福祉作業所、新宿区立あゆみの家、新宿区立新宿生活実習所に通所している方の作品を掲載しています。



住み慣れた地域でいきいきと 暮らし続けられるまちづくりをめざして



新宿区では、このたび、平成 30 年度から 10 年先を見据え、障害者施策を計画的に推進していくための新たな障害者計画を策定しました。併せて、国や都の計画と整合を図りながら、平成 30 年度から 3 か年で達成すべき目標とそのための施策を定める第 1 期障害児福祉計画及び第 5 期障害福祉計画を一体的な計画として策定しました。

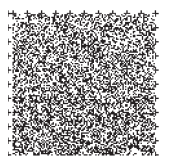
平成 28 年 4 月には障害者差別解消法が施行され、障害者への不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮を行うことが明確にうたわれました。さらに、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催を好機と捉え、区でも多くの方に関心を持っていただけるような情報発信や取組を行い、障害理解を推進し、社会的にも物理的にも真のバリアフリー社会の実現をめざします。

本計画においては、「障害者が尊厳を持って生活できる地域共生社会の実現」、「バリアフリー社会の実現」、「必要な時に必要な支援が得られる地域共生社会の実現」の 3 つの基本理念を掲げています。障害の重度化、障害者の高齢化や親亡き後にも対応可能な、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるまちづくりをめざし、取り組んでまいります。

本計画の策定にあたりましては、新宿区障害者施策推進協議会で議論をいただいたほか、調査やパブリック・コメントにおいても、障害のある方やご家族の方、関係団体はじめ、区民の皆さまから多くのご意見やご提案をいただきました。心より御礼申し上げます。今後とも皆さまの深いご理解とご支援をいただきながら、本計画の着実な推進に取り組んでまいります。

平成 30 (2018) 年 2 月

新宿区長 吉住健一



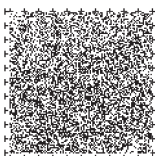
目次

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって	2
1 計画策定の背景	2
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	6
4 計画の推進体制	7
第2章 新宿区の障害者の現状	8
1 新宿区の障害者数	8
2 障害者生活実態調査の結果概要	30
第3章 計画の基本理念と基本目標	44
1 障害者計画で大切にしたいこと	44
2 基本理念	47
3 基本目標	48

第2部 障害者施策の総合的展開(新宿区障害者計画)

第1章 障害者施策の体系	53
第2章 重点的な取組	56
第3章 施策の展開	58
個別目標1 個々のニーズに応じた福祉サービスの提供と充実	58
基本施策(1) 地域で日常生活を継続するための支援	58
基本施策(2) サービスの質の向上のための支援	72
基本施策(3) 地域ネットワークの構築	77
個別目標2 障害等の早期発見と成長・発達への支援	80
基本施策(1) 子どもの発達に即した支援の充実	80
基本施策(2) 障害等のある子どもの療育、保育、教育、福祉の充実	84
個別目標3 地域サービスの充実・地域生活への移行の推進	96
基本施策(1) 地域で生活するための基盤整備	96
基本施策(2) 地域生活移行への支援	102
個別目標4 多様な就労支援	105
基本施策(1) 多様な就労ニーズに対応できる重層的な支援体制の充実	105
基本施策(2) 安心して働き続けられるための支援	113
個別目標5 社会活動の支援	115
基本施策(1) 社会参加の充実	115
個別目標6 障害者の権利を守り安心して生活できるための支援	121
基本施策(1) 障害者が権利の主体として生活するための支援	121



個別目標 7	こころのバリアフリーの促進	128
基本施策 (1)	障害理解の促進	128
基本施策 (2)	交流機会の拡大、充実による理解の促進	134
基本施策 (3)	情報のバリアフリーの促進	137
個別目標 8	福祉のまちづくりの促進	139
基本施策 (1)	人にやさしいまちづくり	139
基本施策 (2)	人にやさしい建築物づくり	143
個別目標 9	障害者が安全に生活できるための支援	144
基本施策 (1)	災害等から障害者を守り安全に生活できるための支援	144

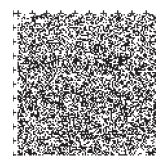
第3部 障害福祉サービス等の提供体制確保の方策

(第1期新宿区障害児福祉計画・第5期新宿区障害福祉計画)

第1章	障害児福祉計画・障害福祉計画の背景	150
1	障害者総合支援法・児童福祉法の改正	150
2	第1期新宿区障害児福祉計画・第5期新宿区障害福祉計画の策定	150
3	障害児・障害者を対象としたサービスの体系	151
第2章	第4期新宿区障害福祉計画の成果目標と実績	156
1	成果目標と実績	156
第3章	第1期新宿区障害児福祉計画・第5期新宿区障害福祉計画の目標	160
1	第1期新宿区障害児福祉計画の成果目標	160
2	第5期新宿区障害福祉計画の成果目標	161
第4章	サービス必要量見込、サービス提供体制確保の方策	166
1	障害児支援の必要量見込、現状、課題、サービス提供体制確保の方策	166
2	障害福祉サービスの必要量見込、現状、課題、サービス提供体制確保の方策	172
3	地域生活支援事業の必要量見込、現状、課題、サービス提供体制確保の方策	184
第5章	サービス利用における利用者負担と軽減措置	198
1	法律に基づく費用負担の考え方	198
2	新宿区における利用者負担の軽減措置	200

資料編

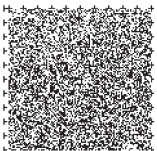
1	主な事業	204
2	新宿区障害者施策推進協議会及び新宿区自立支援協議会	216
3	用語の説明(五十音順)	222



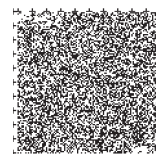
コラム一覧

- ・ 障害者総合支援法改正、共生型サービスの創設 63
- ・ 新宿区が進める特別支援教育 88
- ・ 子ども総合センターの役割等 93
- ・ 障害のある子どもへの専門相談 94
- ・ 新宿区勤労者・仕事支援センターの役割（施設紹介） 107
- ・ 新宿区障害者就労支援ネットワーク 110
- ・ 障害者雇用促進法と法定雇用率 111
- ・ 共同受注と事業所等ネットワーク（勤労者・仕事支援センター） . . 112
- ・ 障害のある人への情報提供のサービス ～新宿区立図書館～ 117
- ・ 共に生き認め合う社会～障害者差別解消～ 121
- ・ 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」とは？ 125
- ・ ヘルプマークとヘルプカード 131
- ・ 障害者福祉施設共同バザール・障害者作品展 135
- ・ ユニバーサルデザインのまちづくり 142
- ・ 災害時要援護者と防災 148

このマーク◆がついた用語は、資料編に用語解説が掲載されています。



第1部 総論



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 新宿区における障害者施策の計画的推進の経緯

区は、障害者施策を計画的、総合的に推進するための指針として、障害者基本法に基づき、福祉、保健、医療、教育、就労、まちづくりなど広範な施策分野にわたり、区の障害者施策のあり方について定めた新宿区障害者計画を平成13年度に策定しました。

平成18年4月に障害者自立支援法[◆]が施行され、障害者に最も身近な区市町村が福祉サービスの一元的な実施主体として位置付けられ、「障害福祉計画」の策定が地方自治体に義務付けられました。

これを受けて区は計画的にサービス提供を推進していくために、数値目標を設定し、サービス提供体制の確保の方策を定める「第1期新宿区障害福祉計画」を平成19年3月に策定しました。平成21年3月には、障害者施策を計画的、総合的に推進するため9年間の障害者施策のあり方を定めた「新宿区障害者計画」と一体的に「新宿区障害者計画・第2期新宿区障害福祉計画」を策定しました。

その後、平成24年3月には、以下に述べる制度改革等の一部を受けて障害者計画の見直しを含む「新宿区障害者計画・第3期新宿区障害福祉計画」と、平成27年3月に「新宿区障害者計画・第4期新宿区障害福祉計画」を策定しました。

(2) 国の障害者制度改革の動向等

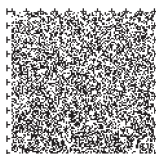
国では、平成19年に署名した「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」の締結に先立ち、必要な国内法の整備を始めとする障害者施策の諸改革を進めるべきとする障害当事者等の意見も踏まえ、「障がい者制度改革推進会議」（平成21年12月～平成24年7月）を設立し、検討が進められました。

平成23年6月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律[◆]（以下「障害者虐待防止法」という。）」が成立し、平成24年10月に施行されています。

さらに、平成23年7月には障害者計画の根拠法である「障害者基本法」が改正され、地域社会における共生等の新たな視点が盛り込まれることになりました。

平成24年6月には、それまでの障害者自立支援法に代えて、新たに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律[◆]（以下「障害者総合支援法」という。）」が制定されました。同法では、制度の谷間のない支援を提供する観点から難病患者が障害者福祉の対象に含まれることになりました。

平成25年6月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律[◆]（以下「障害者差別解消法」という。）」が成立し、平成28年4月から施行されています。障害者差別解消法では、障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止とともに、社会的



障壁の除去を怠ることによる権利侵害（合理的配慮♦の不提供）の防止が定められました。

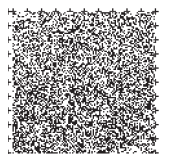
これら一連の法整備を経て、平成 26 年 1 月には「障害者権利条約」が批准されました。

その後、障害者総合支援法施行 3 年後の見直しが行われ、平成 28 年 6 月には、「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が改正されました。この改正により、地域での生活を支える「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービス、高齢障害者が介護保険サービスを利用する場合の利用者負担の軽減の仕組みなどが新たに設けられました（平成 30 年 4 月施行）。加えて、障害児の多様化するニーズに対応し、計画的に支援の提供体制を整備していくため、「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

また、平成 28 年 7 月には、厚生労働省が「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、介護保険制度の見直しによる「共生型サービス」の創設や介護・障害の報酬改定など、「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めています。

（3）新宿区障害者計画、第 1 期新宿区障害児福祉計画・第 5 期新宿区障害福祉計画の策定

こうした動きの中で、区は、関係法との整合を図りながら、障害福祉施策を総合的かつ計画的に展開していくため、「新宿区障害者計画・第 4 期障害福祉計画」の見直しを行い、新たに「新宿区障害者計画、第 1 期新宿区障害児福祉計画・第 5 期新宿区障害福祉計画」を策定するものです。



2 計画の位置づけ

(1) 新宿区障害者計画

障害者基本法第11条第3項に基づく区の障害者計画で、障害者のための施策に関する区の基本的な計画です。

障害者基本法の改正、障害者自立支援法[◆]から障害者総合支援法[◆]への改正、障害者虐待防止法[◆]の施行、障害者差別解消法[◆]の制定、障害者権利条約批准といった障害者に関連する法制度が大きく動いている情勢を受け、平成30年度から平成39年度の10か年にわたる計画を策定します。

(2) 第1期新宿区障害児福祉計画・第5期新宿区障害福祉計画

第1期障害児福祉計画は、平成28年6月に改正され平成30年4月から施行される児童福祉法第33条の20に基づき、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施について、新たに定める区の障害児福祉計画です。また、第5期障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく区の障害福祉計画で、両計画とも平成30年度以降3年間の計画期間中に係る成果目標、サービスの種類ごとの必要な見込量などを含む区の具体的な施策について定めています。

本計画は、新宿区障害者計画、第1期新宿区障害児福祉計画及び第5期新宿区障害福祉計画を一体的に調和のとれた計画として策定しました。児童福祉法及び障害者総合支援法に基づくサービスの提供体制確保の方策等は、第3部にまとめています。また、特に財政面での確保が必要な事業等については、財源の裏づけをもって計画的に実施する新宿区実行計画の計画事業として位置づけていきます。

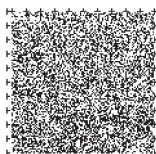
本文中、新宿区障害者計画の個別施策の各項目、新宿区障害児福祉計画及び新宿区障害福祉計画のサービスの各項目では、それぞれの計画の対象となる項目を紹介しています。また、基本施策ごとの主な事業を巻末の資料で紹介しています。

新宿区基本構想

新しい時代の新宿区のまちづくりを進めるにあたり、基本理念、区がめざすまちの姿、まちづくりの基本目標及び区政運営の基本姿勢を明らかにするもので、地方自治法第2条に基づき定める、まちづくりの基本指針です。

新宿区総合計画

「基本構想」を受けて策定された区の最上位計画であり、区の各分野の個別計画を総合的に調整する指針です。社会福祉法に基づく「地域福祉計画」も内包した計画です。障害者福祉分野では「障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備」を掲げています。

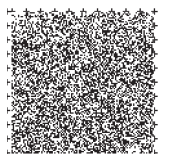
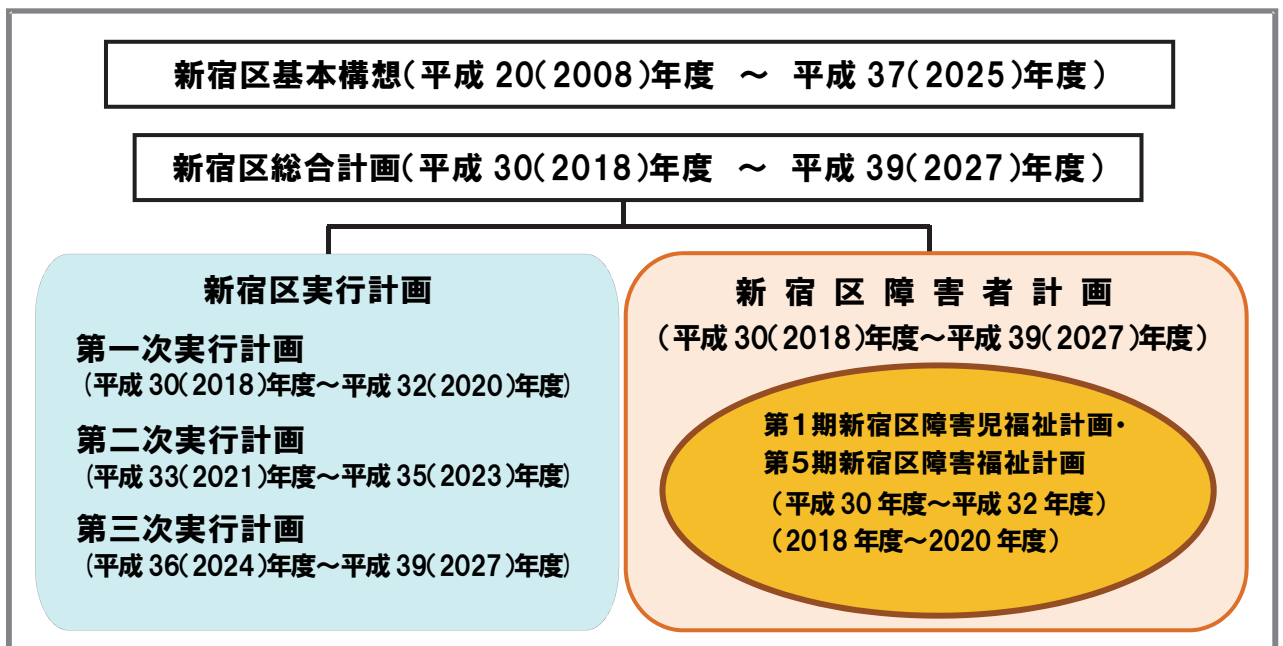


新宿区実行計画

「基本構想」に定めた、めざすまちの姿の実現をめざし、総合計画に示した施策を具体的な事業として計画的に実施していくために策定する行財政計画であり、区政運営の具体的指針となるものです。

計画の期間は、第一次実行計画は平成30(2018)年度から平成32(2020)年度まで、第二次実行計画は平成33(2021)年度から平成35(2023)年度まで、第三次実行計画は平成36(2024)年度から平成39(2027)年度までとなっています。

計画の位置づけ



3 計画の期間

(1) 新宿区障害者計画

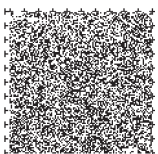
平成 30 (2018) 年度から平成 39 (2027) 年度までの 10 年間の計画として策定します。障害児福祉計画・障害福祉計画の策定にあわせて、必要な見直しを行います。

(2) 第 1 期新宿区障害児福祉計画・第 5 期新宿区障害福祉計画

平成 30 (2018) 年度から平成 32 (2020) 年度までの 3 年間の計画とします。計画の進捗状況等を見極め、児童福祉法及び障害者総合支援法♦に基づき 3 年ごとに計画を策定します。

計画の期間

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
新宿区障害者計画										
新宿区障害児福祉計画	第 1 期		第 2 期		第 3 期		第 4 期			
新宿区障害福祉計画	第 5 期		第 6 期		第 7 期		第 8 期			
新宿区総合計画										
新宿区実行計画	第一次		第二次		第三次					

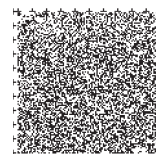


4 計画の推進体制

区は、本計画に定める施策の進捗状況の把握及び効果等の検証を、庁内の関係部署において定期的に行うとともに、「新宿区障害者施策推進協議会」をはじめ、障害者や障害者団体、事業者、関係機関等と協議・意見交換を行いながら、本計画を着実に推進します。

また、「新宿区障害児福祉計画・新宿区障害福祉計画」の策定及び「新宿区障害者計画」の必要な見直しについては、「新宿区障害者施策推進協議会」において協議し、策定・見直しを行っていきます。

さらに、「新宿区障害者自立支援協議会」の意見を受け、障害者団体、事業者、関係機関等とは協議・意見交換を行い、本計画の策定・見直しに反映させていきます。



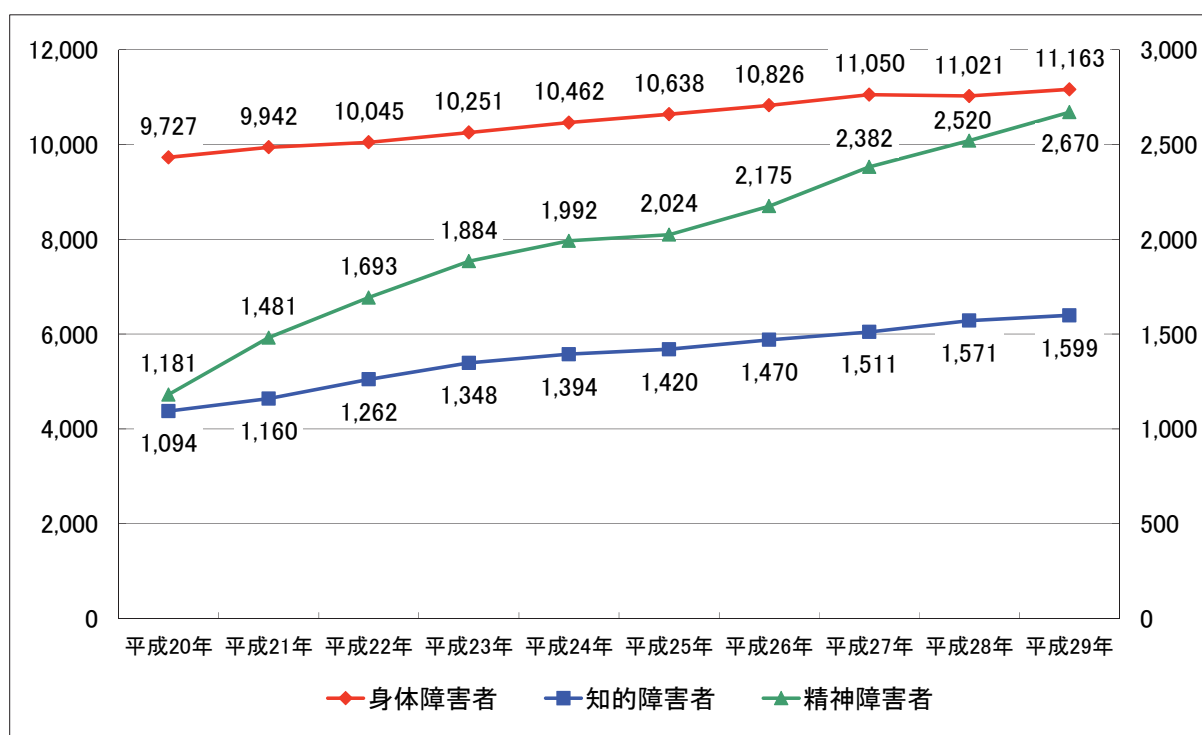
第2章 新宿区の障害者の現状

1 新宿区の障害者数

(1) 障害者手帳所持者数

平成29年4月1日現在の身体障害者手帳所持者は11,163人、愛の手帳所持者（知的障害者）は1,599人、平成29年3月31日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者は2,670人となっています。障害者手帳の所持者数は、各手帳とも増加傾向にあります。

図1 障害者手帳所持者数の推移 (単位：人)



※ 「身体障害者手帳」は左側縦軸数値、「愛の手帳（知的障害者）」及び「精神障害者保健福祉手帳」は右側縦軸数値

※ 「身体障害者手帳」及び「愛の手帳（知的障害者）」は各年4月1日現在、「精神障害者保健福祉手帳」は各年3月末日現在

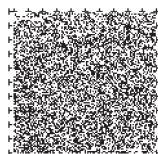


表1 障害者手帳所持者数の推移

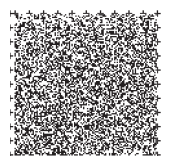
(単位：人)

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
身体障害者	9,727	9,942	10,045	10,251	10,462
知的障害者	1,094	1,160	1,262	1,348	1,394
精神障害者	1,181	1,481	1,693	1,884	1,992
人 口	312,054	315,952	317,742	319,193	318,936

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
身体障害者	10,638	10,826	11,050	11,021	11,163
知的障害者	1,420	1,470	1,511	1,571	1,599
精神障害者	2,024	2,175	2,382	2,520	2,670
人 口	320,996	324,669	328,787	335,510	339,339

※ 「人口」は、平成 24 年までは新宿区の住民基本台帳及び外国人登録人口の合計、平成 25 年から住民基本台帳の人口（住民基本台帳法が改正され、平成 24 年 7 月から、外国人も住民基本台帳制度の適用対象になりました）を表しています。各年 4 月 1 日現在

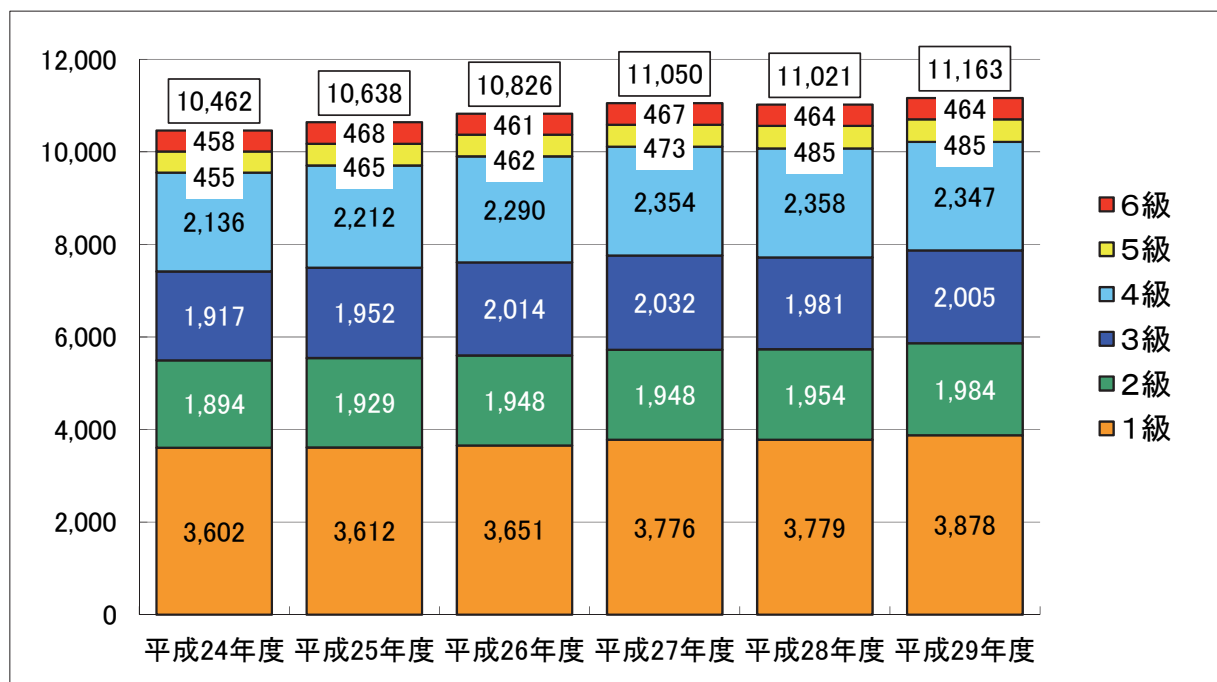
※ 「身体障害者」及び「知的障害者」は各年 4 月 1 日現在、「精神障害者」は各年 3 月末日現在



(2) 身体障害者（身体障害者手帳所持者）数

平成29年4月1日現在の身体障害者手帳所持者数は、11,163人で、区人口に占める割合は約3.3%となっています。障害程度の構成比では、1級が3,878人と最も多く、重度者（1級・2級）が半数以上を占めています。

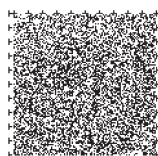
図2-1 身体障害者手帳所持者数の推移（障害等級別）（単位：人）



※ 各年度4月1日現在

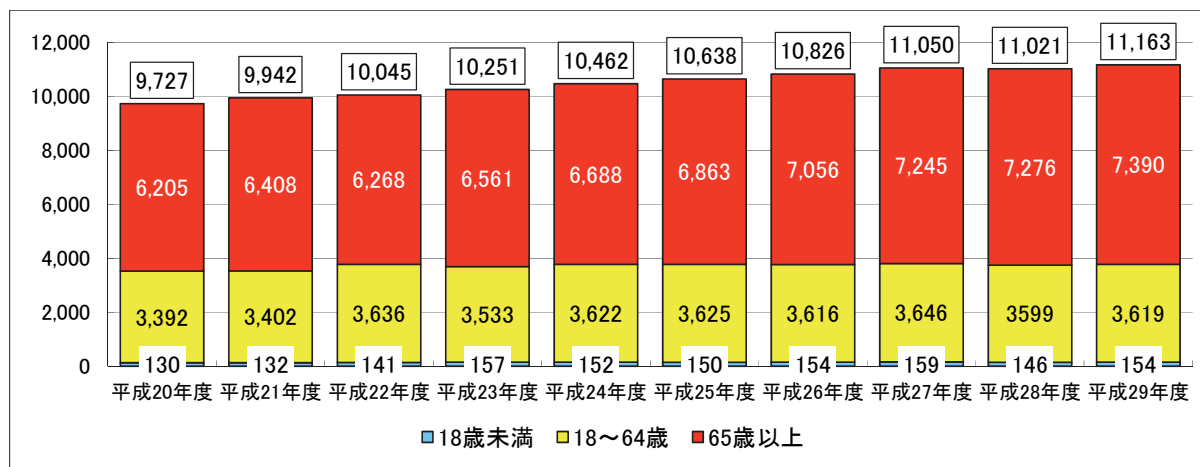
表2-1 身体障害者手帳所持者の障害等級別人数・構成比（上段：人数／下段：構成比）

障害等級別	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障害者手帳所持者数	10,462	10,638	10,826	11,050	11,021	11,163
1級	3,602 34.4%	3,612 34.0%	3,651 33.7%	3,776 34.2%	3,779 34.3%	3,878 34.7%
2級	1,894 18.1%	1,929 18.1%	1,948 18.0%	1,948 17.6%	1,954 17.7%	1,984 17.8%
3級	1,917 18.3%	1,952 18.3%	2,014 18.6%	2,032 18.4%	1,981 18.0%	2,005 18.0%
4級	2,136 20.4%	2,212 20.8%	2,290 21.2%	2,354 21.3%	2,358 21.4%	2,347 21.0%
5級	455 4.3%	465 4.4%	462 4.3%	473 4.3%	485 4.4%	485 4.3%
6級	458 4.4%	468 4.4%	461 4.3%	467 4.2%	464 4.2%	464 4.2%



全体としては微増または横ばい傾向にありますが、長期的に見ると、年齢別では、65歳以上の年齢層で増加傾向が見られます。平成20年から平成29年までに、65歳以上の人数は1,185人（2.4ポイント）増加しています。

図2-2 身体障害者手帳所持者数の推移（年齢別）（単位：人）

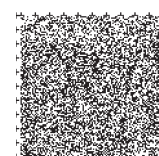


※ 各年度4月1日現在

表2-2 身体障害者手帳所持者の年齢別人数・構成比（上段：人数／下段：構成比）

年齢別	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
18歳未満	130 1.3%	132 1.3%	141 1.4%	157 1.5%	152 1.5%
18～64歳	3,392 34.9%	3,402 34.2%	3,636 36.2%	3,533 34.5%	3,622 34.6%
65歳以上	6,205 63.8%	6,408 64.5%	6,268 62.4%	6,561 64.0%	6,688 63.9%

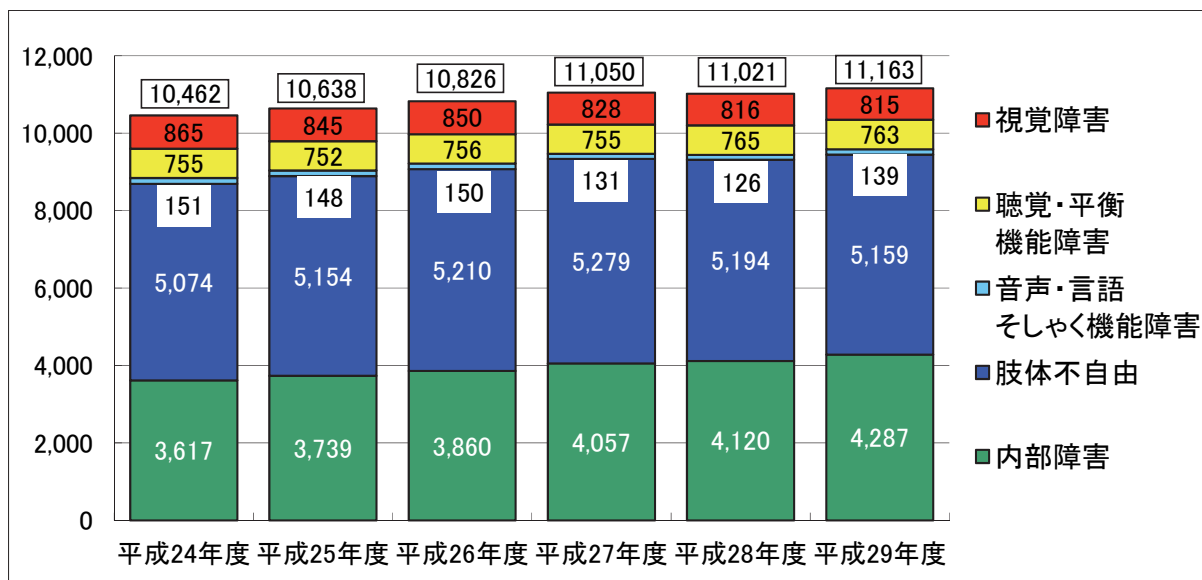
年齢別	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
18歳未満	150 1.4%	154 1.4%	159 1.4%	146 1.3%	154 1.4%
18～64歳	3,625 34.1%	3,616 33.4%	3,646 33.0%	3,599 32.7%	3,619 32.4%
65歳以上	6,863 64.5%	7,056 65.2%	7,245 65.6%	7,276 66.0%	7,390 66.2%



身体障害には、視覚障害、聴覚・平衡機能障害♦、音声・言語・そしゃく機能障害♦、肢体不自由、内部障害という種類があります。

障害種類別では、内部障害*が、平成 24 年から平成 29 年の間に約 1.2 倍と増加傾向を示しています。

図 2 - 3 身体障害者手帳所持者数の推移（障害種類別）（単位：人）



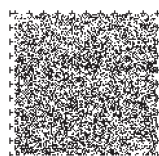
※ 各年度 4 月 1 日現在

※ 重複障害の方については、代表部位一つについて計上しています。代表部位とは、身体障害者手帳に記載されている複数の障害のうち、一番上に記載されているものです。

表 2 - 3 身体障害者手帳所持者の障害種類別人数・構成比（上段：人数／下段：構成比）

障害種類別	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
視覚障害	865 8.3%	845 7.9%	850 7.9%	828 7.5%	816 7.4%	815 7.3%
聴覚・平衡機能障害	755 7.2%	752 7.1%	756 7.0%	755 6.8%	765 6.9%	763 6.8%
音声・言語そしゃく機能障害	151 1.4%	148 1.4%	150 1.4%	131 1.2%	126 1.1%	139 1.2%
肢体不自由	5,074 48.5%	5,154 48.4%	5,210 48.1%	5,279 47.8%	5,194 47.1%	5,159 46.2%
内部障害	3,617 34.6%	3,739 35.1%	3,860 35.7%	4,057 36.7%	4,120 37.4%	4,287 38.4%

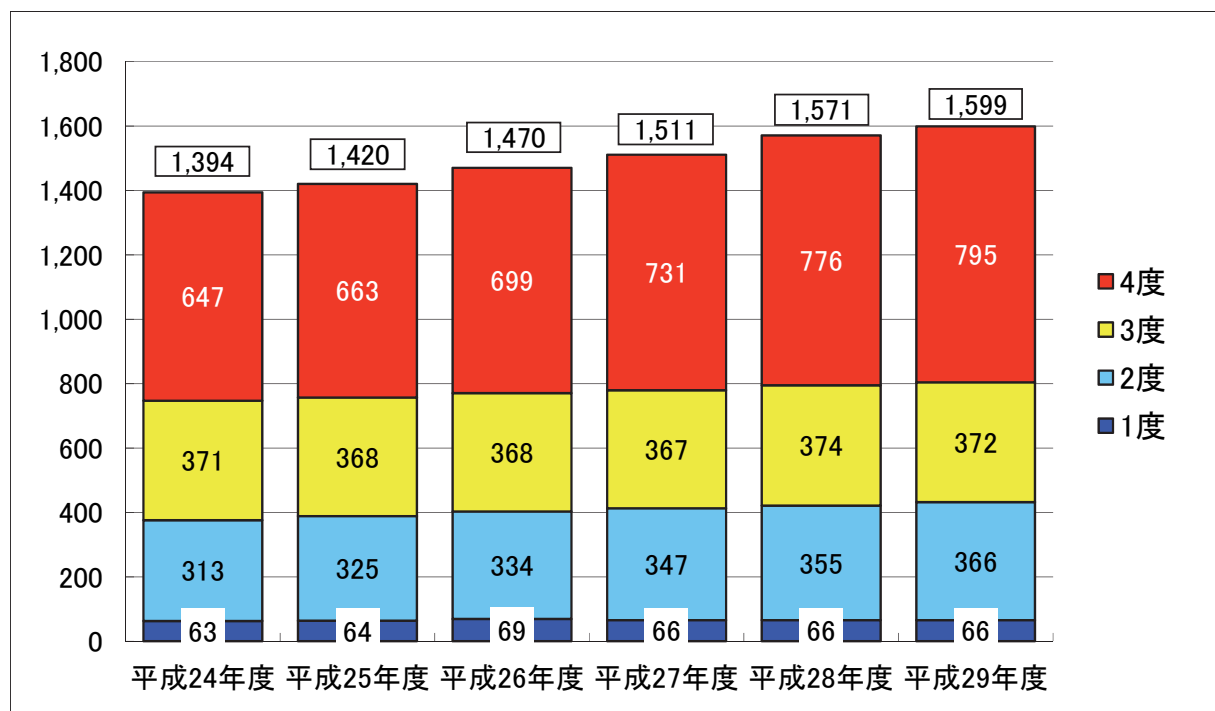
※ 内部障害とは、身体障害者福祉法で定める障害のうち、①心臓機能障害、②腎臓機能障害、③呼吸器機能障害、④膀胱・直腸機能障害、⑤小腸機能障害、⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害（HIV 感染症）、⑦肝臓機能障害の 7 種類



（３）知的障害者（愛の手帳所持者）数

平成 29 年 4 月 1 日現在の愛の手帳所持者数は、1,599 人で、区人口に占める割合は 0.5%となっています。全体の手帳所持者数は、平成 24 年から平成 29 年の間に約 1.15 倍と増加傾向を示しています。障害等級では 4 度(軽度)が 795 人と最も多くなっています。

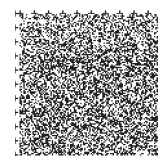
図 3-1 愛の手帳所持者数（知的障害者）の推移（障害度数別）（単位：人）



※ 各年度 4 月 1 日現在

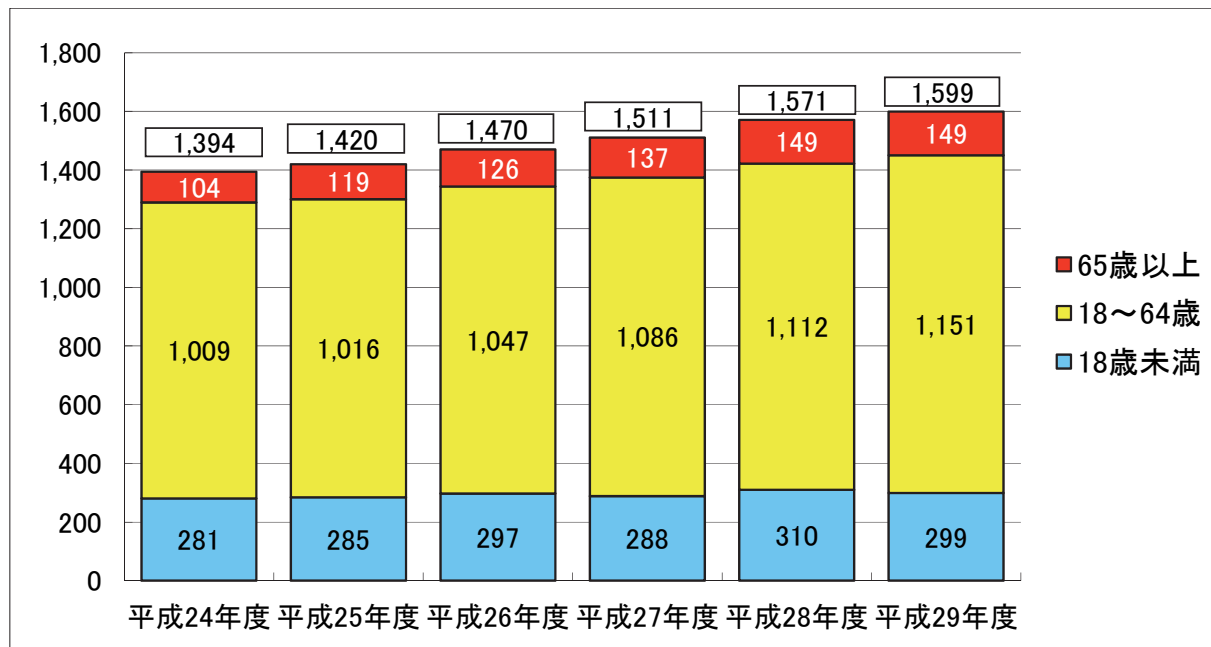
表 3-1 愛の手帳所持者（知的障害者）の障害度数別人数・構成比（上段：人数／下段：構成比）

障害度数別	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
知的障害者数 （愛の手帳 所持者数）	1,394	1,420	1,470	1,511	1,571	1,599
1 度	63 4.5%	64 4.5%	69 4.7%	66 4.4%	66 4.2%	66 4.1%
2 度	313 22.5%	325 22.9%	334 22.7%	347 23.0%	355 22.6%	366 22.9%
3 度	371 26.6%	368 25.9%	368 25.0%	367 24.3%	374 23.8%	372 23.3%
4 度	647 46.4%	663 46.7%	699 47.6%	731 48.4%	776 49.4%	795 49.7%



年齢別では、18歳未満では横ばいですが、18～64歳と65歳以上で増加傾向にあります。特に65歳以上の人数は、平成24年から平成29年までに、1.4倍に増加しています。

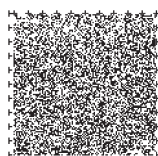
図3-2 愛の手帳所持者数（知的障害者）の推移（年齢別）（単位：人）



※ 各年度4月1日現在

表3-2 愛の手帳所持者数（知的障害者）の年齢別人数・構成比（上段：人数／下段：構成比）

年齢別	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
18歳未満	281	285	297	288	310	299
	20.2%	20.1%	20.2%	19.1%	19.7%	18.7%
18～64歳	1,009	1,016	1,047	1,086	1,112	1,151
	72.4%	71.5%	71.2%	71.9%	70.8%	72.0%
65歳以上	104	119	126	137	149	149
	7.5%	8.4%	8.6%	9.1%	9.5%	9.3%



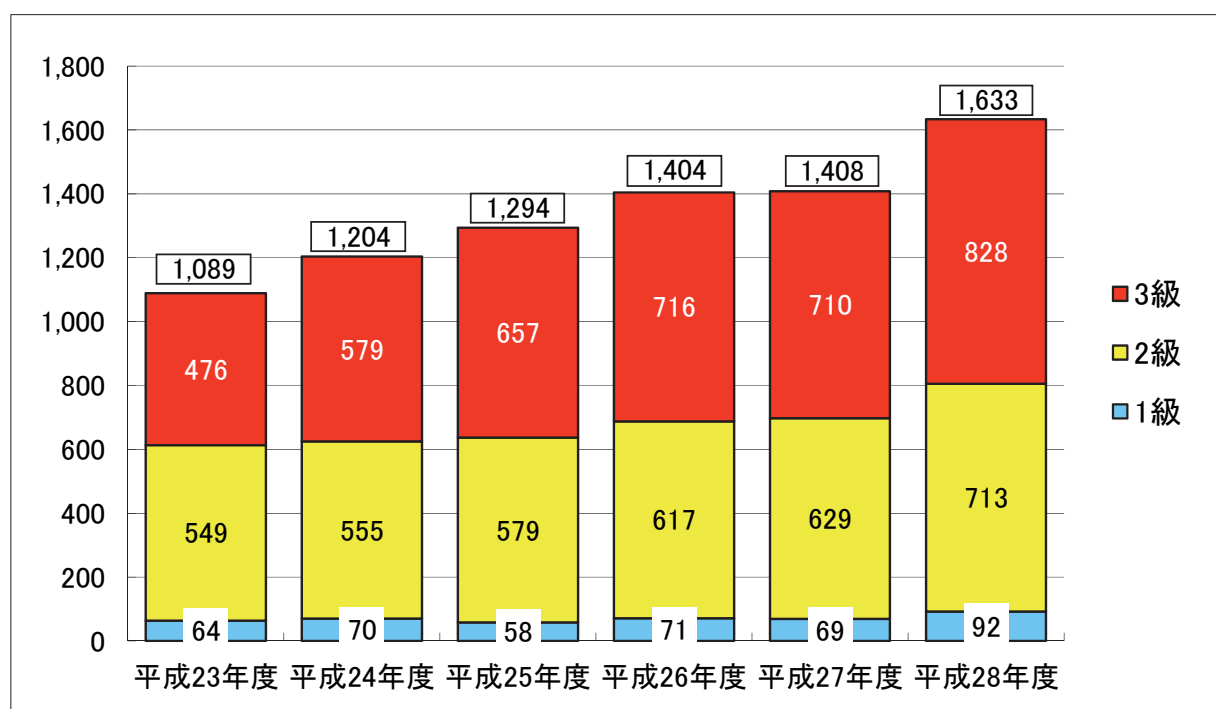
(4) 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付・所持者数及び自立支援医療（精神通院医療）受給者）数

平成 28 年度末現在の精神障害者保健福祉手帳交付者数は 1,633 人で、区人口に占める割合は約 0.5% となっています。平成 23 年度から平成 28 年度の間、約 1.5 倍に増加しています。

また、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は 2,670 人で、区人口に占める割合は 0.8% となっています。

※ 精神障害者保健福祉手帳は、2 年毎に精神障害の状態の認定を受けるため、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、その有効者数となります。

図 4-1 精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移（障害等級別、交付者数）（単位：人）



※ 各年度末日現在

表 4-1 精神障害者保健福祉手帳交付者の障害等級別人数・構成比（上段：人数／下段：構成比）

障害等級別	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
交付数（件）	1,089	1,204	1,294	1,404	1,408	1,633
1 級	64 5.9%	70 5.8%	58 4.5%	71 5.1%	69 4.9%	92 5.6%
2 級	549 50.4%	555 46.1%	579 44.7%	617 43.9%	629 44.7%	713 43.7%
3 級	476 43.7%	579 48.1%	657 50.8%	716 51.0%	710 50.4%	828 50.7%

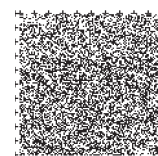


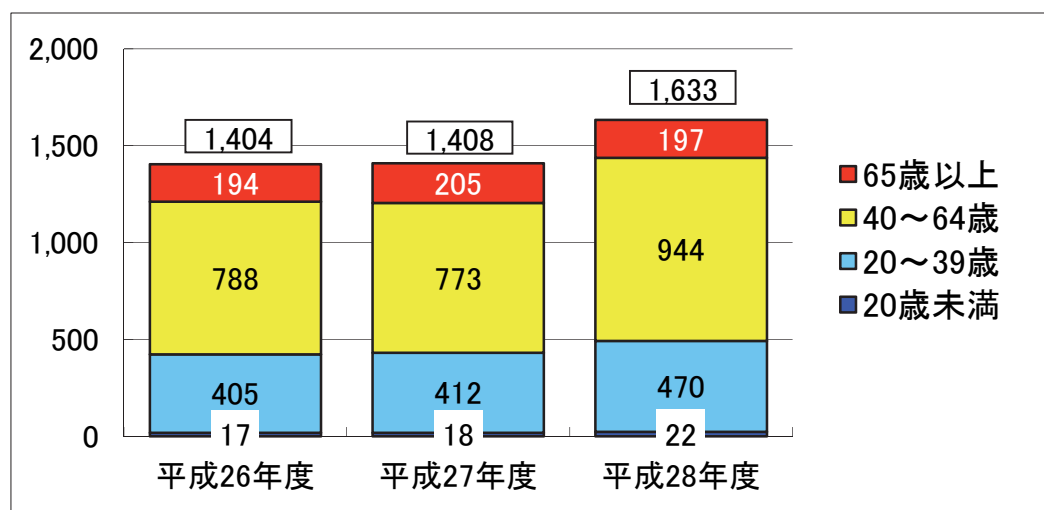
表4-2 精神障害者保健福祉手帳有効者の障害等級別人数・構成比（上段：人数／下段：構成比）

障害等級別	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
交付済有効手帳数（人）	1,992	2,024	2,175	2,382	2,520	2,670
1 級		140 6.9%	101 4.6%	112 4.7%	121 4.8%	128 4.8%
2 級	※	1,018 50.3%	987 45.4%	1,040 43.7%	1,094 43.4%	1,172 43.9%
3 級		866 42.8%	1,087 50.0%	1,230 51.6%	1,305 51.8%	1,370 51.3%

※ 精神障害者保健福祉手帳有効者数の等級別内訳統計は平成 24 年度から始めました。

年齢別では、65 歳以上を除く全ての年代で増加傾向にあり、特に 40～64 歳では、平成 27 年度から平成 28 年度の間急激な伸びがみられます。

図 4-2 精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移（年齢別、交付者数）（単位：人）



※ 各年度末日現在

表 4-3 精神障害者保健福祉手帳交付者の年齢別人数・構成比（上段：人数／下段：構成比）

年齢別	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
交付数（件）	1,404	1,408	1,633
20 歳未満	17 1.2%	18 1.3%	22 1.3%
20～39 歳	405 28.8%	412 29.3%	470 28.8%
40～64 歳	788 56.1%	773 54.9%	944 57.8%
65 歳以上	194 13.8%	205 14.6%	197 12.1%

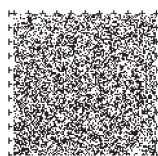
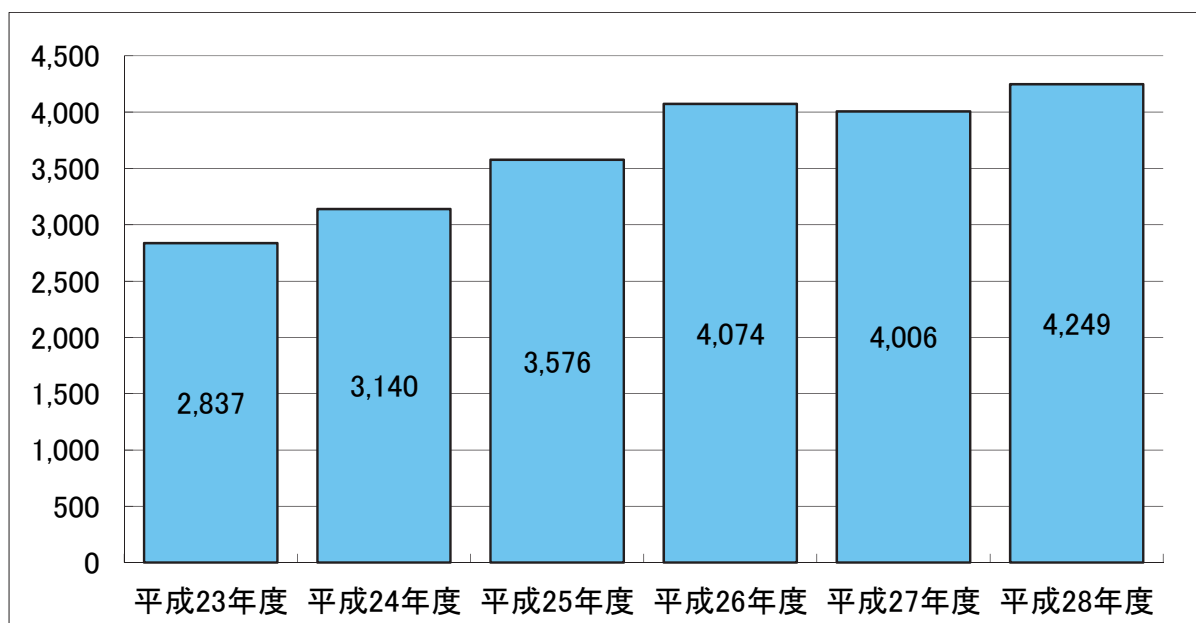


表4-4 精神障害者保健福祉手帳有効者の年齢別人数・構成比（上段：人数／下段：構成比）

年齢別	平成26年度	平成27年度	平成28年度
交付数（件）	2,382	2,520	2,670
20歳未満	28 1.2%	30 1.2%	46 1.7%
20～39歳	597 25.1%	626 24.8%	709 26.6%
40～64歳	1374 57.7%	1456 57.8%	1547 57.9%
65歳以上	383 16.1%	408 16.2%	368 13.8%

平成28年度末現在の自立支援医療（精神通院医療）の受給者数は、4,249人となっており、平成23年度から平成28年度の間約1.5倍に増加しています。

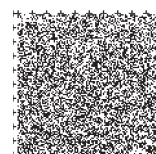
図4-3 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移（単位：人）



※ 各年度末日現在

表4-5 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移（単位：人）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
受給者数	2,837	3,140	3,576	4,074	4,006	4,249



年齢別では、40～64歳が最も多くなっています。

図4-4 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移（年齢別）（単位：人）

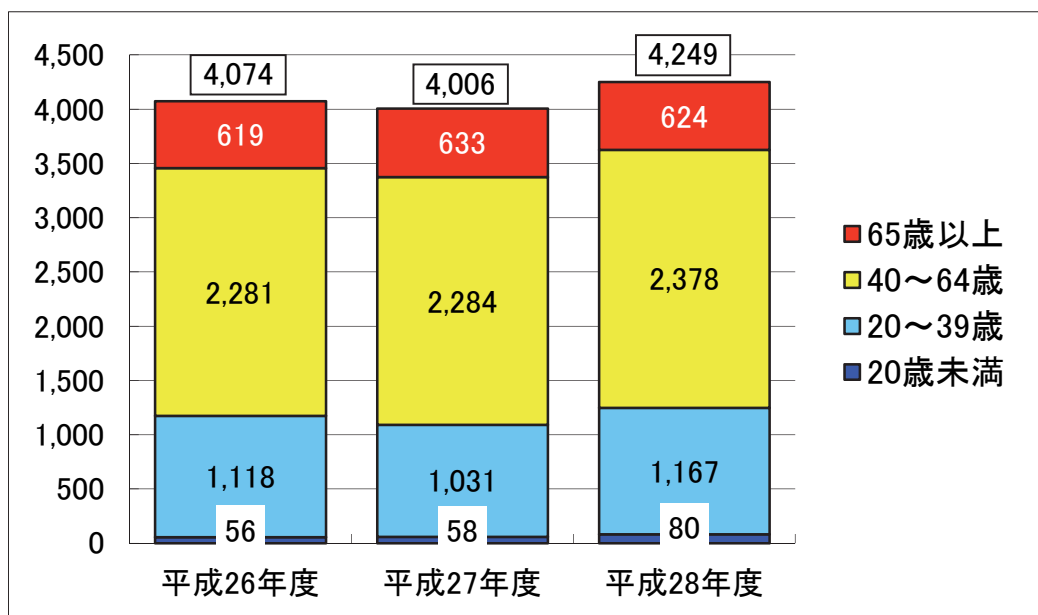
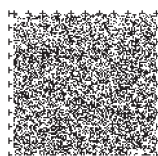


表4-6 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移（年齢別）（単位：人）

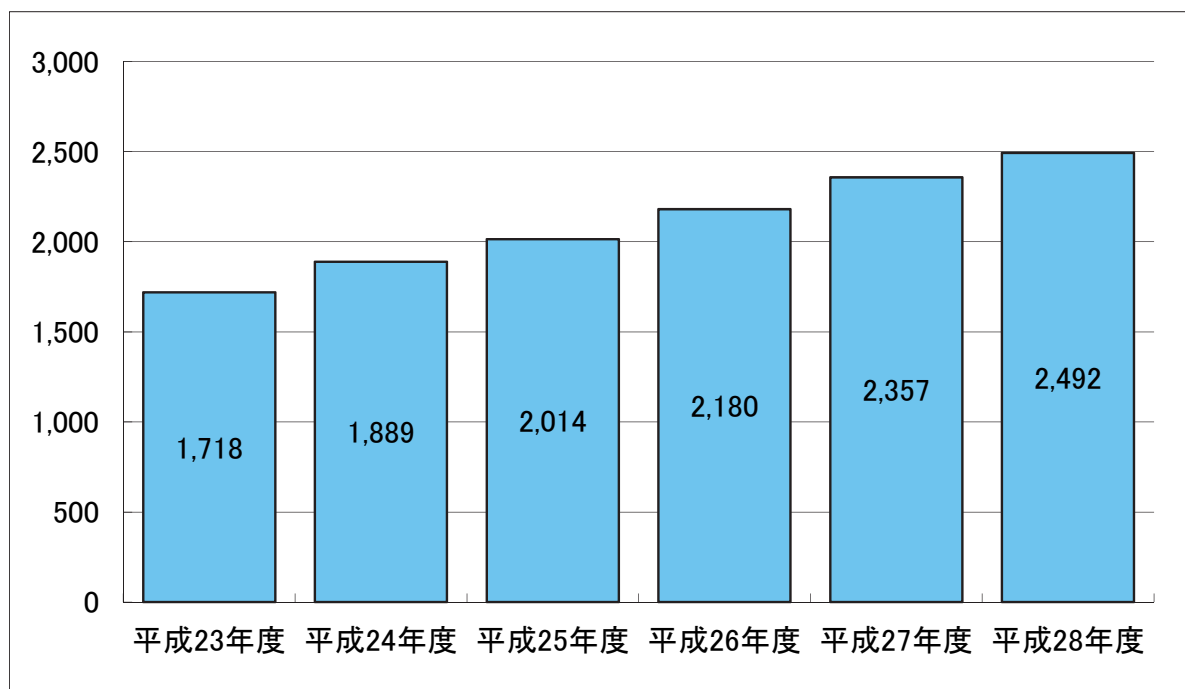
年齢別	平成26年度	平成27年度	平成28年度
20歳未満	56 1.4%	58 1.4%	80 1.9%
20～39歳	1,118 27.4%	1,031 25.7%	1,167 27.5%
40～64歳	2,281 56.0%	2,284 57.0%	2,378 56.0%
65歳以上	619 15.2%	633 15.8%	624 14.7%



(5) 難病患者（難病医療費受給者）数等

障害者総合支援法[◆]の施行を受け、平成 25 年度から難病患者が障害福祉サービスの対象に追加されました。平成 28 年度末現在の難病患者（難病医療費受給者数）は 2,492 人で、区人口に占める割合は 0.7%となっています。

図 5 - 1 難病患者（難病医療費受給者数）の推移 (単位：人)



※ 各年度末日現在

※ 難病医療費受給者数は、国及び都指定助成対象疾病を集計。(平成 26 年度からは「難病の患者に対する医療費等に関する法律」に基づく指定難病及び都指定単独疾病を集計)

表 5 - 1 難病患者（難病医療費等受給者数）の推移 (単位：人)

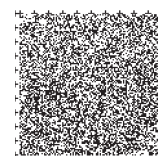
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
受給者数	1,718	1,889	2,014	2,180	2,357	2,492

※ 難病を起因として、平成 29 年 3 月末日現在、障害福祉サービスを受けている人は 11 人います。

※ 平成 26 年 5 月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が公布され、平成 27 年 1 月 1 日から、新たな難病医療費助成制度が始まりました。110 疾病を医療費助成の対象疾病（指定難病）と指定して制度が開始され、同年 7 月 1 日に 196 疾病が追加、更に平成 29 年 4 月 1 日から 24 疾病が追加され、330 疾病が指定難病に指定されています。

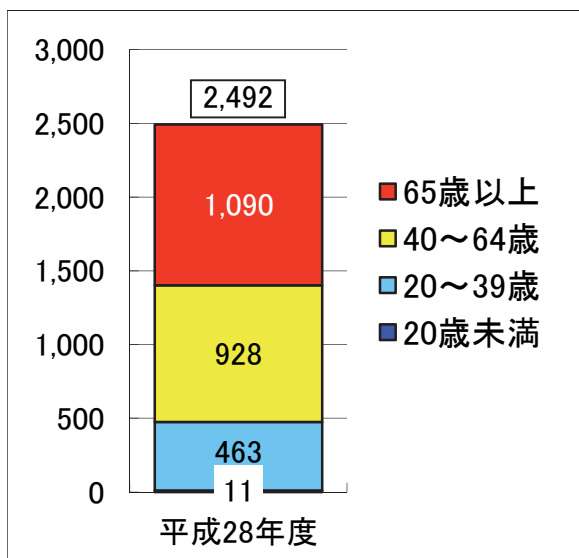
※ 障害者総合支援法（「障害福祉サービス等」）の対象となる難病等の範囲は、平成 29 年 4 月 1 日から 358 疾病に拡大されました。

※ 難病の患者に対する医療等に関する法律の障害者施策への影響については、今後の国の動向を見守っていきます。



年齢別では、65歳以上が最も多く1,090人、次いで40～64歳も928人と続いています。

図5-2、表5-2 難病患者（難病医療費等受給者）数（年齢別）（単位：人）



年齢別	平成28年度
20歳未満	11 0.4%
20～39歳	463 18.6%
40～64歳	928 37.2%
65歳以上	1,090 43.7%

小児慢性特定疾病医療費助成受案件数

小児慢性特定疾病にかかっている児童等（18歳未満の者。ただし、18歳に達した時点で小児慢性特定疾病医療受給者証を有し、かつ引き続き有効な医療受給者証を有する方は満20歳未満まで延長可能。）について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減をはかるため、その医療費の自己負担分の一部を助成する制度です。

平成27年1月に小児慢性特定疾病医療費助成制度の制度変更があり、対象疾病が拡大されたことから、それまで減少傾向にあった受案件数が、平成26年度から増加傾向となっています。

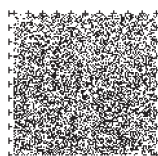
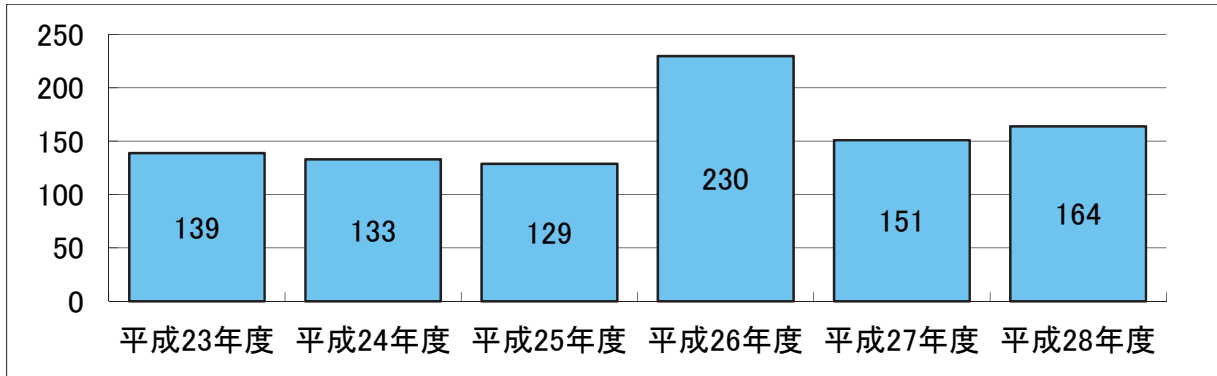


図5-3 小児慢性特定疾病医療費助成受理件数の推移 (単位：件)



※ 各年度末現在

※ 平成26年度は、小児慢性特定疾病医療費助成制度の制度変更が平成27年1月にあつたため、既受給者が同一年度に2度申請しています。

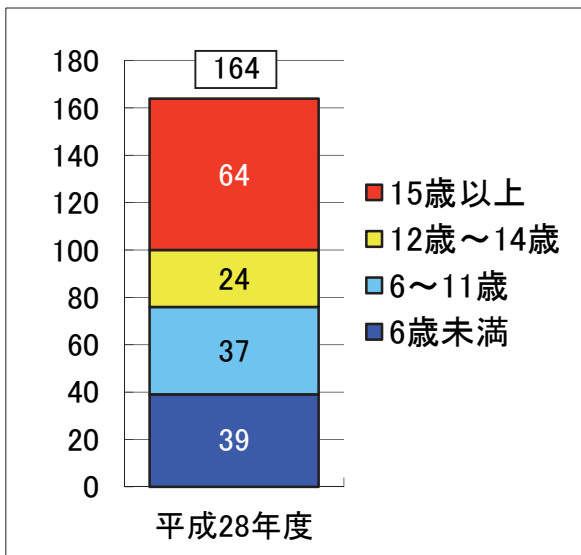
表5-3 小児慢性特定疾病医療費助成受理件数の推移 (単位：件)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
受給者数	139	133	129	230	151	164

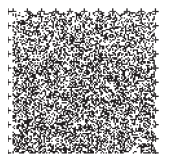
※ 平成26年5月に「児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、平成27年1月1日から、新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度が実施されました。それに伴い、小児慢性特定疾病は従来の514疾病から704疾病に拡大されました。更に平成29年4月1日から18疾病が追加され、722疾病となっています。

年齢別では、15歳以上が64人と最も多くなっています。

図5-4、表5-4 小児慢性特定疾病医療費助成受理件数（年齢別）（単位：件）



年齢別	平成28年度
6歳未満	39 23.8%
6~11歳	37 22.6%
12~14歳	24 14.6%
15歳以上	64 39.0%

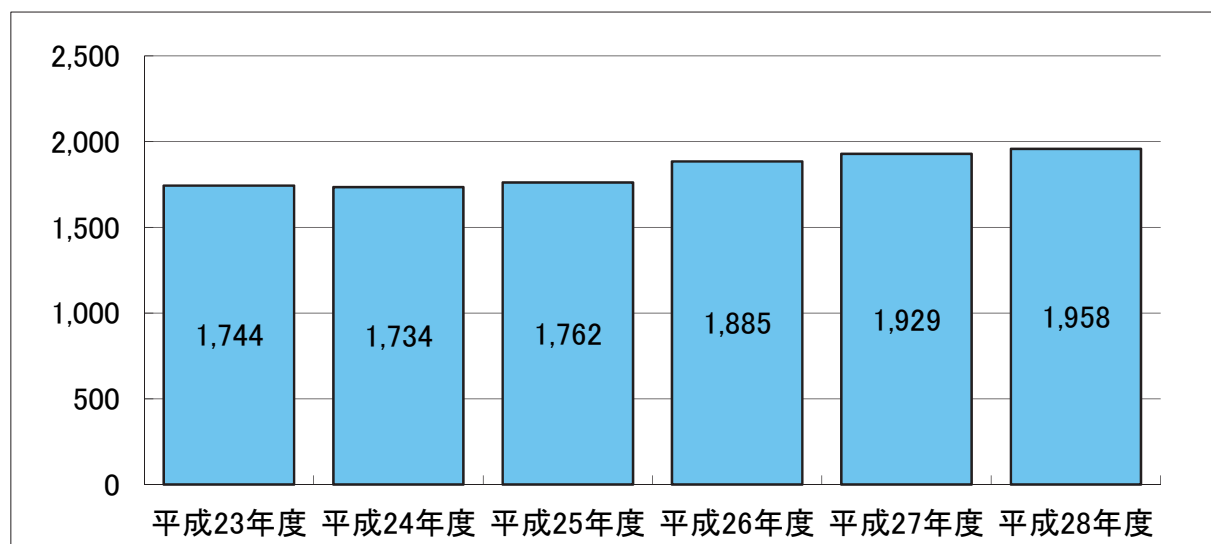


(6) 障害福祉サービス等支給決定者数

平成 28 年度末現在の障害福祉サービス支給決定者数は 1,958 人、平成 28 年度中の地域生活支援サービス支給決定者数※は 939 人といずれも微増しています。

※ 地域生活支援サービス支給決定者数とは、地域生活支援事業のうち、移動支援、日中一時支援の支給決定を受けている実人数です。

図 6-1 障害福祉サービス支給決定者数の推移 (単位：人)



※ 各年度末日現在

表 6-1 障害福祉サービス支給決定者数の推移 (単位：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
支給決定者数	1,744	1,734	1,762	1,885	1,929	1,958

介護保険サービスと障害福祉サービスの併給者は平成 29 年 7 月 31 日現在 152 人で、居宅介護が 128 人と最も多くなっています。

表 6-2 介護保険併給利用者数 (単位：人)

居宅介護	重度訪問介護	生活介護	短期入所	合計
128	16	7	1	152

※ 平成 29 年 7 月 31 日現在

※ 平成 28 年度末現在の高齢者数（第 1 号被保険者数）は 67,861 人で、うち要介護等認定者数は 12,831 人となっています。また、要介護認定者出現率は 18.90%で、高齢者数の増加に伴い要介護等認定者数も微増傾向となっています。

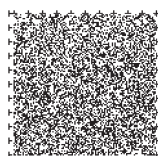
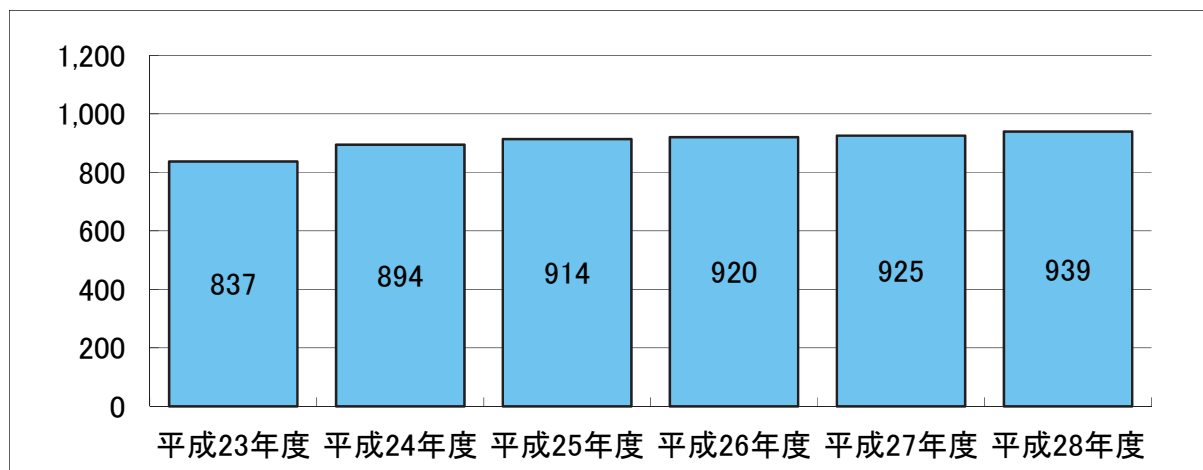


図 6 - 2 地域生活支援サービス支給決定者数の推移 (単位：人)

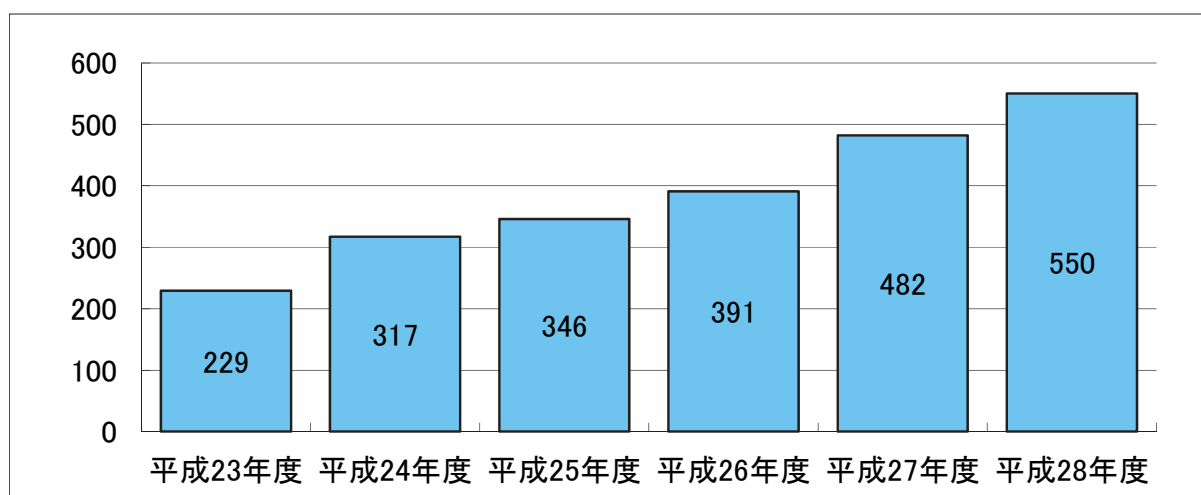


※ 各年度内支給決定実人数

表 6 - 3 地域生活支援サービス支給決定者数の推移 (単位：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
支給決定者数	837	894	914	920	925	939

図 6 - 3 障害児通所支援サービス支給決定者数の推移 (単位：人)



※ 各年度内支給決定実人数

表 6 - 4 障害児通所支援サービス支給決定者数の推移 (単位：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
支給決定者数	—	317	346	391	482	550
参考：児童 デイサービス	229	—	—	—	—	—

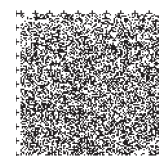
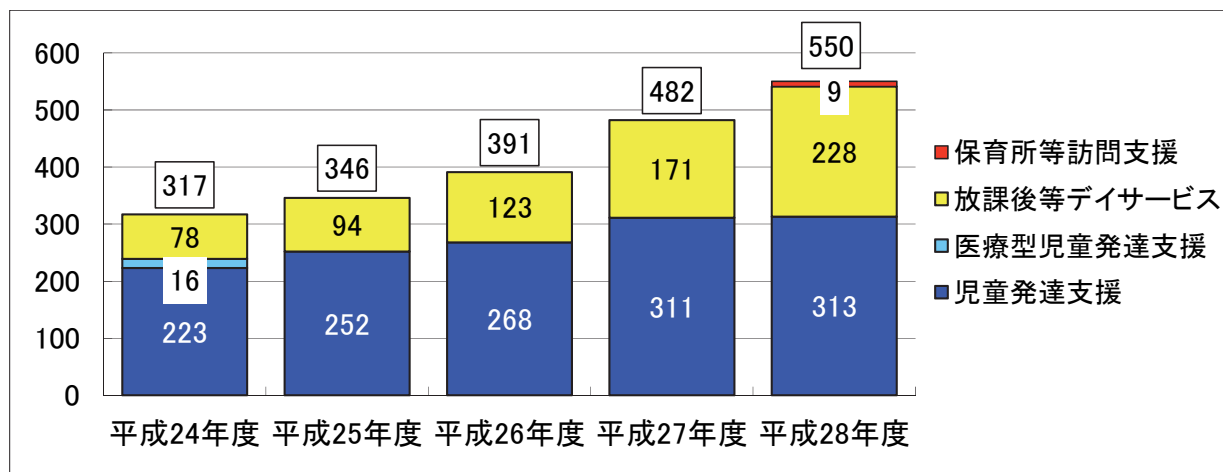
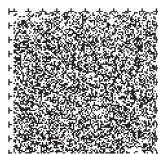


図 6 - 4 障害児通所支援サービス支給決定者数の内訳の推移 (単位：人)



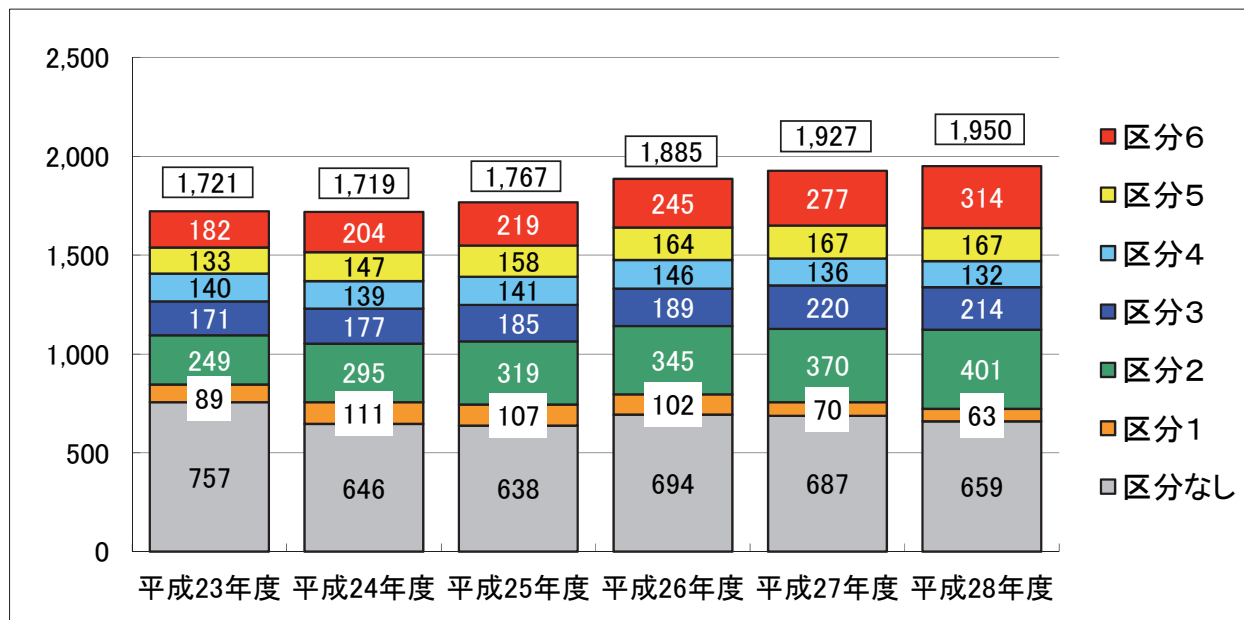
- ※ 各年度内支給決定実人数
- ※ 医療型児童発達支援の実績はありません
- ※ 平成 28 年度の保育所等訪問支援の利用児 9 名中 5 名は、児童発達支援を合わせて利用していました。



(7) 障害支援（程度）区分別認定者数

平成 28 年度末現在の障害支援区分認定者数は 1,950 人で、区分 2 に認定されている人が 401 人と最も多くなっています。

図 7 障害支援（程度）区分別認定者数の推移 (単位：人)

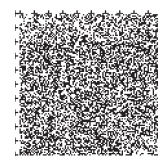


※ 各年度末日現在

※ 平成 26 年 4 月 1 日から、「障害程度区分」から「障害支援区分」へ名称・定義が改正されました。

表 7 障害支援（程度）区分別認定者数の推移 (単位：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
区分 6	182	204	219	245	277	314
区分 5	133	147	158	164	167	167
区分 4	140	139	141	146	136	132
区分 3	171	177	185	189	220	214
区分 2	249	295	319	345	370	401
区分 1	89	111	107	102	70	63
区分なし	757	646	638	694	687	659

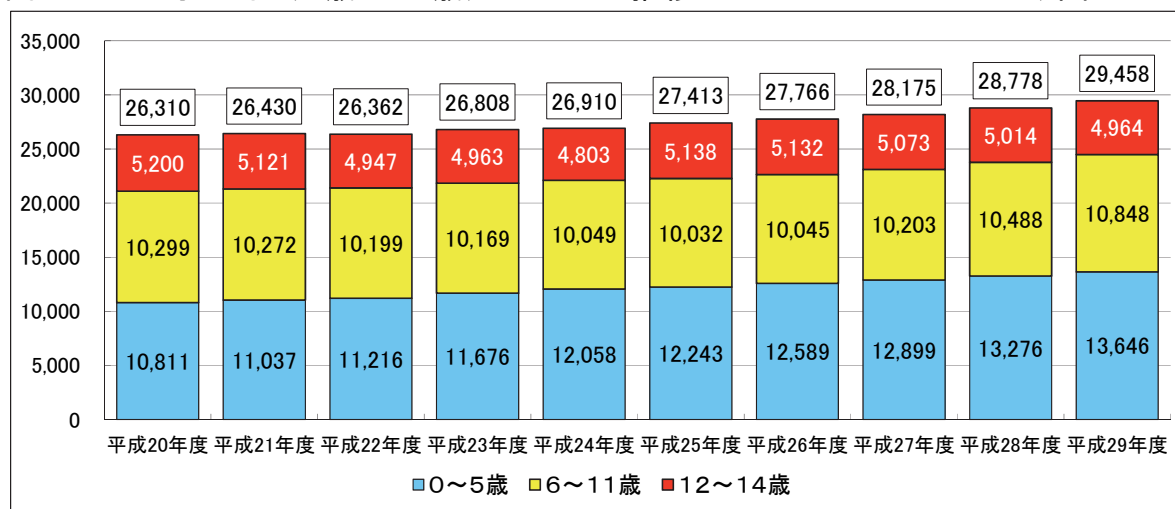


(8) 新宿区の子どもの状況等

①子ども（0歳～14歳）の人口

この10年間で1割強増加しています。

図8-1 子ども（0歳～14歳）の人口の推移 (単位：人)

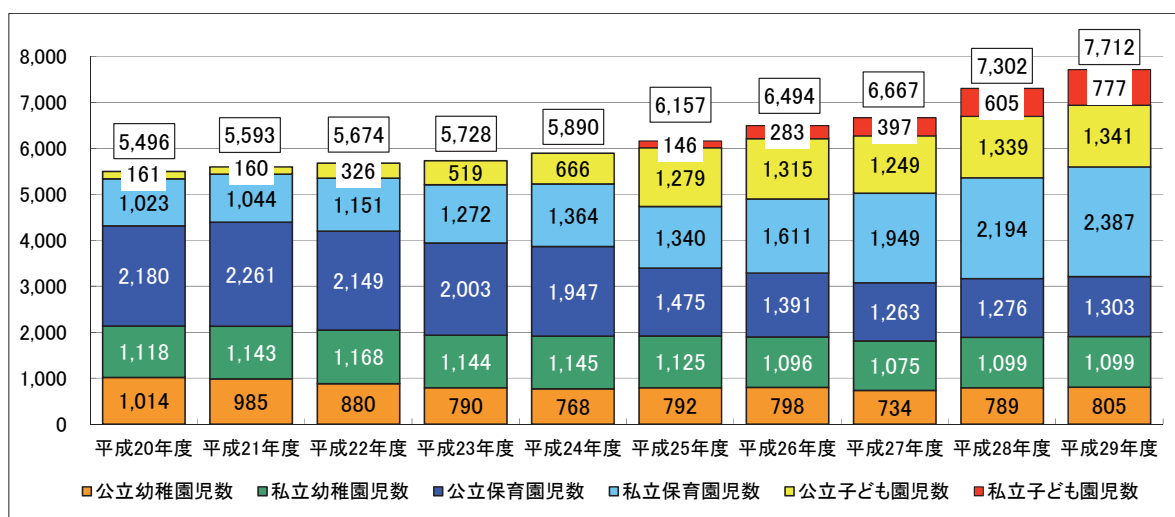


※ 各年4月1日現在、外国人登録人口を含む

②幼稚園・保育園・子ども園児数

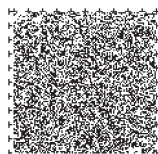
この10年間で約4割増加しています。

図8-2 幼稚園・保育園・子ども園児数の推移 (単位：人)



※ 幼稚園児数：各年度5月1日現在、保育園児数：各年度4月1日現在

※ 子ども園児数：20～22年度5月1日現在、23～29年度4月1日現在

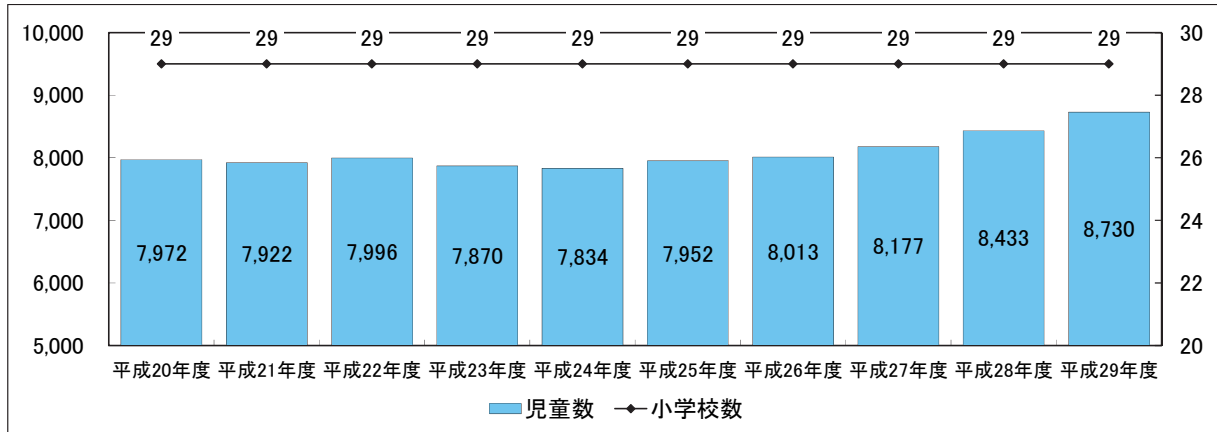


③区立小学校・中学校の児童・生徒数

ア 小学校児童数（通常学級）

この10年間で、1割弱増加しています。

図8-3 小学校児童数・小学校数の推移 (単位：人、校)

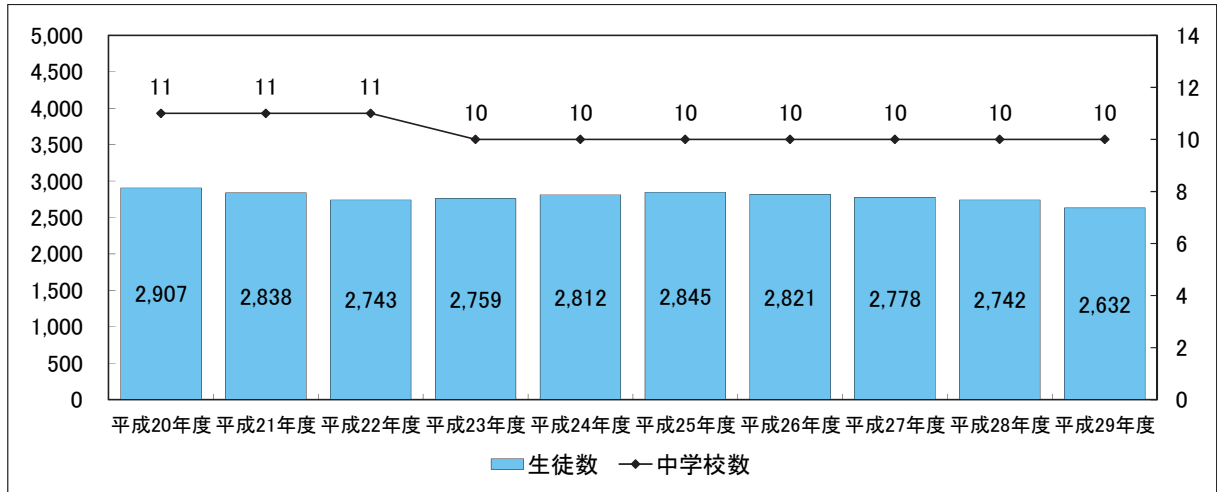


※ 各年度5月1日現在

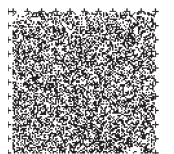
イ 中学校生徒数（通常学級）

この10年間で、1割弱減少しています。

図8-4 中学校生徒数・中学校数の推移 (単位：人、校)



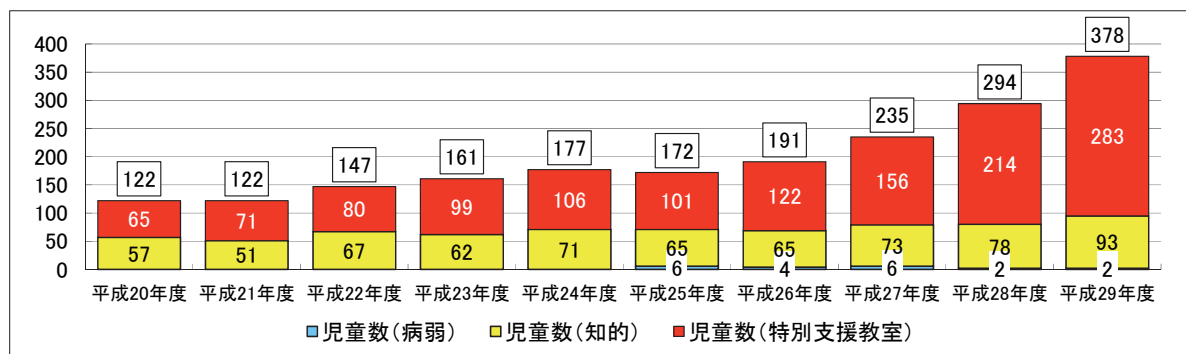
※ 各年度5月1日現在



ウ 小学校（特別支援学級・特別支援教室）児童数

増加が顕著で、特別支援教室の児童数はこの10年間で4倍以上に増加しています。

図8-5 小学校（特別支援学級・特別支援教室）児童数の推移（単位：人）



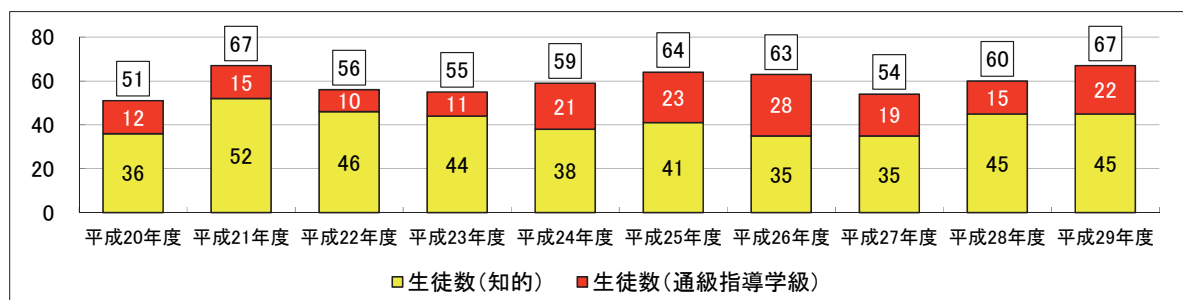
※ 各年度5月1日現在

※ 特別支援教室「まなびの教室」…通常の学級での学習に概ね参加できるものの、情緒障害♦や発達障害♦（学習障害、注意欠陥多動性障害等）のため特別な指導を必要とする児童のため、全区立小学校に設置している教室

エ 中学校（特別支援学級・通級指導学級）生徒数

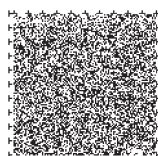
増減を繰り返しながら、この10年間で3割強増加しています。

図8-6 中学校（特別支援学級・通級指導学級）生徒数の推移（単位：人）



※ 各年度5月1日現在

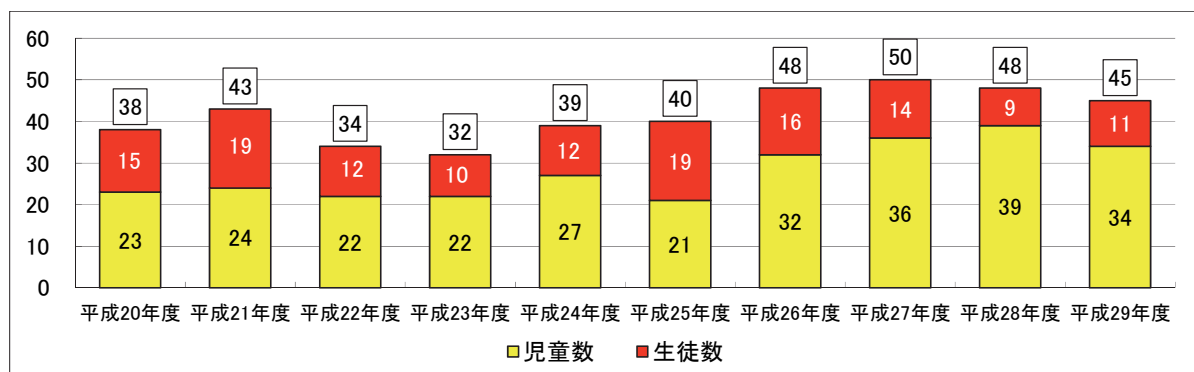
※ 通級指導学級…通常の学級での学習に概ね参加できるものの、情緒障害や発達障害（学習障害、注意欠陥多動性障害等）のため特別な指導を必要とする生徒のため、区立中学校に設置している学級



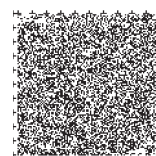
オ 特別支援学校（新宿養護学校）児童・生徒数

増減を繰り返しながら、この10年間で2割近く増加しています。

図8-7 特別支援学校（新宿養護学校）児童・生徒数の推移（単位：人）



※ 各年度5月1日現在



2 障害者生活実態調査の結果概要

(1) 調査の概要

① 調査の目的

「障害者計画、第1期障害児福祉計画・第5期障害福祉計画」を平成29年度に策定するにあたり、平成28年度に新宿区内在住の障害者・障害児の生活実態、障害福祉サービス等の利用意向及び利用状況等を把握するための調査を実施しました。

② 調査の対象・配付・回収状況

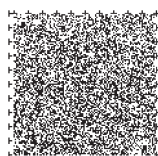
配布・回収状況	抽出方法	配布数	回収数	回収率
1 在宅の方	層別抽出	4,861	2,411	49.6%
身体障害		2,288	1,174	51.3%
知的障害		693	386	55.7%
精神障害		1,685	757	44.9%
難病患者		195	94	48.2%
2 施設に入所している方	悉皆調査	238	149	62.6%
3 18歳未満の方の保護者の方	悉皆調査	688	389	56.5%
4 サービス事業者の方	悉皆調査	163	116	71.2%
全体		5,950	3,065	51.5%

③ 調査方法

郵送配付、郵送回収

④ 調査期間

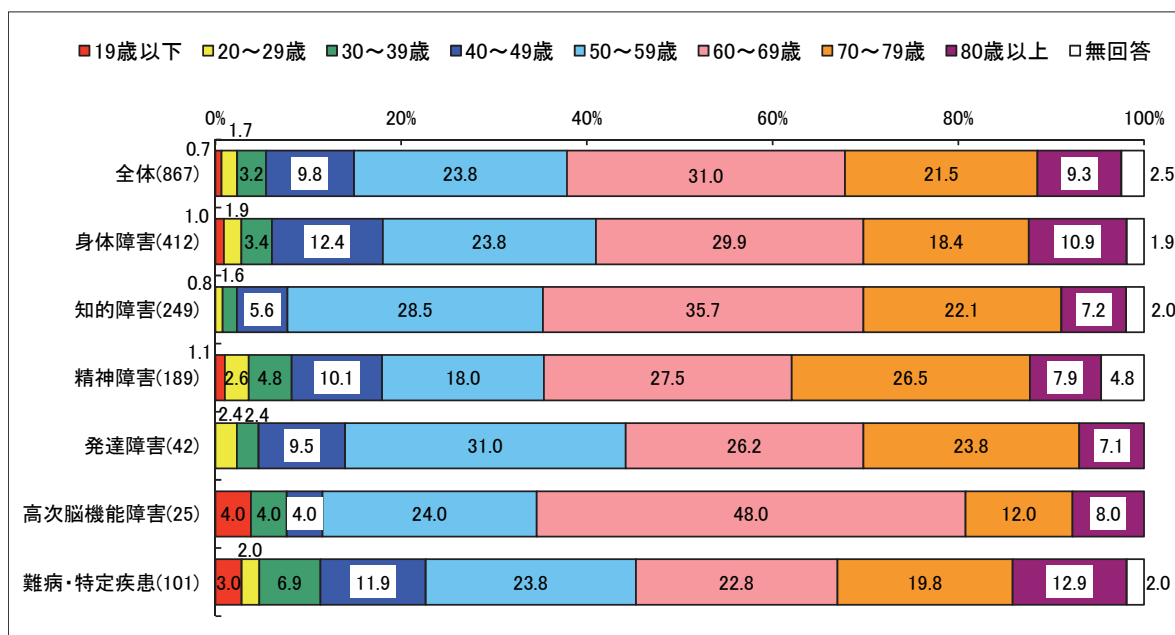
平成28年11月14日(月)から平成28年11月28日(月)まで



(2) 調査結果の概要

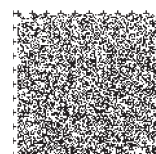
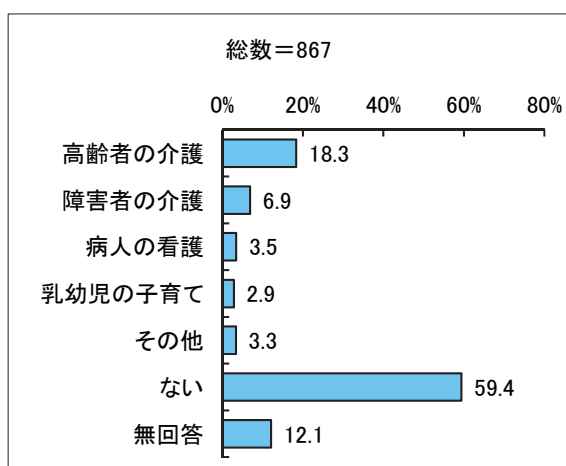
① 主な介助・支援者の年齢【在宅の方】

全体では「60～69 歳」が 31.0%と最も多く、次いで「50～59 歳」が 23.8%、「70～79 歳」が 21.5%などとなっており、「60～69 歳」、「70～79 歳」、「80 歳以上」を合わせた『60 歳代以上』の回答は 61.8%となっています。障害別に見ても、すべての属性で『60 歳代以上』の回答が半数を超えています。



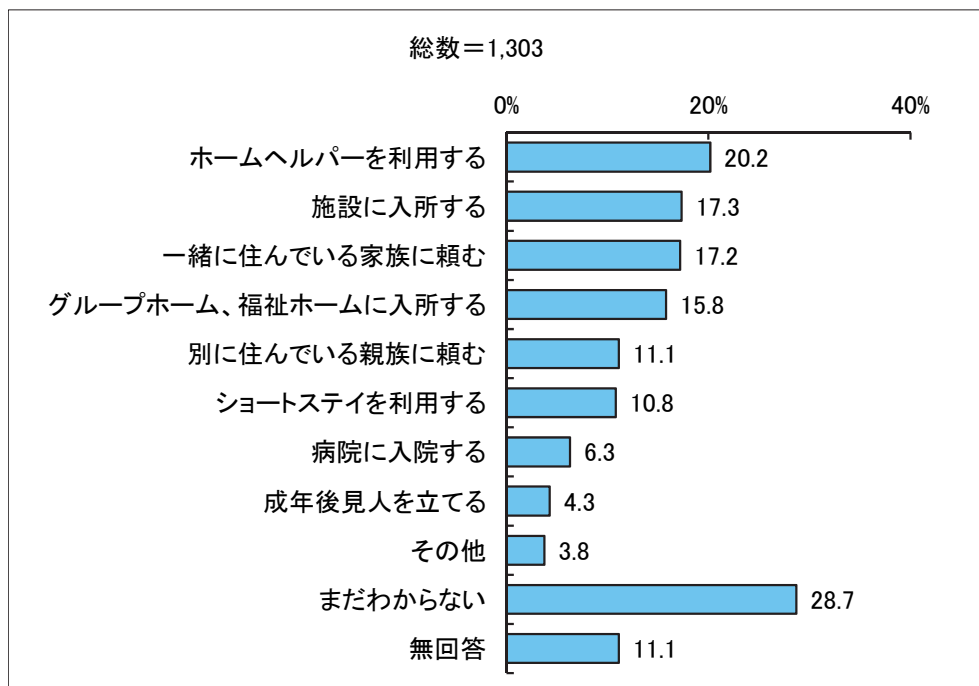
② 主な介助・支援者のあなた以外への介助・支援状況【在宅の方】

全体では「高齢者の介護」が 18.3%で最も多く、次いで「障害者の介護」が 6.9%、「病人の看護」が 3.5%などとなっています。一方、「ない」は 59.4%となっています。障害別に見ると、発達障害♦、高次脳機能障害♦、知的障害で「高齢者の介護」がやや多くなっています。



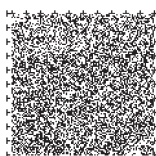
③ 主な介助・支援者が介助・支援できなくなった場合どうするか 【在宅の方】

全体では「ホームヘルパーを利用する」が20.2%と最も多く、次いで「施設に入所する」が17.3%、「一緒に住んでいる家族に頼む」が17.2%などとなっています。障害別に見ると、知的障害では「グループホーム♦、福祉ホーム♦に入所する」、精神障害、難病・特定疾患では「まだわからない」が特に多くなっています。



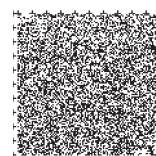
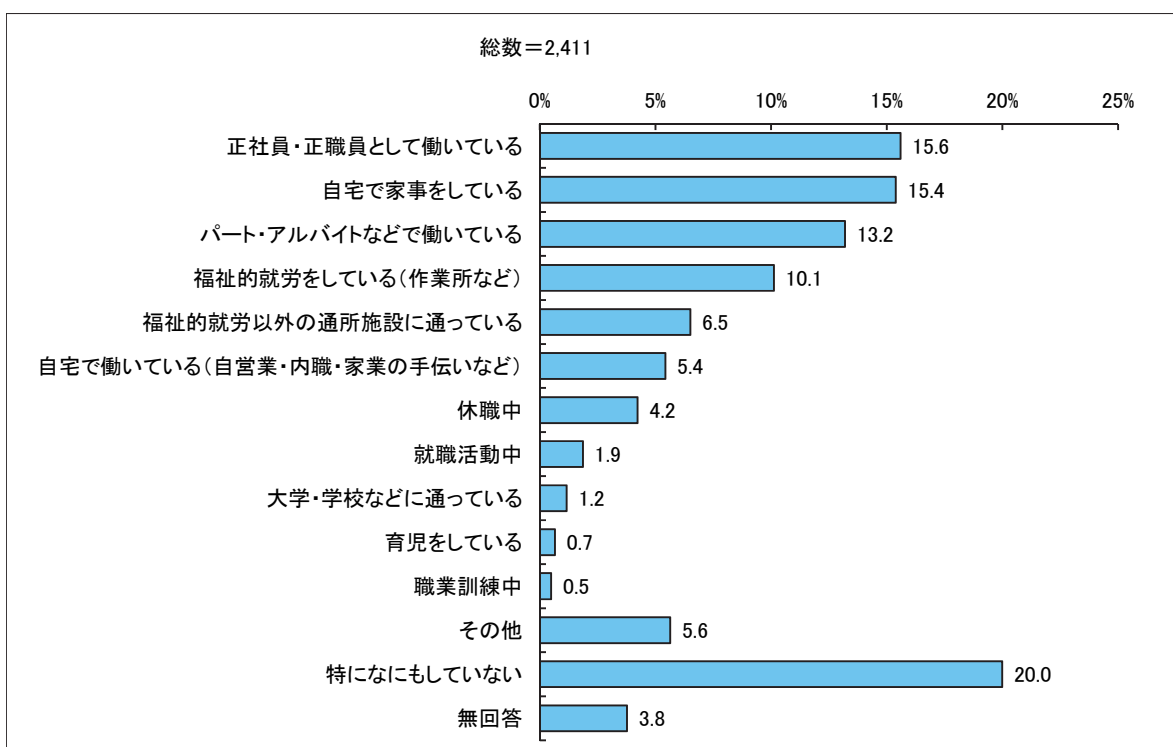
<過去の調査結果との比較>

順位	平成 25 年度 (総数=1,912)	平成 23 年度 (総数=1,010)
1位	一緒に住んでいる家族に頼む 18.1%	一緒に住んでいる家族に頼む 22.0%
2位	施設に入所する 15.4%	施設に入所する 18.3%
3位	ホームヘルプを利用する 14.8%	ホームヘルプを利用する 16.9%
4位	グループホーム、ケアホーム、福祉ホームに入所する 12.1%	グループホーム、ケアホーム、福祉ホームに入所する 16.9%
5位	別に住んでいる家族に頼む 11.8%	別に住んでいる家族に頼む 14.3%



④ 平日の日中の主な過ごし方【在宅の方】

全体では「正社員・正職員として働いている」が 15.6%で最も多く、次いで「自宅で家事をしている」が 15.4%、「パート・アルバイトなどで働いている」が 13.2%などとなっています。障害別に見ると、身体障害では「正社員・正職員として働いている」、知的障害、発達障害♦では「福祉的就労をしている（作業所など）」、精神障害では「自宅で家事をしている」、高次脳機能障害♦では「特になにもしていない」が多くなっています。

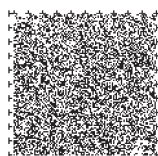
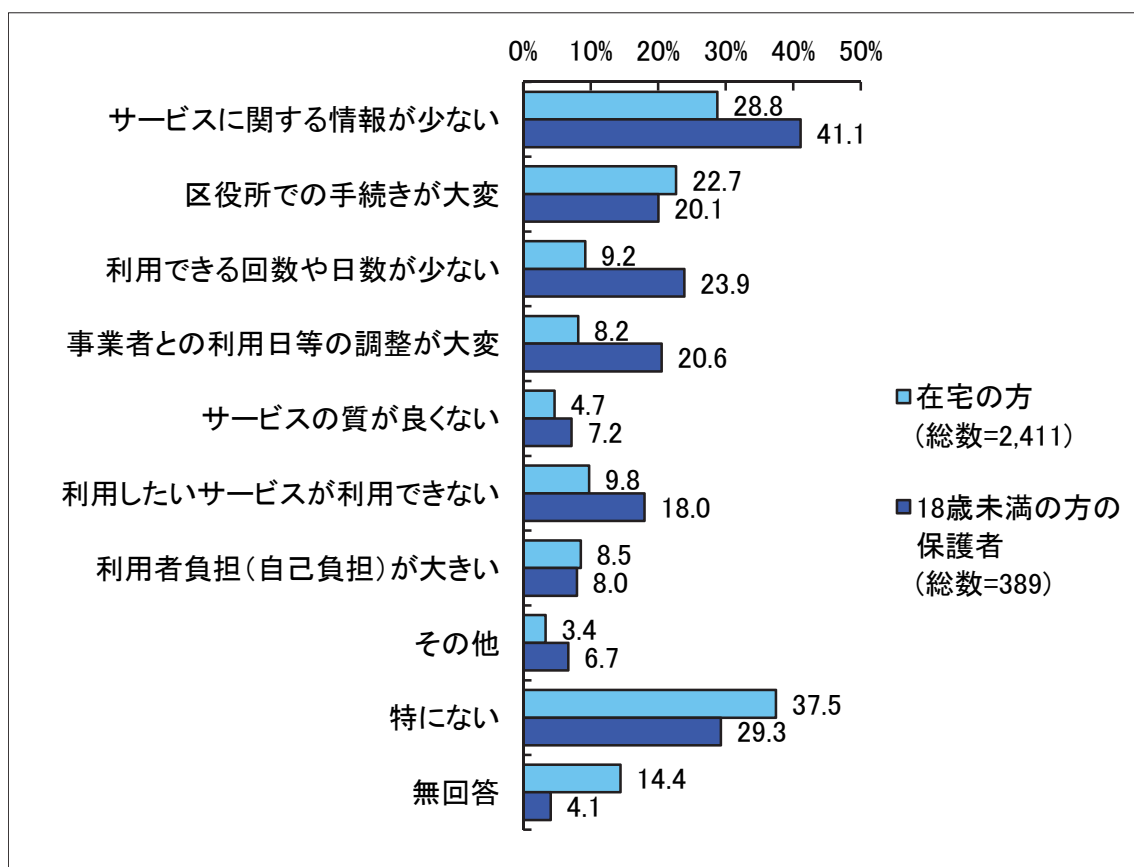


⑤ サービス利用に関して困っていること

【在宅の方、18歳未満の方の保護者】

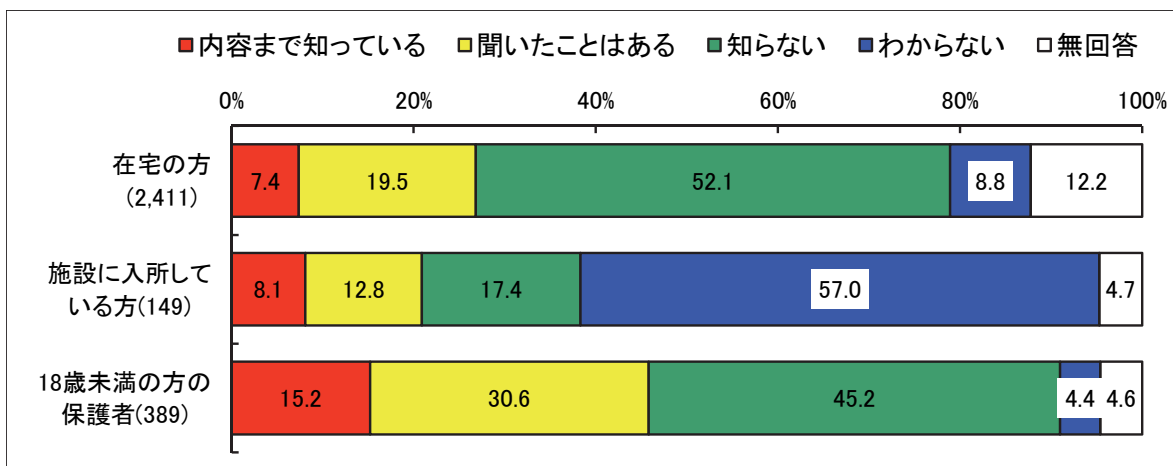
在宅の方の回答では「サービスに関する情報が少ない」が28.8%と最も多く、次いで「区役所での手続きが大変」が22.7%、「利用したいサービスが利用できない」が9.8%などとなっています。一方、「特にない」は37.5%となっています。障害別に見ると、知的障害では「区役所での手続きが大変」がやや多く、高次脳機能障害♦、発達障害♦では「サービスに関する情報が少ない」が特に多くなっています。

18歳未満の方の保護者の回答では「サービスに関する情報が少ない」が41.1%と最も多く、次いで「利用できる回数や日数が少ない」が23.9%、「事業者との利用日等の調整が大変」が20.6%などとなっています。障害別に見ると、身体障害では「利用したいサービスが利用できない」、知的障害、発達障害では「サービスに関する情報が少ない」が多くなっています。



⑥ 障害者差別解消法♦が施行されたことについての認知状況
【在宅の方、施設に入所している方、18歳未満の方の保護者】

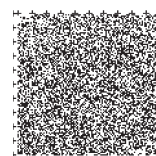
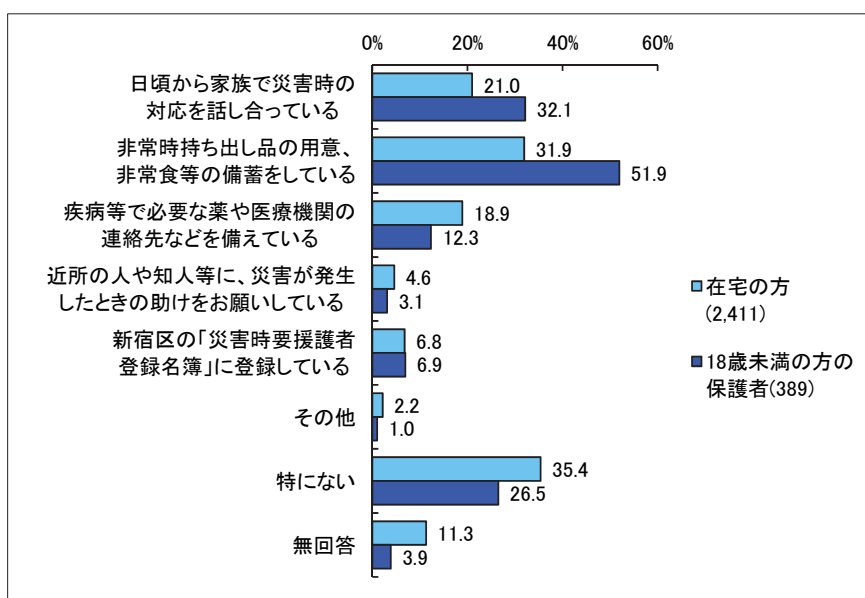
最も多い回答は、在宅の方では「知らない」が52.1%、施設に入所している方では「わからない」が57.0%、18歳未満の方の保護者では「知らない」が45.2%となっています。



⑦ 災害に対してどのような備えをしているか
【在宅の方、18歳未満の方の保護者】

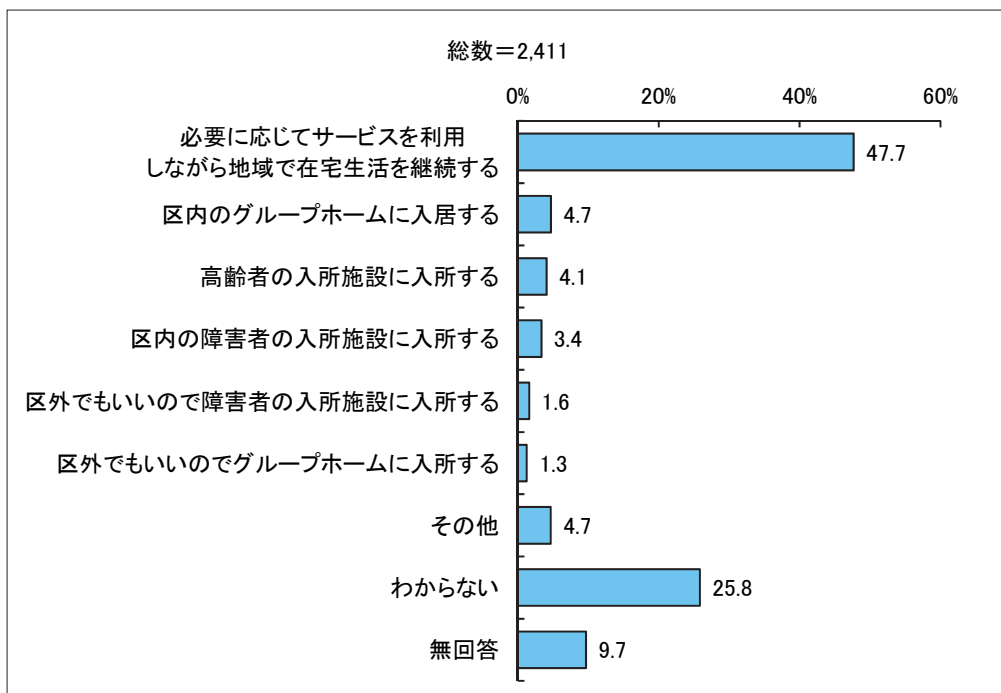
在宅の方の回答では「非常時持ち出し品の用意、非常食等の備蓄をしている」が31.9%と最も多く、次いで「日頃から家族で災害時の対応を話し合っている」が21.0%となっています。

18歳未満の方の保護者では「非常時持ち出し品の用意、非常食等の備蓄をしている」が51.9%と最も多く、次いで「日頃から家族で災害時の対応を話し合っている」が32.1%となっています。



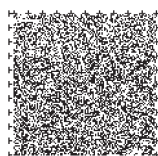
⑧ 今後希望する生活【在宅の方】

全体では「必要に応じてサービスを利用しながら地域で在宅生活を継続する」が47.7%と最も多く、次いで、かなり差があり「区内のグループホーム♦に入居する」が4.7%、「区内の障害者の入所施設に入所する」が3.4%などとなっています。障害別に見ると、知的障害、発達障害♦では、「区内のグループホームに入居する」と「区内の障害者の入所施設に入所する」がやや多くなっています。



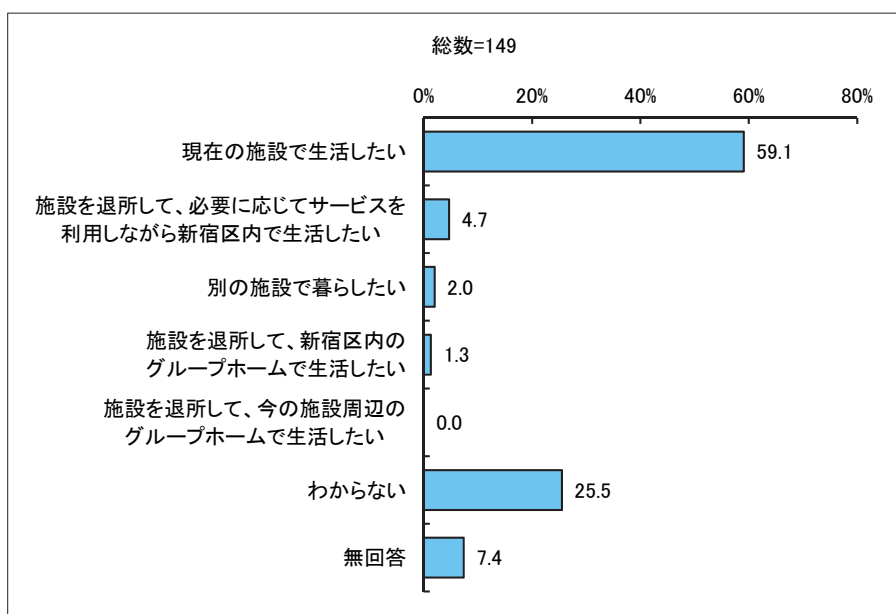
<過去の調査結果との比較>

順位	平成 25 年度 (総数=2,836)	平成 23 年度 (総数=1,680)
1位	地域で独立して生活する 31.3%	地域で独立して生活する 28.8%
2位	親や親族のもとで生活する 19.8%	親や親族のもとで生活する 19.7%
3位	区内に障害者の入所施設があれば入所する 7.3%	区内に障害者の入所施設があれば入所する 6.5%
4位	高齢者の入所施設に入所する 6.6%	グループホームなどに入居する 4.3%
5位	グループホームなどに入居する 4.5%	高齢者の入所施設に入所する 3.9%



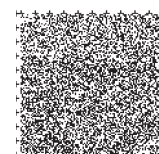
⑨ 今後希望する生活【施設に入所している方】

全体では「現在の施設で生活したい」が 59.1%と最も多く、次いで「施設を退所して、必要に応じてサービスを利用しながら新宿区内で生活したい」が 4.7%、「別の施設で暮らしたい」が 2.0%などとなっています。障害別に見ると、身体障害では、知的障害よりも「現在の施設で生活したい」の回答割合がやや高くなっています。



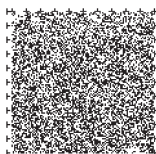
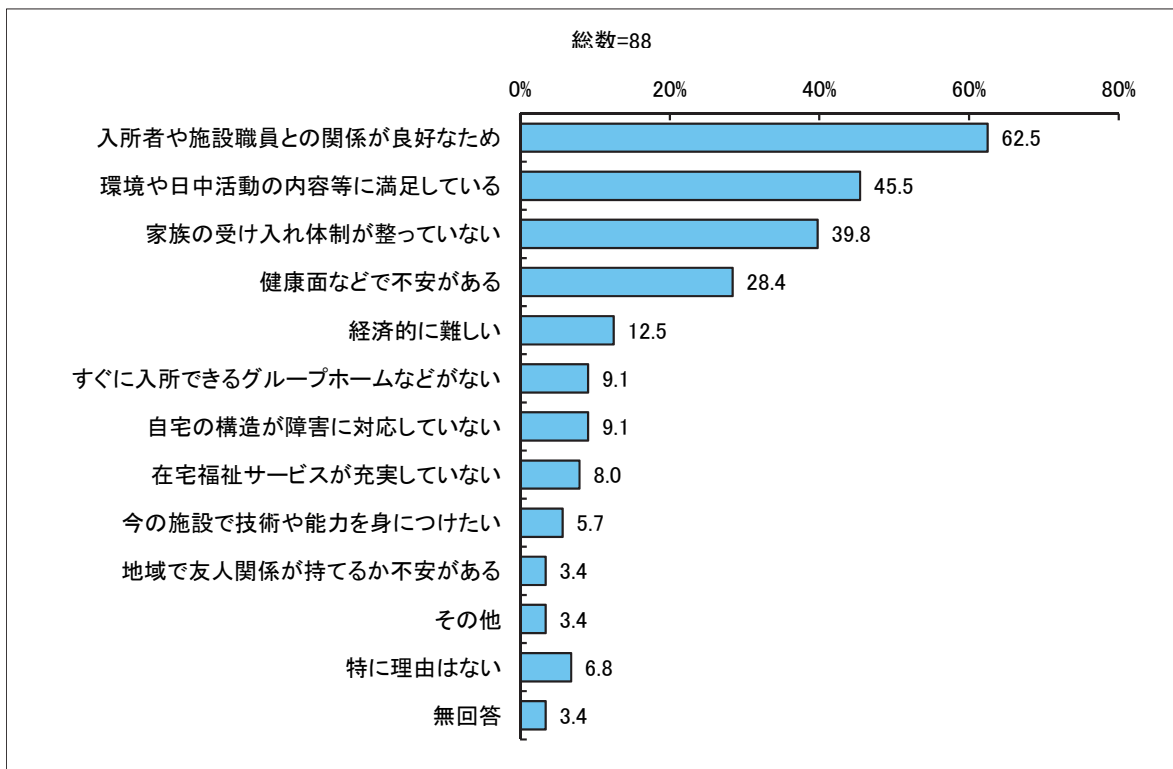
<過去の調査結果との比較>

順位	平成 25 年度 (総数=132)	平成 23 年度 (総数=110)
1位	現在の施設で生活したい 60.6%	現在の施設で生活したい 20.0%
2位	別の施設で暮らしたい 6.8%	家族と暮らしたい 19.7%
3位	施設を退所して、家族と生活したい 5.3%	グループホームなどで生活したい 9.1%
4位	施設を退所して、独立して生活したい 3.0%	独立して生活したい 1.8%
5位	施設を退所して、グループホームなどで生活したい 1.5%	高齢者の入所施設に入所する 3.9%



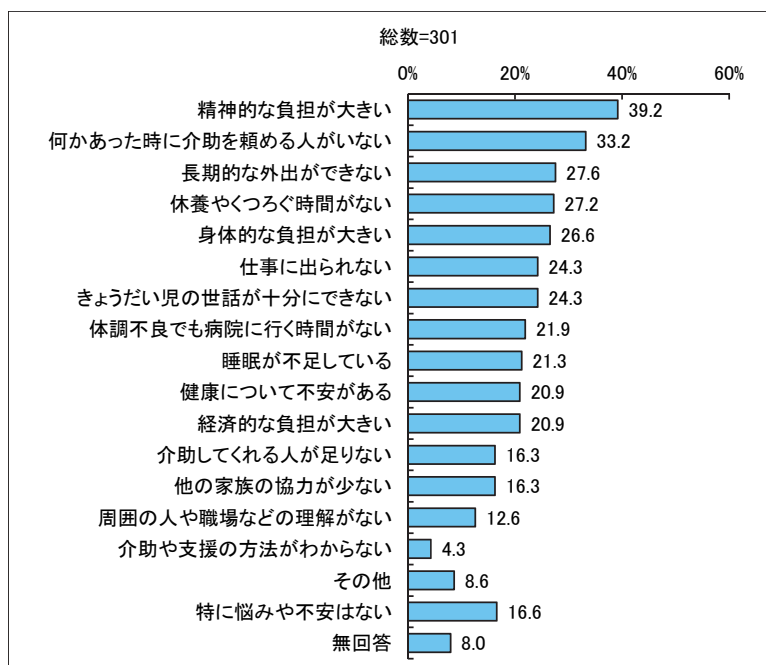
⑩ 現在の施設での生活を続けたい理由【施設に入所している方】
 (※⑨の設問で「現在の施設で生活したい」と回答した方)

全体では「入所者や施設職員との関係が良好なため」が 62.5%と最も多く、次いで「環境や日中活動の内容等に満足している」が 45.5%、「家族の受け入れ体制が整っていない」が 39.8%などとなっています。



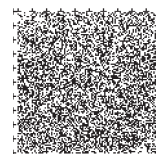
⑪ 主な介助者の悩みや不安【18歳未満の方の保護者】

全体では「精神的な負担が大きい」が 39.2%と最も多く、次いで「何かあった時に介助を頼める人がいない」が 33.2%、「長期的な外出ができない」が 27.6%などとなっています。障害別に見ると、身体障害では「身体的な負担が大きい」、発達障害♦では「精神的な負担が大きい」が特に多くなっています。



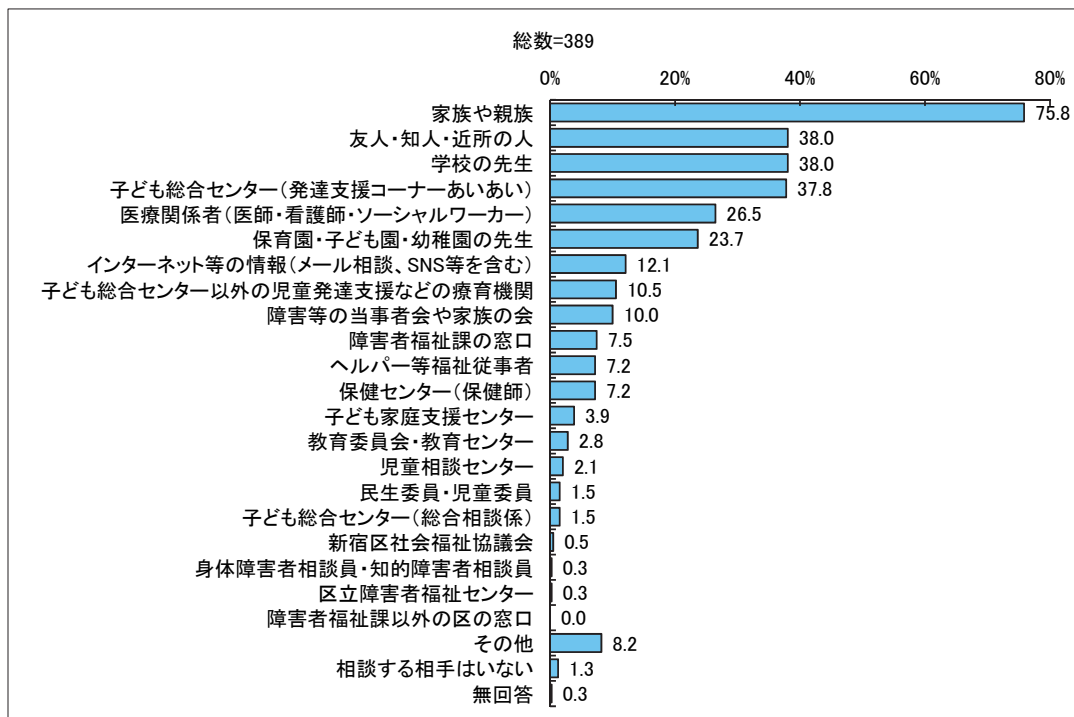
<過去の調査結果との比較>

順位	平成 25 年度 (総数=238)	平成 23 年度 (総数=177)
1位	精神的な負担が大きい 44.4%	精神的な負担が大きい 44.6%
2位	何かあった時に介助を頼める人がいない 39.3%	何かあった時に介助を頼める人がいない 44.1%
3位	休養やくつろぐ時間がない 31.4%	長期的な外出ができない 38.4%
4位	身体的な負担が大きい 28.9%	休養やくつろぐ時間がない 31.1%
5位	きょうだい児の世話が十分にできない 28.5%	身体的な負担が大きい 29.9%
6位	長期的な外出ができない 27.6%	経済的な負担が大きい 29.4%
7位	仕事に出られない 24.7%	健康について不安がある 27.1%
8位	睡眠が不足している 22.2%	仕事に出られない 23.7%



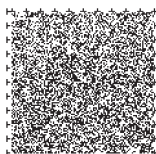
⑫ 困ったときに相談する相手【18歳未満の方の保護者】

全体では「家族や親族」が75.8%と最も多く、「友人・知人・近所の人」と「学校の先生」が38.0%、「子ども総合センター（発達支援コーナーあいあい）」が37.8%などとなっています。障害別に見ると、身体障害、知的障害では「学校の先生」、手帳・診断なしでは「子ども総合センター（発達支援コーナーあいあい）」が特に多くなっています。



<過去の調査結果との比較>

順位	平成 25 年度(総数=366)	平成 23 年度(総数=204)
1位	家族や親族 74.6%	家族や親族 67.2%
2位	医療関係者(医師・看護師・ソーシャルワーカー) 35.5%	学校の教職員 47.1%
3位	友人・知人 34.7%	医療関係者(医師・看護師・ソーシャルワーカー) 45.1%
4位	子ども総合センター 33.1%	友人・知人 42.2%
5位	学校の教職員 32.2%	障害者の会や家族の会 14.2%
6位	保育園・子ども園・幼稚園の教職員 17.5%	区の窓口 10.8%
7位	インターネット等の情報 15.3%	ホームヘルパー 10.3%
8位	障害者福祉課の窓口 11.5%	インターネット 8.8%

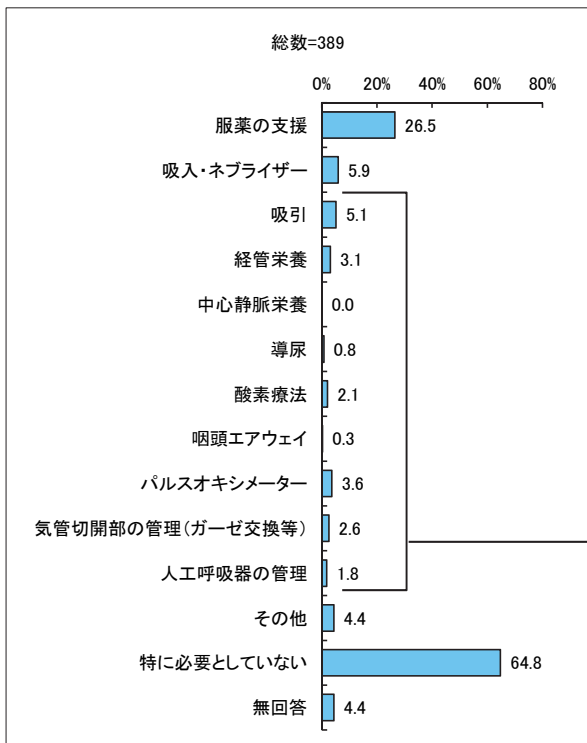


⑬ 日常的に必要としている医療的ケア♦【18歳未満の方の保護者】

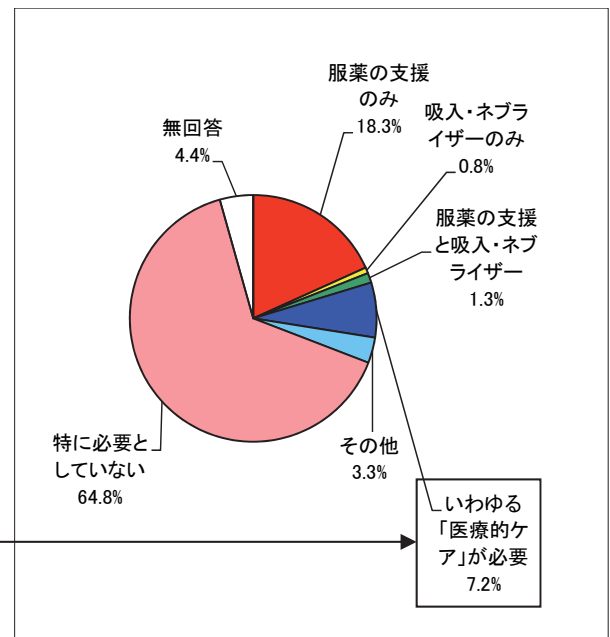
全体では「服薬の支援」が26.5%で最も多く、次いで「吸入・ネブライザー♦」が5.9%、「吸引」が5.1%などとなっています。「特に必要としていない」は64.8%となっています。

「服薬の支援」、「吸入・ネブライザー」、「その他」を除き、「吸引」から「人工呼吸器の管理」までを統合した「いわゆる『医療的ケア』が必要」な状態に当てはまる人は7.2%となっています。

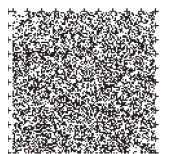
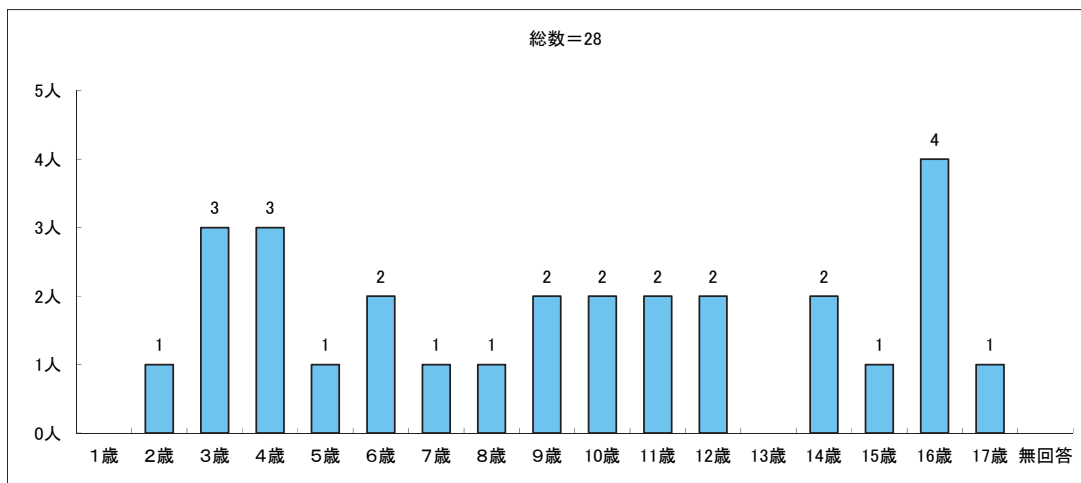
■全体



●回答項目の統合

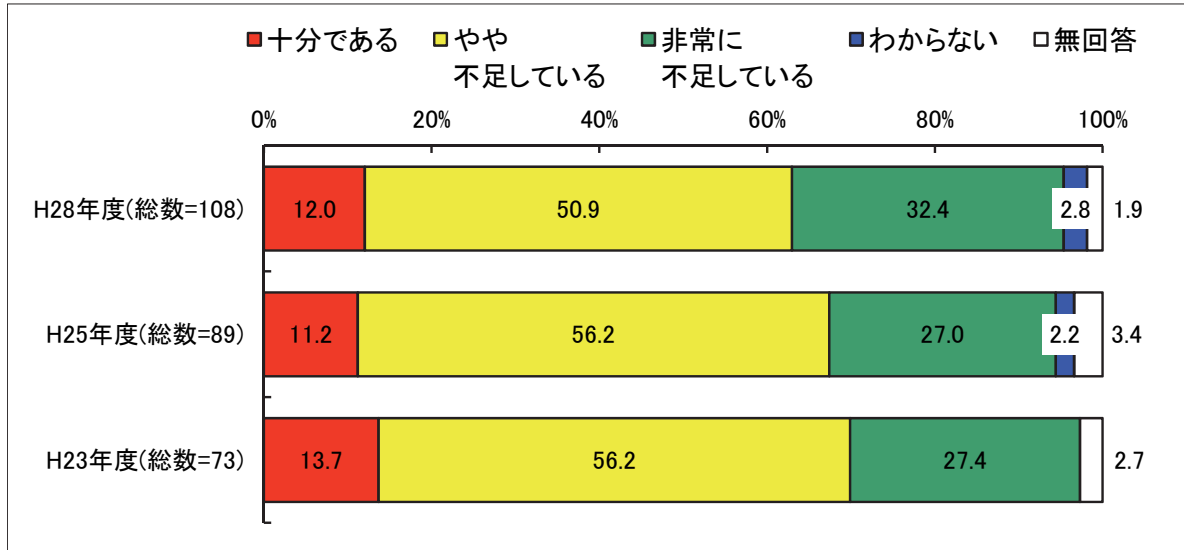


いわゆる「医療的ケア」が必要と回答した児童の年齢



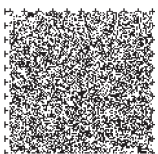
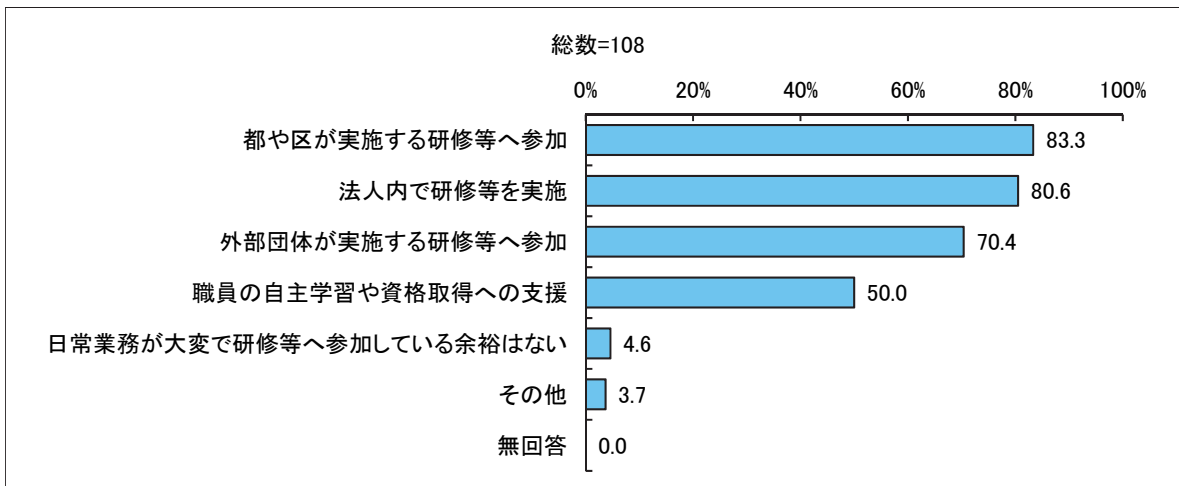
⑭ 職員の充足状況【サービス事業者の方】

「やや不足している」が50.9%と全体の約半数を占めており、「非常に不足している」の32.4%と合わせると8割を超える事業所で職員が不足しています。一方、「十分である」は12.0%となっています。



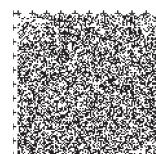
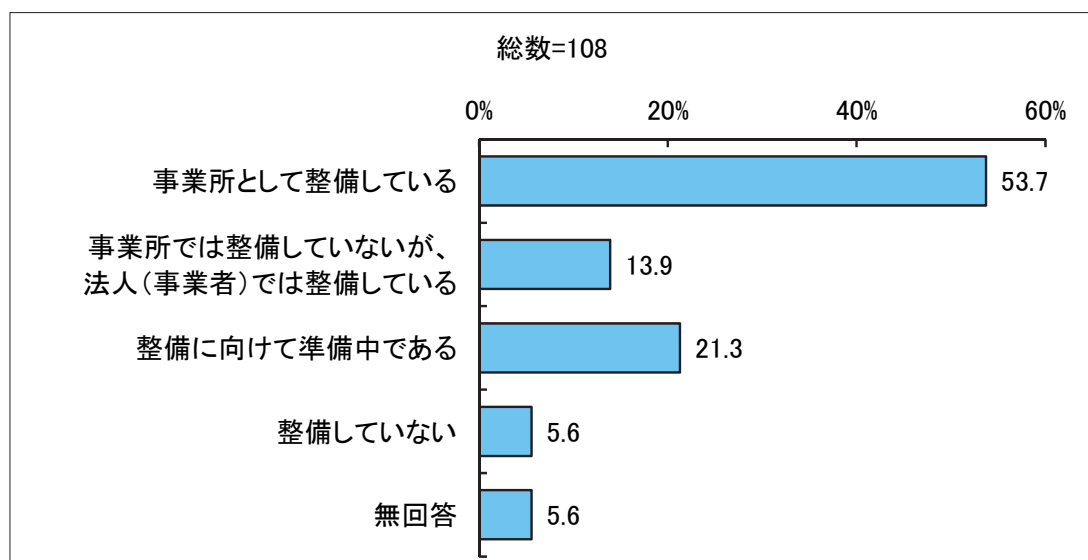
⑮ 人材育成のための取組【サービス事業者の方】

「都や区が実施する研修等へ参加」が83.3%と最も多く、次いで「法人内で研修等を実施」が80.6%、「外部団体が実施する研修等へ参加」が70.4%などとなっています。



⑯ 虐待防止マニュアルの整備状況【サービス事業者の方】

「事業所として整備している」が 53.7%と最も多く、次いで「整備に向けて準備中である」が 21.3%、「事業所では整備していないが、法人（事業者）では整備している」が 13.9%となっています。一方、「整備していない」は 5.6%となっています。



第3章 計画の基本理念と基本目標

1 障害者計画で大切にしたいこと※

今期の障害者計画の策定にあたって、区が大切にしたいことをお伝えします。

新宿区障害児福祉計画の策定

障害者計画のこれまでの施策体系を見直し、障害児に関する個別施策について前面に打ち出します。個々に応じた健やかな成長のため、過不足なくサービスを提供できるように、区は、専門性や個別性の高い支援や早期療育、関係機関の連携について、これまで以上に力を注いでいきます。

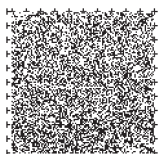
また、児童福祉法の改正により、障害児福祉計画を定めることになり、第1期障害児福祉計画を、第5期障害福祉計画と一体的に策定しました。就学前の子どもたちのための療育や、就学している子どもの生活能力や社会性をはぐくむ通所支援サービス、障害児相談支援のサービス提供体制の確保の方策や成果目標について定めて、計画的に取り組んでいきます。

障害者差別解消と権利擁護の推進

障害のある人もない人も、人として等しく充実した人生を送る権利があります。障害があることが理由で、正当な理由のない差別的な対応を受け、飲食店等で入店を拒否される・・・それは、障害者が甘んじて受け入れなければならない宿命でしょうか。そんな理不尽なことはありません。障害者の差別禁止は、国際条約で定められた万国共通の普遍的な理念です。

区は、新たな基本計画の中で「障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備」を個別施策に掲げています。障害のある人もない人も一人ひとりの人権と意思が尊重され、障害があるということによって差別されることなく、地域で誰もが尊厳を持って暮らし続けられるまちをめざします。それは人権と生命と多様性が尊重され、自己選択が保障される社会です。

東京2020オリンピック・パラリンピックでは、国内外から多くの障害のある観光客やアスリートが新宿を訪れることが予想されています。この大会を好機ととらえ、障害理解に向けた情報発信や交流イベントの開催等を積極的に行っていく、真のバリアフリー◆社会の実現をめざしていきます。



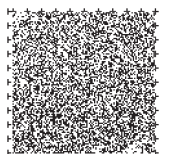
高齢化・重度化への対応

日本の高齢者人口の割合は増加の一途をたどっており、この状況は新宿区の障害者にとっても例外ではありません。

障害のあるなしに関わらず、年齢を重ねると今までできていたことが多かれ少なかれ困難になっていきます。目や耳が不自由になる方、脳血管障害から半身まひの後遺症が残った方、人工股関節手術をした方、心臓ペースメーカーや人工透析を始める方等、高齢期に入ってから障害者となる方は毎年大勢います。一方で、先天性や若年期からの障害者の場合は、元々の障害がさらに進行して不自由さが増大する方や、それまでの障害に加えて加齢に伴い手足や目、耳が不自由になる方、内部障害や精神障害を併発する方もいます。区内では支援の程度が重度の方が増加傾向にあります。高齢期の障害者の課題は、様々な個別の事情や背景があることを理解した上で、障害の重度化・重複化について考察する必要があります。

家族が日常のお世話をずっと行ってきた障害者の家庭で、主な介助者だった家族が高齢化し体が弱ってきたときや、病気になったときも、それまでと同じ生活を続けることが困難に陥ります。障害者本人の高齢化や障害の重度化だけでなく、年齢を重ねることに伴う家族の高齢化も、支援のあり方を見直すきっかけとなります。

障害者が住み慣れた地域で暮らし続けるには、家族の支援なしでも安心して過ごすことのできる住まいや日中の居場所、ホームヘルパー等その人ごとに真に必要な過不足のないサービス提供が必要です。年齢を重ねても障害が重くなっても、その人らしく充実した生活を送る事ができるよう、障害者福祉施策にとどまらず医療、保健、介護等とも連携し、支援できる体制づくりを目標にしていきます。インフォーマルな社会資源♦の活用についても検討を行い、持続可能な福祉社会を築いていきます。



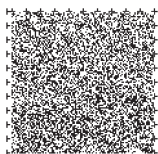
地域共生社会の実現

厚生労働省では、「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」を平成 29 年 2 月に示し、改革の骨格として、（1）地域課題の解決力の強化、（2）地域丸ごとのつながりの強化、（3）地域を基盤とする包括的支援の強化、（4）専門的人材の機能強化・最大活用の 4 つの柱を掲げています。地域包括ケアシステム[◆]の理念を普遍化し、高齢者のみならず、障害者や子どもなど生活上の困難を抱える方が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民と公的支援が連動することや、切れ目のない支援の実現をめざしています。

自助、互助、共助、公助という重層的な支え合いを示す普遍的な考え方のもと、少子高齢社会や財政状況の観点からも、バランスのとれた社会保障制度の重要性が増しています。

社会保障制度は障害者福祉の他に、子育て支援、高齢者介護、生活困窮者支援等、分野別に発展し、充実しつつあります。その一方、高齢期の障害者の支援や、障害者だけでなく高齢者の介護や子育てを一つの世帯で担っているダブル介護等の状況では、障害者福祉、高齢者介護、子育て支援等の複数の分野にまたがるサービスの利用や支援の連携が必要になります。「私たちの暮らすまち新宿」という地域において、福祉や介護に限定しない様々な生活課題の把握や、困難な状況にある本人のみならずその世帯全体を支えていくことが求められています。障害のある人もない人も共に生きる社会で、一人ひとりの暮らしと生きがいを共に支え合う地域共生社会をめざしていきます。

※「障害者計画で大切にしたいこと」については、平成 30 年度から 10 か年の障害者計画の策定にあたって、前回の計画策定時と比較して新たな視点で盛り込む必要があるものを取り上げています。



2 基本理念

◇ 障害者が尊厳を持って生活できる地域共生社会の実現

「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の批准にむけた一連の法改正や制度改正の一環として、平成 28 年 4 月、障害者差別解消法[◆]及び改正障害者雇用促進法[◆]が施行されました。

障害者権利条約では、「すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な共有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的」とし、障害者の権利の実現のための措置等について定めています。障害者差別解消法では、正当な理由なく障害を理由とした差別を行うことが明確に禁止されるとともに、合理的配慮[◆]の不提供も差別と位置付けています。

区は、この条約や障害者差別解消法の趣旨を尊重し、すべての障害者が、障害のない人と等しく、個人の尊厳が尊重され、それぞれの自己決定・自己選択によって地域の中で他の人々と共生することが妨げられずに、安心して暮らすことができ、区民一人ひとりが大切にされる地域共生社会をめざします。

◇ バリアフリー[◆]社会の実現

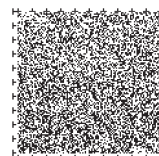
ノーマライゼーション[◆]の理念に基づき、障害のある人も障害のない人も地域を構成する一員として共に支えあい、障害者が自ら望む活動に積極的に参加できる共生社会を実現するために、すべての人たちが、障害についての理解を深めることが必要です。

区はあらゆる機会や場面を通じて、社会的・物理的なバリアフリーを促進し、こころの中のバリアもなくするために必要な合理的な配慮を怠らず、安全で豊かな地域共生社会をめざします。

◇ 必要な時に必要な支援が得られる地域共生社会の実現

乳幼児期から学齢期、成年期、高齢期に至るまで、障害者が地域の中で生き生きと成長し、その人らしく自立した生活を実現するために、それぞれのライフステージ[◆]に応じた切れ目のない支援が得られることが必要です。

区は、障害者やその家族の相談に的確に応じることをはじめ、関係するさまざまな分野にわたる支援・連携を一層強化し、適切な情報や必要なサービスの提供など、総合的な支援を受けられる地域共生社会の実現をめざします。



3 基本目標

基本目標Ⅰ 安心して地域生活を送れるための支援

「生活の中で出来ない事を手伝ってほしい」「働きたい」「誰かのためになりたい」など地域で生活するといってもその方によって思いは様々です。そのひとつひとつの思いを実現するために障害福祉のサービスや様々な支援のメニューがあります。自分が利用できるサービスは何か、それにはどのようなメニューがあるのか分からない、相談したくてもどこの誰に相談すれば良いか分からない・・・など、まだまだ障害者のための情報発信が少ないと感じている方が多くいます。自分の思いを受け止めてもらえる場所、SOSを出せる場所として、区の障害者福祉課内に設置した基幹相談支援センター、区立障害者福祉センター、区立障害者生活支援センター、社会福祉法人南風会シャロームみなみ風を中心とした地域生活支援体制について、より多くの人に周知して行く必要があります。

また、安心して新宿に住み、生活を続けることができるよう通所施設の支援機能を高めることやグループホーム♦の整備を促進し、住み慣れた新宿でいつまでも自分らしくいきいきと暮らしていけるような支援を続けていきます。

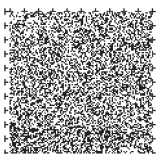
基本目標Ⅱ ライフステージ♦に応じた成長と自立への支援

赤ちゃんが幼児になり、やがて学童期を迎え、思春期、青年期、そして成年期を迎えます。ライフステージに応じて、その時その時に必要な相談、助言やサポートをちょうど良いタイミングで適切に受けることで、その子どもの力を最大限引き出し、様々な機能の発達を支援し、健やかな成長を促すことが可能になります。

医療技術の進歩等を背景として、医療的ケア♦を必要とする障害児が増加しています。身近な地域の中に頼りになる医療機関や看護、療育、子育て支援施設等があって、家族とともに手を携えてチームとして支えていける手厚い支援体制の構築が求められています。

発達障害♦児についても増加傾向にあります。早期療育、就園、就学、進学、就職とライフステージに応じた、切れ目のない適切な支援で、個性にあった発達と成長を促し、成長過程のつまずきや混乱を軽減できるよう、療育、保育、教育、就労支援等の関係機関の連携が大変重要です。

障害種別や程度に関わらず、一人ひとりの子どもの育ちを多機関・多職種が連携して保障していきます。



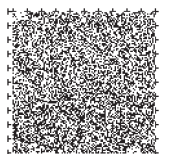
基本目標Ⅲ 地域共生社会におけるバリアフリー[◆]の促進

バリアフリーの促進には、建物の出入り口の段差にスロープを設置するといった物理的なバリアフリーと、障害のない人が障害のある人に抱く差別や偏見を解消し障害理解を促進していくという心のバリアフリーの2種類があります。視覚障害者のホーム転落事故では、駅のホームの構造的な危険性が明らかになるとともに、多くの人々にとっては声掛けやちょっとしたお手伝いをもっと積極的にした方がよかったのではないかと心のバリアフリーを考える出来事になりました。

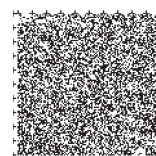
物理的なバリアフリーは、機材の導入や改修工事を行うことで実現することができるものもあります。設計の事前段階で、障害者や支援者等の意見を聴き、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン[◆]の施設整備の実現をめざしていきます。障害の種別や程度ごとに配慮すべきことが多種多様ですので、全ての人にとって100点満点というのは難しいものです。建設的対話を通じ、合意点を探る努力が必要です。

一方、心のバリアフリーはどうでしょう。障害者と実際に出会い、ともに時間を共有するような体験をして、自分自身の心の深いところでその人への親しみや共感、尊敬といった感情を抱いたことがあれば、障害者への理由なき嫌悪感や無関心、差別的な感情は軽減していき、障害理解に向けた大切な一歩を踏み出したことになるのではないのでしょうか。区では、障害理解促進にこれまで以上に力を入れていきます。

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向け、駅周辺等のまちづくりを推進し、区内の物理的なバリアフリー化を更に促進するとともに、障害理解の促進による心のバリアフリーも、一層推進していきます。



第2部 障害者施策の総合的展開 (新宿区障害者計画)



第1章 障害者施策の体系

「基本理念」のもとに、3つの「基本目標」と9つの「個別目標」を設け、計画を支える施策を「基本施策」、「個別施策」として示しました。

基本理念

- ◇ 障害者が尊厳を持って生活できる地域共生社会の実現
- ◇ バリアフリー◆社会の実現
- ◇ 必要な時に必要な支援が得られる地域共生社会の実現

基本目標

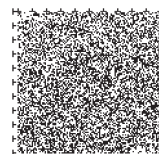
- I 安心して地域生活が送れるための支援
- II ライフステージ◆に応じた成長と自立への支援
- III 地域共生社会におけるバリアフリーの促進

個別目標

- 1 個々のニーズに応じた福祉サービスの提供と充実
- 2 障害等の早期発見と成長・発達への支援
- 3 地域サービスの充実・地域生活への移行の推進
- 4 多様な就労支援
- 5 社会活動の支援
- 6 障害者の権利を守り安心して生活できるための支援
- 7 こころのバリアフリー◆の促進
- 8 福祉のまちづくりの促進
- 9 障害者が安全に生活できるための支援

17 の基本施策

41 の個別施策



【個別目標に連なる「基本施策」と「個別施策」】

個別目標 1 個々のニーズに応じた福祉サービスの提供と充実

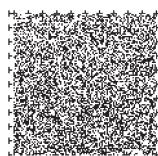
基本施策	個別施策
(1) 地域で日常生活を継続するための支援	① 相談支援の充実 (P58)
	② 日常生活を支える支援の充実 (P61)
	③ 保健医療サービスの充実 (P65)
	④ 家族への支援 (P69)
	⑤ 経済的自立への支援 (P71)
(2) サービスの質の向上のための支援	⑥ 利用者支援と苦情相談の充実 (P72)
	⑦ サービスを担う人材の確保・育成 (P73)
	⑧ 事業者への支援・指導の充実 (P74)
(3) 地域ネットワークの構築	⑨ 地域生活支援体制の推進【重点的な取組】 (P77)
	⑩ 地域の社会資源ネットワーク化と有効活用 (P79)

個別目標 2 障害等の早期発見と成長・発達への支援

基本施策	個別施策
(1) 子どもの発達に即した支援の充実	⑪ 障害等の早期発見・早期支援 (P80)
	⑫ 乳幼児期の子育てに関する相談の充実 (P81)
(2) 障害等のある子どもの療育、保育、教育、福祉の充実	⑬ 乳幼児期の支援体制の充実 (P84)
	⑭ 学齢期の支援体制の充実 (P86)
	⑮ 放課後支援等の日中活動の充実 (P90)
	⑯ 療育・保育・教育・福祉・保健施策の連携 (P91)
	⑰ 障害等のある子どもへの専門相談の推進【重点的な取組】 (P92)
	⑱ 学校教育修了後の進路の確保 (P95)

個別目標 3 地域サービスの充実・地域生活への移行の推進

基本施策	個別施策
(1) 地域で生活するための基盤整備	⑲ 日中活動の充実 (P96)
	⑳ 住まいの場の充実 (P98)
	㉑ 入所支援施設等の支援 (P100)
(2) 地域生活移行への支援	㉒ 施設からの地域生活移行の支援 (P102)
	㉓ 病院からの地域生活移行の支援【重点的な取組】 (P103)



個別目標 4 多様な就労支援

基本施策	個別施策
(1) 多様な就労ニーズに対応できる重層的な支援体制の充実	⑳ 就労支援の充実【重点的な取組】 (P105)
	㉑ 施設における就労支援の充実 (P108)
(2) 安心して働き続けられるための支援	㉒ 就労の継続及び復職等の支援の強化 (P113)

個別目標 5 社会活動の支援

基本施策	個別施策
(1) 社会参加の充実	㉓ コミュニケーション支援・移動支援の充実 (P115)
	㉔ 文化・スポーツ等への参加の促進 (P118)
	㉕ 社会参加の促進への支援の充実 (P119)

個別目標 6 障害者の権利を守り安心して生活できるための支援

基本施策	個別施策
(1) 障害者が権利の主体として生活するための支援	㉖ 障害者の差別解消・権利擁護の推進 (P122)
	㉗ 虐待の防止 (P126)
	㉘ 消費者被害の防止 (P127)

個別目標 7 こころのバリアフリー◆の促進

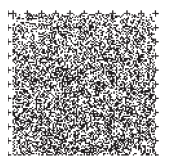
基本施策	個別施策
(1) 障害理解の促進	㉙ 障害理解への啓発活動の促進【重点的な取組】 (P128)
	㉚ 障害理解教育の推進 (P132)
	㉛ 広報活動の充実 (P133)
(2) 交流機会の拡大、充実による理解の促進	㉜ 互いに交流しあえる機会の充実 (P134)
	㉝ 地域で交流する機会の充実 (P136)
(3) 情報のバリアフリーの促進	㉞ 多様な手法による情報提供の充実 (P137)

個別目標 8 福祉のまちづくりの促進

基本施策	個別施策
(1) 人にやさしいまちづくり	㉟ ユニバーサルデザイン◆を基本としたまちづくりの促進【重点的な取組】 (P139)
(2) 人にやさしい建築物づくり	㊱ 建築物や住宅のバリアフリーの普及 (P143)

個別目標 9 障害者が安全に生活できるための支援

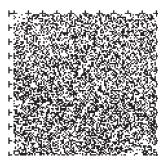
基本施策	個別施策
(1) 災害等から障害者を守り安全に生活できるための支援	㊲ 防災・防犯対策の推進 (P144)



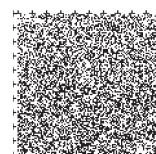
第2章 重点的な取組

本計画では、「基本目標」の実現に向けて、計画を支える「基本施策」を定め、特に積極的な取組により事業を推進していく必要がある次の「個別施策」を、重点的な取組として掲げました。

重点的な取組 1	地域生活支援体制の推進【個別施策⑨】
<p>基幹相談支援センターと区内3カ所の地域生活支援拠点施設（身体障害者の拠点「区立障害者福祉センター」、精神障害者の拠点「区立障害者生活支援センター」、知的障害者の拠点「シャロームみなみ風」）及び関係機関が連携し、障害者がいつでも相談でき、地域で安心して生活できるような地域生活支援体制を推進していきます。</p>	
重点的な取組 2	障害等のある子どもへの専門相談の推進【個別施策⑩】
<p>障害のある子どもや発達に心配のある子どもの相談支援環境を整備します。昨今、特に求められているのは専門性の高い相談です。子ども総合センターにおける発達検査や専門職による個別指導、保健センターにおける発達専門の小児科医師による相談、教育委員会における就学相談等で専門的な相談や支援を行うとともに、切れ目のない支援が行えるよう、関係各機関が連携を図っていきます。</p>	
重点的な取組 3	病院からの地域生活移行の支援【個別施策⑪】
<p>精神障害者の地域移行については、医療機関との連携を積極的に図り退院支援を推進していることで、保健センター保健師の退院支援件数は年々増加しています。退院支援においては、入院中から退院に向けた意欲の喚起や本人の意向に沿った移行支援、地域生活を支えるサービスの提供、居住の場の確保を含む高齢の精神障害者に対する支援など、関係部署が連携し、組織横断的に取り組む必要があります。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築し、地域で精神障害者が生活を継続できるような支援を行き渡らせていきます。</p>	



重点的な取組 4	就労支援の充実【個別施策⑳】
<p>障害者の就労意欲の高まりと、企業における障害者雇用に対する理解が進んでいることや、法定雇用率の引き上げ等が追い風となり、就職する障害者は増加しています。就職や職場定着の支援など一人ひとりのニーズにあった支援を行えるよう、新宿区勤労者・仕事支援センターや就労支援事業所等との連携による重層的な就労支援を続けます。また、企業に対しても障害者が安心して働き続けられる環境整備を働きかけていきます。</p>	
重点的な取組 5	障害理解への啓発活動の促進【個別施策㉓（新規）】
<p>障害者差別解消法◆が施行されましたが、まだ認知度は低い状況です。差別の禁止、合理的配慮◆の提供が浸透するためには障害への理解が欠かせません。東京 2020 オリンピック・パラリンピックを好機と捉え、障害理解のための障害者疑似体験を取り入れたり、障害者と交流する場を設ける等、障害理解を大きく進めるための取組を行います。</p>	
重点的な取組 6	ユニバーサルデザイン◆を基本としたまちづくりの促進【個別施策㉑】
<p>「誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすいまち」の実現のため、「ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくり」を進めています。ユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設整備等ハード面を促進するとともに、ソフト面についても一層の普及・啓発を推進します。</p>	



第3章 施策の展開

個別目標1 個々のニーズに応じた福祉サービスの提供と充実

基本施策（1） 地域で日常生活を継続するための支援

個別施策① 相談支援の充実

現状と課題

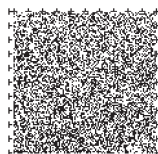
【相談支援とサービス等利用計画◆】

- 総合的な相談支援を行う中核的な機関として、障害者福祉課内に設置した基幹相談支援センターを中心に、区内の障害者相談窓口（子ども総合センター、保健予防課、保健センター4所、地域活動支援センター◆4所、区立障害者福祉センター、シャロームみなみ風）及び区内の特定相談支援事業所と連携をとりながら、相談体制やサービス等利用計画の作成方法等について研修や連絡会などで検討してきました。

障害福祉サービスを利用するためには、サービス等利用計画の作成が必須です。このサービス等利用計画は指定特定相談支援事業所に作成を依頼するか、セルフプランという形で、障害当事者もしくは家族が作成するものです。区では、本人の生活全般を評価し、希望する生活やサービスの利用意向などを中心に総合的な視点から作成するというメリットがあるため、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に作成を依頼するサービス等利用計画を勧めています。サービス等利用計画の割合を増やしていくことが課題です。

- 障害の種別や程度によっては、サービスの利用意向や希望する生活の仕方をはっきり意思表示できる人もいますし、自身では課題の整理や意思表示が難しい方もいます。サービスの提供や相談支援にあたっては、当事者の意思決定と選択権を尊重する必要があります。
- 障害者の相談支援は、本人のニーズの充足とともに、社会、経済、文化活動への参加を具体的に実現させるためのものであり、障害の種別や本人の社会参加や就労及び生活状況によって多種多様な分野に渡っています。

また、相談の個別性に対応するためには、公的制度から区内外の



インフォーマルサービスを熟知する専門性と広い守備範囲を備えたコーディネート力が必要です。障害者の相談を有効に進めていくためには、個別具体的なサービスの組み合わせを提案し、本人のエンパワメント♦及び自立を円滑に進めていくことが求められています。こうした現状から、平成 29 年 4 月から、身体障害者の拠点として区立障害者福祉センター、精神障害者の拠点として区立障害者生活支援センター、知的障害者の拠点としてシャロームみなみ風に相談支援専門員を増配置し、土日にも相談支援事業を実施し、地域での生活を支援する体制の整備を行っています。

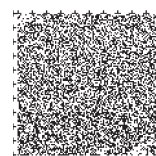
今後、基幹相談支援センターと拠点との連携を密に行い、重複した障害のある方も複数の拠点で対応できることや、拠点以外の民間相談支援事業所でも相談支援機能を強化するなどの仕組みづくりが課題です。

【障害児の相談支援について】

- 心身に障害のある子どもや発達などに心配のある子どもについて、子ども総合センターで保護者からの相談や、子育て相談等を行う他の機関からの紹介を受け、専門相談を行っています。子どもの発達段階に応じて必要な支援が継続的に提供されていくことが課題です。また、発達等に心配のある子どもと家族への支援を行っており、障害児支援利用計画の作成とあわせて、サービス利用児のセルフプラン作成のために情報提供をしています。子ども総合センターでは、ペアレントメンター（発達障害♦児の子育て経験のある保護者）による相談会も開始しました。その他、身近なところでの支援が可能になるよう、保育、教育などそれぞれの部署でも相談を受けています。

個別施策の方向

- 区では、サービス等利用計画作成を進めていますが、その対象にならない地域生活支援事業（移動支援や障害児等タイムケア♦）のみの利用者や、障害当事者や家族自身でセルフプランを作成しセルフケアマネジメント♦を行う人たちにとっても、サービス利用の調整ができるよう、サービス利用に向けたわかりやすい仕組みづくりや、事業所との連絡体制を構築していきます。
- 障害者への相談支援やサービス利用の決定・提供にあたって、支援者は障害者本人の意思決定と選択権を尊重する必要があります。このことを、区は特定相談支援事業所の指定や障害福祉サービス事業所の指導検査等の機会を捉え、啓発していきます。



- 保健センターでは、精神障害者や難病患者に対して、精神障害者保健福祉手帳や医療費助成の申請時において障害福祉サービスについての案内を行います。特に精神障害者については、セルフプランの作成支援を継続するとともに、指定特定相談支援事業所へのつなぎの支援も行っていきます。また、障害者自立支援協議会を通して区民やサービス提供事業者等に対し、区による相談支援の体制の周知啓発を行っていきます。
- 子ども総合センターは、数少ない障害児相談支援事業所の中核としてこれからも役割を果たしていきます。
また、ペアレントメンター（発達障害♦児の子育て経験のある保護者）による相談会については、様々な機会を捉えた事業の周知や運営方法の工夫を行って、保護者支援の充実をはかります。
- 必要な時に相談でき、ライフステージ♦や障害種別によって異なるニーズに沿った対応ができるように基幹相談支援センターと区立障害者福祉センター、区立障害者生活支援センター、シャロームみなみ風のそれぞれの拠点が地域生活支援体制の中心となって専門性を高めるための研修などを行っていきます。また、福祉サービスの情報の入手が困難な方や必要なサービスを受けていない方に対して、各拠点や指定特定相談支援事業所や障害福祉サービス提供事業所が、適切な相談対応・情報提供を行うことができるよう、研修や情報共有を行いながら支援していきます。

施策に関する主な事業

子ども総合センターにおける事業

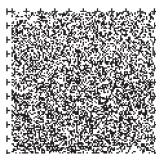
- ・発達相談（電話相談/来所相談）
- ・ペアレントメンター

保健センターにおける事業

- ・保健師による相談・療養支援

第1期障害児福祉計画・第5期障害福祉計画に基づく事業

- ・計画相談支援
- ・相談支援
- ・基幹相談支援センター
- ・障害者自立支援協議会
- ・障害児相談支援



個別施策② 日常生活を支える支援の充実

現状と課題

- 障害者が地域で生活を維持継続していくためには、個々のニーズに応じた福祉サービスが地域の社会資源として充実していること、そして適切なサービスの利用に向けたきめ細かい継続的な支援が大切です。多くの方に適切な支援を受けていただけるように、限りある社会資源を有効に使いこなすためにサービス等利用計画[◆]の作成を進め、地域におけるケアマネジメント[◆]体制を整備していく必要があります。

個別施策の方向

- 区では、居宅介護（ホームヘルプ）や日中活動を行う生活介護・就労継続支援[◆]B型等の障害福祉サービスや日常生活用具等の地域生活支援事業のサービスについて、障害程度に応じた必要な支援を、必要な際に受けられるように、情報提供やサービス調整等の利用支援を充実させ、今後も過不足なくサービスが行き渡るように支援をしていきます。
- 区独自で実施している手当や各種助成・タクシー券の支給等、障害の種別や程度に応じたサービスについても、引き続き適切な支援を行っていきます。

施策に関する主な事業

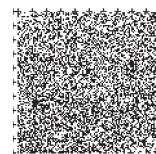
- ・ 巻末資料「主な事業」をご覧ください。

一部抜粋

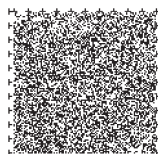
- ・ 心身障害者巡回入浴サービス
- ・ 心身障害者訪問理美容サービス
- ・ 寝具乾燥・消毒サービス
- ・ 紙おむつ等支給（費用助成）
- ・ 心身障害者福祉タクシー・自動車燃料費助成 など

第1期障害児福祉計画・第5期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護 ・ 重度障害者等包括支援
- ・ 生活介護 ・ 自立訓練（機能訓練、生活訓練）



- 基幹相談支援センター
- 意思疎通支援
（手話通訳者派遣、要約筆記者◆派遣、区役所手話通訳者設置）
- 日常生活用具
（介護訓練支援、自立生活支援、在宅療養等支援、情報・意思疎通支援、排泄管理支援）
- 住宅設備改善費
- 移動支援
- 地域活動支援センター◆
- 巡回入浴



コラム 障害者総合支援法◆改正、共生型サービスの創設

◎ 障害者総合支援法、施行3年後の見直し

平成25年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の附則では、施行後3年を目途として障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされていたことから、国の社会保障審議会障害者部会において検討が進められ、報告書がとりまとめられました。

その結果、平成28年5月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、平成30年4月から施行されます。障害者総合支援法施行3年後の見直しのポイントは、次の通りです。

1 障害者の望む地域生活の支援

○ 自立生活援助の創設

- ・ 地域生活を支援するサービスを新設

○ 就労定着支援の創設

- ・ 就労定着を支援するサービスを新設

○ 重度訪問介護の訪問先の拡大

- ・ 医療機関への入院時も一定の支援を可能に

○ 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用

- ・ 一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担を軽減（償還）できる仕組みを設ける。

2. 障害児支援の二ーズの多様化へのきめ細かな対応

○ 居宅訪問型児童発達支援の創設

- ・ 重度の障害等により外出が困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設

○ 保育所等訪問支援の対象の拡大

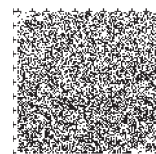
- ・ 乳児院・児童養護施設の障害児も対象に

○ 医療的ケア◆を要する障害児への支援

- ・ 医療的ケア児への適切な支援体制の構築に向けて、自治体における保健・医療・福祉等の連携促進を図る。

○ 障害児福祉計画の策定

- ・ 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築推進のため、自治体において障害児福祉計画を策定。



3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

○補装具費について

- ・成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする。

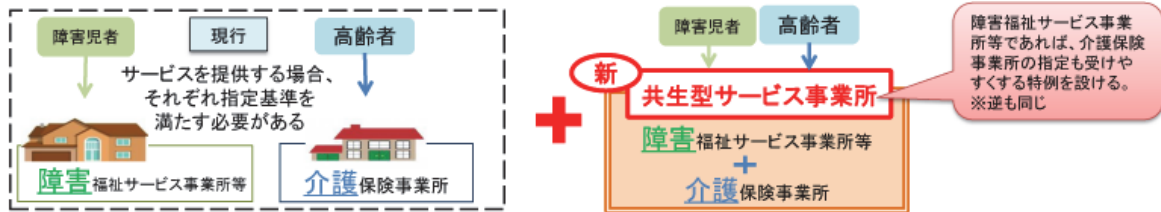
○情報公開について

- ・都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する。

◎ 共生型サービスの創設

平成 29 年 5 月には「地域包括ケアシステム[◆]の強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（地域包括ケアシステム強化法案）」が成立し、地域共生社会の実現に向けた取組の推進に関する見直しの中で、社会保障審議会障害者部会の提言も踏まえ、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、新たに「共生型サービス」が介護保険と障害福祉両方の制度に位置付けられました。

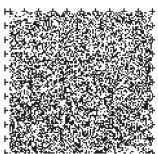
■ 共生型サービスのイメージ



出典：厚生労働省

- ・法律上は、介護保険または障害福祉のいずれかの居宅サービスの指定を受けている事業所が、もう一方の制度の居宅・日中活動系サービスの指定も受けやすくする、「(共生型)居宅・日中活動系サービスの指定の特例」を設けたもの。
- ・「(共生型)居宅・日中活動系サービスの指定」を受ける場合の基準は、省令で定めることになっている。

この制度が創設される事により障害者が 65 歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくする、限られた福祉人材の有効活用といった効果が期待されています。



個別施策③ 保健医療サービスの充実

現状と課題

【保健医療サービス】

- 糖尿病や高血圧等の生活習慣病は脳梗塞による麻痺や視覚障害、慢性腎不全等の生活障害を引き起こします。生活習慣病の発症予防や重症化予防のために、若い世代から健康な生活習慣づくりに取り組む必要があります。また、HIV 感染症は、早期発見・治療により予後が改善された結果、慢性感染症としての長期療養を必要とする疾患となっています。しかし、感染者はいまだ減少しておらず、特に 20 代、30 代の若者世代の感染が最も多く、区の後天性免疫不全症候群（エイズ）による免疫機能障害の障害者手帳所持者数も年々増加しています。若年層への HIV 感染を予防するための普及啓発が必要です。

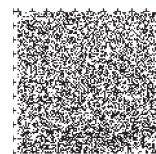
【こころの健康づくりについて】

- 現在、日本では約 390 万人余りの人が精神疾患の治療を受けており、患者数は増えています（平成 26 年患者調査）。区においても精神科等への通院医療費公費負担制度（自立支援医療）の受給者や精神障害者の手帳（精神障害者保健福祉手帳）を持つ人は増えています。これらの状況を踏まえ、こころの健康づくりを支援する取組として、こころの不調への早期発見・早期相談・早期治療を支援しています。また、平成 26 年度からは、未治療・治療中断等の精神障害者に対するアウトリーチ◆支援事業を実施することで、安定して地域で暮らし続けられるような体制を整備してきました。

精神障害者が安定して日常生活を継続するためには、本人への支援だけでなく、周囲の人々の理解を促し、社会全体で支えあえるよう、引き続き相談窓口の周知や相談支援を充実させていくことが必要です。

【医療的ケア◆の必要な障害児・障害者の支援について】

- 医療的ケアの必要な重症心身障害者・児や難病患者等を支えるためには、訪問診療や訪問看護、在宅療養機器の手配等の医療面からの支援体制や家族や介護者の介護負担を軽減し、無理なく在宅での介護を継続できるような福祉サービスの充実が求められています。特に障害児の場合、主たる介護者である母親の精神的・肉体的負担は大きく、仕事を辞めざるを得ない等母親自身のライフスタイルを



変えなければならないケースや兄弟へのケアまで十分に手が回らないといった現状があります。状況に応じた専門的ケアやレスパイト◆を含めた多様なニーズに対応するため、医療、保健、保育、教育、福祉等の多領域と連携のとれた支援の仕組みを検討する必要があります。

【療養の環境について】

- 難病は進行性で生活障害を伴いながら、長期の療養生活となることもあるため、適切な療養環境の整備や生活の質が確保されるような支援が必要です。また、HIV 感染者・エイズ患者については、長期療養に伴う費用負担の増加や高齢化に伴う合併症の発生リスクの増加という新たな課題が発生しており、長期療養の環境整備が必要となっています。

個別施策の方向

【障害の原因となる疾病の予防について】

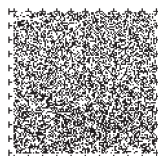
- 生活習慣病の予防、早期発見・早期治療や重症化予防のために正しい知識の普及啓発、健康診査、健康相談等を充実します。特に、健康に意識が向きにくい若い世代に向けた知識の普及啓発を積極的に行います。また、HIV 感染を予防するための普及啓発を、教育関係機関等と連携して行います。

施策に関する主な事業

- ・生活習慣病対策：健康診査、健康相談、健康教育、訪問指導等
- ・エイズ対策：普及啓発（区内中学校の生徒向け講座、講習会等）、HIV 抗体検査・相談事業、療養支援、新宿区 HIV/AIDS 関係機関ネットワーク連絡会

【こころの健康づくりについて】

- 引き続きこころの不調の早期発見・早期相談・早期治療に向けて、相談窓口の周知、精神保健相談や保健師による訪問・面接等による相談支援、アウトリーチ◆支援事業など各種取組のほか、ライフステージ◆に応じた普及啓発を充実させ、精神障害者本人だけでなく、家族をはじめとする周囲の人もこころの不調に早めに気づき、声掛け等の支え合いができるような環境を整備し、精神障害者が安定して地域で暮らし続けられるよう支援します。



施策に関する主な事業

【保健・医療・福祉・関係者による連携】

- ・精神保健福祉連絡協議会、精神保健福祉実務担当者連絡会

【普及啓発】

- ・精神保健講演会 ・健康教育の充実 ・睡眠に関する普及啓発 ・ホームページの充実
- ・パンフレット、リーフレットの作成・配布
- ・10歳代向けのパンフレット（『気づいて！こころの SOS』）・保護者向けリーフレット・教職員向けリーフレット
- ・自殺予防のゲートキーパー◆養成講座

【こころの健康づくり】

- ・自殺対策強化月間の取組
- ・ストレスマネジメント講習会（子育て世代・働く世代・シニア世代）

【相談】

- ・保健師による面接・訪問相談等 ・精神科医による精神保健相談
- ・産後うつとの相談 ・親と子の相談室
- ・未治療・治療中断等の精神障害者に対する訪問支援

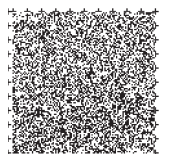
【早期回復・社会復帰支援】

- ・働く人のメンタルヘルスネットワーク連絡会
- ・デイケア（精神障害者社会復帰支援事業）
- ・精神障害者の家族支援（家族教室・家族教室 OB 会）

【医療的ケア◆の必要な障害者・児の支援について】

- 本人・家族や関係機関が気軽に相談できるよう、在宅医療相談窓口等の相談やコーディネート機能を充実します。在宅療養支援が可能な医療・介護関係機関の情報を集約したマップを作成して情報の共有を図るとともに、連携会議や研修会等実施を通して保健・医療・介護など多職種連携を推進していきます。障害者・児が、日常的な健康管理や病気の予防が受けられるように、かかりつけ医・かかりつけ歯科医機能の推進を図ります。

また、医療的ケアの必要な障害者が地域で安心して生活していくために、通所施設やグループホーム◆の職員が適切に医療的ケアを実施できるよう、研修や講習会を継続的に実施し、職員のスキルアップを図っていきます。



施策に関する主な事業

- ・在宅医療相談窓口の運営
- ・在宅医療・介護支援情報の作成と連携促進
- ・在宅医療体制の推進
- ・在宅歯科医療の推進（在宅歯科相談窓口）
- ・かかりつけ医・かかりつけ歯科医機能の推進
- ・薬剤師の在宅療養の参加促進
- ・緊急一時入院病床の確保
- ・訪問看護ステーションの連携促進
- ・在宅医療と介護の交流会
- ・摂食嚥下機能支援事業
- ・病院職員の訪問看護ステーションでの実習研修
- ・障害者医療的ケア体制支援事業

第1期障害児福祉計画・第5期障害福祉計画に基づく事業

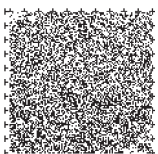
- ・医療型児童発達支援
- ・療養介護
- ・日常生活用具（在宅療養等支援）

【療養の環境について】

- 障害者総合支援法[◆]や介護保険法等のサービスの利用調整や、関係機関との連携により、難病やエイズ患者等の在宅療養支援を行います。また、難病患者や家族介護者が、互いに体験や療養についての情報交換する場を設置します。

施策に関する主な事業

- ・難病対策：医療費助成（国、都制度）、東京都在宅難病患者医療機器貸与事業（都制度）、在宅難病患者医療機器貸与者訪問看護事業、療養相談、リハビリ教室、難病講演会、患者・家族支援（しんじゅく難病サロン）、新宿区難病対策地域協議会（難病対策実務担当部会含む）等
- ・エイズ対策：地域療養支援事業（新宿区 HIV/AIDS 関係機関連絡会）、支援者向け講演会
- ・小児慢性疾患対策：医療費助成（国制度）、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業
- ・在宅重症心身障害児（者）等訪問事業（都制度）
- ・養育医療
- ・精神保健対策：医療費助成（国制度）、支援者向け講演会
- ・小児精神障害者入院医療費助成制度（都制度）
- ・保健師による相談・療養支援
- ・訪問指導（栄養士、歯科衛生士、理学療法士[◆]等）



個別施策④ 家族への支援

現状と課題

- 障害児・障害者を介護している家族の精神的または身体的負担は大きく、「何かあったときに介助を頼める人がいない」「長期的な外出ができない」といった悩みを抱えている方も多くいます。また、在宅の障害者の介護を行う家族等については、60歳代以上が6割を超えており、介護者の高齢化も大きな課題となっています。家族の介護力が低下した場合でも、住み慣れたまちで暮らし続けられる仕組みが求められています。区では、家族への支援として、短期入所（ショートステイ）や日中一時支援（日中ショートステイ）、育児に関する支援、レスパイト◆等の事業を行っています。

【ショートステイ等について】

- 区立のショートステイは、障害者施設（新宿生活実習所・障害者福祉センター・あゆみの家）で緊急対応を含めて6床の短期入所・日中ショートステイを行っています。また、平成27年度に開設した区立障害者生活支援センターにおいて、精神障害者に対する2床の短期入所を行っています。さらに、あゆみの家では土曜ケアサポート事業を行っています。

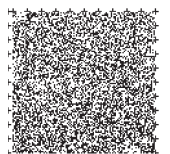
家族が冠婚葬祭に参加する際や介護者の一時的な休息のための数日間のショートステイ、介護者の入院時等の数週間単位のみドルステイ、入所施設の利用を念頭に置いたロングステイなどさまざまな要望があります。

【育児支援について】

- 障害者が育児を行う際に支援を必要とする場合、ホームヘルパーにより子どもの保育園等への送迎や連絡帳の記入、子どもの食事の世話等の育児支援の利用が可能となるよう、今後も居宅介護（家事援助）や重度訪問介護といった障害福祉サービスの支給決定を行っています。

【子ども総合センターでの一時保育について】

- 子ども総合センターでは、3歳以上就学前の障害のある子ども、発達に遅れのある子どもを対象とした一時保育を実施しています。買い物や通院等の用事だけでなく、家族等の一時休息（レスパイト）のためにも利用できる事業としており、平成28年度から土曜日の利用も開始しました。



【レスパイト◆について】

○ 日常生活を送る上で何らかの医療的ケア◆の必要な障害児とその家族が、地域で安心して生活していくために、福祉サービス、訪問看護等、医療面からの支援体制の充実が求められています。

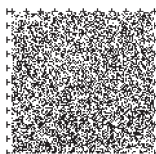
さらに、主たる介護者の精神的肉体的負担は大きく、仕事を辞めざるを得ない等、介護者自身のライフスタイルを変えなければならないといったケースや、障害児の兄弟へのケアまで十分に手が回らないといった現状もあります。区では、平成 28 年度から訪問看護師を居宅に派遣し、一定時間家族等に代わって重症心身障害児等へ医療的ケアをとまなう見守りを行うことで、家族等の一時休息（レスパイト）やりフレッシュを図る重症心身障害児等在宅レスパイトサービスを開始しました（平成 28 年度利用人数 10 人、延利用回数 95 回）。29 年度からは人工呼吸器を装着している 18 歳未満のいわゆる医療的ケア児についても対象を拡大しています。

個別施策の方向

○ 区では全部で 16 床（区立 8 床、民間 8 床）のショートステイを確保しています。その中には、身体障害者を対象とする入所支援施設「新宿けやき園」があり、2 床の短期入所・日中ショートステイを行っています。また、「シャロームみなみ風」は、知的障害者及び知的・身体の重複障害者を対象として、5 床の短期入所を整備し、緊急利用や中長期利用に対応しています。これらの入所支援施設においては、一定の医療的ケアを必要とする障害者の方の短期入所等も受け入れることができるように、看護師や支援員の増配置等に対する補助を区が行っています。引き続き安心して利用できる施設運営に向けた支援を行っていきます。また、グループホーム◆建設の計画がある時にはショートステイも併設するように事業者働きかけを行っていきます。

施策に関する主な事業

- ・在宅重度心身障害者介護人休養制度
- ・重症心身障害児等在宅レスパイトサービス
- ・区立新宿生活実習所の管理運営
- ・区立障害者生活支援センターの管理運営
- ・区立あゆみの家の管理運営
- ・障害幼児一時保育
- ・区立障害者福祉センターの管理運営



第 1 期障害児福祉計画・第 5 期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 短期入所
- ・ 日中一時支援（日中ショートステイ、土曜ケアサポート、障害児等タイムケア♦）
- ・ 障害者福祉活動事業助成

個別施策⑤ 経済的自立への支援

現状と課題

- 障害者に対する経済的支援は、国の所得保障政策等により各種年金や手当等が支給され、東京都や新宿区でも独自の手当等の支給を行っています。
また、就労支援事業等を充実させ、障害者の生活基盤を支え、経済的な自立を支援していくことが必要となっています。

個別施策の方向

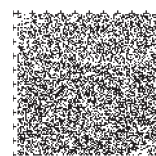
- 就労等を希望する障害者に対しては、就労移行支援♦や新宿区勤労者・仕事支援センターの実施する就労支援事業等により支援を行っています。
- 今後も平成 25 年度に定めた「新宿区における障害者就労支援施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障害者の経済的自立を促進するため、障害者就労支援施設からの物品等の調達を推進します。

施策に関する主な事業

- ・ 障害基礎年金 ・ 心身障害者福祉手当 ・ 重度心身障害者手当 ・ 特別障害者手当 ・ 障害児福祉手当 ・ 心身障害者医療費助成
- ・ 新宿区勤労者・仕事支援センター運営助成等

第 1 期障害児福祉計画・第 5 期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援♦A 型 ・ 就労継続支援 B 型



基本施策（２） サービスの質の向上のための支援

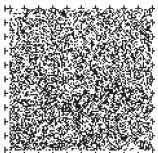
個別施策⑥ 利用者支援と苦情相談の充実

現状と課題

- 障害福祉サービス提供事業者は、その時々に応じた必要な手続きを踏まえて、サービス利用者への適切な支援を行う必要があります。福祉サービスの利用について、利用者側とサービス提供事業者側が信頼とルールに基づく良好な関係を築いていけるよう、事業運営の適正化及び透明性を確保しながら、利用者の人権と意思の尊重とサービスの質の向上を図ります。
利用者の求める支援内容と、事業者が提供するサービス内容との間に隔たりがあり、事業者への申し出では解決しなかったり、直接相談ができない場合などには苦情相談窓口の整備などの問題解決の仕組みが必要になります。

個別施策の方向

- 利用者の人権と意思の尊重に配慮したサービスの実現に向けて、集団指導や相談窓口連絡会・相談支援事業者連絡会を定期的を開催し、苦情への対応や解決に向けた取組について情報共有し、福祉サービスの質の向上につなげます。
- サービス利用に関する苦情相談は一般的に、以下のような段階が設定されています。
 - （ア）サービス利用者がサービス提供事業者へ直接苦情や要望を伝える段階
 - （イ）（ア）の段階の対応で不満が残った場合や、サービス提供事業者へ直接話すことが難しいという場合に区市町村に相談する段階
 - （ウ）都道府県の福祉サービス運営適正化委員会が相談を受け付ける段階区では主に（ア）と（イ）に対応し、利用者やその家族等から、事業者による福祉サービスの提供に関する苦情の受付窓口となり、内容を確認するとともに、事業者に対しても適切に指導してまいります。
また、サービス内容が適正であるかどうかの評価を受け、評価を



公表する制度である福祉サービス第三者評価については、利用者が事業者を選択する際の一つの指標として機能しています。区では、事業者に対して福祉サービス第三者評価の受審が普及するよう、今後とも支援を行っていきます。

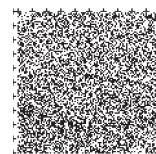
第 1 期障害児福祉計画・第 5 期障害福祉計画に基づく事業

- ・相談支援
- ・基幹相談支援センター

個別施策⑦ サービスを担う人材の確保・育成

現状と課題

- 生産年齢人口は減少傾向にある一方で、福祉サービスを必要とする方が増加に向かっています。障害者福祉を含む福祉・介護の業界全体で、人材不足が継続しており、人材の確保や育成は重要課題になっています。
将来に向けた人材づくりに資するため、多くの人に障害者福祉の仕事に関心や興味を持ってもらえるように、仕事の魅力ややりがいを情報発信したり、就職を具体的にイメージできる現場体験会等のきっかけづくりを検討する必要があります。
- サービス提供事業者が行う介護や支援には、障害種別や状況に対応した福祉サービスの提供が求められています。
多種多様な事業所が参入してくる中、サービスの質の向上とサービスを提供する側の人材育成が求められています。
区ではシャロームみなみ風に委託した研修を通し事業所の人材育成を支援していきます。さまざまな障害や支援に関する正しい知識の普及など、障害者福祉に関わる支援者の育成・資質の向上を進めています。
- 重度・重症の障害者の通所施設において、利用者の高齢化やさらなる重度化が進んでいることに加え、医療的ケア♦の必要な特別支援学校卒業生も増加傾向にあります。このため、これらの施設において、医療的ケアに関する職員のスキルアップに取り組み、受入れ態勢の強化を図ることが求められています。



個別施策の方向

- 障害者の人権と意思の尊重に配慮し、ニーズに沿ったサービス等利用計画♦の作成とその質の向上のため、基幹相談支援センターによる研修と、地域生活支援体制整備の一環としてのシャロームみなみ風での委託研修を実施していきます。相談支援専門員向け研修や、利用者本位の福祉サービスの提供が行えるよう、施設職員や居宅介護事業所のヘルパー等を対象としてサービス提供技術の向上のための事例検討やセミナー等の研修を行っています。
- 区では、平成23年度から、医療的ケアの必要な方の介護者等の医療的ケアに関する知識及び技術の向上をめざすために、障害者医療的ケア体制支援事業を実施しています。
本事業において、区立あゆみの家やシャロームみなみ風で、介護職員による医療的ケアの実施のための研修を実施し、医療的ケアの必要な特定の利用者に研修を受けた介護職員が対応できるようになりました。
今後も、継続的に研修や講習会を実施し、職員のスキルアップを図っていきます。

施策に関する主な事業

- ・ 障害者医療的ケア体制支援事業

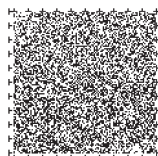
第1期障害児福祉計画・第5期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 相談支援
- ・ 基幹相談支援センター
- ・ 障害者自立支援協議会
- ・ 障害者自立支援ネットワーク

個別施策⑧ 事業者への支援・指導の充実

現状と課題

- サービス提供事業者がサービスの質の向上を図るには、経営基盤の安定が必要です。新宿区は都内でも不動産賃料の高い地域にあたり、事業所の家賃が運営の負担になることがあります。また、各事業所の相談業務に関するスキルの向上も必要です。



- 区には、障害者総合支援法[◆]、児童福祉法その他の法令、条例、規則に基づき、障害福祉サービス事業、相談支援、障害者支援施設、障害児通所支援及び障害児相談支援などを運営する事業者に対する指導検査の権限があります。事業者も事業の内容も多様化する現状において、事業者等に対し、適切な事業運営を指導していく必要があります。また、これらの事業を運営する社会福祉法人については、社会福祉法に基づき、法人運営に関する指導検査との連携が必要となります。

さらに、介護保険制度及び障害者福祉制度の見直しにより平成30年度から導入される共生型サービスの創設などの状況を踏まえ、介護保険法に基づく事業を併せて行う障害福祉サービス事業者に対しては、介護保険法に基づく指導検査と障害者総合支援法等の法令等に基づく指導検査の連携が必要となります。

個別施策の方向

- 福祉サービスの利用について、利用者側とサービス提供事業者側が信頼とルールに基づく良好な関係を築いていけるよう、事業運営の適正化及び透明性を確保しながら、利用者の人権と意思の尊重とサービスの質の向上を図ります。

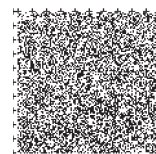
また、区では、適切な運営を行っている就労移行支援[◆]、就労継続支援[◆]、生活介護、自立訓練等の日中活動系事業所（株式会社の運営を除く）に対しては運営費補助を継続し、安定した経営が図られるよう、バックアップしていきます。

施策に関する主な事業

- ・障害者就労支援施設事業運営助成

- 障害者自立支援協議会と障害者自立支援ネットワークが連携して、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者等に関われた研修や、事業者懇談会、セミナー等を企画・開催し、各事業所の相談スキル向上をめざします。

職員が安心して働き続けるためには、事業所の安定的な運営が不可欠であり、事業所は経営力を向上する必要があります。福祉サービスの費用対効果やコスト意識に基づき経営感覚を磨くような研修・講座の開催も検討していきます。



第 1 期障害児福祉計画・第 5 期障害福祉計画に基づく事業

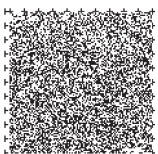
- 相談支援
- 基幹相談支援センター
- 障害者自立支援協議会
- 障害者自立支援ネットワーク

○ 区は、障害者総合支援法[◆]等に基づく障害福祉サービス事業者等に対する指導検査を、定期的、計画的に実行し、適正な事業の運営を指導していきます。また、区が指導監督権限を有する社会福祉法人で障害福祉サービス事業等を行う法人については、法人運営に関する指導検査と障害福祉サービス事業等に係る指導検査の連携を図ることにより、適正な法人運営と障害者福祉事業の運営を指導していきます。

さらに介護保険法に基づく指導検査と連携を図りながら、障害福祉サービス事業者等に対する指導検査を行っていきます。

施策に関する主な事業

- 指定障害福祉サービス事業等指導検査事務
- 社会福祉法人認可及び指導検査等事務



基本施策（３） 地域ネットワークの構築

個別施策⑨ 地域生活支援体制の推進

重点的な取組

現状と課題

- 平成 29 年度より区内 3 カ所の施設（身体障害者の拠点「区立障害者福祉センター」、精神障害者の拠点「区立障害者生活支援センター」及び知的障害者の拠点「シャロームみなみ風」と基幹相談支援センターを拠点とし、地域生活支援体制を面的に整備しました。各拠点では専門性を発揮した相談支援、緊急時の受入れ体制※、体験の機会・場※、地域の体制づくりなどの役割があります。

例えば、地域で生活する障害者が、家族の高齢化等により主な介護者の存在や、安心して暮らせる家などの生活基盤を失うことがあります。本人の状況が大きく変わった時なども、各拠点が一時保護機能や相談支援機能を活かし、短期入所の利用やサービスの組み替え、在宅サービスの利用に向けた調整を行うなど、家族が担ってきた役割を引き継ぎ、地域での生活を継続するための支援を行うなどの役割を果たす必要があります。

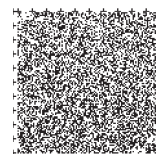
※区内 3 カ所の施設のみ

【基幹相談支援センターの役割】

- 障害者福祉課内に設置した基幹相談支援センターは、地域における相談支援の核となり、障害者手帳の取得から、それに関連する諸制度や障害福祉サービス及びサービス等利用計画♦の作成や相談、さらには虐待に係る相談や通報受理など、障害者の相談支援に関する業務を総合的に行っています。

【区内 3 カ所の施設の役割】

- 区内において土曜日や日曜日など基幹相談支援センター（区役所）閉庁時にも稼働し、日中活動サービスに加え、短期入所を併設すると共に、計画相談支援も行っています。それぞれに専門性を発揮した支援を行います。各拠点では（入所施設においては入所者のみならず在宅生活の障害者や）家族に対する地域生活支援体制の拠点としての役割を担う必要があります。



【相談支援体制の強化】

- 障害者生活実態調査では、「どんな相談にも対応できる相談窓口」や「専門性の高い相談」に対する要望が多くなっています。今後利用したいサービスでも相談支援事業が最も多い反面、サービスに関する情報が少なく困っているという意見も多く、相談支援体制の一層の充実が求められています。

相談支援体制を強化するために、区立障害者福祉センター・区立障害者生活支援センター・シャロームみなみ風に相談支援専門員を増配置し、区役所閉庁時の土日の相談対応や、サービス等利用計画[◆]の作成を促進しています。

個別施策の方向

- 基幹相談支援センターを中心に、区立障害者福祉センター・区立障害者生活支援センター・シャロームみなみ風及び他の区内の指定特定相談支援事業所とも連携し、協働してサービス等利用計画作成の円滑な推進を図るとともに、ケアマネジメント[◆]による、障害者の多様な生活ニーズに対応できる相談窓口全体の質の向上をめざします。
- シャロームみなみ風に研修コーディネーターを配置し、区内事業所向けの研修等を実施することにより、人材の育成及び区内事業所全体のサービス水準の向上、標準化を図っています。事業所職員のスキルアップとともに、関係機関同士の相互の交流を通じた日常的に顔の見える関係を築くことで、利用者支援の向上を図っていきます。

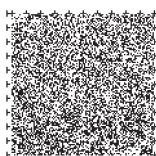
第1期障害児福祉計画・第5期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 短期入所
- ・ 計画相談支援
- ・ 相談支援
- ・ 基幹相談支援センター

【地域生活支援拠点とは】

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、

- ①相談（地域移行、親元からの自立等）、
 - ②体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム[◆]等）、
 - ③緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）、
 - ④専門性（人材の確保・養成、連携等）、
 - ⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）
- の5つの機能を強化するため、グループホームや障害者支援施設に付加した拠点（地域生活支援拠点）又は地域における複数の機関が分担してそれらの機能を担う体制（面的な体制）とされています。



個別施策⑩ 地域の社会資源ネットワーク化と有効活用

現状と課題

- 区内3カ所の施設と基幹相談支援センターは、地域生活支援拠点として様々な機能や役割がありますが、それに加え、地域に点在する社会資源（障害福祉サービス事業所、保健センター、医療機関、人的資源等）が有機的に結びつくことが、地域生活支援体制の推進には必要です。そのために教育、就労支援、生活支援等それぞれの分野ごとに、進路対策等連絡会、事業所懇談会、ヘルパー研修、ケアマネジメント研修、相談窓口連絡会、相談支援事業所連絡会、事例検討会等を開催しています。また、平成29年4月からシャロームみなみ風に委託した研修事業や障害者自立支援協議会とも連携し、障害福祉サービス事業者の人材育成も念頭に置いた総合的なネットワーク作りを進めています。

個別施策の方向

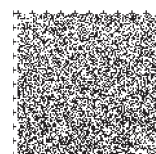
- ライフステージ♦に対応した切れ目のない支援の提供をめざし、区内の関係機関が連携し、障害者の地域生活を支える地域ネットワークをつくり、積極的に活用していきます。
- 多様なサービスを必要とする障害者の対応については当事者の意向を確認の上、個人情報保護に十分留意しつつ関係機関でのケース会議を実施し、障害者団体、地域住民等の幅広い支援者の連携により支援を行っていきます。
さらに、障害者の地域生活を支える療育、保育、教育、就労、日中活動など分野別のネットワークを積極的に活用していきます。

施策に関する主な事業

- ・ 障害者自立支援ネットワークの運営

第1期障害児福祉計画・第5期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 計画相談支援
- ・ 相談支援
- ・ 基幹相談支援センター
- ・ 障害者自立支援協議会



個別目標2 障害等の早期発見と成長・発達への支援

基本施策（1） 子どもの発達に即した支援の充実

個別施策⑪ 障害等の早期発見・早期支援

現状と課題

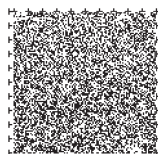
- 子どもの発達に関する支援は、保健センター、子ども総合センター、保育園、子ども園、幼稚園など複数の機関が行っています。障害の早期発見については、保健センターの乳幼児健診や相談が主な窓口であり、その後の療育機関の指導につなげています。他にも子ども総合センターで相談を受けるケースや身近な保育園・子ども園や幼稚園などの日常の場が発見や相談の窓口になる事も多くなっています。今後もこうした窓口の多様性を維持しながら、連携を強化し、適切に療育や学校教育へとつながる相談体制の充実を図る必要があります。

個別施策の方向

- 保健センターでは、各種健診や相談、健康教育、保健師による訪問・面接等を通して、疾病の予防や障害等の早期発見に努めるとともに、医療や専門相談機関との連携を強化し、障害や発達に心配がある子どもへの支援を行っていきます。

施策に関する主な事業

- ・ すくすく赤ちゃん訪問事業
 - ・ 3～4か月児健診、6か月・9か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診
 - ・ 乳幼児経過観察健診 ・ 心理相談、育児相談 ・ すこやか子ども発達相談
 - ・ もぐもぐごっくん歯科相談
 - ・ 1歳6か月児向け、3歳児向けパンフレット（『ちょっと気になるは子どもを理解するチャンス』）
- 子ども総合センターでは、子どもの発達に応じた必要な支援が受けられるように、さまざまな子育て支援の場面において適確な知識を持った職員・支援者によるアドバイスや、保護者が子どもの障害



や発達支援の必要性を受容できる環境づくりをさらに進めます。発達検査などの評価を基に、子どもの発達の状況を保護者と確認し、保護者の気持ちに寄り添いながら支援を進めていきます。

第1期障害児福祉計画・第5期障害福祉計画に基づく事業

- ・児童発達支援
- ・障害児相談支援
- ・相談支援

- 聴力のレベルが一定程度の重度の難聴の子どもの保護者は、障害者福祉の制度で補聴器の購入費の支給を受けることができます。障害者福祉の制度の対象外となる中等度の難聴の子どもに対しても、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を保護者に助成します。

施策に関する主な事業

- ・補装具費の支給
- ・中等度難聴児発達支援事業

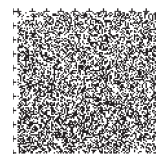
個別施策⑫ 乳幼児期の子育てに関する相談の充実

現状と課題

- 子どもの発達は個人差が大きいいため、保護者や周囲の人の理解を進め、障害や発達に心配がある子どもを早期から支援ができるよう、子育て相談や健診、幼児教育に関する相談を行っています。子ども総合センターではペアレントメンター（発達障害♦児の子育て経験のある保護者）による相談会を開始しました。しかし、支援の必要性の高いと思われる家庭であっても、保護者の気づき等の遅れや、サービスに関する情報不足等から相談やサービスにつなげていないという事例もあり、事業の周知とともに、利用しやすいサービスの構築が必要となっています。

個別施策の方向

- 保健センターでは、乳幼児の保護者が集う事業や機会を利用して、各種健診や子育てに関する相談の案内等を行い、関係機関につなげていきます。また、保健師・栄養士・歯科衛生士による訪問・面接等による相談を実施し、必要に応じて医療機関や専門機関での相談が受けられるように、各機関と連携しながら支援を行います。



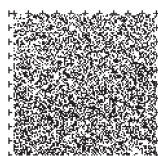
また、多動や自閉傾向など発達上の問題がある、またはその心配のある乳幼児に対して、発達専門の小児科医師による専門相談を実施し、必要に応じて医療機関や療育機関等につなげる支援を継続します。

施策に関する主な事業

- ・ すくすく赤ちゃん訪問事業
 - ・ 3～4か月児健診、6か月・9か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診
 - ・ 乳幼児経過観察健診 ・ 心理相談、育児相談 ・ すこやか子ども発達相談
- 保育園・子ども園では、支援の必要性が高いと思われる在園児の保護者に対して、面談などの機会を捉えて、保護者の気づきを促すとともに、必要に応じて、支援を受けられる関係機関の情報提供や紹介を引き続き行います。
- また、保育園・子ども園に在園していない未就園児親子に対しても、園庭を開放する交流事業などを実施することにより、子育てに関する情報提供や相談機関の紹介を続けていきます。
- 幼稚園では、就園前の児童・保護者の交流の場を設けたり、園児と交流できる園庭解放の実施などにより、幼稚園教職員に相談しやすい環境を作っていきます。
- 子ども総合センター、子ども家庭支援センター、児童館では子育てに関する子ども家庭相談や講座を実施するなど、相談の充実を図ります。また、子ども総合センターでは保育士の専門スタッフが、保護者からの連絡により自宅を訪問する、子育て訪問相談を実施します。

施策に関する主な事業

- ・ 子どもと家庭の総合相談 ・ 幼児サークル ・ 子育て講座 ・ 子育て訪問相談
 - ・ 保健師による保健相談
- 子ども総合センター（発達支援コーナー（愛称：あいあい））では、障害のある子どもや発達に心配のある子どもの発達相談・支援を保健センター、保育園、子ども園、幼稚園等と連携しながら進めています。



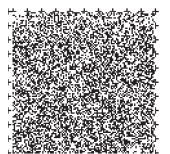
施策に関する主な事業

子ども総合センターにおける事業

- 発達相談（電話相談/来所相談）、
- 発達支援（集団-親子通所、単独通所、就園児グループ）
（個別指導-作業療法、理学療法、言語療法、心理指導）
- 障害幼児一時保育、在宅児等訪問支援

第1期障害児福祉計画・第5期障害福祉計画に基づく事業

- 児童発達支援
- 障害児相談支援
- 相談支援



基本施策（２） 障害等のある子どもの療育、保育、教育、福祉の充実

個別施策⑬ 乳幼児期の支援体制の充実

現状と課題

【集団保育における発達への支援】

- 発達に心配がある子どもが保育園、子ども園、幼稚園等に通園するときも集団生活の中で自己肯定感をもって成長できるような環境の設定が必要です。子ども一人ひとりにとって適切な保育や教育のために、保育士・幼稚園教諭への専門的な助言等を行っています。

【保育所等訪問支援】

- 子ども総合センター（発達支援コーナー（愛称：あいあい））では、平成２８年度から保育所等訪問支援事業を開始しました。

【医療的ケア♦児への支援】

- 医療技術の進歩等を背景として、NICU♦等に長期入院をした後、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアの必要な障害児が増加しています。

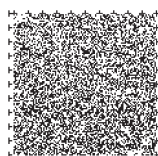
医療的ケアを必要とする子どもについて、集団の中での療育が可能となるように、児童発達支援事業として看護師によるケアを実施しています。

医療的ケアの中であいあいへの通所が難しい子どもについては、在宅児等訪問支援を利用いただいています。保護者からは、保護者同士の出会い、仲間づくりをしたい等の要望があがっています。

【居宅訪問型保育事業】

- 保育園や子ども園での集団保育が著しく困難な、保育を必要とする子どもに対して、保育を提供する環境整備が必要です。区では、子ども・子育て支援法に基づいた居宅訪問型保育事業を実施し、障害・疾病等により集団保育が困難で、個別の保育を必要とする子どもの保育を実施しています。

- 第１期障害児福祉計画において、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることをめざしています。



個別施策の方向

- 保育園・子ども園・幼稚園等では、集団保育可能な障害のある子どもや特別に配慮が必要な子どもに、集団生活の中で教育・保育を行っていきます。

保育園・子ども園等では保育士・幼稚園教諭が、子どもの育ちの状況について、専門的知識を有する巡回保育相談員の助言も受けながら、保育内容を共に考え、一人ひとりの子どもの育ちにあわせて対応します。また、必要に応じて職員を加配しています。

- 幼稚園では、必要に応じて介護員を配置しており、資質の向上や教員と連携した保育を行うために研修を実施しています。また、心理士等専門家による巡回相談の助言を受けて子どもに合わせた指導計画を作成するとともに、子ども総合センターなどの関係機関との連携を図ることで、就学へ向けた支援を行っていきます。

施策に関する主な事業

- ・ 障害児等巡回保育相談（保育園・子ども園等）
- ・ 巡回相談（幼稚園）

- 子ども総合センターでは、保育園等に通園していて、集団場面での適応が難しい子どもや、保護者の就労などで通所での療育を利用できずにいた子どもに対し、保育園、子ども園、幼稚園に訪問支援員が出向き、集団場面の中で支援を提供する保育所等訪問支援事業を実施していきます。

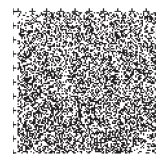
- 医療的ケア[◆]の必要な子どもについて、集団の中での療育が可能となるように、子どもの状況に応じて看護師によるケアを実施していきます。在宅児等訪問支援事業を実施し、あいあいに通うことの難しいお子さんご家族を支援していきます。

- 保育園・子ども園等の保育士等を対象に、理論研修及び事例検討等の研修を実施しています。引き続き、研修を実施することにより、保育士等の障害に対する理解や支援技術の向上を図り、より良い環境整備を進めます。

施策に関する主な事業

子ども総合センターにおける事業

- ・ 発達相談（電話相談/来所相談）、
- ・ 発達支援（集団-親子通所、単独通所、就園児グループ）



(個別指導-作業療法、理学療法、言語療法、心理指導)

- ・ 障害幼児一時保育、在宅児等訪問支援

第1期障害児福祉計画・第5期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 障害児相談支援
- ・ 相談支援

個別施策⑭ 学齢期の支援体制の充実

現状と課題

【就学前後の一貫した支援について】

- 特別な支援を要する幼児・児童・生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うことが求められています。また、その支援がライフステージ♦の節目ごとに途切れるのではなく、教育、保健・福祉、医療等が連携し、一貫性のある支援を行うことが重要です。

- 長期的な視点に立って一貫性のある支援を進めるため「就学支援シート」や「個別の教育支援計画♦」等の作成の取組を行うなど、教育委員会を中心に各機関が連携を図っています。

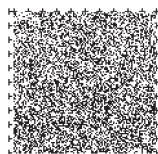
子ども総合センター（発達支援コーナー（愛称：あいあい））では、個別支援計画♦を作成して支援を提供しています。また、作成した個別支援計画は、子どもが在籍する保育園、子ども園、幼稚園、学校に、保護者の同意を得て情報提供するように努めています。また、就園、就学の時期に、移行先の園、学校へ個別支援計画を情報提供しています。

【就学相談】

- 児童・生徒の心身の状態や発達段階、障害の特性等に応じて適切な教育を受けることができるよう、教育委員会における就学相談があります。発達や障害の状況は様々であることから、相談体制を更に充実することが期待されています。

【保護者への情報提供】

- 保護者を対象に、関係機関職員からの入園入学に関する情報や、子どもの就学を経た保護者から経験談をきく機会を子ども総合センターで設定しています。



【特別支援教育推進員・まなびの教室】

- 教育委員会により各学校・幼稚園への専門家による巡回相談、小・中学校への特別支援教育推進員の派遣や全小学校に「まなびの教室」が設置され、一人ひとりの教育的ニーズに応えるような学校指導体制の充実がなされたり、発達障害♦等のある児童が在籍校で指導を受けることができるようになりました。今後も適切な指導及び必要な支援が望まれます。

【不安や悩み相談】

- 教育委員会により臨床心理士等の専門相談員が保護者や子どもについての不安や悩みに応じ、面接による相談や電話による相談が実施されています。また、面接や電話でも相談が難しい場合は、インターネットによる相談も実施されています。今後も、教育相談の充実や推進が望まれます。

【ことば・きこえの支援】

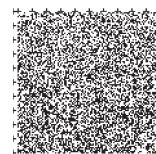
- 教育委員会において、区内在住の幼児及び小・中学校の児童・生徒で、「ことば」や「きこえ」に心配がある子どもに対し、専門の言語聴覚士♦などが面接および指導を行っています。
今後は相談件数の増加に対応するために、より計画的な指導が望まれます。

個別施策の方向

- 教育委員会において、これからも学識経験者や心理職等の専門家が各学校を巡回し、特別な支援を要する児童・生徒などに対する適切な指導や必要な支援について指導・助言がなされます。
また、増加する発達障害等のある児童・生徒への適切な教育的支援を行うため、特別支援教育推進員を増員し学校に派遣することで、学校内支援体制の充実を図るほか、全小学校における特別支援教室設置に加えて、中学校においてもモデル実施を経て全校に特別支援教室を設置します。
さらに、「障害者差別解消法♦」の施行により、合理的配慮♦が求められるようになった状況を含め、障害理解に関する理解啓発を広く行います。

施策に関する主な事業

- ・ 特別支援教育の推進



コラム 新宿区が進める特別支援教育

特別支援学校小学部・中学部

視覚障害
聴覚障害
知的障害
肢体不自由
病弱

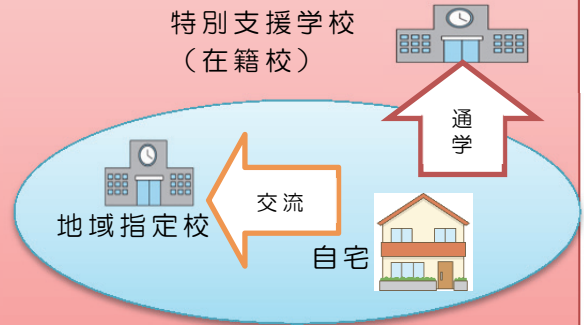
区立新宿養護学校
都立特別支援学校
国立特別支援学校
私立特別支援学校

区立新宿養護学校は、都内で唯一の区立特別支援学校（肢体不自由）です。一人ひとりの子どもの成長に合わせた学習や、スクールバスによる送迎、医療的ケア児の対応を行っています。また、副籍交流も行っています。

○副籍制度

特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が居住する地域の公立小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度です。

新宿養護学校や中野特別支援学校等の児童・生徒が地域の学校の授業に参加する等、交流の機会を持っています。



小学校・中学校

特別支援学級

知的障害
病弱

知的障害

愛日小学校（若竹学級）
東戸山小学校（若草学級）
花園小学校（新苑学級）
落合第二小学校（若葉学級）
柏木小学校（柏葉学級）

病弱

余丁町小学校（わかまつ学級）

知的障害

四谷中学校（新苑学級）
西新宿中学校（E組）
新宿中学校（若草学級）

特別支援教室

通常の学級で学ぶ、知的な遅れのない自閉症・情緒障害・学習障害・注意欠陥多動性障害のある児童・生徒が、普段は在籍学級（通常の学級）で学習しながら、週に1回程度、巡回教員から課題に応じた個別の指導を受けます。

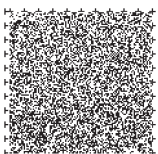
小学校 平成28年度より、全小学校に開設しています。

中学校 平成30年度に3校で開設し、31年度から全校に開設します。

★就学支援シート

幼稚園・保育園・子ども園・療育機関の協力を得て、生活の様子や大切にしていることを小学校に引き継ぐツールです。

保護者の希望により作成し、小学校に提出します。



区では、障害や発達の状況に応じた、きめ細かな教育を推進するとともに、学校、児童、生徒等、個々の実情に応じた適切な教育的支援の充実を図っています。

◎ 発達障害♦等のある児童・生徒への支援

- ・平成28年度に全小学校に「まなびの教室」(※)を開設しました。保護者や教員の発達障害等に関する理解が進み、「まなびの教室」を利用する児童が年々増加しています。今後も支援のあり方について、様々な視点から検証を行い、一人ひとりのニーズに応じた教育的支援を強化していきます。
- ・中学校についても、現在の通級指導学級方式(生徒が通級指導学級設置校に通う)から、特別支援教室方式(小学校「まなびの教室」と同様、専任の教員が在籍校を訪問し指導する)に変更します。平成30年度は3校で先行実施し、検証を行ったうえで、平成31年度から全中学校で実施します。在籍校との連携がスムーズになり、支援が充実するほか、生徒の通級に要する移動負担を軽減するとともに、移動の為、出席できない在籍校の授業の遅れの不安も少なくなります。
- ・特別支援教室の充実に加えて、通常の学級内指導体制を充実するために、特別支援教育推進員を計画的に増員します。担任や特別支援教室担当教員と連携して、支援方法を共有することによって、児童・生徒が通常の学級で適応できる支援の充実を図っています。
- ・学識経験者や心理職等の専門家が各学校を巡回し、発達障害等があると思われる児童・生徒等への適切な指導方法や学校内支援体制等について指導・助言するほか、特別支援教育相談員が、学校の依頼に応じて適宜指導・助言しています。

◎ 個に応じた支援の充実

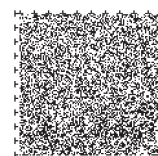
- ・就学支援シートの活用や、個別指導計画の作成、保健・医療・福祉等の連携による個別の教育支援計画♦等に基づき、特別な支援を要する子ども一人ひとりのニーズに応じた教育的支援を行っています。

◎ 交流及び共同学習の推進

- ・障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が交流を通じて相互理解を図り、豊かな人間性を育むことを目的として、特別支援学校と小・中学校間の副籍交流や、通常の学級と特別支援学級間における交流及び共同学習を行っています。



※「まなびの教室」…通常の学級で学習に概ね参加できるものの、情緒障害♦や発達障害(学習障害、注意欠陥多動性障害等)のため特別な指導を必要とする児童のため、全区立小学校に設置している教室



個別施策⑮ 放課後支援等の日中活動の充実

現状と課題

【放課後等支援】

- 子ども総合センターでは、放課後支援として、小学生を対象とする放課後子どもひろばや、乳幼児期から高校生までを対象とする児童館等でも、障害のある子どもも安心して利用できるような環境づくりを進めています。
- 区では独自に障害児等タイムケア♦を地域生活支援事業の日中一時支援に位置付けています。タイムケアを実施している事業所「まいペース」では、障害のある子ども（小中高校生）を対象に主に放課後の時間帯や学校の長期休暇中で社会生活のマナー習得や友人関係の構築及び家族の就労支援やレスパイト♦を行っています。
- 児童福祉法に基づく障害児を対象とした放課後等デイサービスは、多様な設置主体により平成30年1月時点で区内14所が開設し、利用する子どもも増加しています。障害者手帳を所持していない発達障害♦のある子どもを含む、児童・生徒に対する生活能力の向上や発達段階への支援の役割が期待されています。知的障害児や発達障害児を対象とした事業所は増加傾向にある一方、肢体不自由児、医療的ケア♦児の受入れ事業所が少ない現状があります。障害種別に関わらず、必要とする子どもが通えるような支援が課題です。

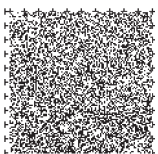
全国的には、利潤を追求し支援の質の低い事業所や適切ではない支援を行う事業所が報告されていることから、支援内容の適正化のために、人員、設備及び運営基準の見直しが行われました。

個別施策の方向

- 学童クラブに在籍する障害等がある小学生へ対応するため障害児対応職員を配置するとともに、巡回指導や職場研修等を実施します。
- 障害等のある子どもの放課後子どもひろばや児童館等の利用を促進するための環境づくりを引き続き進めていきます。

また、地域の同世代の子ども等との活動を通じて、子ども同士や保護者の交流を促進します。

新宿養護学校においても放課後子どもひろばを行うことで、新宿養護学校に通う肢体不自由児の放課後活動の充実を図っていきます。



- 障害児等タイムケア事業所「まいペース」を運営している事業者に対し、サービスの質の向上や、安定した運営のために助成を継続します。
- 放課後等デイサービスの事業所の情報収集、利用の仕方への情報提供に努め、事業所への指導も適切に行っていきます。

施策に関する主な事業

- ・ 学童クラブ
- ・ 放課後子どもひろば

第1期障害児福祉計画・第5期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 日中一時支援（障害児等タイムケア）

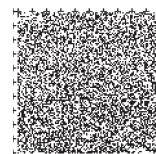
個別施策⑯ 療育・保育・教育・福祉・保健施策の連携

現状と課題

- 医療的ケア♦児を含む障害児について、従来から療育・保育・教育・福祉・保健という関連部所において専門性をもとに支援を行ってきました。すでに作られている会議体を充実させながら活用し、就学前、就学中、卒業後と切れ目のない支援が可能になるよう連携が必要です。

個別施策の方向

- 子どもの支援等に関する状況の把握及び関係機関相互のより効果的な連携を行うため、「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク♦」を設置しています。このネットワークは、発達支援部会・虐待防止等部会・子ども学校サポート部会・若者自立支援部会・事例検討部会により構成されています。支援が必要な子どもや家庭に対しては、各部会で随時サポートチーム会議を開催し、情報と認識を共有するとともに、支援策と役割分担を協議し、連携して対応していきます。
- 医療的ケア児について、すでに作られている会議体を活用して、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場とできるよう、検討を行います。



施策に関する主な事業

- 「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク[◆]」の運営
- ・ 代表者会議
 - ・ 発達支援部会
 - ・ 虐待防止等部会
 - ・ 子ども学校サポート部会
 - ・ 若者自立支援部会
 - ・ 事例検討部会
 - ・ サポートチーム会議
 - ・ 研修会

第1期障害児福祉計画・第5期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 障害児相談支援
- ・ 計画相談支援
- ・ 相談支援
- ・ 基幹相談支援センター

個別施策⑰

障害等のある子どもへの専門相談の推進

重点的な取組

現状と課題

- 相談支援に関する調査結果で「18歳未満の方と保護者の方」からの回答では「専門性の高い相談」に対する要望が最も高くなっています。区では子ども総合センターや保健センター、教育センター教育相談室が専門性を発揮した相談を受け付けています。

個別施策の方向

- 子ども総合センターは、児童コーナーや学童クラブも併設された開かれた児童施設であり、区民の誰もが気軽に相談できる環境にあります。
また、発達支援コーナーでは、障害のある子どもや発達に心配のある子どもの発達相談を行い、必要に応じて発達検査等を実施します。集団指導、理学療法士（PT）[◆]・言語聴覚士（ST）[◆]・作業療法士（OT）[◆]・心理指導員（臨床心理士等）による個別指導、家族への支援の充実を図り、専門性の高い相談を行っていきます。

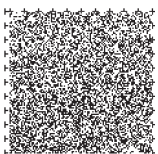
施策に関する主な事業

子ども総合センターにおける事業

- ・ 発達相談（電話相談/来所相談）、
- ・ 発達支援（集団-親子通所、単独通所、就園児グループ）
（個別指導-作業療法、理学療法、言語療法、心理指導）

第1期障害児福祉計画・第5期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 障害児相談支援
- ・ 計画相談支援



- 子どもの将来を見越しながら、発達や障害の状況等に応じて、一人ひとりの子どもが適切な教育を受け、可能性を最大限に伸ばさせることができる教育の場を案内するため、就学時だけでなく、就学後も保護者が気軽に相談できるよう就学相談による支援の充実が求められます。

施策に関する主な事業

- ・ 就学相談

コラム 子ども総合センターの役割等

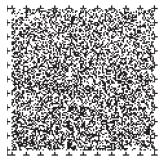
新宿区立子ども総合センターは「総合的な子育て支援施設」として、平成 23 年に開設しました。

子ども家庭支援センター機能、児童発達支援センター機能、学童クラブ機能、児童館機能を 1 か所に集め、有機的連携を図ることにより、各事業を一体的に運営しています。また、区内の子育て支援施設の総合調整を行っています。

区では、児童相談所の開設について、2021 年 4 月を目途に準備を進めています。

新宿区立子ども総合センター

子どもと家庭の総合相談 虐待防止への対応	子育て支援サービスの提供	子ども・親子の居場所	障害児等への支援
<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て相談 ○ サービス利用相談 ○ 虐待通報への対応（調査・児童の現認） ○ 子どもや保護者への支援 ○ 東京都児童相談センターとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て訪問相談 ○ 産後支援 ○ ショートステイ ○ トライトステイ ○ ひろば型一時保育 ○ ファミリーサポート ○ ホームスタート 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 親と子のひろば（乳幼児スペース） ○ 児童館・児童コーナー ○ 学童クラブ ○ 放課後子どもひろば 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発達相談・サービス利用相談 ○ 児童発達支援・放課後等デイサービス ○ 保育所等訪問支援 ○ 在宅児等訪問支援 ○ 障害幼児一時保育 ○ パARENTメンター
<ul style="list-style-type: none"> ○ 区内子育て支援施設の総合調整 児童館・児童コーナー（20 か所）、学童クラブ（30 か所）、放課後子どもひろば（30 か所） 子ども家庭支援センター（4 か所） ○ 地域の子育て支援 子育て支援者養成講座、プレイルーム活動の推進、落合三世代交流事業、ジュニアリーダーの育成、思春期の子育て支援事業、青少年活動推進委員（農業体験、自然体験キャンプ、親子自然体験、情報誌「あ・そ・ま・な」の発行）、新宿子育てメッセの開催 			



コラム 障害のある子どもの専門相談

◇子ども総合センター

相談のしかた	電話や来所（家族や保護者など不安に思う方より） 関係機関からの紹介
予約	面談のみ必要
相談内容	・子どもの障害や発達についてのご相談 ・障害児サービス等の利用についてのご相談 など
対象となる方	0歳～18歳までのお子さん（保護者）
アピールポイント	発達検査・知能検査の評価をもとに、お子さんへの対応を保護者の方と一緒に考えます。医療機関ではないので、診断はできません。

◇保健センター ①すこやか子ども発達相談 ②幼児相談

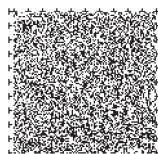
相談のしかた	①②担当保健センターを通して予約（電話などでまずは保健センターへ相談）
予約	①②必要（担当保健センターを通して予約）
相談内容	①発達上の心配がある乳幼児に対して、発達専門の小児科医師が、見立てや発達を促す生活上のアドバイスを行います。 ②発達上の心配がある乳幼児に対して、臨床心理士等が、見立てや発達を促す生活上のアドバイス、保護者への支援を行います。
対象となる方	①②乳幼児（0歳～6歳）と保護者
アピールポイント	①保健センターの地区担当保健師は、小児科医師の見立てを踏まえて、医療や療育が必要のある方に対して、医療機関や療育機関等と連携し、適切な養育環境を整え、発達を促すように支援します。 ②相談専用の部屋で、子どもの遊びを観察しながら（保健師等が子どもを見守る）、保護者は安心して相談することができます。地区担当保健師は、相談の結果を踏まえ、保護者の気持ちに寄り添いながら、必要に応じて医療機関や療育機関などと連携していきます。

※その他の専門相談

- ◎在宅人工呼吸器使用者のための災害時個別支援事業
 - ◎保健師による相談支援
 - ◎もぐもぐごっくん歯科相談事業
 - ◎問い合わせ：保健センター
 - かかりつけ歯科医機能の推進事業
 - 在宅医療相談窓口
 - 問い合わせ：健康づくり課
- それぞれに相談方法などが異なります。詳しくはお問い合わせください。

◇教育委員会

相談のしかた	教育支援課特別支援教育係に連絡
予約	必要
相談内容	お子さんにとってより適切な教育の場（就学先）を一緒に考えていきます。面接や発達検査、医師面接、在籍園等での行動観察を行い、就学支援委員会で総合的に検討します。
対象となる方	翌年度就学予定の新小学1年生から中学生まで
アピールポイント	専門の相談員が、保護者や本人の意向を十分にお聞きしながら、心理学的・医学的・教育的な観点から相談を行います。



個別施策⑩ 学校教育修了後の進路の確保

現状と課題

【高校卒業後の日中活動・就労】

- 学校教育修了後の進路の選択肢を確保するため、日中活動の場を充実させる必要があります。特に重度の知的障害者・身体障害者が通所する生活介護事業の定員確保が課題となっています。また、区内では、就労継続支援♦B型、生活介護だけではなく、自立訓練や就労移行支援♦等の日中活動の事業所も多様な形態により実施されており、今後は、個人個人の希望や能力等に合わせた多様な進路先の開拓も必要です。

障害者雇用促進法♦に基づく法定雇用率引き上げなどにより、特別支援学校卒業後に一般就労する人数は、増加傾向にあります。企業実習、就労の開始、就労の安定した継続等の個別的なきめ細かな支援が、出身校及び障害者就労支援事業等によって提供される必要があります。

個別施策の方向

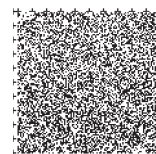
- 毎年行っている、特別支援学級及び特別支援学校の在籍状況調査を今後も継続し、その結果を事業所、学校、区の担当者により構成されている「進路対策等連絡会」で確認していきます。調査の対象は、肢体不自由児や知的障害児の都立特別支援学校だけでなく、視覚障害・聴覚障害の特別支援学校や、国立や私立の特別支援学校についても小学部からの在学生の状況を把握し、学校教育修了後の適切な進路の確保に努めていきます。

生活介護事業の定員拡充や、「就労継続支援 B 型」サービス提供事業所である福祉作業所が「生活介護事業」も提供できるようにする多機能化等を実施し、ニーズに応じたサービスを過不足なく提供できるように日中活動の場を充実させていきます。

就労だけでなく、就労継続支援 B 型、生活介護、自立訓練、就労移行支援等の多様な日中活動の場の充実と就労支援事業の実施等により、学校教育修了後の進路の確保とともに、複数の機関を活用して就労への支援を進めていきます。

第 1 期障害児福祉計画・第 5 期障害福祉計画に基づく事業

- ・生活介護
- ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援 A 型
- ・就労継続支援 B 型



個別目標3 地域サービスの充実・地域生活への移行の推進

基本施策（1） 地域で生活するための基盤整備

個別施策⑱ 日中活動の充実

現状と課題

【高齢化・重度化に対応した日中活動について】

- 障害者がある人らしく充実した地域生活を送るために、日中活動の場が充実している事が重要です。現在、社会福祉法人や株式会社などの様々な運営主体が就労継続支援♦や生活介護などの日中活動を行う事業所を運営しており、提供されるサービスも多様化しています。

これからも丁寧な相談等により個々の状況やニーズに合った事業所利用につながる支援を行うとともに事業者に対しても研修会を実施しサービス提供者の技術や知識の向上の支援や情報共有を行う事により、提供サービスの質の向上を図ります。

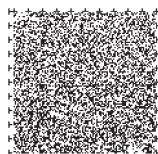
また、加齢などによる心身の変化に伴い、利用している日中活動の従来のサービス内容が、次第にそぐわなくなるケースがあります。具体的には、軽作業が中心の「就労継続支援 B 型」というサービスを提供する事業所に長年通所していた知的障害のある方が、加齢とともに作業に集中して取り組むことが困難になったり、身体障害や精神障害といった別の障害を併発し、排泄や食事など身の介助や通所時の移動に関しても支援が必要な状況になるといったケースです。障害者の高齢化や障害の重度化・重複化に対応する日中活動の場が求められています。

【発達障害♦・高次脳機能♦障害者の日中活動】

- 発達障害者、高次脳機能障害者については、障害特性に合わせた日中活動や就労支援サービスのニーズが増えています。

発達障害者を対象とした日中活動については、新しい事業所がそれぞれに異なるサービスを提供しています。

また、高次脳機能障害者については、区内在住の当事者が比較的少なく、障害特性に応じた日中活動を提供する事業所が区内にほとんどありません。高次脳機能障害者のための社会参加の場や交流の



機会となるような日中活動を、区では委託事業として、音楽やゲーム等のプログラムを通じた個別支援のミニデイサービスを月2回実施しています。また区立障害者福祉センターでは創作活動（染め物製作、販売）やイベントプログラムを週1回実施しています。

どのように有益な情報を集め、当事者や家族に知らせていくか、また専門的な相談のあり方が課題です。

個別施策の方向

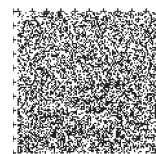
- 地域で孤立しない生活を送るために、日中活動の場の確保が重要です。高齢化や障害の重度化に対応した日中活動の場のニーズが高まっています。加齢に伴い体力や集中力が低下し、生活面でより多くの介助が必要になったような場合にも、長年通い慣れた場所で安心して過ごせるように、「就労継続支援 B 型」というサービスを提供している福祉作業所で排泄や食事の介護など「生活介護」のサービスも提供できるようにする多機能化や「生活介護」の定員拡充などにより、既存の施設を活かしながら日中活動の場を充実させていきます。
- 多様な設置主体の参入によって、発達障害者向けの就労移行支援◆事業所・自立訓練事業所等、多様なサービスが提供されるようになってきました。今後は、サービス提供事業者について広域的に情報収集し、適切な情報提供に努めていきます。
- 高次脳機能障害者の支援については、サービスに繋がっていない当事者やその家族を適切に区の事業に結びつけるとともに、事業者を支援していきます。

施策に関する主な事業

- 区立障害者福祉センターの管理運営
- 区立あゆみの家の管理運営
- 区立新宿福祉作業所の管理運営
- 区立高田馬場福祉作業所の管理運営
- 区立新宿生活実習所の管理運営
- 区立障害者生活支援センターの管理運営
- 高次脳機能障害者支援事業

第1期障害児福祉計画・第5期障害福祉計画に基づく事業

- 生活介護
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- 就労移行支援
- 就労継続支援 A 型
- 就労継続支援 B 型
- 地域活動支援センター◆



- 「ふれあい・いきいきサロン」は、外出機会の少ない障害者、高齢者、子育て中の方など、地域に住む誰もが参加できる居場所づくりの活動です。

地域包括ケアの推進をめざし、ささえあいのしくみづくりを進めるために、「ふれあい・いきいきサロン」の普及啓発、立ち上げや運営の支援を、社会福祉協議会が行っています。

今後は、サロンの活動状況を把握し、普及啓発を強化して、生活支援体制整備事業と一体的に、障害があっても安心して過ごせる地域の居場所確保をすすめていきます。

施策に関する主な事業

- ・ ふれあい・いきいきサロン

個別施策⑳ 住まいの場の充実

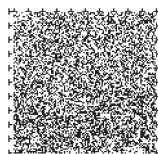
現状と課題

【住まい】

- 家族の介護を受けながら在宅生活を送ってきた障害者にとっては、本人や家族の高齢化等により、主に介護をしてくれる者の存在や、安心して暮らせる家など地域で生活するための生活基盤を失うことがあり、これまでと同じ生活の継続ができなくなる恐れがあります。個別的なニーズに応じ、居宅介護や通所系施設を利用した日中活動、移動支援など適切な在宅サービスを組み合わせて自宅での一人暮らしを継続したり、グループホーム♦や24時間の支援の整った施設に入所したりといった選択肢が確保されていることが必要です。特に、単身生活が困難な障害者にとっては地域で生活し続けられるよう、グループホームを整備することが求められています。

なお、住まいの確保の一環としては、自宅の改修や賃貸住宅への入居等の要望にも応じられるように居住サポート事業による支援を行っています。

- 精神障害者が円滑に地域生活に移行するには、住まいの場の整備と併せて、自宅での生活を支える幅広い支援を充実していくことが必要となります。グループホームや病院等から居宅生活に移行する方を支援するため、新たな障害福祉サービスの一つとして自立生活援助が創設されます。



- 高齢者や障害者等の住宅確保要配慮者の住まい確保が困難な状況です。高齢者や障害者等の条件に適う民間賃貸住宅の空き物件が少ないなか、民間賃貸住宅の家主等から賃貸借契約を拒まれる場合があるからです。

個別施策の方向

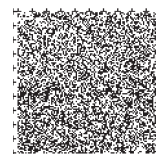
- 在宅での生活が困難になった方や入所施設等から地域移行を望む方の受け皿として、グループホームの重要性が高まっていることから、設置を促進していきます。区有地や国、公有地を活用できる時は、グループホーム設置を具体的に検討しながら事業者に必要な情報を提供していきます。建設費補助を継続し、設置に向けて事業者を支援します。

第 1 期障害児福祉計画・第 5 期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 共同生活援助（グループホーム）
- ・ 身体障害者福祉ホーム ◆ ・ 精神障害者福祉ホーム
- 区内の精神障害者を対象としたグループホーム運営事業者に対し、運営助成等の支援を継続し、安定した施設運営を図ります。また、身体障害者及び精神障害者を対象とした福祉ホームに対しても、運営助成を継続し安定した施設運営を図ります。
- 住み慣れた家で暮らし続けられるように、重度障害者が住宅設備を改善しようとする場合、区の事業の一つとして住宅改修費を給付していきます。
- 居住サポート事業として、アパート探し等住まいの相談支援を行う 4 所の地域活動支援センター ◆ の運営事業者に対し、運営補助を継続して行っていきます。また、区立障害者福祉センターにおいても、居住サポート事業として、住居探し等の相談支援を継続して行っていきます。

第 1 期障害児福祉計画・第 5 期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 居住サポート ・ 住宅設備改善費
- 高齢者や障害者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援します。



- ・民間賃貸住宅の賃貸借契約に必要とされる保証委託契約を締結したときに支払った保証料の一部を助成します。
- ・居住する民間賃貸住宅の取り壊し等に伴う立退きで転居を余儀なくされたときに、区内転居に要する費用の一部を助成し、住み替え居住継続を支援します。
- ・区内不動産業団体から派遣された住宅相談員が空き物件情報の提供を行う住み替え相談によるサポート体制を強化します。

- 高齢者、障害者等向けの区営住宅の運営
特に居住の安定を図る必要がある高齢者、障害者等を対象として、引き続き一定の枠を設けて区営住宅を提供します。

施策に関する主な事業

- ・高齢者等入居支援
- ・住宅相談
- ・住み替え居住継続支援
- ・区営住宅の供給
- ・住宅修繕工事等業者あつ旋

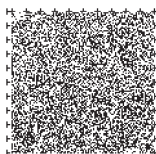
個別施策② 入所支援施設等の支援

現状と課題

- 区内の入所施設では、入所しながら週末は自宅に一時帰宅する事や、それまでの地域との繋がりを絶やすことなく地域で生活を行う事ができます。また、入所施設には、入所者のみならず地域の障害者や家族の支援という役割も期待されています。

シャロームみなみ風は、知的障害者及び知的・身体の重複障害者を対象とした障害者支援施設として運営されています。日中活動サービスとして生活介護及び自立訓練、就労継続支援♦B型を実施し、短期入所を併設すると共に、計画相談支援も行っています。

区立障害者生活支援センターは、精神障害者に対応した生活訓練の施設として地域生活を支援する拠点の役割を担っています。この2つの拠点は、平成29年度から相談支援専門員を増配置することで、区役所閉庁時の土日の相談対応や、サービス等利用計画♦の作成を促進しています。



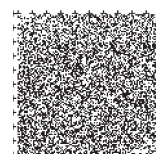
また、新宿けやき園は、身体障害者及び身体・知的の重複障害者を対象として運営されています。日中活動サービスとして生活介護を実施すると共に、短期入所を併設しています。

個別施策の方向

- 医療的ケア♦の必要な障害者を受け入れるため、新宿けやき園及びシャロームみなみ風の運営事業者に対し、看護師の配置や、安定した施設運営及び支援体制の向上のため、運営助成を行っていきます。

第1期障害児福祉計画・第5期障害福祉計画に基づく事業

- ・施設入所支援



基本施策（２） 地域生活移行への支援

個別施策⑳ 施設からの地域生活移行の支援

現状と課題

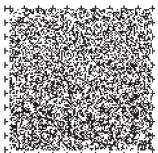
- 地域生活への移行にあたっては、退所後の生活について、障害者本人の意向を尊重しながら支援していくことが重要です。長期にわたる施設入所により、家族や住まいが既に区内にないなど以前暮らしていた地域との関わりが希薄になっている場合もあります。地域生活に円滑に移行できるよう、障害者総合支援法♦に基づくサービス「地域移行支援」「地域定着支援」に加え、平成30年4月からは、「自立生活援助」が創設され、地域生活を支援する仕組みも増えてきています。アパート探しやグループホーム♦といった住まいの確保を始め、日中活動の場の確保等、地域生活を支える福祉サービスの充実を進めていく必要があります。
- 平成28年度に実施した障害者生活実態調査において、今後希望する生活に対する施設に入所中の障害者からの回答は、60%近くの方が「現在の施設で生活したい」でした。一方で、「施設を退所して、必要に応じてサービスを利用しながら区内で生活したい。」と回答された方も5%弱いました。地域生活に移行する希望のある方については、円滑に地域生活に移行できるよう、施設内外の支援者が連携する事が必要です。

個別施策の方向

- 住まいの場として、グループホームの整備を進めるとともに、日中活動の場の確保が重要です。障害者本人の状況に合わせ、多様化している社会資源（日中活動の場や余暇活動の支援、経済的な補償、インフォーマルな支援等）を有効に組み合わせ、サービス等利用計画♦も有効に活用し、支援を提供していきます。

第1期障害児福祉計画・第5期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 居宅介護 ・ 自立訓練（生活訓練）
- ・ 共同生活援助（グループホーム）
- ・ 計画相談支援 ・ 地域移行支援 ・ 地域定着支援 ・ 自立生活援助
- ・ 基幹相談支援センター ・ 居住サポート ・ 身体障害者福祉ホーム♦



現状と課題

- 精神障害者の地域移行については、医療機関との連携を積極的に図り退院支援を推進していることで、保健センター保健師の退院支援件数は年々増加しています。また、区の入院受療状況（生活保護受給者・国民健康保険加入者で、平成 24 年度～平成 27 年度）においても入院期間が 3 か月未満、1 年未満の退院率は微増ですが、1 年以上の長期入院患者数は大幅に減少しています。これらの傾向は国の調査（平成 14 年度～平成 26 年度）においても同様の結果が得られていますが、高齢者の地域生活への移行においては、まだ不十分な状況にあります。

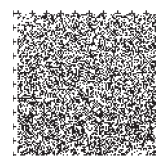
退院支援においては、入院中から退院に向けた意欲の喚起や本人の意向に沿った移行支援、地域生活を支えるサービスの提供、居住の場の確保を含む高齢の精神障害者に対する支援など、関係部署が連携し、組織横断的に取り組むことが求められています。また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築し、地域で精神障害者が生活を継続できるような支援を行き渡らせていく必要があります。

さらに精神障害者が円滑に地域に移行し、地域生活を継続していくためには、地域における精神障害に関する理解が進んでいくことが必要です。

- 平成 27 年に開設した区立障害者生活支援センターでは、精神障害者の方が地域生活に円滑に移行し、地域において安定して自立した生活を営めるよう、宿泊型自立訓練や短期入所事業を実施し、区内における精神障害者支援の中核的役割を担っています。

個別施策の方向

- 精神障害者については、これまで以上に退院支援及び地域での安定した生活の支援が重要であるため、入院中の早い段階から退院に向けた移行支援を行うなど、相談支援の充実と医療機関との連携強化を図っていきます。また、地域での生活が安定的に継続できるよう精神保健相談や保健師による訪問・面接等による相談支援についても引き続き行っていきます。



- 精神障害者の医療の継続を支援し、病状変化時に早期に対応できるよう、相談支援、訪問看護等、精神障害者の保健医療体制を強化します。また、未治療・治療中断等の精神障害者に対するアウトリーチ♦支援事業を引き続き実施するなど、精神障害者が安定して地域で暮らし続けられるよう、より一層支援を進めていきます。

施策に関する主な事業

- ・保健・医療・福祉・関係者による連携（精神保健福祉連絡協議会、精神保健福祉実務担当者連絡会）
 - ・精神科医による精神保健相談
 - ・保健師による面接・訪問相談等
 - ・医療機関等との連携
 - ・未治療・治療中断等の精神障害者に対する訪問支援
 - ・デイケア（精神障害者社会復帰支援事業）
 - ・精神障害者社会適応訓練事業（都制度）
- 精神障害に対する正しい知識の普及啓発を図ることで、本人だけでなく家族を始めとする周囲の人もこころの不調に早めに気づき、声掛けをする等、社会全体での支えあいができる偏見や差別のない地域をめざします。

施策に関する主な事業

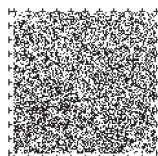
- ・精神保健講演会
 - ・パンフレット・リーフレットの作成・配布
- 精神科病院に長期に入院していた精神障害者等に対して、生活能力を身につけるための生活訓練等を行うことは退院促進を図る上で重要な取組です。区立障害者生活支援センターでは、精神障害者を対象とした自立訓練（生活訓練）・宿泊型自立訓練等を行うと共に、精神障害者の相談支援拠点事業所として、地域生活への移行の促進や相談事業の充実を図っていきます。

施策に関する主な事業

- ・区立障害者生活支援センターの管理運営

第1期障害児福祉計画・第5期障害福祉計画に基づく事業

- ・自立訓練（生活訓練）
- ・短期入所
- ・計画相談支援
- ・地域移行支援
- ・地域定着支援
- ・自立生活援助
- ・精神障害者福祉ホーム♦
- ・居住サポート



個別目標4 多様な就労支援

基本施策（1） 多様な就労ニーズに対応できる重層的な支援体制の充実

個別施策⑳ 就労支援の充実

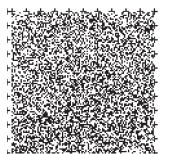
重点的な取組

現状と課題

- 自立した社会生活を送るうえで、就労は大きな要素です。就労は経済的な面ばかりでなく社会参加を図るという意義もあります。障害者の就労意欲の高まりと、企業における障害者雇用に対する理解が進むにつれ、企業も障害者雇用率達成に向けた取組を強化し、就職に至った人が増えています。
障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応として、平成 25 年 6 月に障害者雇用促進法♦が改正され、障害者に対する差別の禁止や合理的配慮♦の提供義務を新たに定め平成 28 年 4 月に施行されました。また、平成 30 年 4 月からは法定雇用率の算定基礎の対象に新たに精神障害者が追加されます。これにより民間企業の法定雇用率は段階的に平成 33 年 4 月までには 2.3%になり、障害者が一般就労をするための社会的条件の整備が進んできています。
- 障害者の一般就労の機会を広げる目的で区が実施する障害者就労支援事業は、新宿区勤労者・仕事支援センターが担い、本人のニーズや障害種別に応じたきめ細かな就労に向けた支援を行っています。また、就労後の職場定着支援や必要に応じて離職支援も行っていることから、特別支援学校高等部卒業者から福祉施設利用者、在宅の方、就労中の方に至るまで、幅広く活用されています。就労を続けるための支援を必要とされる方は、増加傾向にあります。

個別施策の方向

- 区は障害者就労支援事業として、就労意欲のある障害者に対し、東京障害者職業センター、ハローワーク、東京しごと財団等と連携して、ジョブコーチ♦支援、職業準備支援、職場体験実習制度を活用して、就労を支援していきます。



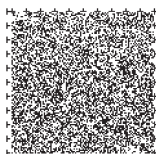
- 企業に対し、国の障害者雇用施策や企業支援策の活用を促進しつつ、障害特性や本人の状況に応じた仕事の創出等への取組を働きかけていきます。さらに、障害者雇用を実施している企業に対して、障害者受入に関する相談や、職場の障害理解促進の働きかけを行い、障害者が安心して働き続けられる環境づくりを進めます。
- 利用者本人や家族等を対象とした就職準備フェアや未就業者と就業者との交流会の開催などにより、障害者の就労に向けたイメージづくりや働く意欲の向上を図ります。
- 特別支援学校等と区内就労支援施設や新宿区勤労者・仕事支援センター等の関係機関による「進路対策等連絡会」等の開催を通じ、関係機関と区との連携を強化し、特別支援学校等卒業後のスムーズな就労支援の実施を図ります。

施策に関する主な事業

- ・新宿区勤労者・仕事支援センター運営助成等

第1期障害児福祉計画・第5期障害福祉計画に基づく事業

- ・就労移行支援◆ ・就労継続支援◆A型 ・就労継続支援B型



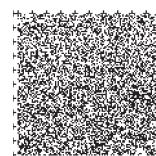
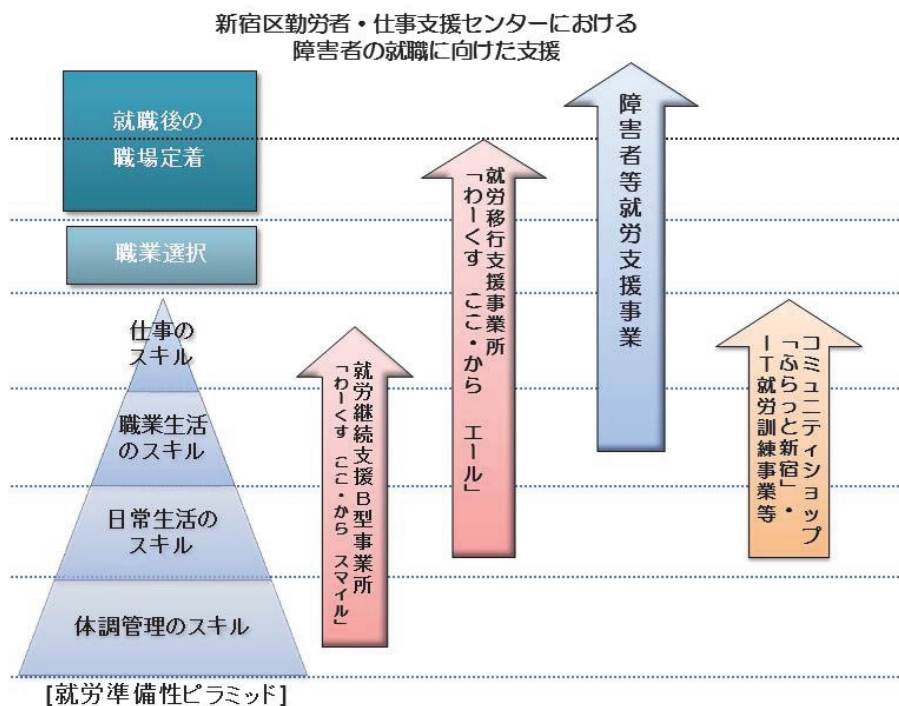
コラム 新宿区勤労者・仕事支援センターの役割 (施設紹介)

「働きたい」「社会に貢献したい」という思いをかなえ、「働き続ける」ことを応援します。

公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センターは、新宿区障害者就労福祉センター等の事業を引き継ぎ、就労支援等を行う団体として平成21年4月に設立された新宿区の外郭団体であり、一般就労を希望する障害のある方への職業相談から就職準備支援、求職活動の支援、職場実習の支援、就職後の定着支援までの一体的な支援等を行っています。

就職する障害者については、職業準備性、すなわち、身体条件、体力、仕事に対する意識、上司や同僚とのコミュニケーション能力などの職業生活を始めるために必要な条件が用意できている必要があります。また、使用者側も、障害者に対して合理的配慮♦を行う中で、円滑に雇用する必要があります。そこで、財団では、障害者等就労支援事業による支援や、障害者等へ就労訓練の場を提供することにより、新宿区における障害者就労支援の充実の一翼を担う存在として、重層的な取組を推進しています。

障害者等の就労訓練の場として、飲食の提供や物品を販売するコミュニティショップ（区内5店舗）は、就労訓練の場として運営するだけでなく、区内障害者施設で作られた製品なども展示・販売しています。また、IT就労訓練では、企業等から実際に業務を請け負い、ITを活用した実務訓練を行っています。



個別施策② 施設における就労支援の充実

現状と課題

- 企業での就労が困難な障害者にとって、生活支援を受けながら就労に向けてスキルを高める福祉的就労の場として、就労継続支援♦B型事業所があります。就労継続支援 B 型事業所は、多様な就労形態の一つとして、大きな役割を果たしています。

就労移行支援♦事業所や就労継続支援 A 型事業所については、企業での就労に比較的近い場として、株式会社や NPO♦法人などにより就労移行支援 17 所、就労継続支援 A 型 4 所が運営されています（平成 30 年 1 月現在）。

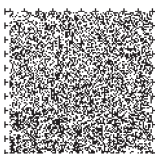
利用者が事業所をその特徴や強みに合わせて選択できるようになってきました。今後は提供サービス内容や質の向上がもめられています。

- 福祉作業所等の就労継続支援事業所においては、清掃、封入・封緘作業、製造、販売等、様々な仕事を利用者の状況に応じて分担し、工賃向上と作業を通じた社会参加に努めています。

また、新宿区勤労者・仕事支援センターの受注センターでは、企業や区から共同受注した仕事の各事業所への割り振り、集配業務等により、各事業所の支援を行っています。各事業所が利用者の高齢化、障害の重度化による受注力の伸び悩みという共通の課題を抱える中、受注センターの役割は重要かつ多様化すると考えられます。

安定した受注に向け、各事業所が独自で行う営業開拓に加え、共同受注や自主製品の共同販売、販路開拓等の機能を持つ共同受注ネットワークの構築をめざすため、新宿区勤労者・仕事支援センターの受注センターでは事業所を対象とした研修・講習会を行っています。また、仕事を発注したい企業と受注を拡大したい事業所との仲介や助言・相談も行っています。

- 障害者優先調達推進法♦に基づき、障害者の自立した生活に資するため、区は、平成 26 年に「新宿区における障害者就労支援施設等からの物品等の調達方針」を策定しました。方針に基づき毎年度目標を掲げ、障害者就労支援施設等への発注を増加したり、安定的に発注をするように努めています。



個別施策の方向

- 一つの事業所では困難な大量または複雑な発注に対しても、分割・細分化等のきめ細かい配慮をすることで、請け負うことが可能となる場合があります。新宿区勤労者・仕事支援センターの受注センターが、受注の連携システムとして機能し、実務向上への支援等を行うことにより、各障害者就労支援施設の工賃向上への支援を行います。

今後は事業所間のネットワーク化促進による受注活動の促進だけでなく、自主製品の開発、品質向上、販売促進に向けた講習会の開催など、現場に根差した企画で事業所を支援していきます。

- 障害者就労事業所等への発注を行う際は、事業所ごとに個別の事情に配慮し、安定した作業が可能になるようきめ細かい発注を行っていきます。

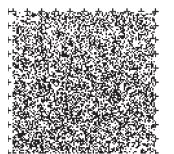
- 障害者就労支援施設での個別支援による障害者のスキルアップとともに、新宿区勤労者・仕事支援センターと障害者就労支援施設とが連携を図り、障害者就労支援施設からの一般就労を促進していきます。

施策に関する主な事業

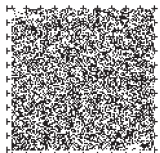
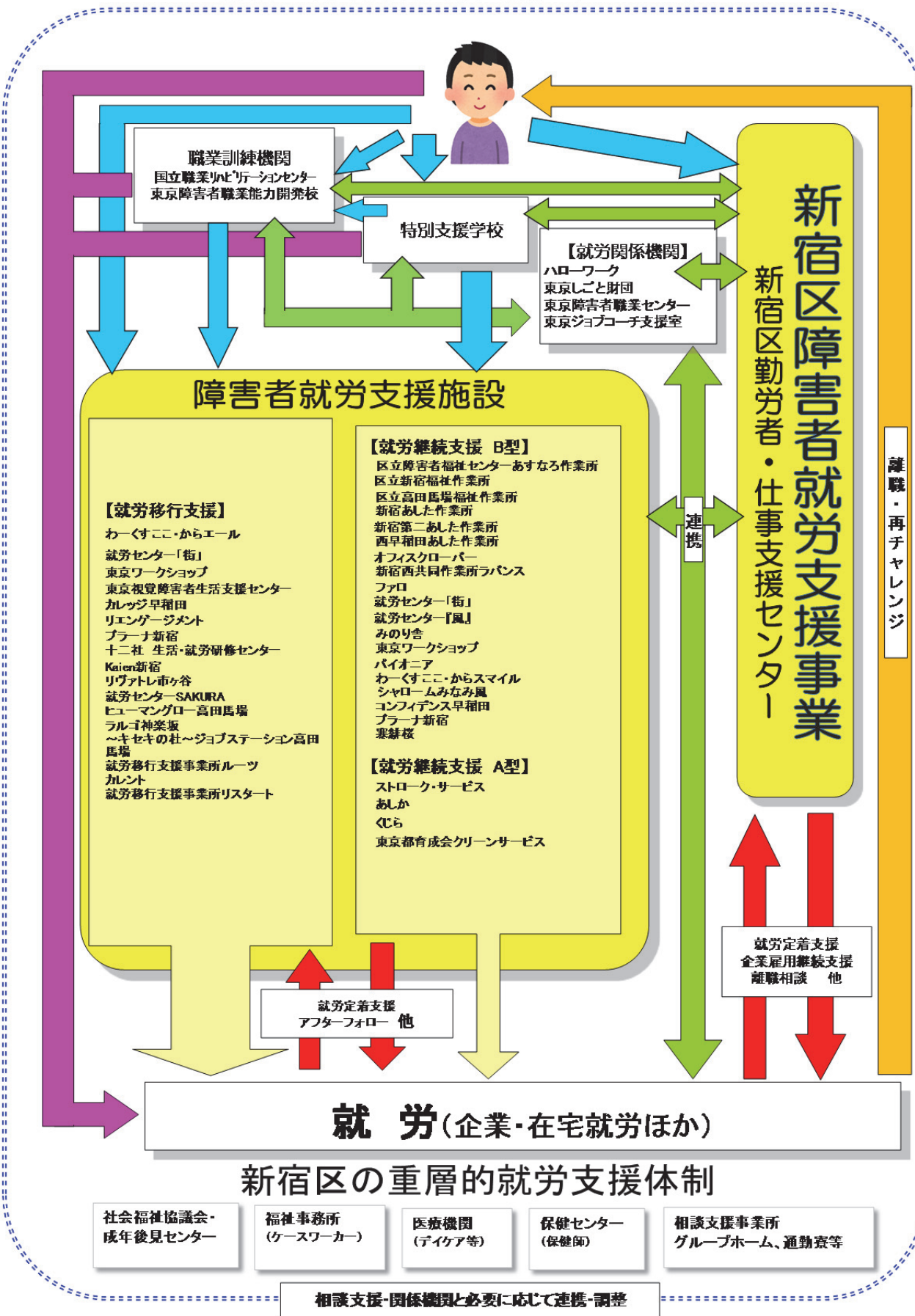
- ・新宿区勤労者・仕事支援センター運営助成等

第1期障害児福祉計画・第5期障害福祉計画に基づく事業

- ・就労移行支援 ・就労継続支援A型 ・就労継続支援B型



新宿区障害者就労支援ネットワーク



コラム 障害者雇用促進法と法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」は、障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障害者の職業の安定を図ることを目的とした法律です。一定規模以上の事業主に対し、障害者雇用率に相当する人数の障害者の雇用を義務付け、雇用率未達成事業主からは雇用率に満たない人数に応じて障害者雇用納付金を徴収し、雇用率達成事業主には雇用率を超えて雇用した人数に応じて障害者雇用調整金を支給します。

平成 25 年 6 月には、障害者雇用促進法の改正が行われ、「障害者差別の禁止」や「苦情処理・紛争解決援助の実施」、「法定雇用率の算定基礎の対象への精神障害者の追加」等が行われました。

また、障害者の法定雇用率については、平成 30 年 4 月 1 日から以下のように引き上げられています。

■ 障害者の法定雇用率（平成 30 年 4 月 1 日以降）

事業主区分	法定雇用率	
	変更前	変更後
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体、特殊法人等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

※一定の要件を満たした特例子会社による雇用率算定の特例あり

※平成 27 年 4 月から納付金制度の対象が労働者数 200 人超の事業主から 100 人超に拡大

◎ 平成 30 年 4 月以降の留意点

① 対象となる事業主の範囲が従業員 45.5 人以上に拡大

- ・平成 30 年 4 月の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員 50 人以上から 45.5 人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

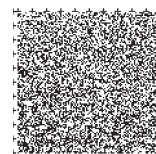
- ハローワークへの障害者雇用状況（毎年 6 月 1 日時点）の報告義務
- 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」選任の努力義務

② 平成 33 年 4 月までに更に 0.1% 引き上げ

- ・平成 30 年 4 月から 3 年を経過する日より前[※]に、民間企業の法定雇用率は 2.3% になります。（国等の機関も同様に 0.1% 引上げ）

※具体的な次回の引き上げ時期は、今後、労働政策審議会において議論。

※2.3% となった際には、対象となる事業主の範囲は、従業員 43.5 人以上に拡大



コラム 共同受注と事業所等ネットワーク (勤労者・仕事支援センター)

新宿区事業所等ネットワーク

愛称「しんじゅ^{キュー}Q ～しんじゅQuality～」

公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センターの受注センターでは、障害者就労支援施設等の利用者の仕事の充実、工賃向上のために、官公庁・企業等からの仕事を共同受注し、受注作業の内容や量を適切に調整し、各施設への配分などを行っています。

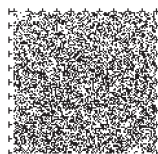
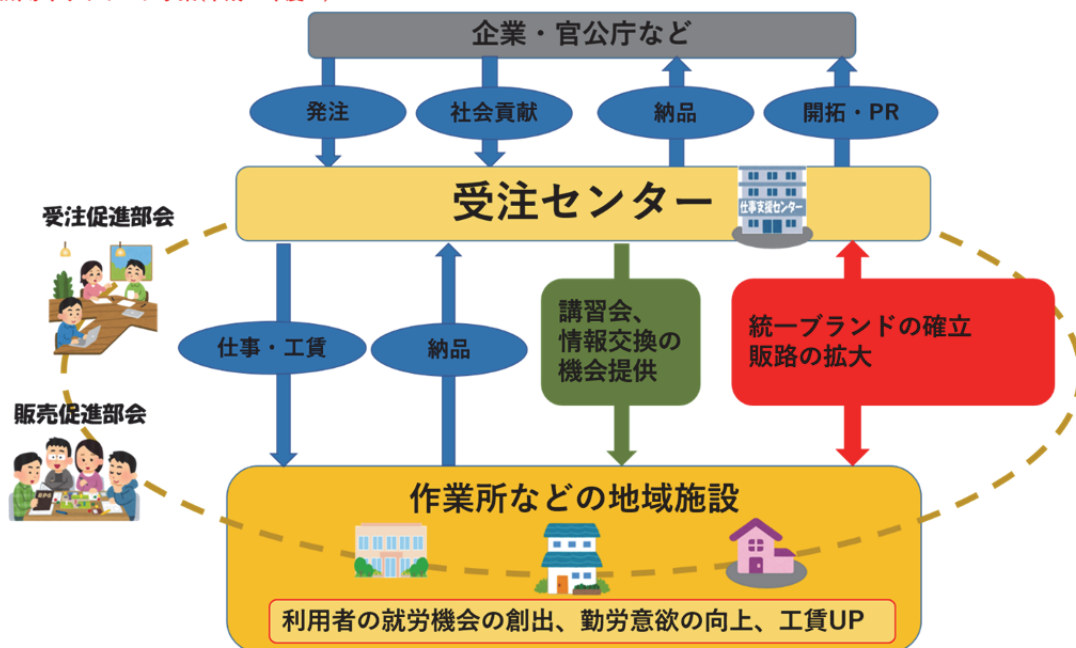
また、「新宿区事業者等ネットワーク事業」として、施設等の職員向けに、受注作業や自主製品の質の向上等を目的とした講習会や情報交換の機会を提供するとともに、共同製作品の開発や販路拡充を行うなど、施設の連携を図るネットワークを支援しています。平成29年11月現在で、29所の施設がこのネットワークに参加しています。

事業所等ネットワーク事業 イメージ図

青：受注センター事業(従来)

緑：事業所等ネットワーク事業(平成29年度)

赤：事業所等ネットワーク事業(平成30年度～)



基本施策（２） 安心して働き続けられるための支援

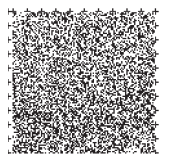
個別施策⑳ 就労の継続及び復職等の支援の強化

現状と課題

- 障害者が就職し職場定着するためには、就労支援だけでなく、生活リズムの確立や健康管理、権利擁護など生活面からの支援も必要です。就労を希望する障害者が就職するため、また在職中の障害者が仕事を継続するために、職場、ハローワーク、障害者就労支援施設、グループホーム[◆]、特別支援学校、保健センター、相談支援事業所等関係機関、新宿区勤労者・仕事支援センターが連携し、支援のネットワークを構築する必要があります。また、個別の支援においては地域福祉権利擁護事業[◆]と連携も必要な場合があるなど、多機関多職種からの支援体制が求められています。
- 一般企業に就職する障害者が増加する一方で、職場適応や健康上の問題等で離職する人も少なくありません。採用時、在職中、離職、再就職といったサイクルや就労形態の多様化に対応して、適切な支援が必要です。
- 離職後に適切な就労支援が受けられず在宅生活を余儀なくされている障害者も多く、また、在職中に体調等を崩し休職する人もいます。再就職や職場復帰のために適切な支援が行える仕組みづくりが求められています。

個別施策の方向

- 障害者の一般就労の増加に伴い、安定的な就労の継続を支援するため、平成 30 年 4 月から、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や助言・指導等を行う障害福祉サービスとして、「就労定着支援」が創設されます。これは就労移行支援[◆]や就労継続支援[◆]といった通所系事業を利用して一般就労をした障害者が受けることのできる新しいサービスです。
- 平成 30 年度以降の定着支援は、就労移行支援事業所による利用者のアフターフォローとしてのもの、新しく創設される就労定着支援事業所によるもの、新宿区障害者就労支援事業によるものが併存



することになる可能性があります。

定着支援の担い手が増えることが予想されるため、新たな役割分担を構築し、障害の種別や程度、就業年数に応じた適切な定着支援を重層的に提供していきます。

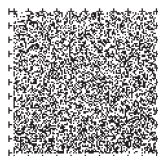
- 新宿区勤労者仕事・支援センターの就労支援コーディネーター♦がジョブコーチ♦等を活用し、就労の継続や復職への支援体制を構築しています。障害者就労支援事業では、受入企業との調整、個別相談等、必要な支援を提供していきます。
- 就労の継続を支援するために、働いている仲間同士が、休日や勤め帰りに話し合える場を整備するなど、就職前に在籍していた障害者就労支援施設等も含めて仲間づくりができるように積極的に取り組んでいきます。
- うつ病など精神疾患を原因とした休職中の方が職場に復帰するための支援は、精神科のデイケアや復職プログラムを行う関係機関、障害福祉サービス（就労移行支援♦、自立訓練）等の多分野の社会資源の中からその方に合うものを活用していきます。
- 事故や病気がもとで、休職や転職、離職を余儀なくされる方がいます。特に脳血管疾患等の後遺症で身体の麻痺と高次脳機能障害♦を合わせて受障した方の多くは、病院でのリハビリテーションを経て、復職に向けた職業リハビリテーションが必要となる場合があります。福祉、保健医療等が有機的に連携し、ご本人に最適な支援を組み合わせ提供していきます。
- 区の障害者就労支援事業の支援を受けて企業等で永年就労を継続している方に対して、これまでの努力を労うとともに、本人のみならずあとに続く人の就労継続の励みとなるよう、表彰しています。
また、障害者を永年雇用する企業に対しても、感謝状を贈ることにより、障害者雇用に対する意欲を高めています。

施策に関する主な事業

- ・新宿区勤労者・仕事支援センター運営助成等・働く人のメンタルヘルスネットワーク連絡会
- ・精神科医による精神保健相談・保健師による面接・訪問相談等

第1期障害児福祉計画・第5期障害福祉計画に基づく事業

- ・就労移行支援
- ・就労継続支援♦A型
- ・就労継続支援B型
- ・就労定着支援



個別目標5 社会活動の支援

基本施策（1） 社会参加の充実

個別施策⑳ コミュニケーション支援・移動支援の充実

現状と課題

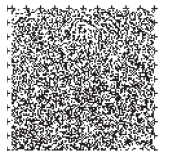
- 障害者差別解消法[◆]は、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につながることを目的としています。区は不当な差別的取り扱いをしないことはもとより、合理的配慮[◆]の提供の義務も負っています。
- 視覚障害者や聴覚障害者とのコミュニケーションや情報提供は、一人ひとりのニーズに沿った手段、方法、媒体で行われることが情報の保障として大切です。
- 日中活動の促進のため、日中活動の場の整備とともに、障害特性に配慮したコミュニケーションや移動の支援に関するサービス提供が求められています。
- 区では、新宿らくらくバリアフリー[◆]マップ（冊子）を作成し、ホームページ版のバリアフリーマップでは新規・改築した主な施設の更新を毎年行っています。

個別施策の方向

- 障害者が地域での日常生活を円滑に送ることができるとともに、積極的な社会参加・活動ができるように、必要なサービスの利便性を向上させ、障害特性に応じた使いやすいサービスの充実に努めます。

視覚障害者のためのサービスである同行援護では、外出時の歩行介助にとどまらず、外出中の代筆代読の支援も行っています。

聴覚障害者のための意思疎通支援事業では、手話通訳者派遣、要約筆記者[◆]派遣のほか、区役所に手話通訳者を週2回配置し、区役所での手続きの利便性向上に努めていきます。



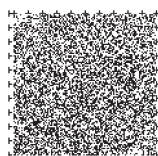
- 情報の取得に際し、配慮を必要とすることの多い視覚障害者と聴覚障害者のために区は、視覚障害者・聴覚障害者交流コーナーを社会福祉協議会内で運営しています。視覚障害者コーナーでは行政資料の点字版、音声版を備え、職員による代読サービスも行っています。
- 視覚障害者・聴覚障害者向け情報保障を支援する福祉用具は、日進月歩の発展を遂げています。区では、視覚障害者・聴覚障害者交流コーナーにおいて日常生活用具展を開催するとともに、日常生活用具の品目等の見直しについても毎年行っていきます。

施策に関する主な事業

- ・ 中等度難聴児発達支援事業

第1期障害児福祉計画・第5期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 同行援護
- ・ 意思疎通支援（手話通訳者派遣、要約筆記者◆派遣、区役所手話通訳者設置）
- ・ 意思疎通支援者養成研修事業
- ・ 日常生活用具（情報・意思疎通支援） ・ 移動支援



コラム 障害のある人への情報提供のサービス ～新宿区立図書館～

【活字を読むことが困難な方へ】

○「対面朗読」（中央・四谷・鶴巻・西落合・戸山・下落合図書館）

図書館の資料やお手持ちの資料等を朗読します。

○「録音図書の製作・貸出」（戸山図書館）

録音図書（カセットテープ版・DAISY版）を約1,300タイトル所蔵し、貸出しています。所蔵していない録音図書は、全国の図書館からお取り寄せするか、新たに作成してお貸しします。

○「大活字本の貸出」（中央・こども・戸山・下落合図書館）

弱視の方、高齢の方にも読みやすい、活字の大きさが4倍程度の本を約3,000冊所蔵し、貸出しています。

○DAISY再生機器の貸出及び操作説明（戸山図書館）

DAISY再生機器の貸出と操作説明を行っています。

○音声・拡大読書器の設置（中央・戸山・四谷・角筈・大久保図書館）

活字を拡大して読むことのできる拡大読書器や、印刷された活字文書を読み上げる読書器を設置しています。

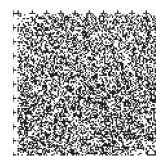
○専用機器等で読み取ることで文章を読み上げることができるSPコードを印刷した、録音図書目録を配布しています。

○大活字版・音声版図書館利用案内を作成し、より多くの方に図書館を利用していただけるよう努めています。

【図書館への来館が困難な方へ】

○「家庭配本」（中央・四谷・鶴巻・西落合・戸山・北新宿・中町・角筈・大久保・下落合図書館）

区内にお住まいで、障害、高齢、病気等の理由で図書館への来館が難しい方に、希望の資料をご自宅へお届けします。家庭配本サービスを利用される場合は、家庭配本サービス利用登録が必要となります。



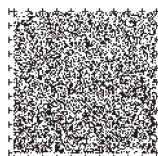
個別施策⑳ 文化・スポーツ等への参加の促進

現状と課題

- 芸術や文化活動・スポーツ活動への参加は生きがいや自信を創出したり、また、社会参加を促進する意味でも重要です。地域において障害者が日中の活動を行えるよう、文化・スポーツ活動等、障害のある人もない人も一緒になって気軽に参加できる、各種機会の提供に努めています。また、活動への積極的参加を支えるために、チラシ作りや申込み方法を工夫するなど各種事業を開催する際には、障害者が参加しやすいような配慮と環境整備に取り組んでいます。
- 障害のある方に身近な地域でのスポーツ活動の場を提供するため、新宿未来創造財団で月に1回障害者スポーツデーを実施しています。新宿区体育協会、スポーツ推進委員等、地域でスポーツを指導している方から協力をいただき実施していますが、種目によって参加者数にばらつきがあるため、更に活性化するために団体との連携・周知の強化を工夫する必要があります。
- 「ボッチャ♦」の普及指導員養成講座の開催などを通じて、障害者スポーツと障害のある方への理解と、障害者スポーツを支える人材の育成は着実に推進していると認識しています。今後も引き続き、施策の普及啓発に努めます。

個別施策の方向

- 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を好機と捉え、障害者がそれぞれの障害種別、程度や意向に合わせ、身近な地域でスポーツを楽しむことができるよう、区では、新宿未来創造財団等を通して、生涯学習・スポーツ等の関係団体や障害者団体等と連携・協力を一層強め、文化・スポーツ活動の機会を提供します。また、各種講座やスポーツ教室、講演会等の周知を強化し、障害者スポーツ振興を図ります。
- 一人でも多くの障害者が日常的にスポーツを楽しめるよう、「新宿区スポーツ環境整備方針♦」の中で「障害者がスポーツを楽しめる場や機会の創出」を位置づけています。この方針等に則り、障害者のスポーツ・文化に関わる人材の育成のための講習会等を開催し、人材の登録や事業内容及び機会の充実を進めます。



具体的には、「障がい者スポーツ指導員養成講習会」等障害者スポーツ指導者の資格取得をスポーツ推進委員及び地域でスポーツ指導を行っている方を中心に推進し、障害者スポーツを支える人材を育成していきます。

施策に関する主な事業

新宿未来創造財団等における事業

- ・ 青年教室
- ・ 障がいのある方のための星空コンサート
- ・ 障害者スポーツデー
- ・ 障がいのある方のためのわくわくプラネタリウム
- ・ ハンディキャップスイムデー
- ・ 障がいのある方とともに楽しむスポーツ体験デー
- ・ 障害者卓球教室
- ・ 障害者向け映画上映会 ほか

個別施策⑳ 社会参加の促進への支援の充実

現状と課題

- 障害者が、地域での日常生活を円滑に送ることができ、積極的に社会参加ができるように、それぞれの障害の状況や地域社会への参加の意欲に応じた支援が重要です。

個別施策の方向

- 区立障害者福祉センターでは、障害者の社会参加促進の一環として、さまざまな講座や講習会を実施しています。講座を修了した障害当事者によるピアサポート♦など、障害種別や程度に応じた、多様な当事者参加を可能にしています。

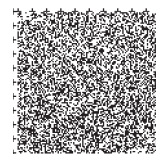
各障害者福祉施設では、施設祭りなどを通じて地域住民と障害者が交流する場を充実させるとともに、NPO♦、地域福祉を担う団体との協働・交流を推進します。

施策に関する主な事業

区立障害者福祉センターにおける講座・講習会

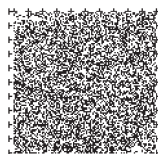
- ・ いきいき健康教室・フラダンス・リズム体操・軽体操
- ・ 書道・陶芸・俳句・茶道・パソコン教室・スマートフォン講座
- ・ タブレット講座
- ・ 料理入門・手芸教室各種 ほか （年度により変更あり）

- 障害者団体に対し障害者福祉活動事業費を助成することで、障害者自らが、地域における講習会や研修を行い、体験学習や福祉活動に当事者ボランティアとして参加するなど、生きがいや社会的役割を担い、自己実現の活動を継続できるように支援します。



第 1 期障害児福祉計画・第 5 期障害福祉計画に基づく事業

- 障害者福祉活動事業助成



個別目標6 障害者の権利を守り安心して生活できるための支援

基本施策(1) 障害者が権利の主体として生活するための支援

障害者の権利擁護に関する法律には、障害者の差別解消法[◆]、虐待防止法[◆]、民法（成年後見制度[◆]）等が挙げられます。障害者の権利擁護を推進するため法制度が順次整備され、平成26年に障害者権利条約を批准しています。

コラム 共に生き認め合う社会～障害者差別解消～

◎ 障害者差別解消法成立の経緯と理念

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」は、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の批准に向けて改正された障害者基本法の差別禁止に関する規定を具体化した法律です。世界的な人権尊重の高まりの中で制定され、障害者権利条約締結国の義務を明示した法律と言えます。

◎ 障害者差別解消法で求められること

この法は「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資すること」を目的としています。具体的には、お店や会社などの民間事業者、国、都道府県、市区町村などの行政機関等に対して、障害を理由とする差別を解消の推進に関する基本的な事項や、差別解消のための措置等を規定しています。

☆ 「不当な差別的取扱いの禁止」

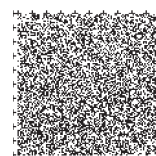
障害を理由として、商品やサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることなどを禁止する。

☆ 「合理的配慮[◆]の提供」

障害のある方などから何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な配慮を提供する。

※行政機関等は法的義務

※その他の事業者は努力義務（障害者差別解消法でいう事業者は、目的の営利・非営利、個人・法人の別は問いません。）



◎ 障害者差別解消を推進するために

差別のない社会をめざすにあたり、法の遵守や義務と罰則が果たす役割は限定的なものです。公共機関や施設のバリアフリー♦化が促進するとともに、一人ひとりの心の中の偏見や誤解、無関心といった「こころの障壁(バリア)」を除去していく「こころのバリアフリー♦」が不可欠です。区は、暮らしやすさ1番の新宿の実現に向け、障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備をすすめます。家庭、学校、職場、地域で、ごく自然に相手を気遣い、配慮し、尊重して共に生きる社会は、障害の有無に関わらず暮らしやすいはずです。区民の皆様に、ご理解とご協力をお願いします。

個別施策③〇 障害者の差別解消・権利擁護の推進

現状と課題

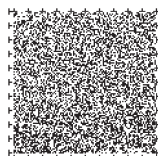
【障害者の差別解消】

- 平成23年の障害者基本法の改正で障害者差別の禁止が規定されて、平成28年4月から障害者差別解消法♦が施行されました。行政機関、民間事業者ともに障害者に対する不当な差別的取扱いが禁止され、行政機関には障害者への合理的配慮♦の提供が義務付けられました。

また、障害者の雇用や就労に関する差別を解消するための措置については、障害者雇用促進法♦が平成28年4月に改正施行されています。

障害者差別解消法の施行に先立ち、区では「新宿区における障害を理由とする差別の解消を推進するための職員対応要領」を平成28年2月に制定しました。平成28年度から、障害のある人も障害のない人と同じように区の開催する説明会等に参加し、区からの情報を入手できるように、手話通訳者・要約筆記者♦の設置の基準を明確化し、段差解消スロープ等の支援物品を準備しました。

既存の障害者自立支援協議会に障害者差別解消支援地域協議会♦としての役割を付加し、学識経験者、障害者団体代表、民間事業者、弁護士、公共職業安定所等の他、障害者差別解消推進部会には行政相談員や人権擁護委員等を加えた構成に再編しています。



【権利擁護と成年後見制度◆】

- 障害者の権利擁護には、意思表示をすることや意思表示を把握してもらうことが難しい場合も含めて、判断能力が不十分とされた知的障害者・精神障害者の法律行為や財産管理を行う成年後見制度が一定の役割を果たしています。

区は、新宿区社会福祉協議会に新宿区成年後見センターの運営を委託し、地域福祉権利擁護事業◆との連携により、判断能力が十分でない方の権利擁護のための成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。

成年後見制度、地域福祉権利擁護事業ともに相談支援件数は増加傾向にあり、支援が必要な単身世帯の増加や、多くの生活課題を抱えるケースなどの増加により、相談支援内容も多様化・複雑化しています。

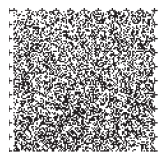
障害者の権利を守るためのさらなる地域の理解や協力の推進、支援者の養成が求められています。また、多様化・複雑化する相談に対応するため、職員の専門性の向上や関係機関との連携強化が必要です。

- 本人の意思の尊重と、本人の意思の把握が困難な場合の本人の最善の利益をめざしていくことが必要です。

個別施策の方向

【障害者差別解消の推進】

- 障害者への合理的配慮のための全庁的な取組として、障害の特性に応じたコミュニケーション支援等の充実をします。
- 職員への研修及び区民への理解啓発活動を実施していきます。
- 関係機関により構成する障害者差別解消支援地域協議会により、具体的な事例を基に差別解消に向けた協議を進めていきます。
 - ・ 庁内での障害者への合理的配慮の実践を図るため、障害者を支援するための物品が一層活用できるよう周知を行うとともに、物品の利用頻度を踏まえ、今後の貸し出しの在り方を検討します。
 - ・ 区職員が法の主旨や、障害についての理解を深めるため、障害疑似体験を取り入れるなど職員向け研修を実施します。
 - ・ 障害者差別解消支援地域協議会を開催し、区内の関係機関が、地域における相談事例などの共有を行い、それぞれの知識経験を活かした意見交換により、障害者差別解消に向けた協議を行っていきます。



- ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック開催を契機とし、区民への理解啓発活動を推進します。

【権利擁護の推進】

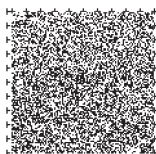
- 権利擁護の推進にあたっては、引き続き、地域への成年後見制度♦の理解・利用促進を進めます。市民後見人の養成についても、基礎講習からフォロー研修、受任後の支援まで一貫した実施を継続します。
- 平成 30 年度より新宿区社会福祉協議会による法人後見を開始します。
- 新宿区社会福祉協議会では、成年後見制度利用推進事業と併せて地域福祉権利擁護事業♦を実施し、地域住民の協力を得ながら、本人の意思を尊重した支援に積極的に取り組みます。また、法人後見の開始に伴い、地域福祉権利擁護事業から、成年後見制度利用まで一貫し支援が可能となる仕組みを作ることで、判断能力が不十分になっても安心して地域で生活を送ることのできる環境づくりを推進します。

施策に関する主な事業

- ・ 地域福祉権利擁護事業

第 1 期障害児福祉計画・第 5 期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 障害者差別解消の推進（理解促進研修・啓発）
- ・ 相談支援
- ・ 基幹相談支援センター
- ・ 障害者自立支援協議会（障害者差別解消支援地域協議会♦）
- ・ 成年後見制度の利用促進



コラム 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」とは？

この法律は、認知症や知的障害などの理由により、判断能力が十分でない方の身上の保護や財産の管理を行う、成年後見制度の利用の促進（以下「制度の利用促進」という。）を目的に、平成 28 年 5 月に施行しました。

【概要】

1 基本理念及び基本方針

（1）成年後見制度の理念の尊重（ノーマライゼーション[◆]、自己決定権の尊重、身上の保護の重視）

- ・ 利用促進方策の検討、死後事務の見直し、任意後見制度の活用など

（2）地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進

- ・ 地域での成年後見人等の確保、成年後見等実施機関の活動支援など

（3）成年後見制度に関する体制の整備

- ・ 関係機関等の体制の充実強化、機関相互の緊密な連携の確保など

2 基本計画

政府は、制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならないことになりました。内容としては、制度の利用促進に関する目標及び政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策や必要な事項です。

3 体制

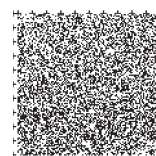
内閣府に基本計画案の作成や施策の推進、実施状況の検証や評価などを所管する「成年後見制度利用促進会議」と、調査審議等を行う「成年後見制度利用促進委員会」が設置されました。

4 地方公共団体の講ずる措置

区市町村の役割として、基本計画を踏まえ、制度の利用促進に向けた施策の基本的な計画の策定や審議会の設置に努めることなどが定められています。

区では、この法律に先駆け、新宿区社会福祉協議会に運営を委託する新宿区成年後見センターを中心に、制度の普及啓発や相談機能の充実、市民後見人の養成、また制度利用に関する費用負担などの制度の利用促進を図っています。

今後は、新宿区社会福祉協議会が実施する法人後見や任意後見制度も積極的に活用されるように支援してまいります。



個別施策⑳ 虐待の防止

現状と課題

- 区では、平成 24 年 10 月に障害者福祉課に新宿区障害者虐待防止センターを開設しました。毎年約 10 件程度の虐待通報等（通報・届出・相談）が寄せられています。さまざまな虐待ケースに的確に対応することが求められています。

年度ごとの虐待通報件数

平成 24 年度	8 件
平成 25 年度	5 件
平成 26 年度	9 件
平成 27 年度	7 件
平成 28 年度	7 件

個別施策の方向

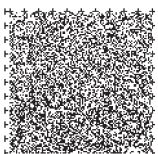
- 新宿区障害者虐待防止センターは、虐待の相談・通報・届出に対応し、関係機関と連携しながら虐待の早期発見と早期防止に取り組みます。虐待を受けた障害者への対応のみならず、家族に対し、居宅介護や短期入所等のサービス利用案内を行い、介護負担が軽減されるよう支援も行います。
- 障害者虐待について広く啓発を行い、虐待防止の意識を高めていく必要があります。障害者虐待防止の広報・啓発を進めるとともに、障害福祉サービス事業者への集団指導を通し、事業所職員に対しても虐待防止の意識付けを徹底していきます。
- 障害のある子どもや発達に心配がある子どもを含め、児童への虐待の防止には、広範囲な分野の連携が必要です。区では、子ども総合センターが中心となり、子ども家庭・若者サポートネットワーク♦の虐待防止等部会で、区の関係部署や、東京都児童相談センター、警察、医療等の関係機関と民生委員・児童委員♦等との連携により、早期の発見・対応と見守りを行っていきます。

施策に関する主な事業

- ・ 子ども家庭・若者サポートネットワーク（虐待防止等部会）

第 1 期障害児福祉計画・第 5 期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 相談支援 ・ 基幹相談支援センター ・ 緊急保護居室確保



個別施策⑳ 消費者被害の防止

現状と課題

- 障害者等の消費者被害を未然に防止するため、啓発を推進し、相談体制を強化しながら、悪質商法の被害に遭わないための対応を行っています。
被害が潜在化しやすい障害者等の被害については、早期の発見・対応が重要です。

個別施策の方向

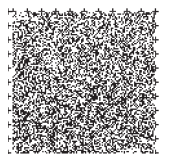
- 新宿消費生活センターでは、消費者被害の未然防止のため、地域団体等が悪質商法など消費生活に関する学習会や講座を開催する際に、消費生活相談員を講師として派遣する講座を行い、賢い消費者を育成していきます。また、対象者に応じた消費者講座を開催し、啓発活動を進めていきます。
- 日常生活に必要な商品の購入及びサービスの利用によって生じる安全・品質・表示・契約に関するさまざまなトラブルに対して、消費生活相談員が関係機関等と連携しながら相談に応じ、問題解決の手助けを通して、消費者被害の早期発見、被害回復、未然防止に努めています。また、電話や来所でのご相談が困難な障害者宅へ伺う訪問相談も行っています。さらに、新宿消費生活センターが独自で行っている弁護士相談へつなげるなど、消費者が自立し、安心して生活を送ることができるよう努めていきます。

施策に関する主な事業

- ・消費生活相談
- 【再掲】新宿区社会福祉協議会では、成年後見制度◆利用推進事業と併せて地域福祉権利擁護事業◆を実施し、地域住民の協力を得ながら、本人の意思を尊重した支援に積極的に取り組みます。また、法人後見の開始に伴い、地域福祉権利擁護事業から、成年後見制度利用まで一貫して支援が可能となる仕組みを作ることで、判断能力が不十分になっても安心して地域で生活を送ることのできる環境づくりを推進します。

施策に関する主な事業

- ・地域福祉権利擁護事業



個別目標7 こころのバリアフリー♦の促進

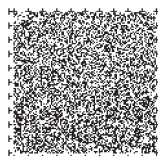
基本施策(1) 障害理解の促進

個別施策③③ 障害理解への啓発活動の促進

重点的な取組

現状と課題

- 障害理解への啓発活動の機会や方法・内容等を充実し、障害に対する差別や理解不足からくる「こころの障壁(バリア)」をなくし、障害のある人もない人も共に支え合う地域共生社会をめざす「こころのバリアフリー」の促進を図ります。
- 障害者差別解消法♦の求める「差別の禁止」「合理的配慮♦の提供」に関する内容の周知を図るため、障害者差別解消法のリーフレットを作成し、特別出張所や障害者施設、区のイベント等で配布し、理解啓発に努めてきました。
しかし、平成28年度に実施した障害者生活実態調査では、「障害者差別解消法が平成28年4月に施行されたこと」について、「知らない」という回答が約5割を占め、障害者差別解消法の認知度は障害のある方にとっても低いことが分かりました。障害当事者を含め、多くの方に知って頂くことが課題です。
- 精神障害及び精神障害者に対する理解と認識を深めるために、区民等に対して、広報しんじゅく、ホームページ、講演会、障害者週間等の機会をとらえ、障害理解の啓発・障害理解の教育の推進・広報活動を行っています。こころの不調について、それぞれの環境に合ったより適切な対応ができるようになるため、引き続き、ライフステージ♦に応じた普及啓発を行っていく必要があります。
- ヘルプカードやヘルプマークは障害のある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自分の障害への理解や支援を求めするためのものです。ヘルプマークやヘルプカードを身に着けた方を見かけた周囲の人達は、電車内で席を譲る、困っているようであれば声をかける等の行動をとることが自然にできることが共生社会と言えます。ヘルプマークやヘルプカードについて、一層の周知啓発が必要です。



個別施策の方向

- 障害理解を促進するため、区主催の協議会や障害者施設でのリーフレット配布にとどまらず、効果的な周知方法を新たに検討し、当事者団体との連携協力による障害者疑似体験等の取組もさらに充実していきます。

障害者との共生には、知識という点だけでなく、実際にかかわりを持つなどの経験をすることが必要な事と考えられます。障害者福祉施設では、障害者の作品展や施設祭り、講習会、交流会等を通じて、地域住民と障害者が交流する場を設け、地域での障害理解が促進されるよう、引き続き活動を行っていきます。区立障害者福祉センターでは、年数回、区民向けに障害理解に関する講演会を実施していきます。さらに映画鑑賞会などを通じて夏休み中の子どもたちと障害者との交流の機会を推進します。

また、広報しんじゅくへの障害理解の記事掲載や新宿駅西口広場での新宿区内障害者福祉施設共同バザール及び障害者作品展、区役所本庁舎 1 階での人権啓発パネル展示等、さまざまな機会を通して、障害理解に向けた啓発活動を進めていきます。

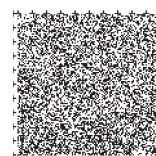
さらに、東京 2020 オリンピック・パラリンピックを好機と捉え、障害者理解を大きく進めるための取組として、単に知識を増やすのみにとどまらず、実際に交流の機会を持つ場を作るなど障害者差別解消法及び障害理解の推進をめざします。

第 1 期障害児福祉計画・第 5 期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 理解促進研修・啓発

- こころの不調への気づきについて、普及啓発を行います。こころの不調は、早めに気づき、早めに相談することで、早い回復につながります。本人の自覚と同時に、周囲の人が早期に気づき、適切に対応できるよう正しい知識や適切な対応についての普及・啓発を進めます。

特に思春期は、身体の著しい発達に比べ、精神的・社会的に未熟であり、さまざまなこころの問題が生じやすい時期です。子ども自身は勿論、家族や周囲がこころやからだに起こる急激な変化を十分理解し、SOS のサインに早い段階で気づき対処できるよう、引き続き教育委員会と連携し、中学生とその保護者に対し、正しい知識や適切な対応についての普及・啓発を図ります。



施策に関する主な事業

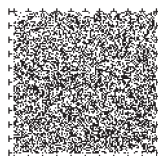
- ・精神保健講演会 ・健康教育の充実
- ・パンフレット・リーフレットの作成・配布
- ・ホームページの充実
- ・10歳代向けのパンフレット（『気づいて！こころの SOS』）・保護者向けリーフレット・教職員向けリーフレット

○ 緊急連絡先や必要な支援内容などを自由に記載することができる「ヘルプカード」は、障害者が災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自分の障害への理解や支援を求めるためのものです。区では、ヘルプカードを必要としている方に広く行き渡ることを意図し毎年作成し障害者に広く配布している「障害者福祉の手引」にヘルプカードの台紙を差し込むようにしました。

また、図書館の利用者用レシートロール紙（図書貸出記録用紙）の裏面にヘルプマークとその意味する内容と協力要請内容を印刷することで、より幅広い層に向けた、普及啓発を図っていきます。

施策に関する主な事業

- ・ヘルプカードの作成及び配布



コラム ヘルプマークとヘルプカード

◎ ヘルプマークとは

義足や人工関節を使用している方、心臓や腎臓の機能障害など内部障害の方、難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークです。

ヘルプマークの配布や優先席へのステッカー標示等を、平成 24 年 10 月から都営地下鉄大江戸線で開始し、東京都交通局の運営する交通機関やゆりかもめ、多摩都市モノレール、都立病院、公益財団法人東京都保健医療公社の病院へと拡大して実施しています。また、民間企業への働きかけも実施しています。

平成 29 年 7 月には JIS（案内用図記号）に採用され、「ヘルプマーク」が全国共通のマークになりました。

ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

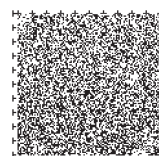
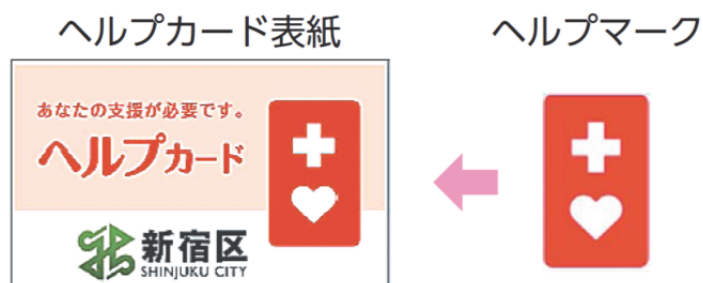
新宿区では、障害者福祉課窓口・各保健センターにて区民を対象に配布をしています。平成 26 年度からは、各図書館の利用時に渡されるロールペーパーの裏面を利用し、周知・啓発を促進しました。

◎ ヘルプカードとは

ヘルプカードは、障害のある人が普段から持っておくことで、日常や緊急時・災害時等の困った際に、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするものです。

ヘルプカードには、東京都が定めたヘルプマークなどを記載するとともに、裏面に緊急連絡先や障害・疾患に関する情報、支援してくれる方に伝えたいことなどを記載できるようになっています。

新宿区では、ヘルプマーク同様、障害者福祉課窓口・各保健センターにて区民を対象に配布をし、周知・啓発を促進しています。



個別施策⑳ 障害理解教育の推進

現状と課題

【教育委員会における障害理解教育の推進について】

- 各区立学校では、総合的な学習の時間等で、体験学習や福祉教育活動の交流・ボランティア体験を通して、児童・生徒の「障害理解教育」を実施しています。

平成 29 年度からは、全ての区立学校で、東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機とした障害者スポーツ体験を含む「障害者理解教育」を推進しています。今後は、東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機とした「障害者理解教育」を軸に、各学校での取組の相互の関連や充実を図ることが課題です。

- 学校では、通常の学級と特別支援学級間の「交流及び共同学習」や特別支援学校と小・中学校との間における、「副籍交流」に取り組んでいます。

また、教職員対象の研修等を通して障害理解を深めるとともに、人権尊重の精神に基づいて児童・生徒の人間形成を図っています。これらの取組を、今後も引き続き推進していく必要があります。

- 若手教員育成研修会や保健主任会、夏季集中研修会を通して、教員向け研修会を実施しています。

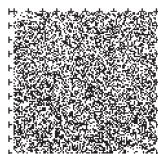
また、特別支援学校に就学する子どもと地域指定校の子どもとの副籍交流について充実を図っています。

教員研修については、特別支援教育コーディネーターを対象とした研修において交流及び共同学習や副籍交流の一層の充実を図ることや、保健主任会等において心臓疾患等の機能障害など様々な障害を取り上げる等、計画的に研修を実施していく必要があります。

個別施策の方向

- 教育委員会での取組
 - ・全ての区立学校で、東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機として、障害者スポーツ団体や新宿区社会福祉協議会の協力の下、障害者スポーツ体験を含む「障害者理解教育」を充実します。

また、総合的な学習の時間等で、体験学習や福祉教育活動の交流・ボランティア体験を充実させ、こころのふれあいによる児童・生徒の障害理解を推進します。



- ・通常の学級の児童・生徒と、特別支援学級や特別支援学校の児童・生徒の交流及び共同学習等をより一層促進していくとともに、区民向けリーフレットの作成や、説明会の実施等により、障害理解の推進を図ります。
- ・教職員に対する研修等の機会を充実させ、教職員の障害に関する理解を深めるとともに、差別や偏見を許さない人権尊重の理念を理解した児童・生徒の育成を図ります。

また、障害のある人と障害のない人が交流を通じて相互理解を図り、互いに支え合いながら暮らす地域社会の実現をめざし、特別支援学校に就学する子どもの副籍制度♦の充実を図ります。

- 新宿区社会福祉協議会では、平成 29 年度より教育委員会が区内小・中学校全校で実施している「障害者スポーツ体験事業」とあわせて、総合的な学習の時間等で、当事者や支援団体の協力を得て、児童・生徒の福祉体験学習を推進しています。

個別施策⑳ 広報活動の充実

現状と課題

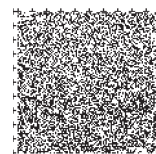
- 障害者週間（12月3日～9日）における広報しんじゅくへの記事掲載やポスター掲示、リーフレットの配布により、障害者差別解消♦や障害特性の理解、日常生活での配慮について普及・啓発しています。

個別施策の方向

- 新宿区内障害者福祉施設共同バザール及び障害者作品展の開催や、区役所本庁舎 1 階パネル展示等を通じて、効果的な広報活動を展開します。他にもホームページや様々な機会を積極的に活用し、広報活動を推進します。

第 1 期障害児福祉計画・第 5 期障害福祉計画に基づく事業

- ・理解促進研修・啓発



基本施策（２） 交流機会の拡大、充実による理解の促進

個別施策③⑥ 互いに交流しあえる機会の充実

現状と課題

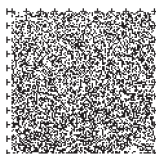
- 子どもから高齢者までさまざまな年代において、地域で交流しあえる機会を設け、障害のある人と障害のない人とが相互に理解しあうことで、障害理解を促進しています。また、交流することで障害者の生活の幅を広げることにもつながっています。
今後は、障害者が地域の行事等の活動にも参加する機会を提供する取組が重要です。

個別施策の方向

- 子ども総合センター（発達支援コーナー（愛称：あいあい））通所児と近隣の保育園児、子ども園児が訪問しあい、一緒に活動することを通じ、お互いに認め合う経験を積んでいきます。
また、日常的に関わることの少ない区民に、療育施設を見学してもらう機会を設定したり、地域の方を対象とした講演会を開催したりすることによって、地域に開かれた施設となるよう努めていきます。
- 障害等のある子どもの放課後子どもひろばや児童館等の利用を促進し、障害のある子どもと障害のない子どもとが交流することで、子ども同士や保護者のこころのバリアフリー♦を促進します。

施策に関する主な事業

- 放課後子どもひろば、児童館、学童クラブ
- 区立小・中学校、幼稚園・子ども園等で行う福祉教育及び企業、地域団体が行う福祉体験学習への企画協力や講師紹介を新宿区社会福祉協議会が行っています。福祉教育での地域の障害者や高齢者等との交流を通して、地域の身近な課題や生活者の多様性を感じ、考える機会を支援し、児童・生徒の主体性を高め、地域活動への参加意欲を高めます。



- 新宿駅西口広場での、新宿区内障害者福祉施設共同バザール及び障害者作品展の開催や、障害者が働く店舗の展開等により、区民のみならず新宿に集まるさまざまな人と交流が深まる機会をさらに充実させます。

障害当事者、家族などの障害者団体が自主的に取り組む啓発イベント等に対しては、障害者福祉活動事業助成により支援していきます。

第 1 期障害児福祉計画・第 5 期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 理解促進研修・啓発
- ・ 障害者福祉活動事業助成

コラム 障害者福祉施設共同バザール・障害者作品展

毎年障害者週間（12/3～12/9）に合わせて、新宿駅西口広場イベントコーナー及び「ギャラリーオーガードみるっく」で開催しています。

区内の障害者福祉施設の利用者が作った作品などの展示や販売のほか、障害・高齢疑似体験なども行っています。



自主製品の販売コーナー



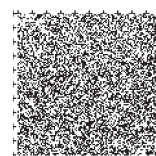
作品展示コーナー



イベントステージでのバンド演奏



知的障害疑似体験の様子



個別施策⑳ 地域で交流する機会の充実

現状と課題

- 障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが生涯にわたって社会に参加できるように、区民が互いに社会参加を支援し合う関係づくりをめざします。

個別施策の方向

- 障害者が地域での活動に参加・交流し、相互に理解を図るための活動を進めていくとともに、広報活動を強化して、障害者施設等で実施している地域との交流イベント等の活動を周知して参加者の拡大等を図ります。

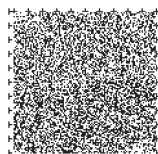
「視覚障害者・聴覚障害者交流コーナー」は、新宿区社会福祉協議会高田馬場事務所内にあり平成 29 年に 5 周年を迎えました。障害者、ボランティア、地域住民などからなる交流コーナー運営委員会の協力を得て、障害者の利用しやすさを第一に、支援者や地域の人達にも開かれた運営を行っていきます。

一般の方を対象に、講座やサロン活動を通じて交流が図れるよう支援します。また新規のコーナー利用者の交流活動参加の機会となるように努めます。

- 防災意識の高まりの中、地域の防災訓練に障害者が参加することで、障害のある人もない人も利用しやすい避難所の運営方法等について、より実践的な検証ができ、心構えも含めた準備ができます。地域の防災訓練に障害者が積極的に参加するよう、区として働きかけていきます。

施策に関する主な事業

- ・ 視覚・聴覚障害者支援事業



基本施策（3） 情報のバリアフリー♦の促進

個別施策⑳ 多様な手法による情報提供の充実

現状と課題

- 「障害者福祉の手引」については、毎年 SP コードの添付、数年ごとに点字版、デジタル音声図書（DAISY）版を、「障害者計画、障害児福祉計画・障害福祉計画」については SP コードの添付、点字版、カセットテープ版、デジタル音声図書（DAISY）版を作成するなど、区からの情報については、多様な手法により提供を行っていますが、必要な情報が障害者に伝わるよう、一層の工夫と細やかな支援が必要です。また、情報技術の急速な発達による障害者のコミュニケーションに役立つ機器・道具等について、活用の方法を検討します。

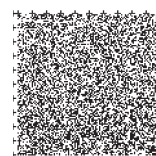
広報しんじゅくやくらしのガイド発行に当たっては、引き続き点字版・カセットテープ版・デジタル音声図書（DAISY）版・音声 CD 版を発行するほか、新宿区ホームページのウェブ・アクセシビリティ♦をより向上させることにより、視覚や聴覚等に障害のある人が必要な情報を入手できるよう利便性を高める工夫と細やかな支援を進めます。また、電子書籍等の情報技術の導入を検討し、多様な情報提供を推進していく必要があります。

- 平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法♦では、不当な差別的取り扱いを禁止し、合理的配慮♦の提供を求めています。（121 ページのコラムも参照）

通常の窓口のほか、区主催の協議会、説明会、セミナー等の事業の運営、区の作成する印刷物やホームページにおいても、バリアフリーを推進する必要があります。

個別施策の方向

- 区では、障害者への障害の特性に応じたコミュニケーション支援等の充実として、手話通訳者・要約筆記者♦の設置、印刷物・ホームページ等への配慮、障害者を支援するための物品の活用、窓口における設備の充実について今後も取り組んでいきます。



【ユニバーサルデザイン♦による印刷物】

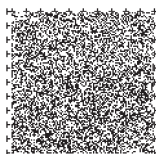
- 区において作成、発行する印刷物等にはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、言語等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようユニバーサルデザイン♦の考え方を取り入れています。視覚障害、高齢者、色弱者、聴覚障害、子ども、外国人など見る方によって情報がわかりにくくならないように配慮し、文字が見にくい、色数が多い、前置きが長いなど情報がわかりにくい印刷物にならないよう、写真に文字を重ねない、文字色と背景色のコントラストをはっきりさせるなど、だれも見やすく理解できるデザインを採用していきます。

施策に関する主な事業

- ・ 広報しんじゅくの発行及び配布（点字版広報及び音声版広報の作成等）
- ・ 区政普及のための出版物の発行及び配布（点字版便利帳及び音声版便利帳の作成等）
- ・ ホームページの管理運営（音声読み上げ）

第1期障害児福祉計画・第5期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 意思疎通支援（手話通訳者派遣、要約筆記者♦派遣、区役所手話通訳者設置）
- ・ 日常生活用具（情報・意思疎通支援）
- ・ 意思疎通支援者養成研修事業



個別目標8 福祉のまちづくりの促進

基本施策(1) 人にやさしいまちづくり

重点的な取組

個別施策⑳ ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進

現状と課題

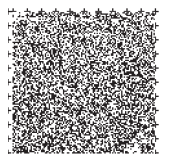
- 「誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすいまち」の実現のため、「ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくり」を進めています。今後ユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設整備等ハード面を促進するとともに、ソフト面についても一層の普及・啓発を推進する必要があります。
- 点字ブロック上や狭い歩道に自転車が放置されることにより、住民の通行の妨げとなる事があります。点字ブロックを頼りに歩行する視覚障害者や車いすが通過するのに十分な広さが必要な車いす利用者にとっては非常に危険です。区内全駅(31駅)のうち、放置自転車がある30駅に自転車駐輪場を整備しました。そのため、放置自転車は減少傾向にあります。一方、最近は買い物等の目的での利用が目立ち、一時利用ができる駐輪場や集客施設における駐輪場が求められています。

個別施策の方向

- ユニバーサルデザイン・ガイドラインの推進
ユニバーサルデザインまちづくりガイドラインやユニバーサルデザインガイドブックを活用して各種催しを通じて区民や事業者へ普及・啓発していきます。同時に区職員に対しての研修を行っていきます。また、これまでの普及・啓発に加えてユニバーサルデザインを取り入れた施設整備等を進めていくための取組を実施するなどユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めていきます。

施策に関する主な事業

- ・ ユニバーサルデザイン・ガイドラインの推進



○ 交通バリアフリー♦の整備促進

東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催に伴い進められている計画や、駅周辺で進められているまちづくり、また、バリアフリー♦基本方針で定められた目標と整合を図りながら、区内のバリアフリー化を更に促進していきます。

施策に関する主な事業

- ・安全で快適な鉄道駅の整備促進

○ 道路の改良・バリアフリーの道づくり

安全で快適な歩行空間を確保するため、歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置等の整備を進めていきます。

施策に関する主な事業

- ・道路の改良・道路のバリアフリー化

○ 障害者・高齢者に配慮した公園の整備

公園の新設や改修の際に、ユニバーサルデザイン♦の視点に立ち、段差解消、スロープの整備、出入口の改良等の整備を行い、公園利用者の利便性及び安全性の向上を図ります。

施策に関する主な事業

- ・みんなで考える身近な公園の整備

○ 清潔できれいなトイレづくり

公園トイレや公衆トイレを、清潔で誰もが利用しやすく、バリアフリーに配慮したトイレに改修します。

施策に関する主な事業

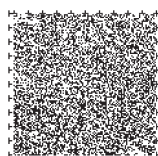
- ・清潔できれいな公園トイレづくり ・清潔できれいな公衆トイレづくり

○ 放置自転車対策

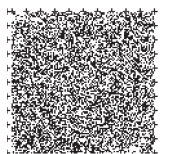
既存駐輪場の定期と一時の利用区分の割合の見直しや、集客施設の管理者へ駐輪対策の協力を求めて行きます。また、引き続き撤去活動や駅周辺での整理指導員による声かけや地域住民との協働による啓発活動を行うなど、放置自転車の減少・解消を進めます。

施策に関する主な事業

- ・放置自転車等の撤去及び自転車適正利用の啓発活動



- 区内の公共施設や鉄道駅、道路などの最新のバリアフリー情報に基づく「新宿バリアフリーマップ」を毎年更新していきます。有効な情報提供方法を検討していきます。



コラム ユニバーサルデザインのまちづくり

◎ ユニバーサルデザインとは

「年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人々が利用できるような生活環境その他の環境を作り上げることをいう。」と定義されています。(東京都福祉のまちづくり条例 第2条(定義))

◎ ユニバーサルデザインの歴史

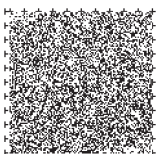
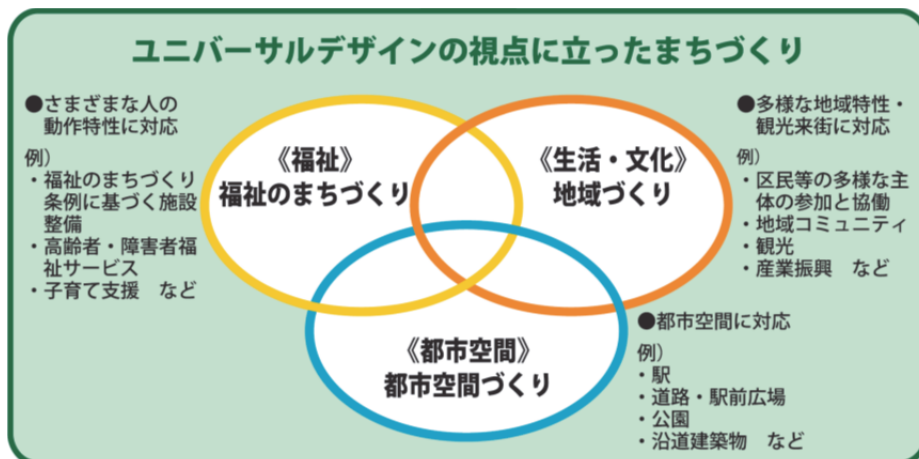
ユニバーサルデザインは、ノースカロライナ州立大学(アメリカ)のロナウド・メイス教授(1941-1998)が1980年代に提唱したものです。この考え方は日本においても浸透し、建築物や交通機関、さまざまな商品などにも導入されています。

◎ ユニバーサルデザイン7原則

- 原則1: 誰にでも公平に利用できること
- 原則2: 使う上で自由度が高いこと
- 原則3: 使い方が簡単ですぐわかること
- 原則4: 必要な情報がすぐに理解できること
- 原則5: うっかりミスや危険につながらないデザインであること
- 原則6: 無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること
- 原則7: アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること

◎ ユニバーサルデザインのまちづくり

ユニバーサルデザインのまちづくりとは、さまざまな人々が利用することに配慮した都市空間づくり(道路、公園、建築物等)を進め、誰もがまちを移動しやすく、利用しやすく、わかりやすくすることです。そのためには、つかい手(利用者、居住者)、つくり手(設計者、事業者、道路・公園・建築物等の管理者)、行政などが協働してまちづくりに取り組むことが必要です。



基本施策（２） 人にやさしい建築物づくり

個別施策④ 建築物や住宅のバリアフリー◆の普及

現状と課題

- 障害者や高齢者等が、住み慣れた環境の中で心豊かに暮らせるように、さまざまな住宅施策に取り組んでいます。しかし、住んでいる住宅がバリアフリーとなっていないため生活に支障をきたすことがあり、施策の充実が求められています。

個別施策の方向

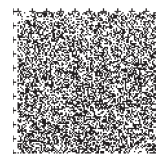
- 障害者や高齢者等が利用しやすい建築物への整備については、建築物の建築主や設計者の役割は非常に大きなものがあります。区は、建築計画の相談の段階から、建築主や設計者に対して理解・協力を得られるよう指導を行います。
- 住み慣れた家で暮らし続けられるように、重度障害者が住宅設備を改善しようとする場合、住宅改修費を給付していきます。

施策に関する主な事業

- ・ 人にやさしい建物づくり

第１期障害児福祉計画・第５期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 住宅設備改善費



個別目標9 障害者が安全に生活できるための支援

基本施策(1) 災害等から障害者を守り安全に生活できるための支援

個別施策④1 防災・防犯対策の推進

現状と課題

【災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり】

- 「災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり」に向け、建築物等耐震化支援事業のほか、高齢者や障害者を対象に家具転倒防止器具等の無料設置、耐震シェルター・耐震ベッドの設置費用の一部補助を実施しています。震災時の被害を減らすために、建物の耐震化、家具転倒防止器具等の設置をさらに進める必要があります。

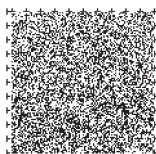
【災害時要援護者名簿◆】

- 災害時要援護者名簿（申請方式名簿）を作成し、災害発生時の避難等に支援を必要とする人を事前に把握し、主に地域で安否確認を行うために区内警察署、消防署、民生委員・児童委員◆、防災区民組織等に配布し、災害時における安否確認など必要な支援を行うために活用しています。

なお、この名簿は、災害が発生した際に名簿登録者から優先的に救出するというものではありません。名簿登録者にも日頃から“自分の身は自分で守る”という意識啓発とともに、災害時に援護が必要な障害者等のニーズに沿った対策を進めていくことが重要です。

【人工呼吸器使用者の支援】

- 在宅で人工呼吸器を使用している方は、停電が生命の危機に直結するため、個々の状態に応じた災害発生前からの備えや避難行動などをまとめた「災害時個別支援計画」の作成支援を行っています。また、緊急時における人工呼吸器の電源確保のため、保健所及び保健センター4か所の合計5か所に専用の自家発電機等を設置しています。在宅で人工呼吸器を使用している方を地域で支えるためには、災害の発生前からの備えとともに、本人や介護者が災害発生時に孤立しないための支援体制を構築する必要があります。



【入所施設の防災・防火・防犯対策】

- 障害者支援施設等の安心安全のため、施設ごとの防災対策のほか、大規模災害を想定し、区や消防署等関係機関との連携や適切な避難訓練の実施等の安全対策が必要です。
- 神奈川県相模原市に所在する障害者支援施設で発生した悲惨な事件が二度と繰り返されることのないよう、利用者に対する安全確保への取組が一層求められています。
これからの障害者支援施設は、地域と一体となった開かれた社会福祉施設となることと、防犯に係る安全確保がなされた社会福祉施設となることの両立を図る必要があります。

個別施策の方向

【家具転倒防止対策】

- 地震によるけがの要因では、家具類の転倒・落下によるものが大きな割合を占めています。家具類転倒防止対策の重要性の周知を図るとともに、災害時要援護者名簿登録世帯に家具転倒防止器具取付費及び器具5点まで無料で設置し、安全確保を図っていきます。

【災害時要配慮者の個別計画策定促進と防災対策】

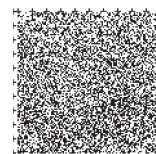
- 災害対策基本法で定める個別計画の内容に加え、災害時において要配慮者が在宅あるいは避難所で生活を継続するために必要な事項等を記載する要配慮者災害用セルフプランのひな形を作成・公開し、普及に努めます。
また、福祉避難所の運営マニュアルの策定及び開設・運営訓練の実施を通じて、災害時応急体制の強化を図ります。

施策に関する主な事業

- ・ 要配慮者対策の推進
- ・ 災害時要援護者名簿の活用

【福祉避難所】

- 区立障害者福祉施設では、指定管理者と「災害時等における応急活動に関する協定書」を締結し、施設ごとに「災害対応マニュアル」を作成しました。これにより災害時に施設を二次避難所（福祉避難所）として開設することとしています。今後、福祉避難所としての円滑な開設、運営に向けて、関係部署と十分協議していきます。



【防災訓練への参加】

- 防災意識の高まりの中、地域の防災訓練に障害者が参加することで、障害のある人もない人も利用しやすい避難所の運営方法等について、より実践的な検証ができ、心構えも含めた準備ができます。地域の防災訓練に障害者が積極的に参加するよう、区として働きかけていきます。

【災害時の聴覚障害者への支援】

- 「災害時における聴覚障害者に対する業務に関する協定」により、新宿区聴覚障害者協会、新宿区登録手話通訳者連絡会及び新宿区手話サークルの協力を得て、聴覚障害者のための避難所における情報保障を確実に行っていきます。手話通訳者を派遣する避難所において、手話通訳訓練を行うことを町会関係者など避難所運営に関与する避難所運営管理協議会に周知、共有し、発災時に円滑に活動を実施できるようにします。

【人工呼吸器使用者の支援】

- 在宅人工呼吸器使用者本人とその家族が平常時から災害に備え、安全で安心できる在宅療養生活を送ることが出来るよう、個別支援計画♦を作成することを支援します。また、緊急時における人工呼吸器の電源確保のため、保健所及び保健センター4か所の合計5か所に専用の自家発電機等を設置し、定期的な訓練などを行います。

施策に関する主な事業

- 在宅人工呼吸器使用者災害時支援事業

【防火対策】

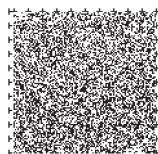
- 新しくグループホーム♦が建設される際には、必要な消防設備について、設置を補助していきます。

【防犯対策】

- 障害者の生活の場である入所施設については施設外部からの侵入を防ぐなど安全管理の徹底や緊急時の連絡体制の確保が図られているか、常に確認していきます。

また、民間の日中活動系障害福祉サービス事業所（通所の作業所）等に対しても、カメラ付きインターホンや防犯カメラ等の防犯設備の設置補助を行っていきます。

今後も利用者の安全確保を図るため、施設の防犯対策を進めていきます。



【緊急通報システム・火災安全システム】

- 一人暮らしの重度の身体障害者及び知的障害者の方は、緊急通報システム・火災安全システムを設置することができます。今後とも一層の利便性の向上を推進していきます。

施策に関する主な事業

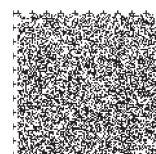
- ・ 緊急通報システム

【ヘルプカード】

- 都では、「ヘルプカード」の標準様式を定め、区市町村ごとに作成することを推奨しています。「ヘルプカード」は、障害者が普段から身につけておくことで、日常において困った時、緊急時や災害時に、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするものです。区では「新宿区版ヘルプカード」の普及を推進し、障害者が、災害時においても支援を受けやすい環境づくりを支えています。

施策に関する主な事業

- ・ ヘルプカードの作成及び配布



コラム 災害時要援護者と防災

◎ 災害時要援護者名簿♦の登録

新宿区では、災害時の避難等に支援を必要とする方々（災害時要援護者）を、地域の方々が事前に把握し、迅速・的確な安否確認ができるよう、「災害時要援護者名簿（申請方式名簿）」を作成しています。

この名簿は、区内消防署、区内警察署、地域の民生委員・児童委員♦、防災区民組織及び区の関係部署に配布し、情報提供しますが、プライバシーの保護を最優先に考え、ご本人の申し出により作成します。

◎ 避難所では

避難所は、震度5弱以上の地震発生により、各避難所運営管理協議会が立ち上げ、家屋倒壊などで自宅にいられなくなった方たちが一時的に生活をします。

さらに、障害者や高齢者等で自宅や避難所での生活が困難な方のために二次避難所（福祉避難所）を指定しています。なお、施設開所中に災害が発生した場合は、区立障害者福祉施設（平成30年2月現在6所）はそのまま障害者の二次避難所として開設します。

区内10所の避難所において医療救護所を設置し、発災後3日間の急性期医療活動を行うため、そのための医薬品等を備蓄しています。

慢性的な疾患の医薬品の確保に関しては各自でご用意をお願いしています。

◎ 手話通訳者を配置する避難所

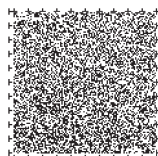
手話通訳者を東戸山小学校、西戸山小学校、牛込第三中学校、落合中学校の4所に配置します。新宿区避難場所地図に手話通訳者のいる避難所のマークを表示しました。

日頃の備えが大切です

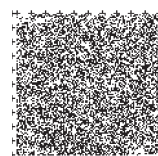
飲料水、食物、医薬品のほか障害特性に応じた個々の必需品については、最低3日分の備えを各自ご家庭で備えておきましょう。

障害者や高齢者の方々を災害から守るための、本人、家族及び地域の方々の手引書として「要配慮者防災行動マニュアル」を発行しています。

避難所は災害により建物が倒壊する等、自宅で生活できなくなった方が一時的に生活をする場所です。プライベートが確保できない等、決して快適な場所ではありません。また、災害時要援護者名簿に登録している方には、家具転倒防止器具等を5点まで無料で設置しています。災害時にも自宅で生活し続けられるよう、物資の備蓄と併せて、普段から災害に備えましょう。



**第3部 障害福祉サービス等の
提供体制確保の方策
(第1期新宿区障害児福祉計画
・第5期新宿区障害福祉計画)**



第1章 障害児福祉計画・障害福祉計画の背景

1 障害者総合支援法♦・児童福祉法の改正

平成 25 年 4 月、障害者自立支援法♦に代わる新たな法として、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という）が施行されました。同法では、施行後 3 年をめぐりとして、障害福祉サービスのあり方等について検討するとされていたことから、国の社会保障審議会障害者部会における検討結果等に基づき、平成 28 年 5 月には障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が成立しました。

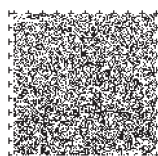
平成 30 年 4 月から施行される同改正法では、障害者の望む地域生活を支援するための新たなサービスとして、「自立生活援助」や「就労定着支援」の新設が図られるとともに、高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し等が行われました。加えて、障害児支援ニーズの多様化へのきめ細かな対応を図るとして、「居宅訪問型児童発達支援」の新設や「保育所等訪問支援」の支援対象の拡大が行われるとともに、障害児のサービス提供体制の計画的な構築を図るため、区市町村においても「障害児福祉計画」を策定することが義務づけられました。

区は、一連の制度改正に的確に対応し、障害者や障害児が自分らしく地域生活を営むことができるよう、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく福祉サービスのほか、必要となる施策の充実や環境の整備を図っていきます。

2 第 1 期新宿区障害児福祉計画・第 5 期新宿区障害福祉計画の策定

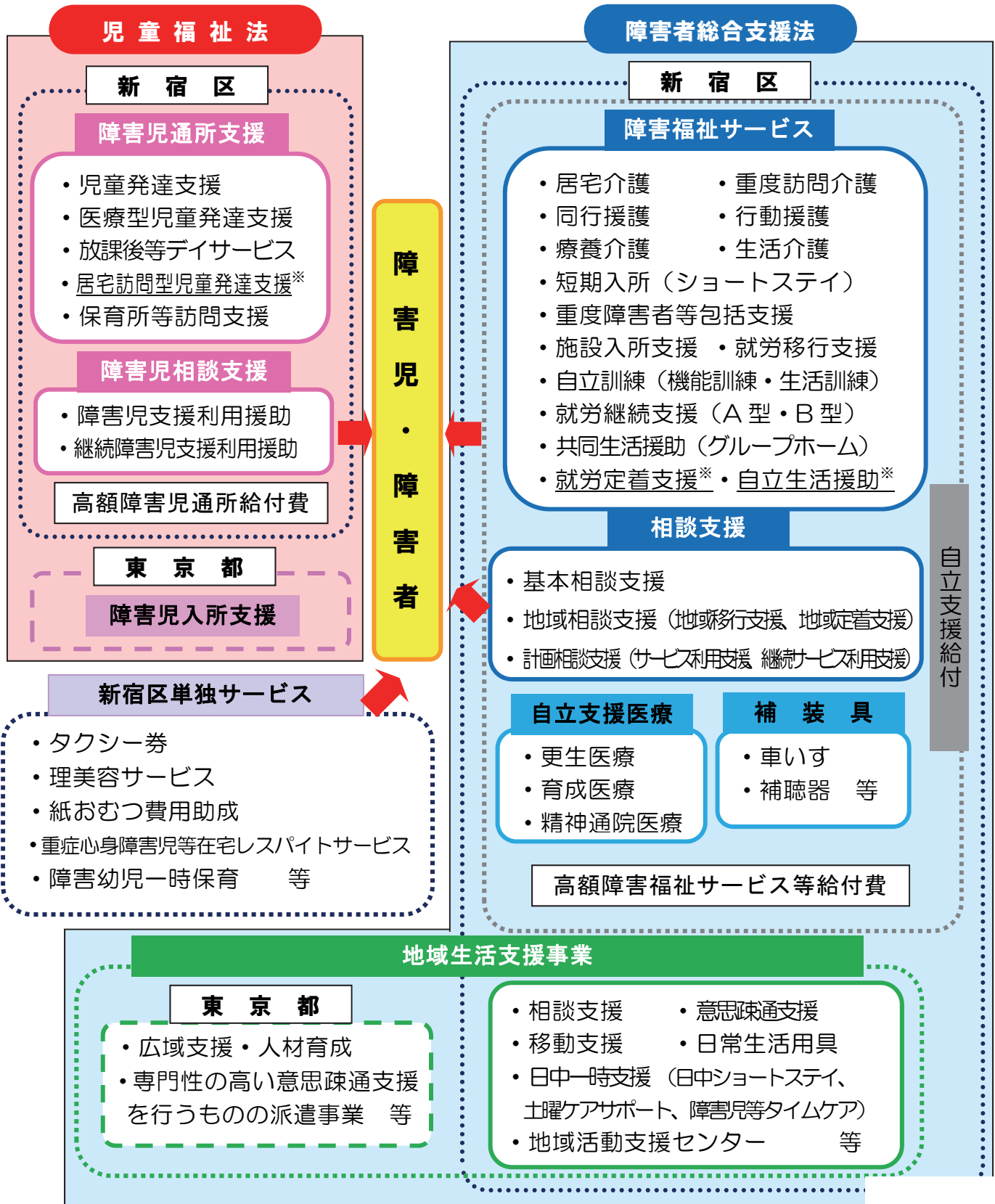
区では、地域の特性にあったサービス提供を計画的に一層推進していくために、平成 19 年 3 月の第 1 期新宿区障害福祉計画の策定以来、通算 4 期にわたって障害福祉計画を策定してきました。この計画の見込量等の実績や障害者等の意向を踏まえたうえで、平成 30 年度から平成 32（2020）年度末に向けて、障害者施策の成果目標、各福祉サービス等の見込量及びその確保策を定めた第 5 期新宿区障害福祉計画を策定しました。

また、障害児通所支援など、障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、平成 30 年度から平成 32（2020）年度までを計画期間とする第 1 期新宿区障害児福祉計画を策定しました。

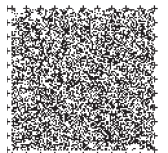


3 障害児・障害者を対象としたサービスの体系

障害児・障害者を対象とした障害者総合支援法、児童福祉法の福祉サービス体系は以下のようになっています。以下の図には一部の区単独事業を含めています。

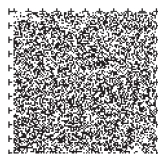


※下線部は平成30年4月1日からのサービス



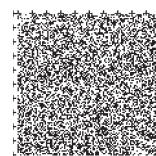
児童福祉法のサービス

区分	サービス名	サービス内容
障害児通所支援	児童発達支援	障害のある子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
	医療型児童発達支援	障害のある子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の他、治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学している障害のある子ども等に、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。
	居宅訪問型児童発達支援	障害のある子ども等の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、保育所等に通う障害のある子ども等に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
障害児相談支援	障害児相談支援 (障害児支援利用援助)	障害児通所支援を利用する障害のある子ども等を対象に、サービスの内容等を定めた障害児支援利用計画を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成を行います。
	障害児相談支援 (継続障害児支援利用援助)	障害児支援利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案して見直しを行い、障害児支援利用計画の修正を行います。
高額障害児通所給付費		世帯内で、障害児通所支援サービス、障害福祉サービス等の負担額の合算額が基準額を超える場合は、利用者の負担を軽減するため、高額障害児通所給付費を支給します。

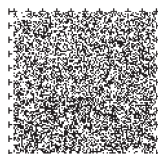


障害者総合支援法♦のサービス（自立支援給付）

区分	サービス名	サービス内容	
障害福祉サービス	介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		重度訪問介護	重度の障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
		同行援護	視覚障害者に、外出先で代筆、代読、移動、排泄、食事等の支援を行います。
		行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するための必要な支援、外出支援を行います。
		療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
		生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
		施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労移行支援	一般企業等での就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労継続支援A型 就労継続支援B型	障害により一般企業への就職が困難な方に対し、就労や生産活動の機会の提供を行います。A型は、利用者と雇用契約を結び、最低賃金を保証します。B型は、雇用契約はなく利用者は作業した分の対価を工賃として受け取ります。
		就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障害者について、企業への就労が定着できるように、企業・自宅等への訪問等によって課題状況を把握し、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行います。
		自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム♦等を利用していた障害者が地域で一人暮らしをする場合、定期的な巡回訪問や電話・メール等によって生活状況を確認し、必要な助言や医療機関との連絡調整を行います。
共同生活援助（グループホーム）		夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助、必要に応じて介助などを行います。	

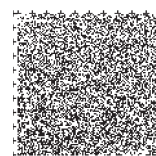


区分	サービス名	サービス内容
相談支援	地域相談支援 (地域移行支援)	障害者支援施設に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者に対して、居住の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
	地域相談支援 (地域定着支援)	居宅において単身等の状況で生活する障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等において相談等の支援を行います。
	計画相談支援 (サービス利用支援)	利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画◆案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成を行います。
	計画相談支援 (継続サービス利用支援)	サービス等利用計画が適正であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直し、変更等を行います。
自立支援医療	更生医療：障害の程度を軽くしたり、取り除いたりする医療を給付します。 育成医療：生活能力を得るために必要な医療を給付します。 精神通院医療：精神疾患に対する通院医療を給付します。	
補装具費	義肢や車いす等の購入に際し、補装具費（購入費、修理費）の支給をします。	
高額障害福祉サービス等給付費	世帯内で障害福祉サービス等の負担額の合算額が基準額を超える場合は、利用者の負担を軽減するため、高額障害福祉サービス等給付費を支給します。	



障害者総合支援法♦のサービス（地域生活支援事業）

区分	サービス名	サービス内容
必須事業	理解促進研修・啓発事業	障害者が直面する「社会的障壁」を除去するために、障害者への理解を深めるための研修・啓発を行います。
	障害者福祉活動事業助成（自発的活動支援事業）	ピアサポート♦や社会活動支援など、障害者、家族、地域住民等による自発的な取組を支援します。
	相談支援事業	障害者、家族等に対する相談対応、サービスの利用に関する支援、情報提供等を行います。基幹相談支援センターの機能強化事業、居住サポート事業を行っています。
	成年後見制度♦利用支援事業	成年後見制度を利用するための申立て費用等について、必要な方に補助をする事業です。
	意思疎通支援事業	手話通訳者派遣、要約筆記者♦派遣、区役所手話通訳者設置等、障害者とその他の者の意思疎通の円滑化を図ります。
	日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るために、国の告示に定める要件を満たす5種類の用具を給付または貸与します。
	意思疎通支援者養成事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙・手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通に手話を用いる障害者の日常生活・社会生活を支援します。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等に対して、円滑に外出できるように移動を支援します。
	地域活動支援センター事業	創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。
区市町村の判断により実施する事業	身体障害者福祉ホーム 精神障害者福祉ホーム	住居を必要としている人に低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。
	巡回入浴	家族の介護だけでは入浴できない重度心身障害者に対し、委託業者が巡回入浴者及び看護職員・介護職員を派遣し、定期的な入浴機会を提供します。
	日中ショートステイ（日中一時支援）	一時的に見守り等の支援が必要な方の日中利用のサービスです。
	土曜ケアサポート（日中一時支援）	区内に住所を有する生活介護事業の利用者を対象に、土曜日の日中活動の場を提供するサービスです。
	障害児等タイムケア（日中一時支援）	小中高生等の障害のある子ども等を対象とした放課後や夏休み等、長期休業時の日中活動の場を提供するサービスです。
	緊急保護居室確保（障害者虐待防止対策支援）	障害者を緊急的に保護するために居室確保を行います。



第2章 第4期新宿区障害福祉計画の成果目標と実績

1 成果目標と実績

第4期新宿区障害福祉計画の成果目標と実績の分析・評価を行います。今後の課題を抽出し、第5期新宿区障害福祉計画につなげます。

目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- (1) 平成26年度末の施設入所者（207人）のうち、平成29年度までに地域生活へ移行する人数を、10人とします。

□移行者数の目標と実績

	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (目標)
実績/目標	3人	1人	6人
累計	-	4人	10人

- (2) 平成29年度末の施設入所者総数について、平成26年度末の施設入所者から4名減少することをめざします。

□施設入所者総数の目標と実績

平成27年度(実績)	平成28年度(実績)	平成29年度(目標)
206人	210人	203人

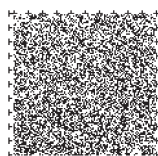
【評価】

地域移行者数、施設入所者数ともに目標達成は困難な状況です。毎年、退所される方がいる一方で新たに入所される方も数名から10名程度います。

【今後の見通しと課題】

障害者の高齢化、重度化が進む中で、今後もしばらくはこの傾向が続くことが見込まれます。施設入所を基本的なサービスの一つとして維持する事と、希望される方が安心して施設から地域に移り生活できるための受け皿の整備が必要です。現時点では利用希望者の需要を満たすだけの数はなく、グループホーム[◆]の整備は重要な課題です。家庭での介護力を失いつつある、障害者への支援策は喫緊の課題です。

※活動指標である共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援及び地域相談支援（うち地域移行支援）の実績は、P172に記載しています。



目標2 地域生活支援拠点の整備

平成29年度までに地域生活支援拠点を整備します。

□障害者の地域生活支援体制の構築に関する見込と実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
見込	—	構築に向けた検討	構築、推進
実績	実行計画事業とする検討を開始	29年4月からの実施に向け検討を完了	推進

【評価】

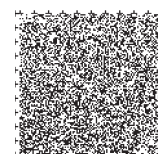
面的整備による地域生活支援体制が平成29年度からスタートしました。また、障害者がいつでも相談できる地域生活支援体制をめざし、土日の相談に対応できるようになりました。

【今後の見通しと課題】

それぞれの拠点が担う機能を充実させ、関係機関と連携していく必要があります。

【地域生活支援拠点とは】

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、
①相談（地域移行、親元からの自立等）、
②体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）、
③緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）、
④専門性（人材の確保・養成、連携等）、
⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）の5つの機能を強化するため、グループホームや障害者支援施設に付加した拠点（地域生活支援拠点）又は地域における複数の機関が分担してそれらの機能を担う体制（面的な体制）とされています。



目標3 障害者就労支援施設等から一般就労への移行

(1) 平成29年度末までに重層的就労支援体制において一般就労者数を、年間73人以上とします。

□重層的就労支援体制における就労者数

平成27年度(実績)	平成28年度(実績)	平成29年度(目標)
70人	60人	73人

利用機関別就労者数(参考)

		平成27年度	平成28年度
①就労支援事業所	実績	25人	27人
②新宿区就労支援事業	実績	58(65)人	39(47)人
③就労支援事業所・新宿区 就労支援事業の併用	実績	13人	6人

※() 福祉的就労(就労継続A型事業所の利用)を含めた人数

【評価】

平成29年度は当初の目標達成は厳しい状況です。利用者の中には一般就労に向けた訓練ばかりでなく、福祉的就労やデイケアの利用に結びつける支援を必要とした方もおり、一般就労に結びつかなかったことが影響していると考えられます。

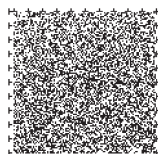
(2) 平成29年度末の就労移行支援◆事業所の利用者数を60人以上とします。

□就労移行支援事業所の利用者数

平成27年度(実績)	平成28年度(実績)	平成29年度(目標)
73人	70人	60人

【評価】

平成27年度、28年度ともに目標を超える60人以上の利用がありました。平成29年度も順調に推移しています。



(3) 就労移行率が2割(20%)以上の区内の就労移行支援事業所を平成29年度末までに全体の5割(50%)以上とすることをめざします。

□就労支援移行事業所の就労移行率

平成27年度(実績)	平成28年度(実績)	平成29年度(目標)
57%	59%	50%
8所/14所	10所/17所	—所/—所

【評価】

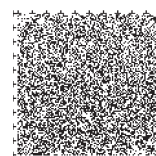
平成28年度には、就労移行率2割以上の就労移行支援事業所は59%に上り、平成29年度末までに5割以上としていた目標を平成27年度から継続して達成しています。平成29年度も順調に推移しています。

【今後の見通しと課題】

目標3の(1)は、目標達成が厳しい状況で、(2)、(3)は順調に経過しています。

障害者生活実態調査から、就労や通所をしていない理由を「働く自信がない、職場の障害理解に不安があるため、働ける場所があるか知らない」等、潜在的には就職可能な方も多いと考えられます。一方で、就労支援を通じて個別的な支援を行う過程で、一般就労ではなく、通所施設やデイケア等の利用を選択することになる方もいます。幅広い視野で個々人の希望に応じた日中活動の場を確保・提供する支援が求められています。

就労を希望する障害者が就職するため、また、就職後の就労継続をはかるために障害者就労支援施設だけでなく、区勤労者・仕事支援センター等の関係機関・多職種による支援を行う必要があります。



第3章 第1期新宿区障害児福祉計画・第5期新宿区障害福祉計画の目標

1 第1期新宿区障害児福祉計画の成果目標

目標1 障害児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針の考え方】

(1) 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築

- ・平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する。
- ・平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

(2) 医療的ニーズへの対応

- ・平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。
- ・平成30年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する。

【区の考え方と目標】

○児童発達支援センターの整備

児童発達支援センターと同じ機能を有している区立子ども総合センターが、障害児支援の中核としての役割を果たしています。

○保育所等訪問支援の利用できる体制の整備

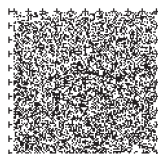
子ども総合センターで平成28年度から保育所等訪問支援を開始しています。今後は利用促進に向け、周知に努めます。

○重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保

平成32年度末までに、重症心身障害児が利用可能な児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を区内に少なくとも1カ所以上確保します。

○医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

既存の協議会等を活用して、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場とできるよう、検討を行います。



2 第5期新宿区障害福祉計画の成果目標

目標2 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針の考え方】

- ・平成28年度末時点における施設入所者の9%以上が平成32年度末までに地域生活に移行する。
- ・平成32年度末時点の施設入所者数を平成28年度末時点の入所者数から2%以上削減する。

【区の考え方と目標】

(1) 施設入所者の地域生活移行者数に関する目標

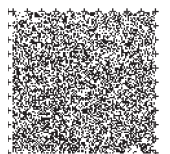
○第4期計画の実績や、障害者生活実態調査で得られた施設入所者の地域移行へのニーズ等を踏まえ、平成28年度末時点における施設入所者のうち、平成32年度末までに地域生活へ移行する人数を10名(4.7%)以上とします。

(2) 施設入所者数の削減に関する目標

○平成32年度末の施設入所者総数については、第4期計画の実績や区の実情を踏まえ、平成28年度末時点の施設入所者総数の210名を超えないことを目標とします。

□施設入所者数・地域生活移行者数の目標

年度末時点入所者数		【目標値】 削減見込み (A-B)	【目標値】 地域生活 移行者数
【実績】 平成28年度末(A)	【見込量】 平成32年度末(B)		
210人	210人	0人	10人



目標3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

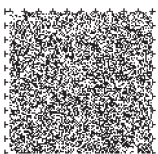
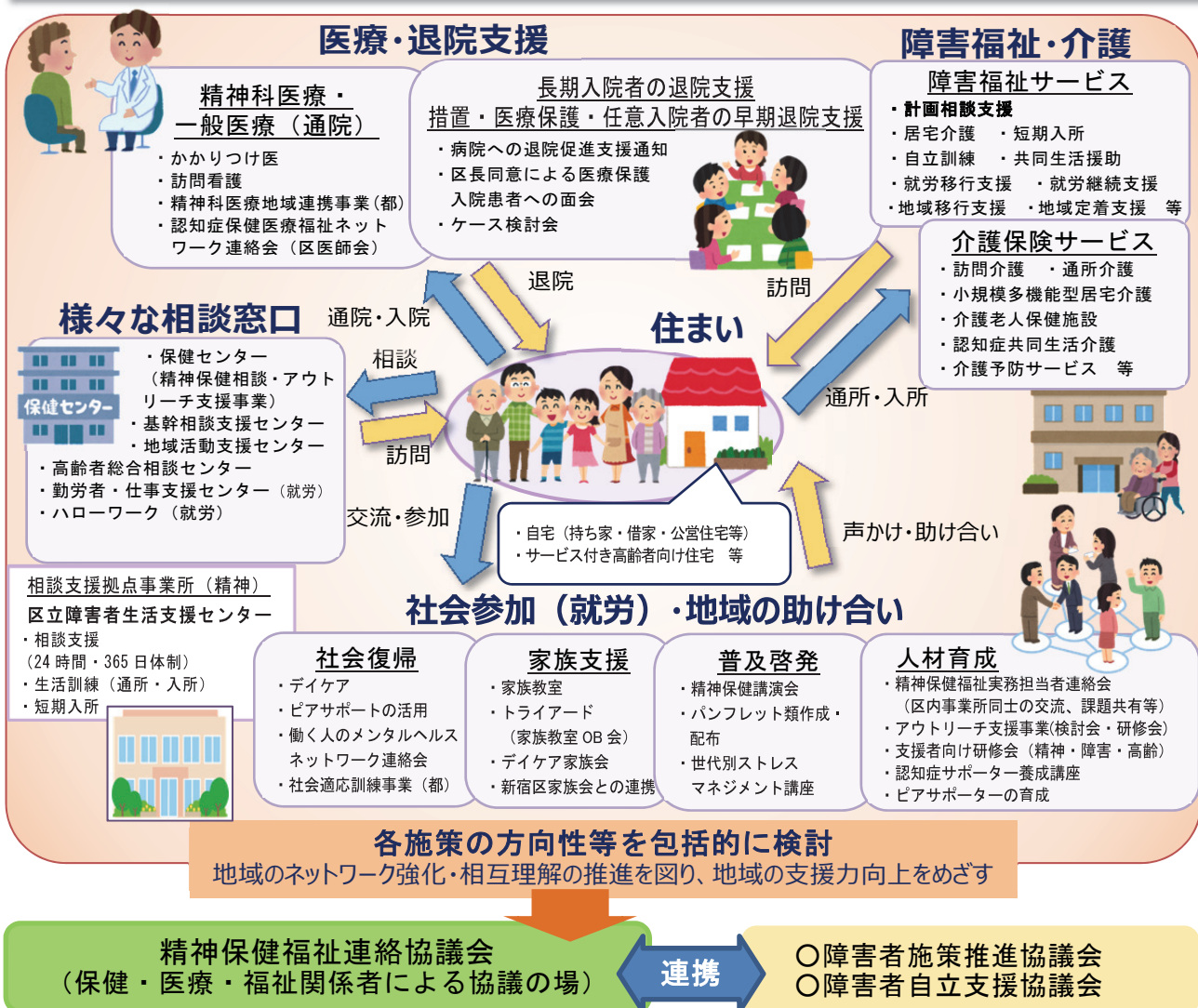
【国の基本指針の考え方】

- ・平成32年度末までに、全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。

【区の考え方と目標】

- 保健・医療・福祉関係者の協議の場として、新宿区精神保健福祉連絡協議会を位置づけ、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議を行っていきます。

新宿区における精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ図）



目標4 地域生活支援拠点の整備

【国の基本指針の考え方】

・平成32年度末までに地域生活支援拠点を少なくとも一つ整備することを基本とする。

【区の考え方と目標】

○平成29年度中に構築した地域生活支援体制の充実を図っていきます。

障害者の地域生活支援体制のイメージ図

地域生活を支えるための5つの機能

- ①相談 ②体験の機会・場 ③緊急時の受け入れ・対応
- ④専門性（専門的な人材の確保・養成）⑤地域の体制づくり

相談

相談支援専門員を増配置し、土日にも相談支援事業を実施

専門性

研修コーディネーターを配置し、区内事業所全体の専門性を向上

区障害者福祉課

区役所

相談

専門性

基幹相談支援センター

医療機関

緊急時の受入

相談

相談支援専門員

専門性

研修コーディネーター

体験の機会・場

緊急時の受入

シャロームみなみ風

相談支援拠点事業所
(知的)

地域の体制づくり

自立支援協議会

相談

障害者・家族等

相談

相談

区立障害者生活支援センター

相談支援拠点事業所
(精神)

相談

相談支援専門員

体験の機会・場

ホームヘルプサービス

相談

相談支援事業所

社会福祉協議会

社会福祉協議会

相談

相談

相談

相談支援専門員

体験の機会・場

区立障害者福祉センター

相談支援拠点事業所
(身体)

保健センター

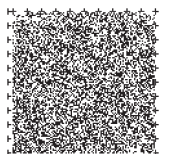
相談

専門性

グループホーム

日中活動系サービス事業

体験の機会・場



目標5 障害者就労支援施設等から一般就労への移行

【国の基本指針の考え方】

- ・平成32年度中に就労移行支援◆事業等を通じた一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上にする。
- ・平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度実績から2割以上増加する。
- ・就労移行率3割以上の就労移行支援事業所を、平成32年度末までに全体の5割以上とする。
- ・各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とする。

【区の考え方と目標】

(1) 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標

- 平成32年度までに区内就労支援事業所（就労移行支援、就労継続支援A型・B型）における一般就労者数を年間40名以上とします。

□一般就労移行者数の目標

【実績】	【目標値】
平成28年度	平成32年度
27人	40人

(2) 就労移行支援の利用者数に関する目標

- 平成32年度末の就労移行支援事業所の利用者数を84名以上とします。

□就労移行支援事業の利用者数の目標

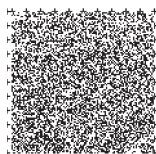
【実績】	【目標値】
平成28年度末	平成32年度
70人	84人

(3) 就労移行支援の事業所ごとの移行率に関する目標

- 就労移行率が3割（30%）以上の区内の就労移行支援事業所を平成32年度末までに全体の5割（50%）以上とすることをめざします。

□就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合

【目標値】
平成32年度
50%以上



(4) 就労定着支援による職場定着率に関する目標

○区内就労定着支援事業所の利用者について、各年度における就労定着支援による支援開始から 1 年後の職場定着率を、80%以上とすることを基本とします。

【就労支援事業（新宿区勤労者・仕事支援センター）における目標】

（新宿区勤労者・仕事支援センター経営計画より）

(1) 区障害者就労支援事業を通じた一般就労への移行者数に関する目標

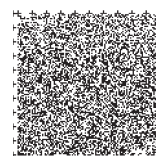
□一般就労移行者数の目標

【実績】	【目標値】
平成 28 年度	平成 32 年度
39 人	54 人

(2) 就労定着支援による職場定着率に関する目標

○区障害者就労支援事業による職場定着支援の利用者について、職場定着支援の開始から 1 年後の職場定着率を、平成 32 年度末までに 80%以上とすることを基本とします。

※ 障害児福祉計画及び障害福祉計画に定める事項については、定期的に評価し、必要に応じて、計画の変更や事業見直し等の措置を講じます。



第4章 サービス必要量見込、サービス提供体制確保の方策

1 障害児支援の必要量見込、現状、課題、サービス提供体制確保の方策

第1期新宿区障害児福祉計画として設定する、平成32（2020）年度までの「障害児支援」の必要量の見込及び第4期新宿区障害福祉計画の実績（平成29年度まで）は以下の一覧表の通りです。

P167からは、第4期新宿区障害福祉計画の実績を踏まえ、各サービスの必要量の見込、現状・課題、サービス提供体制確保の方策をお示しします。

◎ 各サービスにおける、1か月あたりの利用者数・利用量を示しています。

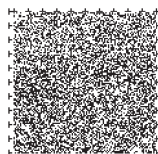
第4期新宿区障害福祉計画実績値等（障害児支援）

※ 29年度は推計値です。27年度・28年度は3月利用分の数値を基に算出しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (推計値)
1 児童発達支援	247人×9日	256人×5日	275人×4日
2 医療型児童発達支援	0人	0人	0人
3 放課後等デイサービス	137人×15日	185人×8日	254人×8日
4 保育所等訪問支援	—	6人	9人
5 障害児相談支援 【セルフプラン】	30人 【464人】	25人 【518人】	38人 【575人】

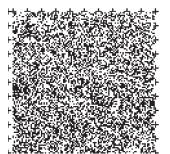
第1期新宿区障害児福祉計画（障害児支援）必要量見込

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
1 児童発達支援	289人×7日	304人×7日	313人×7日
2 医療型児童発達支援	0人	0人	0人
3 放課後等デイサービス	284人×12日	308人×12日	328人×12日
4 保育所等訪問支援	20人	21人	22人
5 居宅訪問型児童 発達支援	0人	0人	0人
6 障害児相談支援 【セルフプラン】	43人 【625人】	50人 【658人】	60人 【678人】

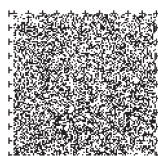


1 児童発達支援			関連する「障害者計画」個別施策		⑪⑫⑬	
年度	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用児童数	平均利用 日数	利用児童数	平均利用 日数	利用児童数	平均利用 日数
		289人	7日	304人	7日	313人
現状と課題	区内外で事業所の整備が進んでおり、療育内容の専門性や発達支援プログラムが多様化しています。区立以外の事業所は知的障害児や発達障害♦児を対象としており、肢体不自由児や医療的ケア児の受入れ事業所は少ない現状があります。支援内容や専門性、受入状況等から区外の事業所を利用する方もいます。					
サービス提供体制確保の方策	適正な運用が図られるよう、平成 29 年度に厚生労働省が作成した児童発達支援ガイドラインの周知や関係機関との連絡調整を図り、サービスの質の確保を求めています。					
平成 30 年 1 月における区内事業所	区立	子ども総合センター				
	株式会社	TEENS 新宿 プレミア・ケア・ジュニア 四ツ谷店 児童発達支援・放課後等デイサービス SmileSeed(すまいるしーど) コペルプラス若松河田				
	NPO♦法人	ベアーズキッズ 特定非営利法人 ADDS				

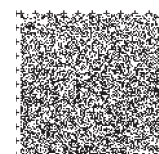
2 医療型児童発達支援			関連する「障害者計画」個別施策		③	
年度	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用児童数	平均利用 日数	利用児童数	平均利用 日数	利用児童数	平均利用 日数
		0人	0日	0人	0日	0人
現状と課題	現状では都立の病院に併設されている事業所のみで、区内に事業所はありません。医療型でない児童発達支援においても医療的ケアの必要な子どもの支援を提供することで、サービスの補完をしています。					
サービス提供体制確保の方策	専門性のある医療機関でないとサービス事業所の指定を受けられず、区内に事業所開設の目途は現状ではありませんが、今後も医療的ケアの必要な障害児の通所可能な事業所の確保に努めます。また、区外の専門機関との連携を図ります。					



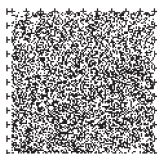
3 放課後等デイサービス			関連する「障害者計画」個別施策		⑮	
年度	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用児童数	平均利用 日数	利用児童数	平均利用 日数	利用児童数	平均利用 日数
		284 人	12 日	308 人	12 日	328 人
現状と課題	<p>平成 30 年 1 月時点で区内 14 所が開設し、利用する子どもも増加しています。知的障害児や発達障害♦児を対象とした事業所は増加傾向にある一方、肢体不自由児、医療的ケア児の受入れ事業所が少ない現状があります。</p> <p>全国的には、利潤を追求し支援の質の低い事業所や適切ではない支援を行う事業所が報告されていることから、平成 29 年 4 月より事業所の開設や職員配置に関する基準が厳格化されました。</p>					
サービス提供体制確保の方策	<p>日中一時支援事業（障害児等タイムケア事業♦、日中ショートステイ等）など類似するサービスとの利用調整が必要です。</p> <p>肢体不自由児や医療的ケア児が通所可能な事業所の確保に向け、訪問看護ステーションの看護師が放課後等デイサービス事業所に訪問して医療的ケアを提供することが可能となる医療連携加算の周知などを行います。</p>					
平成 30 年 1 月における区内事業所	区立	子ども総合センター				
	株式会社	TEENS 新宿 テラコヤキッズ新宿本教室 スポーツひろばプレイス 高田馬場教室 サッカーあいだっく 放課後等デイサービス ノーサイド新宿@Leaf 音楽療法センター プレミア・ケア・ジュニア 四ツ谷店 放課後デイサービス スリーセブン 児童発達支援・放課後等デイサービス Smile Seed (すまいるしーど) 放課後デイサービス アトリエたいよう				
	一般社団法人	ケアステップ新宿				
	NPO♦法人	にこにこルームベリタス ベアーズ 放課後等デイサービス すまいる				



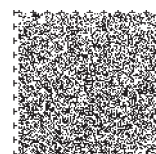
4 保育所等訪問支援		関連する「障害者計画」個別施策	⑬
年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用児童数	利用児童数	利用児童数
	20人	21人	22人
現状と課題	<p>保育園、子ども園、幼稚園等に通園している障害のある子どもに対し、個別に支援する事業です。発達に心配がある子どもが保育園、幼稚園等に通園するときも集団生活の中で自己肯定感をもって成長できるような環境の設定が必要です。子ども総合センターでは、平成 28 年度から保育所等訪問支援事業を開始しました。29 年度はより多く対応ができるよう訪問支援員を 1 名から 2 名に倍増しました。登録児は 12 名で、月平均 1.5 回の訪問支援を実施しています。</p>		
サービス提供体制確保の方策	<p>平成 30 年 4 月からは対象者が拡大され、乳児院や児童養護施設に入所している障害児にも訪問支援が可能となりました。</p> <p>子ども総合センターでは、集団場面での適応が難しい子どもや、保護者の就労などで通所での療育を利用できずにいた子どもに対し、保育園、子ども園、幼稚園に訪問支援員が出向き、集団場面の中で支援を提供する保育所等訪問支援事業を実施していきます。</p>		
平成 30 年 1 月における区内事業所	区立	子ども総合センター	



5 居宅訪問型児童発達支援			関連する「障害者計画」個別施策		⑬	
年度	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用児童数	平均利用 日数	利用児童数	平均利用 日数	利用児童数	平均利用 日数
		〇人	〇日	〇人	〇日	〇人
現状と課題	<p>平成 30 年 4 月から創設されるサービスで、通所による支援を受けることが困難な重度の障害児に、居宅において児童発達支援を提供するものです。</p> <p>区ではこの事業とは別に、子ども総合センターにおいて、「在宅児等訪問支援」に長年取り組んでいます。在宅で過ごす時間の多い重度の障害児等を訪問し、遊びの提供を通じて心地よい時間を過ごすことを目的としています。</p> <p>なお、重度の障害児のための居宅における身体機能の訓練としては、医療保険による訪問看護の一環として理学療法、作業療法を受けることが可能です。</p>					
サービス提供体制確保の方策	<p>サービス対象者への制度の周知とともに、事業所の開設に関する情報収集に努めていきます。「在宅児等訪問支援」についても、引き続き、支援を必要とする障害児を適切に把握して、サービス提供に努めます。</p>					



6 障害児相談支援			関連する「障害者計画」個別施策		①⑪⑫⑬⑰	
年度	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数	セルフプ ラン作成	利用者数	セルフプ ラン作成	利用者数	セルフプ ラン作成
		43人	625人	50人	658人	60人
現状と課題	<p>障害児相談支援では、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援といった障害児通所支援サービスを利用する児童のための障害児支援利用計画を作成します。障害児通所支援サービスを利用する児童の増加に連動して、障害児相談支援の利用も増加する見込です。児童の発達の状況や障害受容の段階によっては、障害児通所支援サービスは利用したいが、障害児相談支援の利用は望まないという保護者が一定数見込まれます。</p>					
サービス提供体制確保の方策	<p>主に区立の相談支援事業所が障害児支援利用計画の作成を担っていますが、民間の相談支援事業所も役割を担えるように、事業所連絡会や相談支援研修等を通じて支援していきます。</p>					
平成30年1月における区内事業所	区立	基幹相談支援センター 子ども総合センター				
	株式会社	相談支援事業所 Kaien新宿 ホートンケアサービス 社会福祉支援研究所				
	有限会社	プロキオン				



2 障害福祉サービスの必要量見込、現状、課題、サービス提供体制確保の方策

第5期新宿区障害福祉計画として設定する、平成32(2020)年度までの「障害福祉サービス」の必要量の見込及び第4期新宿区障害福祉計画の実績(平成29年度まで)は以下の一覧表の通りです。

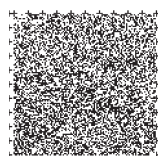
P174からは、第4期までの実績を踏まえ、各サービスの必要量の見込、現状・課題、サービス提供体制確保の方策をお示しします。

- ◎ 各サービスにおける、1か月あたりの利用者数・利用量を示しています。
- ◎ 通所施設等については、利用者数 × 1か月あたりの利用日数を示しています。

第4期実績値等(障害福祉サービス)

※ 29年度は推計値です。27年度、28年度実績は3月利用分の数値を基に算出しています。

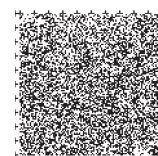
	平成27年度実績		平成28年度実績		平成29年度 (推計値)	
	利用者数	時間	利用者数	時間	利用者数	時間
1 居宅介護	521人	12,404時間	525人	11,657時間	549人	12,716時間
2 重度訪問介護	39人	12,973時間	36人	12,577時間	37人	12,767時間
3 同行援護	98人	2,592時間	108人	2,609時間	107人	2,977時間
4 行動援護	2人	15時間	2人	81時間	3人	124時間
5 重度障害者等包括支援	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
6 生活介護	328人×21日		343人×21日		354人×20日	
7 自立訓練(機能訓練)	7人×16日		2人×16日		6人×16日	
8 自立訓練(生活訓練) 【宿泊型自立訓練】	41人×16日 【15人×26日】		41人×15日 【11人×25日】		42人×15日 【15人×28日】	
9 就労移行支援◆	73人×15日		70人×14日		89人×28日	
10 就労継続支援◆A型	36人×16日		39人×19日		36人×18日	
11 就労継続支援B型	459人×16日		493人×16日		492人×15日	
12 療養介護	25人		24人		23人	
13 短期入所 (ショートステイ)	92人×7日		110人×7日		116人×6日	
14 共同生活援助 (グループホーム◆)	178人		170人		191人	
15 施設入所支援	206人		210人		212人	
16 計画相談支援 【セルフプラン作成】	786人 【841人】		852人 【790人】		944人 【722人】	
17 地域移行支援	年間利 用者数	3人	1人	2人		
18 地域定着支援		1人	0人	2人		



第5期新宿区障害福祉計画（障害福祉サービス）必要量見込

※ 第4期実績値等とは番号のずれが生じています。

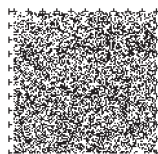
	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	人数	時間	人数	時間	人数	時間
1 居宅介護	540 人	12,778 時間	547 人	12,950 時間	554 人	13,121 時間
2 重度訪問介護	36 人	11,863 時間	36 人	11,863 時間	36 人	11,863 時間
3 同行援護	114 人	2,886 時間	117 人	2,962 時間	120 人	3,038 時間
4 行動援護	2 人	102 時間	2 人	102 時間	2 人	102 時間
5 重度障害者等包括支援	0 人	0 時間	0 人	0 時間	0 人	0 時間
6 生活介護	361 人×21 日		401 人×21 日		411 人×21 日	
7 自立訓練（機能訓練）	5 人×16 日		5 人×16 日		5 人×16 日	
8 自立訓練（生活訓練）	45 人×15 日		49 人×15 日		52 人×15 日	
【宿泊型自立訓練】	【11 人×28 日】		【11 人×28 日】		【11 人×28 日】	
9 就労移行支援	80 人×15 日		82 人×15 日		84 人×15 日	
10 就労継続支援A型	45 人×19 日		48 人×20 日		49 人×20 日	
11 就労継続支援B型	514 人×16 日		479 人×17 日		479 人×17 日	
12 就労定着支援	16 人		30 人		47 人	
13 療養介護	24 人		24 人		24 人	
14 短期入所 （ショートステイ）	124 人×7 日		133 人×7 日		138 人×7 日	
15 共同生活援助 （グループホーム）	190 人		195 人		200 人	
16 施設入所支援	210 人		210 人		210 人	
17 計画相談支援 【セルフプラン作成】	980 人 【698 人】		1016 人 【674 人】		1052 人 【650 人】	
18 地域移行支援	年間利用者数	3 人	3 人	3 人		
19 地域定着支援		2 人	2 人	2 人		
20 自立生活援助		2 人	2 人	2 人		



1 居宅介護			関連する「障害者計画」個別施策		②④㉔	
年度	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間
	540 人	12,778 時間	547 人	12,950 時間	554 人	13,121 時間
2 重度訪問介護			関連する「障害者計画」個別施策		②④	
年度	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間
	36 人	11,863 時間	36 人	11,863 時間	36 人	11,863 時間
3 同行援護			関連する「障害者計画」個別施策		②㉔	
年度	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間
	114 人	2,886 時間	117 人	2,962 時間	120 人	3,038 時間
4 行動援護			関連する「障害者計画」個別施策		②	
年度	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間
	2 人	102 時間	2 人	102 時間	2 人	102 時間
5 重度障害者等包括支援			関連する「障害者計画」個別施策		②	
年度	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間
	0 人	0 時間	0 人	0 時間	0 人	0 時間

<1～5に関する現状と課題、サービス提供体制の確保策>

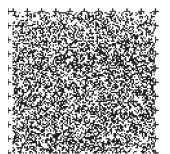
現状と課題	<p>ヘルパーの確保と育成が共通の重要課題です。</p> <p>重度障害者等包括支援についてサービス提供を行える従事者要件が厳しいなどの理由により、事業所がほとんどないことから、サービスの対象者であっても、重度訪問介護等複数のサービスを組み合わせて利用している状態です。</p>
サービス提供体制確保の方策	<p>重度訪問介護については、夜間の対応やたん吸引のサービス提供ができる事業所へのニーズが高いです。事業所に対し周知を行っていきます。</p>



6 生活介護			関連する「障害者計画」個別施策		②⑱	
年度	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数
		361人	21日	401人	21日	411人
平成30年1月における区内事業所	区立指定管理施設	<ul style="list-style-type: none"> 区立新宿生活実習所 区立障害者福祉センター（新宿トライ工房） 区立あゆみの家 				
	社会福祉法人	<ul style="list-style-type: none"> 新宿けやき園（施設入所支援と併設） シャロームみなみ風（施設入所支援と併設） 				
7 自立訓練(機能訓練)			関連する「障害者計画」個別施策		②⑱	
年度	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数
	5人	16日	5人	16日	5人	16日
平成30年1月における区内事業所	社会福祉法人	<ul style="list-style-type: none"> 東京視覚障害者生活支援センター 日本点字図書館自立支援室 			身体（視覚）	
8 自立訓練(生活訓練) 宿泊型自立訓練			関連する「障害者計画」個別施策		②⑱⑳㉑	
年度	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数
	45人	15日	49人	15日	52人	15日
【宿泊型自立訓練 利用人数】	11人	28日	11人	28日	11人	28日
平成30年1月における区内事業所	区立指定管理施設	<ul style="list-style-type: none"> 新宿区立障害者生活支援センター 				
	社会福祉法人	<ul style="list-style-type: none"> みのり舎 カレッジ早稲田・カレッジ早稲田2 シャロームみなみ風 				
	株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援カレッジチャレンジ 				

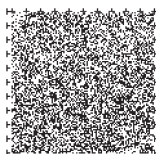
<6～8に関する現状と課題、サービス提供体制確保の方策>

現状と課題	生活介護については、区内の事業所の定員に余裕がない状態で、定員の拡充が課題です。
-------	--

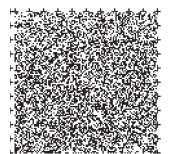


サービス提供体制確保の方策	<p>生活介護について定員の拡充と就労継続支援♦B型事業所が生活介護も提供できるようにする多機能化をする事による定員拡充をめざします。</p> <p>自立訓練（機能訓練）に関して、区では独自に区立障害者福祉センターにおいて、中途障害者（肢体不自由）の退院後支援を含めた機能訓練を、総合的に実施しています。</p> <p>自立訓練（生活訓練）については、制度の内容や利用方法について周知を進めていきます。</p>
---------------	---

9 就労移行支援♦		関連する「障害者計画」個別施策		⑤⑱⑲⑳㉑㉒		
年度	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数
		80人	15日	82人	15日	84人
平成30年1月における区内事業所	公益財団法人	・新宿区勤労者・仕事支援センター わーくす ここ・から【エール】			3 障害	
	社会福祉法人	・就労センター「街」 ・東京ワークショップ ・東京視覚障害者生活支援センター ・カレッジ早稲田			精神 視覚 視覚 知的・精神	
	一般社団法人	・リエンゲージメント ・プラーナ新宿			精神 知的・精神	
	NPO♦法人	・十二社 生活・就労研修センター			特定なし	
	株式会社	・Kaien 新宿 ・リヴァトレ市ヶ谷 ・就労センターSAKURA ・ヒューマングロー高田馬場 ・ラルゴ神楽坂 ・～キセキの杜～ジョブステーション高田馬場 ・就労移行支援事業所ルーツ ・カレント ・就労移行支援事業所リスタート			精神 精神 3 障害 3 障害 精神 内部・知的・精神 知的・精神 精神 知的・精神	



10 就労継続支援A型			関連する「障害者計画」個別施策		⑤⑬⑭⑮⑯	
年度	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数
		45人	19日	48人	20日	49人
平成30年1月 における区内事業所	NPO法人	・ストローク・サービス		知的・精神		
	株式会社	・あしか ・くじら		聴覚・内部・知的・精神 肢体・内部・知的・精神		
	社会福祉法人	・東京都育成会クリーンサービス		知的		
11 就労継続支援B型			関連する「障害者計画」個別施策		⑤⑬⑭⑮⑯	
年度	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数
	514人	16日	479人	17日	479人	17日
平成30年1月 における区内事業所	区立指定管 理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・区立障害者福祉センター【あすなろ作業所】 ・区立新宿福祉作業所 ・区立高田馬場福祉作業所 			身体 知的 知的	
	社会福祉法人	<ul style="list-style-type: none"> ・新宿あした作業所 ・新宿第二あした作業所 ・西早稲田あした作業所 ・オフィスクローバー ・ファロ ・就労センター「街」 ・みのり舎 ・東京ワークショップ ・シャロームみなみ風 			知的 知的 知的 精神 精神 精神 肢体・知的・精神 視覚 知的	
	一般社団法人	<ul style="list-style-type: none"> ・コンフィデンス早稲田 ・プラナ新宿 ・寒緋桜 			内部・知的・精神 知的・精神 精神	
	公益財団法人	<ul style="list-style-type: none"> ・新宿区勤労者・仕事支援センター わーくす ここから【スマイル】 			3 障害	
	NPO法人	<ul style="list-style-type: none"> ・新宿西共同作業所ラバンス ・就労センター『風』 			3 障害 精神	
	公益社団法人	<ul style="list-style-type: none"> ・パイオニア 			視覚	

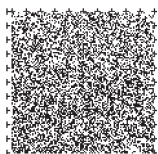


12 就労定着支援		関連する「障害者計画」個別施策		②⑥
年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数	利用者数	利用者数	
	16人	30人	47人	

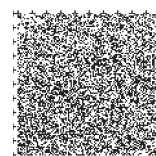
<9～12に関する現状と課題、サービス提供体制確保の方策>

現状と課題	<p>就労継続支援♦A型については、全国的には運営形態に不適切な点のある事業所が報告されていることから、支援内容の適正化と就労の質の向上が求められています。</p> <p>就労継続支援 B 型の利用者の高齢化や障害の重度化に対応する事業所運営や支援内容の工夫が求められています。</p>
サービス提供体制確保の方策	<p>就労移行支援♦については、一般就労への移行者が3割を超えることという区の成果目標を各事業所に伝達し、適切な事業運営を促していきます。</p> <p>就労継続支援 B 型は、生活介護事業も提供できるように多機能化を実施することにより、区立の事業所の定員は減少する見込みです。</p> <p>平成 30 年 4 月より新たに創設される就労定着支援については、サービスの対象者への制度の周知とともに、事業所の開設に関する情報収集をしていきます。</p>

13 療養介護		関連する「障害者計画」個別施策		③
年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数	利用者数	利用者数	
	24人	24人	24人	
現状と課題	新宿区が窓口になり、東京都が入所調整を行っていますが、迅速な対応が出来ない状況があります。			
サービス提供体制確保の方策	サービス提供は病院のみで、区内に実施施設はありません。利用希望者については、東京都の入所調整とあわせて、遠隔地にある施設との連携を密にし、利用者の状況に応じた対応を進めていきます。			



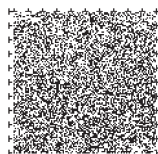
14 短期入所(ショートステイ)			関連する「障害者計画」個別施策		④⑨⑳	
年度	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数
		124人	7日	133人	7日	138人
平成30年1月における区内事業所	区立指定管理施設	<ul style="list-style-type: none"> 区立障害者福祉センター 区立新宿生活実習所 区立あゆみの家 新宿区立障害者生活支援センター 		身体、知的、障害児(15歳以上) 知的、障害児(小学生以上) 身体、知的、障害児(中学生以上) 精神		
	社会福祉法人	<ul style="list-style-type: none"> 新宿けやき園 シャロームみなみ風 ブルーム早稲田 		身体※、障害児(15歳以上) 知的※ 知的 ※新宿けやき園及びシャロームみなみ風について、身体障害と知的障害の重複障害者の利用は可能です。		
15 共同生活援助(グループホーム♦)			関連する「障害者計画」個別施策		㉑㉒	
年度	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数		利用者数		利用者数	
	190人		195人		200人	
平成30年1月における区内事業所	社会福祉法人	<ul style="list-style-type: none"> 西落合ホーム 中落合あしたホーム ぼけっと、ばれっと、からふる グループホーム「麻の葉」 (西早稲田ハウス、柏木ハウス) ブルーム早稲田 				知的
	NPO♦法人	<ul style="list-style-type: none"> ここみハウス GHつる ふるさとホーム新宿、大久保 笑がおの里渋谷Ⅱ、Ⅲ 				知的
	一般社団法人	<ul style="list-style-type: none"> グループホームねっこや 				精神



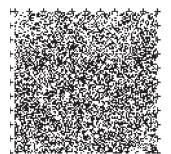
16 施設入所支援		関連する「障害者計画」個別施策		⑳
年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数	利用者数	利用者数	
	210人	210人	210人	
平成 30 年 1 月に おける区内事業所	社会福祉法人	<ul style="list-style-type: none"> ・新宿けやき園 ・シャロームみなみ風 		身体 知的

＜13～16 に関する現状と課題、サービス提供体制確保の方策＞

現状と課題	<p>ショートステイについて、介護者の一時的な休息のための数日間のショートステイ、介護者の通院等の 1 週間単位のみドルステイ、入所施設の利用を念頭に置いたロングステイなどさまざまな要望があります。他区や都外の施設も含めて広域的に対応しています。</p> <p>グループホーム♦について、平成 29 年度に 1 所開所しました。今後も整備を進めることが求められています。</p> <p>施設入所支援について、一定の利用希望があります。</p>
サービス提供 体制確保の方策	<p>グループホーム建設の計画がある時にはショートステイも併設するように事業者働きかけを行っていきます。</p> <p>在宅での生活が困難になった方や入所施設等から地域移行を望む方の受け皿として、グループホームの重要性が高まっていることから、設置促進をめざします。区有地や国、公有地を活用できる時は、グループホーム設置を具体的に検討しながら事業者に必要な情報を提供していきます。建設費補助を継続し、設置に向けて事業者を支援します。</p>



17 計画相談支援 【セルフプラン作成を含む】		関連する「障害者計画」個別施策				①⑨⑩⑰⑳㉑㉒		
年度	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度			
サービス見込量	利用者数	セルフプラン作成	利用者数	セルフプラン作成	利用者数	セルフプラン作成		
		980 人	698 人	1016 人	674 人	1052 人	650 人	
平成 30 年 1 月における区内事業所	事業所名	計画相談支援					障害児相談支援	主な併設事業
		身体	知的	精神	難病	児童		
	基幹相談支援センター	○	○	○	○	○	○	区障害者福祉課
	子ども総合センター					○	○	児童発達支援
	プロキオン	○	○					居宅介護支援
	地域活動支援センターまど			○				就労継続 B 型
	西新宿共同作業所ラバンス			○				就労継続 B 型
	地域活動支援センター『風』			○				就労継続 B 型
	ファロ			○				就労継続 B 型
	新宿区立あゆみの家	○	○					生活介護
	相談支援事業所 Kaien 新宿			○		○	○	就労移行支援◆
	高次脳機能障害相談支援 VIVID	○	○	○				
	あんそれいゆ	○	○					施設入所支援
	新宿区立障害者福祉センター	○	○					多機能型
	指定特定相談支援事業所 TOMO	○						同行援護
	特定相談支援事業所どまーに		○					就労継続 B 型
	みのり舎	○	○	○				就労継続 B 型
	新宿区立障害者生活支援センター			○				宿泊型自立訓練
	ホートンケアサービス	○	○	○	○	○	○	居宅介護
	社会福祉支援研究所	○	○	○	○	○	○	就労移行支援
東京視覚障害者生活支援センター	○						自立訓練(機能)	
日本点字図書館自立支援室	○						自立訓練(機能)	
プラーナ新宿 相談支援	○	○	○	○			就労移行支援	
相談支援事業所 えくぼケア	○	○	○	○			居宅介護	

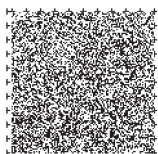


現状と課題	サービス等利用計画♦を作成する方の割合は増えてきましたが、計画作成件数は事業所ごとにバラつきがあり、まだ十分とは言えない状況です。計画の記載内容や質の向上も課題です。
サービス提供体制確保の方策	民間事業所におけるサービス等利用計画作成を支援していきます。また、サービス対象者への制度の周知とともに、事業所開設に向けた支援や発信に努めていきます。

18 地域移行支援		関連する「障害者計画」個別施策		⑳㉑				
年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度					
サービス見込量 (年間利用者数)	利用者数 3人	利用者数 3人	利用者数 3人					
19 地域定着支援		関連する「障害者計画」個別施策		⑳㉑				
年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度					
サービス見込量 (年間利用者数)	利用者数 2人	利用者数 2人	利用者数 2人					
※18 地域移行支援、19 地域定着支援共通		身体	知的	精神	難病	児童	計画 相談 支援	主な併設事業
	地域活動支援センター『風』			○			○	就労継続B型
	あんそれいゆ	○	○				○	施設入所支援
	プラーナ新宿 相談支援	○	○	○	○		○	就労移行支援♦

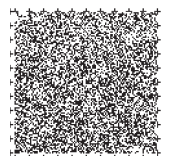
<18, 19 に関する現状と課題、サービス提供体制確保の方策>

現状と課題	<p>区内には、身体障害者・知的障害者のための施設入所支援を提供する施設が2か所で、精神障害者の長期入院できる精神科病院はほとんど無く、入所・入院している障害者の多くは区外、都外にいるため、区内を拠点としたサービス提供が困難な状況があり、事業所が増えない要因の一つになっています。</p> <p>身体障害者・知的障害者の地域移行に関しては、障害や個別の状況に配慮し、入所中の施設に近接した地域のグループホーム♦に入所する方もいます。</p> <p>精神障害者の地域移行に関しては、東京都単独の退院促進事業の活用や、保健センター保健師の活動による支援、区立障害者生活支援センターでは宿泊型自立訓練と計画相談支援を行う過程で、精神科病院と連携し、地域への移行支援を行っています。</p>
-------	---



サービス提供体制確保の方策	必要に応じて、東京都の事業と合わせてサービスを利用するなどして、病院から宿泊型自立訓練、グループホーム、在宅生活等、障害の状況に合わせ、地域での在宅生活へスムーズに移行できるよう支援していきます。
---------------	--

20 自立生活援助		関連する「障害者計画」個別施策		②③
年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
サービス見込量 (年間利用者数)	利用者数	利用者数	利用者数	
	2人	2人	2人	
現状と課題	平成 30 年 4 月より創設される新たなサービスです。			
サービス提供体制確保の方策	サービス対象者への制度の周知とともに、事業所開設の情報収集や発信に努めていきます。			



3 地域生活支援事業の必要量見込、現状、課題、サービス提供体制確保の方策

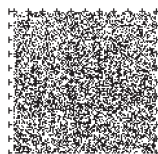
平成 32（2020）年度までの「地域生活支援事業」の必要量の見込及び第 4 期新宿区障害福祉計画（平成 28 年度まで）の実績は以下の一覧表のとおりです。

P187 から、各サービスの必要量の見込、現状・課題、サービス提供体制確保の方策をお示しします。数値による必要量の見込の設定になじまないサービスについては、サービス提供体制確保の方策ではなく、これからの取組を記載しています。

第 4 期実績値等（地域生活支援事業）

※ 29 年度は推計値です。27 年度・28 年度は 3 月利用分の数値を基に算出しています。

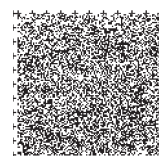
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (推計値)
101 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施
102 障害者福祉活動事業助成 (自発的活動支援事業)	実施の有無	実施	実施	実施
103 相談支援	実施個所数	12 所	12 所	12 所
104 基幹相談支援センター	設置年月	平成 24 年 4 月設置		
105 障害者自立支援協議会	設置年月	平成 19 年 3 月設置		
106 居住サポート	実施個所数	5 所	5 所	5 所
107 成年後見制度♦利用促進	年間区長申立 件数	延 0 件	延 5 件	延 1 件
108 意思疎通支援事業 (手話通訳者派遣)	年間利用件数	延 825 件	延 938 件	延 938 件
109 意思疎通支援事業 (要約筆記者♦派遣)	年間利用件数	延 19 件	延 13 件	延 26 件
110 意思疎通支援事業 (区役所手話通訳者設置)	年間利用件数	延 126 件	延 100 件	延 98 件
111 日常生活用具 (介護訓練支援)	年間利用件数	延 21 件	延 21 件	延 25 件
112 日常生活用具 (自立生活支援)	年間利用件数	延 67 件	延 54 件	延 60 件
113 日常生活用具 (在宅療養等支援)	年間利用件数	延 52 件	延 57 件	延 64 件
114 日常生活用具 (情報・意思疎通支援)	年間利用件数	延 66 件	延 77 件	延 70 件
115 日常生活用具 (排泄管理支援)	年間利用件数	延 4,308 件	延 4,215 件	延 4,200 件
116 住宅改修費	年間利用件数	延 8 件	延 14 件	延 10 件
117 意思疎通支援者養成 研修事業	修了者数 (登録者数)	93 人 (3 人)	81 人 (2 人)	77 人 (5 人)
118 移動支援 (個別支援・グループ支援)	年間利用者 時間数	延 6,150 人	延 6,327 人	6,416 延人
		延 78,191 時間	延 80,075 時間	延 77,899 時間
119 地域活動支援センター♦	実施個所数 年間利用者数	4 所	4 所	4 所
		延 15,606 人	延 13,639 人	延 17,008 人



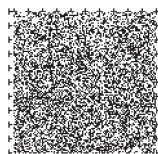
		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度 (推計値)	
120	身体障害者福祉ホーム◆	実施箇所数 利用定員	3 所 21 人	3 所 21 人	3 所 21 人	3 所 21 人	21 人
121	精神障害者福祉ホーム	実施箇所数 利用定員	1 所 8 人	1 所 8 人	1 所 8 人	1 所 8 人	8 人
122	巡回入浴	年間回数 実利用者数	885 回 26 人	948 回 24 人	1,004 回 26 人	1,004 回 26 人	26 人
123	日中ショートステイ (日中一時支援)	実施箇所数 年間利用者数	6 所 延 227 人	4 所 延 182 人	4 所 延 165 人	4 所 延 165 人	延 165 人
124	土曜ケアサポート (日中一時支援)	実施箇所数 年間利用者数	1 所 延 439 人	1 所 延 524 人	1 所 延 505 人	1 所 延 505 人	延 505 人
125	障害児等タイムケア◆ (日中一時支援)	実施箇所数 実利用者数	1 所 91 人	1 所 78 人	1 所 91 人	1 所 91 人	91 人
126	緊急保護居室確保 (障害者虐待防止対策支援)	床数	1 床	1 床	1 床	1 床	1 床
127	障害支援区分認定等 事務(介護給付費等認定審査会)	年間回数 年間審査件数	30 回 714 件	24 回 523 件	24 回 488 件	24 回 488 件	488 件

第 5 期新宿区障害福祉計画（地域生活支援事業）必要量見込

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
101	理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施
102	障害者福祉活動事業助成 (自発的活動支援事業)	実施の有無	実施	実施
103	相談支援	実施箇所数	12 所	12 所
104	基幹相談支援センター	設置年月	平成 24 年 4 月設置	
105	障害者自立支援協議会	設置年月	平成 19 年 3 月設置	
106	居住サポート	実施箇所数	5 所	5 所
107	成年後見制度利用促進	年間区長申立 件数	延 3 件	延 3 件
108	意思疎通支援事業 (手話通訳者派遣)	年間利用件数	延 950 件	延 980 件
109	意思疎通支援事業 (要約筆記者派遣)	年間利用件数	延 30 件	延 30 件
110	意思疎通支援事業 (区役所手話通訳者設置)	年間利用件数	延 100 件	延 100 件
111	日常生活用具 (介護訓練支援)	年間利用件数	延 24 件	延 24 件
112	日常生活用具 (自立生活支援)	年間利用件数	延 67 件	延 67 件
113	日常生活用具 (在宅療養等支援)	年間利用件数	延 80 件	延 85 件

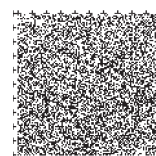


		平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
114 日常生活用具 (情報・意思疎通支援)	年間利用件数	延 52 件		延 52 件		延 52 件	
115 日常生活用具 (排泄管理支援)	年間利用件数	延 4,299 件		延 4,385 件		延 4,472 件	
116 住宅改修費	年間利用件数	延 13 件		延 13 件		延 13 件	
117 意思疎通支援者養成 研修事業	修了見込者数 (登録見込者数)	87 人 (3 人)		87 人 (3 人)		87 人 (3 人)	
118 移動支援 (個別支援・グループ支援)	年間利用者 時間数	延 6,580 人		延 6,843 人		延 7,117 人	
		延 84,079 時間		延 88,283 時間		延 92,697 時間	
119 地域活動支援センター◆	実施個所数	4 所	延 14,110 人	4 所	延 14,110 人	4 所	延 14,110 人
	年間利用者数						
120 身体障害者福祉ホーム◆	実施個所数 利用定員	3 所	21 人	3 所	21 人	3 所	21 人
121 精神障害者福祉ホーム	実施個所数 利用定員	1 所	8 人	1 所	8 人	1 所	8 人
122 巡回入浴	年間回数 実利用者数	1,004 回	26 人	1,004 回	26 人	1,004 回	26 人
123 日中ショートステイ (日中一時支援)	実施個所数 年間利用者数	4 所	延 230 人	4 所	延 235 人	4 所	延 260 人
124 土曜ケアサポート (日中一時支援)	実施個所数 年間利用者数	1 所	延 540 人	1 所	延 555 人	1 所	延 572 人
125 障害児等タイムケア◆ (日中一時支援)	実施個所数 実利用者数	1 所	90 人	1 所	92 人	1 所	94 人
126 緊急保護居室確保 (障害者虐待防止対策支援)	床数	1 床		1 床		1 床	
127 障害支援区分認定等 事務(介護給付費等認定審査会)	年間回数 年間審査件数	28 回	820 件	26 回	572 件	26 回	572 件

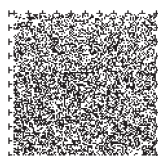


101 理解促進研修・啓発事業		関連する「障害者計画」個別施策		③③③⑤③⑥
年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
実施の有無	実施	実施	実施	
現状と課題	平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法♦の周知のためリーフレットを作成し、理解啓発に努めてきました。しかし平成 28 年度に実施した障害者生活実態調査では、障害のある方にとっても認知度は低いことが分かりました。障害理解を進めるためには知識だけでなく実際のかかわりを持つなどの経験が必要と考えられます。			
これからの取組	地域での障害理解が促進されるよう引き続き活動を行っていきます。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピックを好機と捉え、実際に交流の機会を持つ場を作るなどして障害者差別解消法及び障害理解の推進をめざします。			

102 障害者福祉活動事業助成 (自発的活動支援事業)		関連する「障害者計画」個別施策		②⑨③⑥
年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
実施の有無	実施	実施	実施	
現状と課題	障害者福祉の増進を図るため、障害者の自立及び社会参加を促進する自主活動を援助するため「障害者福祉活動事業助成金事業」として助成金を交付しています。 年間の助成金の原資が有効かつ効率的に、多くの団体が利用できるよう事業運営を進めていく必要があります。			
これからの取組	障害当事者やその家族・支援者等で構成される障害者団体が自主的に取り組む啓発活動等に対し、支援を継続していきます。			

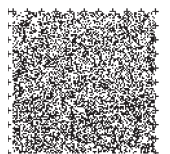


103 相談支援		関連する「障害者計画」個別施策		①⑥⑦⑧⑨⑩ ⑪⑫⑬⑳㉑
年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
実施箇所数	13 所	13 所	13 所	
平成 30 年 1 月における区内窓口	障害者福祉課（基幹相談支援センター） 子ども総合センター 保健予防課 牛込保健センター 四谷保健センター 東新宿保健センター 落合保健センター 地域活動支援センター「まど」 地域活動支援センター『風』 ファロ 新宿西共同作業所ラバンス 新宿区立障害者福祉センター シャロームみなみ風			
現状と課題	平成 30 年 1 月現在 13 所を指定し、常時福祉サービスの利用援助、ピアカウンセリング♦や専門機関の紹介、障害者やその家族が持つ様々な悩みを解決したり、多様な相談に対応しています。 また、相談支援窓口の連携強化を図るため、区が「相談窓口連絡会」を開催し、制度の周知や情報交換を行っています。			
サービス提供体制確保の方策	今後も様々な相談に対応していきます。			



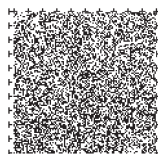
104 基幹相談支援センター		関連する「障害者計画」個別施策		①②⑥⑦⑧⑨ ⑩⑫⑬⑭⑮
年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
設置の有無	平成 24 年 4 月設置			
機能強化事業の実施の有無	実施	実施	実施	
現状と課題	<p>障害者福祉課内に開設した基幹相談支援センターは、地域における相談支援の核となり、障害者手帳の取得から、それに関連する諸制度、障害福祉サービス及びサービス等利用計画♦の作成や相談、さらには虐待に係る相談や通報受理など、障害者の相談支援に関する業務を総合的に行っています。</p>			
これからの取組	<p>サービス等利用計画に関し、基幹相談支援センターと地域の指定特定相談支援事業所が連携を図り、研修等を通して、個々のニーズに着目した計画作成が出来るよう、ケアマネジメント♦能力の向上に努めていきます。</p> <p>基幹相談支援センター(障害者虐待防止センター)が中心となり、障害者の虐待防止の広報・普及・啓発を進めるとともに、福祉施設事業者等の職員に対し、虐待防止や適切な支援のあり方に関する研修等を実施していきます。また、地域の指定特定相談支援事業所、サービス提供事業所及び関係機関等との連携を深めます。</p>			

105 障害者自立支援協議会		関連する「障害者計画」個別施策		①⑦⑧⑩⑬
年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
設置の有無	平成 19 年 3 月設置			
現状と課題	<p>地域における障害者等への支援体制に関する課題について協議など活発な活動を行っています。</p> <p>今後は関係機関の有する情報を共有し、相互間の連携を一層充実させていくことにより、地域の実情に応じた体制の整備について検討を重ねていく必要があります。</p>			
これからの取組	<p>障害者自立支援協議会では、専門的な見地から障害者等への支援体制を検討するため、相談支援部会、障害者差別解消部会を設けています。各部会では相談、障害者差別事例の検証を通じて、地域における障害者への支援や連携のあり方について検討していきます。また、障害者計画・障害児福祉計画・障害福祉計画を策定する過程では障害者自立支援協議会の意見を聴いた上で取り組んでいきます。</p>			



106 居住サポート		関連する「障害者計画」個別施策		⑳㉑
年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
実施箇所数	5 所	5 所	5 所	
平成 30 年 1 月における区内事業所	区立障害者福祉センター 地域活動支援センター「まど」 地域活動支援センター『風』 ファロ 新宿西共同作業所ラバンス			
現状と課題	高齢者や障害者等の住宅確保要配慮者の住まい確保が困難な状況があります。高齢者や障害者等の条件に合う民間賃貸住宅の空き物件が少ないなか、民間賃貸住宅の家主等から賃貸借契約を拒まれる場合があるからです。円滑な住宅確保のため、住居探し等の相談支援を継続する必要があります。			
サービス提供体制確保の方策	「地域移行支援」「地域定着支援」によるサポートを組み合わせることにより、地域の中で障害者が安心して生活でき、併せて近隣の方の理解を促進していけるような支援体制をめざしていきます。			

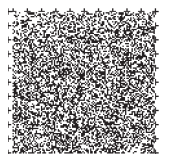
107 成年後見制度◆利用促進		関連する「障害者計画」個別施策		㉒
年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
サービス見込量 (年間区長申立件数)	延 3 件	延 3 件	延 3 件	
現状と課題	平成 26 年度には知的障害者 1 件、精神障害者 1 件、平成 28 年度には知的障害者 2 件、精神障害者 3 件の区長申立がありました（平成 27 年度実績なし）。後見人等への報酬助成や親族申立費用の支援も可能となっています。 区は、新宿区社会福祉協議会に新宿区成年後見センターの運営を委託し、地域福祉権利擁護事業◆との連携により、判断能力が十分でない方の権利擁護のための成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。 市民後見人の養成についても、基礎講習からフォロー研修、受任後の支援まで一貫した実施を継続します。			
サービス提供体制確保の方策	成年後見制度が必要な方で、区による支援が必要な場合に適切に相談に応じていきます。			



108 意思疎通支援 (手話通訳者派遣)		関連する「障害者計画」個別施策		②⑦③⑧
年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
サービス見込量 (年間利用件数)	延 985 件	延 1,034 件	延 1,085 件	
109 意思疎通支援事業 (要約筆記者◆派遣)		関連する「障害者計画」個別施策		②⑦③⑧
年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
サービス見込量 (年間利用件数)	延 20 件	延 20 件	延 20 件	
110 意思疎通支援事業 (区役所手話通訳者設置)		関連する「障害者計画」個別施策		②⑦③⑧
年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
サービス見込量 (年間利用件数)	延 100 件	延 100 件	延 100 件	

<108～110 に関する現状と課題、サービス提供体制確保の方策>

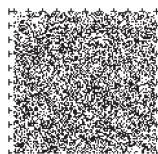
現状と課題	日中活動できる手話通訳者の確保が課題になっています。
サービス提供体制確保の方策	<p>意思疎通支援者養成研修事業を推進していくとともに、障害理解の促進により手話通訳者数を増やす取組をしていきます。また、日中の時間帯に活動できる手話通訳者が少ないという現状に対し、手話通訳講習会を日中の時間帯に開催するという取組を始めました。</p> <p>今後も必要な方が利用できるよう周知を継続していきます。</p>



111 日常生活用具(介護訓練支援)		関連する「障害者計画」個別施策		②
年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
サービス見込量 (年間利用件数)	延 24 件	延 24 件	延 24 件	
112 日常生活用具(自立生活支援)		関連する「障害者計画」個別施策		②
年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
サービス見込量 (年間利用件数)	延 67 件	延 67 件	延 67 件	
113 日常生活用具(在宅療養等支援)		関連する「障害者計画」個別施策		②③
年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
サービス見込量 (年間利用件数)	延 80 件	延 85 件	延 90 件	
114 日常生活用具 (情報・意思疎通支援)		関連する「障害者計画」個別施策		②⑦⑧
年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
サービス見込量 (年間利用件数)	延 52 件	延 52 件	延 52 件	
115 日常生活用具(排泄管理支援)		関連する「障害者計画」個別施策		②
年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
サービス見込量 (年間利用件数)	延 4,229 件	延 4,385 件	延 4,472 件	

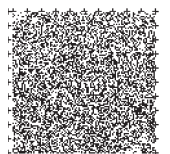
<111～115 に関する現状と課題、サービス提供体制の方策>

現状と課題	<p>障害者福祉の手引への掲載や広報掲載とホームページを主に日常生活用具に関する周知を行っています。また、年1回社会福祉協議会内の視覚障害者・聴覚障害者交流コーナーにおいて、日常生活用具展示会を開催し、視覚障害者・聴覚障害者が用具に実際に触れる機会を設けています。</p> <p>対象品目に該当しないものの要望が多い製品もあるため、毎年品目や基準額について検討しています。</p>
サービス提供体制確保の方策	<p>日進月歩で進化する用具情報や利用者の要望等を踏まえ、用具の品目、対象者、基準額、耐用年数等の見直しを適切に行っていきます。</p>



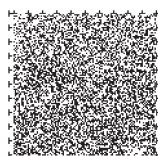
116 住宅改修費		関連する「障害者計画」個別施策		②⑳㉑
年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
サービス見込量 (年間利用件数)	延 13 件	延 13 件	延 13 件	
現状と課題	<p>住宅改修については、効果的な改修が行われるように必ず家庭訪問しています。また、改修の事前と事後に確認調査を実施し、適正な給付を行うことを努めています。</p> <p>介護保険利用者については、介護保険優先の原則を本人やケアマネジャー等の関係者に説明し、適切な制度利用を進めています。</p>			
サービス提供体制確保の方策	引き続き、個別の状況に応じた支援を提供していきます。			

117 意思疎通支援者養成研修事業		関連する「障害者計画」個別施策		㉒㉓
年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
手話講習会 修了見込者数 (登録見込者数)	87 人 (3 人)	87 人 (3 人)	87 人 (3 人)	
現状と課題	<p>区立障害者福祉センターにおいて、手話講習会を、区内在住・在勤・在学の方を対象に、初級・中級・上級・通訳コースを設けて実施しています。</p> <p>通訳コースレベル、もしくは通訳コース修了程度の技術を持ち、修了後、区手話通訳者選考試験を受ける方を対象とした補講クラスも開設しています。</p> <p>通訳コース修了者の試験合格率を向上させていく必要があります。</p> <p>また、平日の日中に活動できる手話通訳者が少ないという課題があります。</p>			
サービス提供体制確保の方策	<p>これからも新宿区で活動する手話通訳者や手話のできるボランティアの養成をめざし、手話技術のレベルに応じた練習機会を継続して提供し、試験の合格率の向上が図られるよう効果的な講習会を運営していきます。平成 29 年度より平日日中の講座も新たに設け日中に活動できる手話通訳者の確保に努めます。</p>			



118 移動支援(個別支援・グループ支援)			関連する「障害者計画」個別施策		②⑦	
年度	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
サービス見込量 (年間総数)	年間利用者数	延利用時間数	年間利用者数	延利用時間数	年間利用者数	延利用時間数
	延6,580人	延 84,079 時間	延6,843人	延 88,283 時間	延7,117人	延 92,697 時間
現状と課題	利用対象は、障害種別や障害部位・等級といった条件があります。区では社会参加を目的とする外出に加え、定期的反復的な通学・施設通所の送迎についても個々の状況に応じて移動支援の利用を可能としています。通学・施設通所の送迎については、同一時間帯の利用希望者が多く、支援できるヘルパーの確保に課題があります。					
サービス提供体制確保の方策	今後も、通学・施設通所送迎の利用はさらに増加することが見込まれます。引き続き、個別的な事情を勘案し、適切な支給決定を行っていきます。					

119 地域活動支援センター◆			関連する「障害者計画」個別施策		②⑨	
年度	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
サービス見込量 (年間総数)	実施箇所	延利用者数	実施箇所	延利用者数	実施箇所	延利用者数
	4所	延 14,110人	4所	延 14,110人	4所	延 14,110人
平成30年1月における地域活動支援センター	地域活動支援センター「まど」 地域活動支援センター『風』 ファロ 新宿西共同作業所ラバンス					
現状と課題	ほぼ定員いっぱいの利用がされています。					
サービス提供体制確保の方策	身体、知的障害者を対象とした地域活動支援センター等、障害特性に応じた施設整備の検討が必要です。					

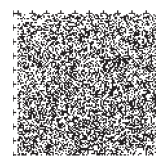


120 身体障害者福祉ホーム◆			関連する「障害者計画」個別施策		⑳㉒	
年度	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
サービス見込量	実施箇所	利用定員	実施箇所	利用定員	実施箇所	利用定員
	3 所	21 人	3 所	21 人	3 所	21 人
121 精神障害者福祉ホーム			関連する「障害者計画」個別施策		㉑㉓	
年度	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
サービス見込量	実施箇所	利用定員	実施箇所	利用定員	実施箇所	利用定員
	1 所	8 人	1 所	8 人	1 所	8 人

<120, 121 に関する現状と課題、サービス提供体制確保の方策>

現状と課題	<p>区内の身体障害者の福祉ホームはいずれも定員に達していません。他区市町村の施設を利用する場合は自治体間で調整していません。</p> <p>精神障害者の福祉ホームは、病院等から地域での一人暮らしへ向けての地域移行の推進のための役割が期待されています。</p>
サービス提供体制確保の方策	<p>今後も福祉ホームを設置運営する社会福祉法人等に対し運営助成を行っていきます。</p>

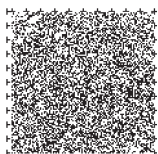
122 巡回入浴			関連する「障害者計画」個別施策		②	
年度	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
サービス見込量	年間実施回数	実利用者数	年間実施回数	実利用者数	年間実施回数	実利用者数
	1,004 回	26 人	1,004 回	26 人	1,004 回	26 人
現状と課題	<p>委託業者が、特殊浴槽を対象者宅に搬入し、看護職員 1 名以上、介護職員 2 名以上で入浴サービスを実施します。</p>					
サービス提供体制確保の方策	<p>サービス提供事業者を 3 年間の複数年契約を行うことで、利用者と事業者の顔の見える関係をつくり、きめの細かいサービス提供を実施しています。また、毎年利用者アンケートで満足度の測定を行い、よりよいサービス提供体制をめざします。</p>					



123 日中ショートステイ (日中一時支援)			関連する「障害者計画」個別施策		④	
年度	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
サービス見込量 (年間総数)	実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数
	4 所	延 230 人	4 所	延 235 人	4 所	延 260 人
124 土曜ケアサポート (日中一時支援)			関連する「障害者計画」個別施策		③	
年度	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
サービス見込量 (年間総数)	実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数
	1 所	延 540 人	1 所	延 555 人	1 所	延 572 人
125 障害児等タイムケア◆ (日中一時支援)			関連する「障害者計画」個別施策		④⑮	
年度	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
サービス見込量 (実利用者数)	実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数
	1 所	90 人	1 所	92 人	1 所	94 人

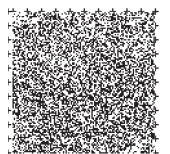
＜123～125 に関する現状と課題、サービス提供体制確保の方策＞

現状と課題	<p>日中ショートステイは、区立の小規模な短期入所や入所支援施設の一部を活用しているため一度に利用できる人数が少なく、学校の長期休暇時や週末等利用希望者の重なる時に需要に切れ切れない状況です。</p> <p>障害児等タイムケアは、日々定員いっぱいの利用があります。</p>
サービス提供体制確保の方策	<p>日中一時支援事業（障害児等タイムケア事業等）や放課後デイサービスといった、類似するサービスとの利用調整が必要です。</p> <p>土曜ケアサポートについては、医療的ケアの実施を含め、当面、利用者の安全を考慮して運用していきます。</p> <p>障害児等タイムケアについては、ニーズの高い事業であり安定した運営を図れるよう、事業所への支援を行っていきます。</p>



126 緊急保護居室確保 (障害者虐待防止対策支援)		関連する「障害者計画」個別施策		⑳
年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
床数	1 床	1 床	1 床	
現状と課題	<p>「シャロームみなみ風」の短期入所用居室 5 名分のうち 1 名分を区が確保し、緊急時に保護を行うことで、障害者の安全確保を最優先にした支援を行っています。</p> <p>虐待を受けた障害者の他に、区内の短期入所施設の定員枠では対応できない利用希望者がいる場合、緊急度に応じて受入の調整をするにあたっての基準を明確にする必要があります。</p>			
これからの取組	緊急利用の実態を把握しながら、より適切な利用方法を検討していきます。			

127 障害支援区分認定等事務 (介護給付費等認定審査会)			関連する「障害者計画」個別施策			
年度	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
年間回数・件数	実施回数	審査件数	実施回数	審査件数	実施回数	審査件数
	28 回	820 件	26 回	572 件	26 回	572 件
現状と課題	<p>新宿区は条例により介護給付費等認定審査会を設置・運営し、障害支援区分に係る審査判定を行うとともに、介護給付費支給の要否決定に当たり審査会の意見を聴いています。</p> <p>審査判定や支給の要否決定に関する意見には中立性・公正性が求められます。</p>					
これからの取組	区は引き続き、障害に関する専門知識や経験を有する審査委員による合議で、中立性・公平性を確保します。					



第5章 サービス利用における利用者負担と軽減措置

1 法律に基づく費用負担の考え方

平成 18 年の障害者自立支援法[◆]の施行により、障害福祉サービスの利用者負担は、それまでの支援費制度での所得に着目した応能負担から、サービス量と所得に着目した負担の仕組みに見直され、10%の定率負担及び負担上限月額が定められました。

後に、利用者負担が重くなりすぎないように、定率負担、実費負担それぞれに低所得の方に配慮した軽減策が講じられました。平成 22 年 4 月には低所得（区市町村民税非課税）の障害者等につき、福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とし、さらに、平成 22 年 12 月には、障害者自立支援法が改正され、負担能力に応じた利用者負担とすることが法律上にも明記されました。

平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法[◆]でも引き続き、負担能力に応じた利用者負担とすることが定められています。

障害福祉サービス利用者の負担上限月額について、所得に応じて次の4区分があり、1 か月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。児童福祉法に基づく障害児を対象とするサービスも同様です。

区分	世帯の収入状況等	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	区市町村民税非課税世帯	0円
一般1	区市町村民税課税世帯（所得割 16 万円未満ただし 18 歳未満及び 20 歳未満の施設入所者は所得割 28 万円未満）	9,300円
		18 歳未満 4,600円
一般2	上記以外	37,200円

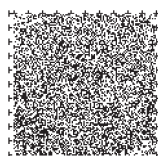
入所施設利用者（20 歳以上）、グループホーム[◆]利用者は、区市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

所得を判断する際の世界帯の範囲は、18 歳以上（ただし、施設入所している場合は 20 歳以上）の方は「障害のある方と配偶者」です。18 歳未満の児童は「住民基本台帳の世界帯」です。

この他にも、入所施設利用者の補足給付、生活保護移行防止などの軽減措置があります。

また、補装具費の負担上限を算定するときの所得区分も、障害のある方と配偶者のみの所得で判断されます。

区分	世帯の収入状況等	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	区市町村民税非課税世帯	0円
一般	区市町村民税課税世帯 （ただし、障害者本人または世帯員のうち区市町村民税所得割の額が 46 万円以上の場合は支給対象外）	37,200円



区市町村民税課税世帯で障害福祉サービスを利用する方が複数いる場合、介護保険サービスを併せて利用している場合及び補装具の支給決定を受けている場合は、月の利用者負担額の合算が基準額まで軽減されます。基準額を超えて支払った負担額は、高額障害福祉サービス等給付費として申請により後から支給されます。障害者総合支援法と児童福祉法のサービスを併せて利用している場合も、利用者負担額の合算が、それぞれのいずれか高い額を超えた部分について、高額障害福祉サービス等給付費等が支給されます（償還払い方式になります）。また、就学前の児童で第2子または第3子が障害児通所支援を利用している場合、利用者負担が軽減される場合があります。

その他、平成30年4月の障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用を促進するため、一定の条件に合致する高齢障害者に対し、利用者負担額の軽減措置が講じられることとなりました。65歳に至るまでに相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用していた一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担が軽減されるよう、障害福祉制度により利用者負担を軽減（償還）します。

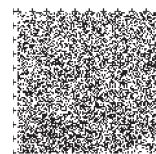
【高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担軽減措置の要件】

- ①65歳に達する日前5年間にわたり相当する障害福祉サービスに係る支給決定を受けている
- ②障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合
 - ・相当障害福祉サービス…「居宅介護」「重度訪問介護」「生活介護」「短期入所」
 - ・相当介護保険サービス…「訪問介護」「通所介護」「地域密着型通所介護」「短期入所生活介護」「小規模多機能型居宅介護」
- ③65歳に達する日の前日において障害支援区分2以上
- ④65歳に達する日の前日において「低所得」または「生活保護」に該当する
- ⑤65歳まで介護保険サービスを利用してこなかった

※要件は国のパブリックコメントに諮られた政令案に基づくものです。

地域生活支援事業の利用者負担は、区市町村が主体となって実施する事業であることから、区市町村が定めるものとされています。

新宿区での地域生活支援事業の利用者負担は、自立支援給付の利用者負担の考え方に準じ、相談支援事業等の利用者負担になじまない事業を除き、利用者負担が生じる場合は10%の定率負担を求める仕組みとし、利用者の負担上限月額についても自立支援給付と同額としています。



2 新宿区における利用者負担の軽減措置

(1) 障害福祉サービスと地域生活支援事業を合算した負担上限月額

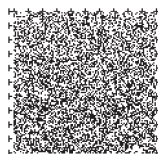
障害者総合支援法[◆]による仕組みでは、自立支援給付と地域生活支援事業はお互いを補いあい、障害者を総合的に支援する制度であるという点を考慮し、新宿区においては、障害福祉サービスと地域生活支援事業の一部（移動支援・日中一時支援）を同月に利用する場合においては合算して、障害福祉サービスの負担上限月額を適用しています。

(2) 定率負担等の軽減について

区は、社会情勢を勘案し、利用者負担の発生する世帯の障害福祉サービス等の利用抑制が生じることを防ぐため、国の制度と併せて一部のサービスを除いて負担軽減策を、第4期の計画期間まで実施してきました。具体的には、障害福祉サービス、補装具費、新宿区地域生活支援事業及び障害児通所支援の定率負担10%を3%にして、福祉ホーム[◆]や地域活動支援センター[◆]については、利用料を無料としています。さらに、区立の通所施設における給食費の負担を原材料費に限る軽減策を実施しています。

区は、障害者総合支援法及び児童福祉法の利用者負担の考え方を基本としたうえで、第1期障害児福祉計画・第5期障害福祉計画の計画期間についても、区独自に負担軽減策を講じていきます。

なお、補装具費については、障害者総合支援法では障害者等又はその世帯員（18歳以上の障害者は配偶者のみ）のうち区市町村民税所得割の額が46万円以上の場合は支給対象外としていますが、区では独自に支給対象としてきました。今後とも支給対象とすることに変わりはありませんが、国の平成30年度からの補装具貸与制度の開始に合わせ、適正な負担のあり方を検討し、これまでの負担率3%を見直していきます。



利用者負担の区独自軽減実施一覧（～2021年3月末）
 自立支援給付及び地域生活支援事業（一部を除く）の利用者負担率

	サービスの種類			利用者負担率		軽減期限	
				非課税世帯	課税世帯	2021年3月	
国が給付率を定めている	自立支援給付	障害福祉サービス	介護給付	居宅介護	無料 (国制度)	3%	○
				重度訪問介護		3%	○
				同行援護		3%	○
				行動援護		3%	○
				療養介護		10%	○
				生活介護		3%	○
				短期入所(ショートステイ)		3%	○
				重度障害者等包括支援		3%	○
				施設入所支援		10%	○
				自立訓練		3%	○
		就労移行支援♦	3%	○			
		就労継続支援♦	3%	○			
		共同生活援助(グループホーム♦)	10%	○			
		就労定着支援	3%	○			
		自立生活援助	3%	○			
		地域相談支援給付	地域移行支援	負担なし	負担なし	○	
		地域定着支援	負担なし	負担なし	○		
計画相談支援給付	サービス利用支援	負担なし	負担なし	○			
継続サービス利用支援	負担なし	負担なし	○				
補装具	区市町村民税所得割46万円未満	無料(国制度)	3%	○			
区市町村民税所得割46万円以上			10%	○			

新宿区が給付率を定めている	地域生活支援事業	日常生活用具	無料	3%	○	
		移動支援		3%	○	
		日中一時支援		3%	○	
		身体障害者福祉ホーム		無料	○	
		精神障害者福祉ホーム		無料	○	
		地域活動支援センター		無料	○	
		意思疎通支援		負担なし	負担なし	○
		相談支援		負担なし	負担なし	○

児童福祉法による障害児支援給付事業

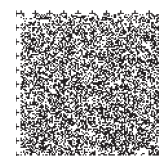
	サービスの種類			(利用者負担率)		軽減期限
				非課税世帯	課税世帯	2021年3月
国が給付率を定めている	障害児通所給付	障害児通所支援	児童発達支援	無料 (国制度)	3%	○
			医療型児童発達支援		3%	○
			放課後等デイサービス		3%	○
			居宅訪問型児童発達支援		3%	○
			保育所等訪問支援		3%	○
	障害児相談支援	障害児支援利用援助	負担なし	負担なし	○	
		継続障害児支援利用援助	負担なし	負担なし	○	

国制度
 新宿区独自負担軽減策

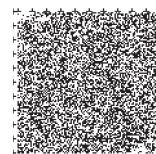
・非課税世帯 = 区市町村民税非課税世帯・生活保護受給世帯

・課税世帯 = 区市町村民税課税世帯

平成30年4月からの新しいサービス

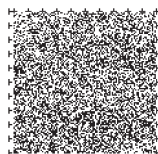


資料編

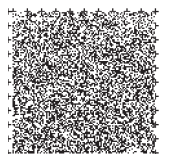


1 主な事業

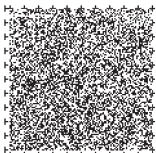
個別目標	基本施策	個別施策	主な事業	第一次実行計画	事業実施担当課 (問い合わせ先)
1 個々のニーズに応じた福祉サービスの提供と充実	(1)地域で日常生活を継続するための支援	①相談支援の充実(P58) ②日常生活を支える支援の充実(P61) ③保健医療サービスの充実(P65) ④家族への支援(P69) ⑤経済的自立への支援(P71)	・発達相談(電話相談/来所相談)		子ども総合センター
			・ペアレントメンター	○	子ども総合センター
			・保健師による相談・療養支援		各保健センター
			・計画相談支援		障害者福祉課
			・相談支援		障害者福祉課
			・地域移行支援		障害者福祉課
			・地域定着支援		障害者福祉課
			・基幹相談支援センター		障害者福祉課
			・障害者自立支援協議会		障害者福祉課
			・障害児相談支援		障害者福祉課 子ども総合センター
			・心身障害者巡回入浴サービス		障害者福祉課
			・心身障害者訪問理美容サービス		障害者福祉課
			・寝具乾燥・消毒サービス		障害者福祉課
			・紙おむつ等支給(費用助成)		障害者福祉課
			・心身障害者福祉タクシー・自動車燃料費助成		障害者福祉課
			・居宅介護		障害者福祉課
			・重度訪問介護		障害者福祉課
			・同行援護		障害者福祉課
			・行動援護		障害者福祉課
			・重度障害者等包括支援		障害者福祉課
			・生活介護		障害者福祉課
			・自立訓練(機能訓練、生活訓練)		障害者福祉課
			・意思疎通支援(手話通訳者派遣、要約筆記者派遣、区役所手話通訳者設置)		障害者福祉課
			・日常生活用具(介護訓練支援、自立生活支援、在宅療養等支援、情報・意思疎通支援、排泄管理支援)		障害者福祉課
			・住宅設備改善費		障害者福祉課
			・移動支援		障害者福祉課
			・地域活動支援センター		障害者福祉課
			・生活習慣病対策(健康診査、健康相談、健康教育、訪問指導等)		各保健センター
・エイズ対策(普及啓発(区内中学校の生徒向け講座、講習会等)、HIV抗体検査・相談事業、療養支援、新宿区HIV/AIDS関係機関ネットワーク連絡会)		保健予防課 各保健センター			
・精神保健福祉連絡協議会、精神保健福祉実務担当者連絡会	○	保健予防課 各保健センター			
・精神保健講演会	○	保健予防課			



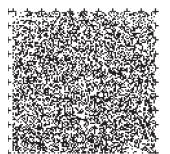
個別目標	基本施策	個別施策	主な事業	第一次実行計画	事業実施担当課 (問い合わせ先)
1 個々のニーズに応じた福祉サービスの提供と充実	(1)地域で日常生活を継続するための支援	①相談支援の充実(P58) ②日常生活を支える支援の充実(P61) ③保健医療サービスの充実(P65) ④家族への支援(P69) ⑤経済的自立への支援(P71)	・健康教育の充実		保健予防課 各保健センター
			・睡眠に関する普及啓発	○	保健予防課 各保健センター
			・ホームページの充実		保健予防課
			・パンフレット、リーフレットの作成・配布	○	保健予防課
			・10歳代向けのパンフレット(『気づいて!こころのSOS』)・保護者向けリーフレット・教職員向けリーフレット	○	保健予防課
			・自殺予防のゲートキーパー養成講座		健康政策課
			・困りごと・悩みごとの相談先の周知(窓口一覧の作成・配布)		健康政策課
			・自殺対策強化月間の取組		健康政策課
			・ストレスマネジメント講習会(子育て世代・働く世代・シニア世代)	○	各保健センター
			・保健師による面接・訪問相談等	○	保健予防課 各保健センター
			・精神科医による精神保健相談	○	各保健センター
			・産後うつの相談		各保健センター
			・親と子の相談室		東新宿保健センター
			・未治療・治療中断等の精神障害者に対する訪問支援		保健予防課 各保健センター
			・働く人のメンタルヘルスネットワーク連絡会	○	保健予防課
			・デイケア(精神障害者社会復帰支援事業)		牛込・四谷・東新宿保健センター
			・精神障害者の家族支援(家族教室・家族教室OB会)		保健予防課 各保健センター
			・在宅医療相談窓口の運営	○	健康づくり課
			・在宅医療・介護支援情報の作成と連携促進	○	健康づくり課
			・在宅医療体制の推進	○	健康づくり課
			・在宅歯科医療の推進(在宅歯科相談窓口)		健康づくり課
			・かかりつけ医・かかりつけ歯科医機能の推進		健康づくり課
			・薬剤師の在宅療養の参加促進	○	健康づくり課
			・緊急一時入院病床の確保		健康づくり課
			・訪問看護ステーションの連携促進		健康づくり課
			・在宅医療と介護の交流会	○	健康づくり課
・摂食嚥下機能支援事業		健康づくり課			
・病院職員の訪問看護ステーションでの実習研修		健康づくり課			
・介護職員の看護小規模多機能型居宅介護実習研修	○	健康づくり課			
・多職種連携研修会	○	健康づくり課			



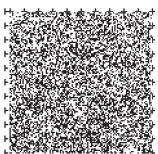
個別目標	基本施策	個別施策	主な事業	第一次実行計画	事業実施担当課 (問い合わせ先)
1 個々のニーズに応じた福祉サービスの提供と充実	(1)地域で日常生活を継続するための支援	①相談支援の充実(P58) ②日常生活を支える支援の充実(P61) ③保健医療サービスの充実(P65) ④家族への支援(P69) ⑤経済的自立への支援(P71)	・在宅療養に対する理解促進・シンポジウムの開催	○	健康づくり課
			・障害者医療的ケア体制支援事業		障害者福祉課
			・医療型児童発達支援		障害者福祉課
			・療養介護		障害者福祉課
			・難病医療費助成(国、都制度)		保健予防課 各保健センター
			・東京都在宅難病患者医療機器貸与事業(都制度)		保健予防課 各保健センター
			・在宅難病患者一時入院医療(都制度)		各保健センター
			・在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護事業(都制度)		各保健センター
			・在宅難病患者医療機器貸与者訪問看護事業		保健予防課 各保健センター
			・難病対策:療養相談、リハビリ教室、難病講演会、患者・家族支援(しんじゅく難病サロン)、新宿区難病対策地域協議会(難病対策実務担当部会含む)等		保健予防課 各保健センター
			・エイズ対策:地域療養支援事業(新宿区 HIV/AIDS 関係機関連絡会)、支援者向け講演会		保健予防課
			・小児慢性疾患対策:医療費助成(国制度)、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業		保健予防課 各保健センター
			・在宅重症心身障害児(者)等訪問事業(都制度)		保健予防課 各保健センター
			・養育医療		健康づくり課 各保健センター
			・精神保健対策:医療費助成(国制度)、支援者向け講演会	○	保健予防課 各保健センター
			・小児精神障害者入院医療費助成制度(都制度)		保健予防課 各保健センター
			・保健師による相談・療養支援		保健予防課 各保健センター
			・訪問指導(栄養士、歯科衛生士、理学療法士等)		各保健センター
			・在宅重度心身障害者介護人休養制度		障害者福祉課
			・重症心身障害児等在宅レスパイトサービス		障害者福祉課
			・区立新宿生活実習所の管理運営		障害者福祉課
			・区立障害者生活支援センターの管理運営		障害者福祉課
			・区立あゆみの家の管理運営		障害者福祉課



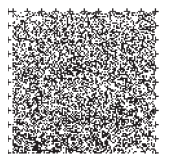
個別目標	基本施策	個別施策	主な事業	第一次実行計画	事業実施担当課 (問い合わせ先)
1 個々のニーズに応じた福祉サービスの提供と充実	(1)地域で日常生活を継続するための支援	①相談支援の充実(P58) ②日常生活を支える支援の充実(P61) ③保健医療サービスの充実(P65) ④家族への支援(P69) ⑤経済的自立への支援(P71)	・障害幼児一時保育	○	子ども総合センター
			・ふれあい・いきいきサロン		社会福祉協議会
			・区立障害者福祉センターの管理運営		障害者福祉課
			・短期入所		障害者福祉課
			・日中一時支援(日中ショートステイ、土曜ケアサポート、障害児等タイムケア)		障害者福祉課
			・障害者福祉活動事業助成		障害者福祉課
			・障害基礎年金		医療保険年金課
			・心身障害者福祉手当		障害者福祉課
			・重度心身障害者手当		障害者福祉課
			・特別障害者手当		障害者福祉課
			・障害児福祉手当		障害者福祉課
			・心身障害者医療費助成		障害者福祉課
			・新宿区勤労者・仕事支援センター運営助成等	○	消費生活就労支援課
			・就労移行支援		障害者福祉課
			・就労継続支援A型		障害者福祉課
			・就労継続支援B型		障害者福祉課
			・居住サポート		障害者福祉課
			・補装具費の支給(購入・修理)		障害者福祉課
			・自立支援医療(更生医療、精神通院医療、育成医療)		障害者福祉課
			・発達支援	○	子ども総合センター
	・在宅児等訪問支援	○	子ども総合センター		
	・心身障害者歯科診療		障害者福祉課		
	・子ども医療費助成制度		子ども家庭課		
	・児童育成手当(障害手当)		子ども家庭課		
	・ひとり親家庭医療費助成		子ども家庭課		
	・福祉サービスの利用者支援(サービス評価事業)		障害者福祉課		
	(2)サービスの質の向上のための支援	⑥利用者支援と苦情相談の充実(P72) ⑦サービスを担う人材の育成・確保(P73) ⑧事業者への支援・指導の充実(P74)	・相談支援		障害者福祉課
			・基幹相談支援センター		障害者福祉課
			・障害者医療的ケア体制支援事業		障害者福祉課
			・障害者自立支援協議会		障害者福祉課
			・障害者自立支援ネットワーク		障害者福祉課
			・障害者就労支援施設事業運営助成		障害者福祉課
・指定障害福祉サービス事業等指導検査事務				障害者福祉課	
・社会福祉法人認可及び指導検査等事務				地域福祉課	
・身体障害者相談員・知的障害者相談員		障害者福祉課			
・福祉苦情相談		障害者福祉課			



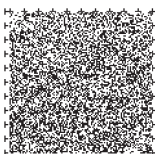
個別目標	基本施策	個別施策	主な事業	第一次 実行計画	事業実施担当課 (問い合わせ先)
1 個々のニーズに応じた福祉サービスの提供と充実	(2)サービスの質の向上のための支援	⑥利用者支援と苦情相談の充実(P72) ⑦サービスを担う人材の育成・確保(P73) ⑧事業者への支援・指導の充実(P74)	・障害福祉サービス事業者への研修		障害者福祉課
			・福祉サービス提供事業者への指導		障害者福祉課
			・訪問看護ステーションの連携促進		健康づくり課
			・在宅医療と介護の交流会		健康づくり課
			・病院職員の訪問看護ステーションでの実習研修		健康づくり課
			・介護職員の看護小規模多機能型居宅介護実習研修		健康づくり課
			・多職種連携研修会		健康づくり課
			(3)地域ネットワークの構築	⑨地域生活支援体制の推進【重点的な取組】(P77) ⑩地域の社会資源ネットワーク化と有効活用(P79)	・短期入所
	・計画相談支援				障害者福祉課
	・相談支援				障害者福祉課
	・基幹相談支援センター				障害者福祉課
	・障害者就労支援ネットワークの運営				障害者福祉課
	・障害者自立支援協議会				障害者福祉課
	2 障害等の早期発見と成長・発達への支援	(1)子どもの発達に即した支援の充実	⑪障害等の早期発見・早期支援(P80) ⑫乳幼児期の子育てに関する相談の充実(P81)	・すくすく赤ちゃん訪問事業	
・3～4か月児健診、6か月・9か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診					各保健センター
・乳幼児経過観察健診					各保健センター
・心理相談、育児相談					各保健センター
・すこやか子ども発達相談					牛込保健センター
・もぐもぐごっくん歯科相談					各保健センター
・1歳6か月児向け、3歳児向けパンフレット(『ちょっと気になるは子どもを理解するチャンス』)					各保健センター
・児童発達支援				○	障害者福祉課 子ども総合センター
・障害児相談支援				○	障害者福祉課 子ども総合センター
・相談支援					障害者福祉課 子ども総合センター
・補装具費の支給					障害者福祉課
・中等度難聴児発達支援事業					障害者福祉課
・子どもと家庭の総合相談					子ども総合センター
・幼児サークル					子ども総合センター
・子育て講座					子ども総合センター
・子育て訪問相談					子ども総合センター
・保健師による保健相談					各保健センター
・発達相談(電話相談/来所相談)				○	子ども総合センター
・発達支援(集団-親子通所、単独通所、就園児グループ)				○	子ども総合センター



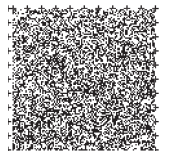
個別目標	基本施策	個別施策	主な事業	第一次実行計画	事業実施担当課(問い合わせ先)
2 障害等の早期発見と成長・発達への支援	(1)子どもの発達に即した支援の充実	⑪障害等の早期発見・早期支援(P80) ⑫乳幼児期の子育てに関する相談の充実(P81)	・発達支援(個別指導-作業療法、理学療法、言語療法、心理指導)	○	子ども総合センター
			・障害幼児一時保育、在宅児等訪問支援	○	子ども総合センター
			・精密健診票の発行(医療機関紹介)		各保健センター
			・先天性代謝異常検査(都制度)		各保健センター
			・子ども家庭相談		子ども総合センター
			・子育て相談(保育園・子ども園)		保育指導課
			・教育相談		教育支援課 教育センター
			・幼稚園の施設開放		学校運営課
			・幼稚園への介護員の配置		学校運営課
			・西戸山幼稚園における子育て支援事業つどいのへや・子育て相談		学校運営課
			・乳幼児事故防止講演会		各保健センター
			・児童館		子ども総合センター
			・地域子育て支援事業(保育士や各専門家による講演や講習会等親子がつどえる場)		保育指導課
			・はじめまして赤ちゃん応援事業		各保健センター
			・育児相談・育児グループ		各保健センター
	・MCG「オリーブの会」		東新宿保健センター		
	・幼児サークル(児童館)		子ども総合センター		
	・保育園・子ども園の園庭や保育室等の開放		保育課 保育指導課		
	(2)障害等のある子どもの療育、保育、教育、福祉の充実	⑬乳幼児期の支援体制の充実(P84) ⑭学齢期の支援体制の充実(P86) ⑮放課後支援等の日中活動の充実(P89) ⑯療育・保育・教育・福祉・保健施策の連携(P90) ⑰障害等のある子どもへの専門相談の推進【重点的な取組】(P91) ⑱学校教育修了後の進路の確保(P94)	・障害児等巡回保育相談(保育園・子ども園等)		保育指導課
			・巡回相談(幼稚園)		学校運営課
			・発達相談(電話相談/来所相談)	○	子ども総合センター
			・発達支援(集団-親子通所、単独通所、就園児グループ)	○	子ども総合センター
			・発達支援(個別指導-作業療法、理学療法、言語療法、心理指導)	○	子ども総合センター
			・障害幼児一時保育、在宅児等訪問支援	○	子ども総合センター
			・児童発達支援	○	障害者福祉課 子ども総合センター
			・保育所等訪問支援	○	障害者福祉課 子ども総合センター
			・居宅訪問型児童発達支援		障害者福祉課
・相談支援				障害者福祉課	
・障害児相談支援				障害者福祉課 子ども総合センター	



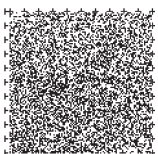
個別目標	基本施策	個別施策	主な事業	第一次 実行計画	事業実施担当課 (問い合わせ先)
2 障害等の早期発見と成長・発達への支援	(2)障害等のある子どもの療育、保育、教育、福祉の充実	⑬乳幼児期の支援体制の充実(P84) ⑭学齢期の支援体制の充実(P86) ⑮放課後支援等の日中活動の充実(P89) ⑯療育・保育・教育・福祉・保健施策の連携(P90) ⑰障害等のある子どもへの専門相談の推進【重点的な取組】(P91) ⑱学校教育修了後の進路の確保(P94)	・特別支援教育の推進	○	教育支援課
			・学童クラブ		子ども総合センター
			・放課後子どもひろば		子ども総合センター
			・放課後等デイサービス	○	障害者福祉課 子ども総合センター
			・日中一時支援(障害児等タイムケア)		障害者福祉課
			・「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」の運営(代表者会議、発達支援部会、虐待防止等部会、子ども学校サポート部会、若者自立支援部会、事例検討部会、サポートチーム会議、研修会)	○	子ども総合センター
			・計画相談支援		障害者福祉課 子ども総合センター
			・基幹相談支援センター		障害者福祉課
			・中学校への特別支援教室の開設	○	教育支援課
			・就学相談		教育支援課
			・生活介護		障害者福祉課
			・自立訓練(機能訓練・生活訓練)		障害者福祉課
			・就労移行支援		障害者福祉課
			・就労継続支援A型		障害者福祉課
			・就労継続支援B型		障害者福祉課
			・障害児相談支援(障害児支援利用援助)	○	障害者福祉課 子ども総合センター
			・障害児指導に関する体験・理解		子ども総合センター
			・学童クラブへの巡回指導		子ども総合センター
			・教育相談		教育支援課 教育センター
			・スクールカウンセラーの派遣	○	教育支援課 教育センター
・ことばの教室		教育支援課 教育センター			
・専門家による巡回相談・特別支援教育推進員の派遣		教育支援課			
・情緒障害等通級指導学級及びまなびの教室の設置		学校運営課 教育支援課			
・幼稚園への介護員の配置		学校運営課			



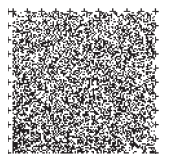
個別目標	基本施策	個別施策	主な事業	第一次実行計画	事業実施担当課 (問い合わせ先)
3 地域サービスの充実・地域生活への移行の推進	(1)地域で生活するための基盤整備	⑱日中活動の充実(P95) ⑳住まいの場の充実(P97) ㉑入所支援施設等の支援(P99)	・区立障害者福祉センターの管理運営		障害者福祉課
			・区立あゆみの家の管理運営		障害者福祉課
			・区立新宿福祉作業所の管理運営		障害者福祉課
			・区立高田馬場福祉作業所の管理運営		障害者福祉課
			・区立生活実習所の管理運営		障害者福祉課
			・区立障害者生活支援センターの管理運営		障害者福祉課
			・高次脳機能障害者支援事業		障害者福祉課
			・生活介護		障害者福祉課
			・自立訓練(機能訓練・生活訓練)		障害者福祉課
			・就労移行支援		障害者福祉課
			・就労継続支援A型		障害者福祉課
			・就労継続支援B型		障害者福祉課
			・地域活動支援センター		障害者福祉課
			・ふれあい・いきいきサロン		社会福祉協議会
			・共同生活援助(グループホーム)	○	障害者福祉課
			・身体障害者福祉ホーム		障害者福祉課
			・精神障害者福祉ホーム		障害者福祉課
			・居住サポート		障害者福祉課
			・住宅設備改善費		障害者福祉課
			・高齢者等入居支援	○	住宅課
	・住宅相談		住宅課		
	・住み替え居住継続支援		住宅課		
	・区営住宅の供給		住宅課		
	・住宅修繕工事等業者あつ旋		住宅課		
	・施設入所支援		障害者福祉課		
	・地域活動支援センターへの運営補助		障害者福祉課		
	・新宿けやき園への事業運営費補助		障害者福祉課		
	・シャロームみなみ風への事業運営費補助		障害者福祉課		
	(2)地域生活移行への支援	⑒施設からの地域生活移行の支援(P101) ⑓病院からの地域生活移行の支援【重点的な取組】(P102)	・居宅介護		障害者福祉課
			・自立訓練(生活訓練)		障害者福祉課
			・共同生活援助(グループホーム)	○	障害者福祉課
			・計画相談支援		障害者福祉課
			・地域移行支援		障害者福祉課
・地域定着支援				障害者福祉課	
・自立生活援助				障害者福祉課	
・基幹相談支援センター				障害者福祉課	
・居住サポート				障害者福祉課	
・身体障害者福祉ホーム				障害者福祉課	
・保健・医療・福祉・関係者による連携(精神保健福祉連絡協議会、精神保健福祉実務担当者連絡会)			○	保健予防課 各保健センター	
・精神科医による精神保健相談			○	各保健センター	
・保健師による面接・訪問相談等			○	保健予防課 各保健センター	



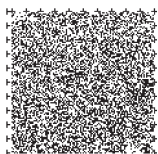
個別目標	基本施策	個別施策	主な事業	第一次実行計画	事業実施担当課 (問い合わせ先)
3 地域サービスの充実・地域生活への移行の推進	(2)地域生活移行への支援	⑳施設からの地域生活移行の支援(P101) ㉑病院からの地域生活移行の支援【重点的な取組】(P102)	・医療機関等との連携		保健予防課 各保健センター
			・未治療・治療中断等の精神障害者に対する訪問支援		保健予防課 各保健センター
			・デイケア(精神障害者社会復帰支援事業)		四谷・牛込・東新宿 保健センター
			・精神障害者社会適応訓練事業(都制度)		保健予防課 各保健センター
			・精神保健講演会	○	保健予防課
			・パンフレット・リーフレットの作成・配布	○	保健予防課
			・区立障害者生活支援センターの管理運営		障害者福祉課
			・短期入所		障害者福祉課
4 多様な就労支援	(1)多様な就労ニーズに対応できる重層的な支援体制の充実	㉒就労支援の充実【重点的な取組】(P104) ㉓施設における就労支援の充実(P107)	・新宿区勤労者・仕事支援センター運営助成等		障害者福祉課
			・就労移行支援		障害者福祉課
			・就労継続支援A型		障害者福祉課
			・就労継続支援B型		障害者福祉課
	(2)安心して働き続けられるための支援	㉔就労の継続及び復職等の支援の強化(P112)	・新宿区勤労者・仕事支援センター運営助成等	○	消費生活就労支援課
			・働く人のメンタルヘルスネットワーク連絡会	○	保健予防課
			・精神科医による精神保健相談	○	各保健センター
			・保健師による面接・訪問相談等	○	保健予防課 各保健センター
			・就労移行支援		障害者福祉課
			・就労継続支援A型		障害者福祉課
・就労継続支援B型		障害者福祉課			
・就労定着支援		障害者福祉課			
・新宿区障害者による緑化推進事業		障害者福祉課			



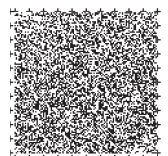
個別目標	基本施策	個別施策	主な事業	第一次実行計画	事業実施担当課 (問い合わせ先)
5 社会活動の支援	(1)社会参加の充実	⑲コミュニケーション支援・移動支援の充実(P114) ⑳文化・スポーツ等への参加の促進(P117) ㉑社会参加の促進への支援の充実(P118)	・中等度難聴児発達支援事業		障害者福祉課
			・同行援護		障害者福祉課
			・意思疎通支援(手話通訳者派遣、要約筆記者派遣、区役所手話通訳者設置)		障害者福祉課
			・意思疎通支援者養成研修事業		障害者福祉課
			・日常生活用具(情報・意思疎通支援)		障害者福祉課
			・移動支援		障害者福祉課
			・新宿未来創造財団等における事業(障がい者スポーツデー等)		新宿未来創造財団
			・区立障害者福祉センターにおける講座・講習会		障害者福祉課
			・障害者福祉活動事業助成		障害者福祉課
			・視覚・聴覚障害者支援事業		障害者福祉課
			・スポーツ環境整備方針に基づく事業		生涯学習スポーツ課
			・青年教室		新宿未来創造財団
			・録音図書(カセットテープ・デジ版)の貸出、製作		中央図書館
・図書の対面朗読サービス		中央図書館			
安心して生活できるための支援	(1)障害者が権利の主体として生活するための支援	⑳差別解消・権利擁護の推進(P121) ㉑虐待の防止(P125) ㉒消費者被害の防止(P126)	・地域福祉権利擁護事業		社会福祉協議会
			・障害者差別解消推進(理解促進研修・啓発)	○	障害者福祉課
			・相談支援		障害者福祉課
			・基幹相談支援センター		障害者福祉課
			・障害者自立支援協議会(障害者差別解消支援地域協議会)		障害者福祉課
			・成年後見制度利用促進	○	障害者福祉課 地域福祉課 社会福祉協議会
			・子ども家庭・若者サポートネットワーク(虐待防止等部会)	○	子ども総合センター
			・緊急保護居室確保		障害者福祉課
			・消費生活相談		新宿消費生活センター
			・障害理解についての講演や体験会		障害者福祉課
7 こころのバリアフリーの促進	(1)障害理解の促進	⑳障害理解への啓発活動の促進【重点的な取組】(P127) ㉑障害理解教育の推進(P131) ㉒広報活動の充実(P132)	・理解促進研修・啓発	○	障害者福祉課
			・精神保健講演会	○	保健予防課 各保健センター
			・健康教育の充実		保健予防課
			・パンフレット・リーフレットの作成・配布	○	保健予防課
			・ホームページの充実		保健予防課
			・10歳代向けのパンフレット(『気づいて!こころのSOS』)・保護者向けリーフレット・教職員向けリーフレット	○	保健予防課
			・ヘルプカードの作成及び配布		障害者福祉課
			・障害者作品展・新宿区内障害者福祉施設共同バザール	○	障害者福祉課



個別目標	基本施策	個別施策	主な事業	第一次実行計画	事業実施担当課 (問い合わせ先)	
7 こころのバリアフリーの促進	(1)障害理解の促進	③③障害理解への啓発活動の促進【重点的な取組】(P127) ③④障害理解教育の推進(P131) ③⑤広報活動の充実(P132)	・障害者福祉センター福祉講演会		障害者福祉課	
			・理解啓発のための研修会等の開催、リーフレットの作成・配布		障害者福祉課	
			・障害のある児童・生徒と通常学級の児童・生徒との交流		教育支援課	
			・人権尊重教育の推進		教育指導課	
			・教育課程における障害者交流活動の推進		教育指導課 教育支援課	
			・人権週間における広報掲載		障害者福祉課	
	(2)交流機会の拡大、充実による理解の促進	③⑥互いに交流しあえる機会の充実(P133) ③⑦地域で交流する機会の充実(P135)	・放課後子どもひろば、児童館、学童クラブ			子ども総合センター
			・理解促進研修・啓発	○	障害者福祉課	
			・障害者福祉活動事業助成		障害者福祉課	
			・視覚・聴覚障害者支援事業		障害者福祉課	
			・意思疎通支援（手話通訳者派遣・要約筆記者派遣・区役所手話通訳者設置）	○	障害者福祉課	
			・教育課程における障害者交流活動の推進		教育指導課 教育支援課	
	(3)情報のバリアフリーの促進	③⑧多様な手法による情報提供の充実（P136）	・広報しんじゅくの発行及び配布（点字版広報及び音声版広報の作成等）			区政情報課
			・区政普及のための出版物の発行及び配布（点字版便利帳及び音声版便利帳の作成等）		区政情報課	
			・ホームページの管理運営（音声読み上げ）		区政情報課	
			・意思疎通支援（手話通訳者派遣、要約筆記者派遣、区役所手話通訳者設置）	○	障害者福祉課	
			・日常生活用具（情報・意思疎通支援）		障害者福祉課	
			・意思疎通支援者養成研修事業		障害者福祉課	
			・「しんじゅくの教育」点字版及びカセットテープ等の音声版の作成等		教育調整課	
			・「選挙公報」点字版及びカセットテープ等の音声版の作成等		選挙管理委員会	
	8 福祉のまちづくりの促進	(1)人にやさしいまちづくり	③⑨ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進【重点的な取組】(P138)	・ユニバーサルデザイン・ガイドラインの推進	○	都市計画課
・道路の改良・道路のバリアフリー化				○	道路課	
・みんなで考える身近な公園の整備				○	みどり公園課	
・清潔で美しい公園トイレづくり ・清潔で美しい公衆トイレづくり				○	みどり公園課	
・放置自転車等の撤去及び自転車適正利用の啓発活動				○	交通対策課	
・交通バリアフリーの整備促進				○	都市計画課	
(2)人にやさしい建築物づくり		④⑩建築物や住宅のバリアフリーの普及(P142)	・人にやさしい建物づくり			建築指導課
			・住宅設備改善費			障害者福祉課



個別目標	基本施策	個別施策	主な事業	第一次 実行計画	事業実施担当課 (問い合わせ先)
生活できるための支援 9 障害者が安全に	(1)災害等から障害者を守り安全に生活できるための支援	④防災・防犯対策の推進(P143)	・要配慮者対策の推進		地域福祉課 危機管理課
			・災害時要援護者名簿の活用		地域福祉課 危機管理課
			・在宅人工呼吸器使用者災害時支援事業		健康づくり課 各保健センター
			・緊急通報システム		障害者福祉課
			・ヘルプカードの作成及び配布		障害者福祉課



2 新宿区障害者施策推進協議会及び新宿区障害者自立支援協議会

(1) 新宿区障害者施策推進協議会の設置

区は、平成11年7月に、障害者基本法に基づき新宿区における障害者のための施策の総合的、計画的な推進を図るため、学識経験者、障害者団体の代表、公募による区民、関係する行政機関の職員等で構成される「新宿区障害者施策推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置しました。

本計画策定にあたっては、協議会のもとに専門部会を設置し、国の基本指針に基づき、協議会及び専門部会で意見をいただきながら作業を進めました。

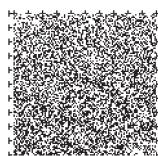
(2) 新宿区障害者自立支援協議会

「障害者自立支援協議会」は、地域の関係者が集まり、個別の相談事例等を通じて明らかになった地域の課題を、相互の連絡を図ることにより情報を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を進めていくため、平成24年度より障害者自立支援法上にも明記され、区市町村が設置することとなっています。

区では、障害者関係団体の代表、保健・医療・教育・就労・権利擁護等の支援関係者、学識経験者、相談支援事業者、不動産事業者、民生委員・児童委員等を構成員とし、「障害者差別解消部会」、「相談支援部会」の2つの部会を設置しています。

平成28年度には、障害者差別解消法の施行に伴い、既存の障害者自立支援協議会に障害者差別解消支援地域協議会♦としての役割を付加し、学識経験者、障害者団体代表、民間事業者、弁護士、公共職業安定所等の他、障害者差別解消推進部会には行政相談員や人権擁護委員等を加えた構成に再編しています。

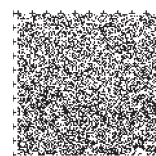
今後も地域の実情・課題に応じた体制の整備の充実を図るため、協議をしていきます。



(3) 新宿区障害者施策推進協議会委員名簿

第10期委員 任期 平成29年7月23日～平成31(2019)年7月22日
(敬称略)

氏名	所属等	備考
村川 浩一	東京福祉大学 教授	会長、専門部会長
片岡 玲子	立正大学大学院 講師	副会長
高畑 隆	公益社団法人埼玉県精神保健福祉協会 副会長 元埼玉県立大学教授	
力武 義之	新宿区医師会	
星野 洋	新宿区医師会	
石川 博基	新宿区歯科医師会 専務理事	
志岐 弘之	区民	
藤巻 七海	区民	
春田 文夫	新宿区障害者団体連絡協議会 事務局	副会長
今井 康之	新宿区障害者団体連絡協議会 事務局次長	
池邊 麻由子	新宿区肢体不自由児者父母の会 会長	
立原 麻里子	新宿区手をつなぐ親の会 副会長	
金子 禎男	新宿区視覚障害者福祉協会 副会長	
秋山 郁子	新宿区聴覚障害者協会 手話対策部長	
加藤 玲	新宿区精神障害者家族会 副会長	
山田 篤	社会福祉法人 かがやき会 地域活動支援センター「まど」	
佐藤 光子	角筈地区民生委員・児童委員協議会会長(障害福祉部会担当会長)	
小山 裕子	四谷地区民生委員・児童委員(障害福祉部会部会長)	
堀米 晋一	新宿公共職業安定所 雇用開発部長	
平山 信夫	東京都心身障害者福祉センター所長	
熊谷 直樹	東京都中部総合精神保健福祉センター所長	
伊藤 陽子	社会福祉法人 新宿区社会福祉協議会 事務局長	
平井 光雄	総合政策部長	
中澤 良行	福祉部長	
高橋 郁美	健康部長	
橋本 隆	子ども家庭部長	
新井 建也	都市計画部長	
山田 秀之	教育委員会事務局次長	



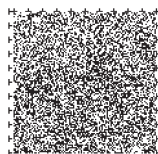
(4) 新宿区障害者施策推進協議会専門部会委員名簿

(敬称略)

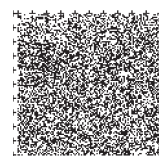
氏名	所属等	備考
村川 浩一	東京福祉大学 教授	部会長
片岡 玲子	立正大学大学院 講師	
高畑 隆	公益社団法人埼玉県精神保健福祉協会 副会長 元埼玉県立大学教授	
春田 文夫	新宿区障害者団体連絡協議会 事務局	
池邊 麻由子	新宿区肢体不自由児者父母の会 会長	
立原 麻里子	新宿区手をつなぐ親の会 副会長	
加藤 玲	新宿区精神障害者家族会 副会長	
佐藤 光子	角筈地区民生委員・児童委員協議会会長 (障害福祉部会担当会長)	
中澤 良行	福祉部長	

(5) 新宿区障害者施策推進協議会議事内容

開催日	推進協議会・専門部会	議事
平成 28 年 5 月 12 日	平成 28 年度新宿区障害者施策推進協議会 第 1 回専門部会	①新宿区障害者計画・第 4 期新宿区障害福祉計画の評価について ②平成 28 年度障害者生活実態調査について
平成 28 年 6 月 23 日	平成 28 年度新宿区障害者施策推進協議会 第 2 回専門部会	①新宿区障害者計画・第 4 期新宿区障害福祉計画の評価について ②平成 28 年度障害者生活実態調査について ③障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正について
平成 28 年 7 月 21 日	平成 28 年度 第 1 回新宿区障害者 施策推進協議会	①第 4 期障害福祉計画の成果目標評価について ②第 4 期障害福祉計画の障害福祉サービス等必要見込及び平成 27 年度実績値について ③平成 28 年度障害者生活実態調査について ④障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正について
平成 28 年 8 月 31 日	平成 28 年度新宿区障害者施策推進協議会 第 3 回専門部会	①平成 28 年度障害者生活実態調査について
平成 28 年 10 月 14 日	平成 28 年度 第 2 回新宿区障害者 施策推進協議会	①平成 28 年度障害者生活実態調査の実施について



開催日	推進協議会・専門部会	議 事
平成 29 年 1 月 23 日	平成 28 年度新宿区障 害者施策推進協議会 第 4 回専門部会	①「新宿区障害者生活実態調査」集計状況報告について ②新宿区障害者計画、第 5 期障害福祉計画・第 1 期 障害児福祉計画策定の進め方について
平成 29 年 2 月 6 日	平成 28 年度 第 3 回新宿区障害者 施策推進協議会	①「新宿区障害者生活実態調査」回収及び集計について ②新宿区障害者計画、第 5 期障害福祉計画・第 1 期 障害児福祉計画策定の進め方について
平成 29 年 4 月 13 日	平成 29 年度新宿区障 害者施策推進協議会 第 1 回専門部会	①新宿区障害者生活実態調査の調査結果について ②新宿区障害者計画、第 5 期障害福祉計画・第 1 期 障害児福祉計画策定の方向性について
平成 29 年 5 月 17 日	平成 29 年度 第 1 回新宿区障害者 施策推進協議会	①新宿区障害者生活実態調査結果について ②新宿区障害者計画、第 5 期障害福祉計画・第 1 期 障害児福祉計画策定の方向性について
平成 29 年 6 月 30 日	平成 29 年度新宿区障 害者施策推進協議会 第 2 回専門部会	①第 4 期新宿区障害福祉計画に係る成果目標の平 成 28 年度実績及び評価について ②第 5 期新宿区障害福祉計画・第 1 期新宿区障害児 福祉計画に係る成果目標の設定について ③新宿区障害者計画、第 1 期障害児福祉・第 5 期障 害福祉計画の骨子原案について
平成 29 年 7 月 28 日	平成 29 年度 第 2 回新宿区障害者 施策推進協議会	①新宿区障害者計画、第 1 期新宿区障害児福祉計画・ 第 5 期新宿区障害福祉計画の素案原案について
平成 29 年 8 月 23 日	平成 29 年度新宿区障 害者施策推進協議会 第 3 回専門部会	①新宿区障害者計画、第 1 期新宿区障害児福祉計 画・第 5 期新宿区障害福祉計画の素案について
平成 29 年 9 月 6 日	平成 29 年度 第 3 回新宿区障害者 施策推進協議会	①新宿区障害者計画、第 1 期新宿区障害児福祉計 画・第 5 期新宿区障害福祉計画素案について ②新宿区障害者計画、第 1 期新宿区障害児福祉計 画・第 5 期新宿区障害福祉計画（素案）パブリッ ク・コメントについて
平成 30 年 1 月 9 日	平成 29 年度新宿区障 害者施策推進協議会 第 4 回専門部会	①新宿区障害者計画、第 1 期新宿区障害児福祉計 画・第 5 期新宿区障害福祉計画素案のパブリッ ク・コメントの実施結果について ②素案へのパブリック・コメント及び回答案について ③素案からの変更点について ④新宿区障害者計画、第 1 期新宿区障害児福祉計 画・第 5 期新宿区障害福祉計画に掲載するコラム について



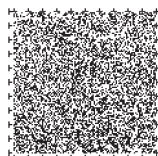
開催日	推進協議会・専門部会	議 事
平成 30 年 1 月 30 日	平成 29 年度 第 4 回新宿区障害者 施策推進協議会	①新宿区障害者計画、第 1 期新宿区障害児福祉計画・第 5 期新宿区障害福祉計画素案のパブリック・コメントの実施結果について ②素案へのパブリック・コメント及び回答案について ③素案からの変更点について ④新宿区障害者計画、第 1 期新宿区障害児福祉計画・第 5 期新宿区障害福祉計画(案)について

(6) 新宿区障害者自立支援協議会委員名簿

任期 平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

(敬称略)

氏 名	所 属	備考
高橋 幸三郎	元東京家政学院大学 現代生活学部 教授	
大漉 憲一	元道灌山学園保育福祉専門学校 非常勤講師	
伊藤 憲夫	公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター 事務局長	
播磨 泰彦	新宿公共職業安定所 専門援助第二部門 統括職業指導官	～平成 29 年 9 月
門間 淳一	新宿公共職業安定所 専門援助第二部門 統括職業指導官	平成 29 年 10 月～
原澤 三夏	第二東京弁護士会 高齢者・障がい者総合支援センター運営委員会委員	
太田 和宏	新宿区立新宿養護学校 主幹教諭	～平成 29 年 3 月
屋代 里奈	新宿区立新宿養護学校 主幹教諭	平成 29 年 4 月～
春田 文夫	新宿区障害者団体連絡協議会 事務局	
内藤 美那子	新宿区手をつなぐ親の会 会長	
友利 幸湖	社会福祉法人 結の会 オフィスクローバー所長	
小川 和孝	有限会社プロキオン 相談支援専門員	
中源 外志男	東京都宅地建物取引業協会新宿支部 副支部長	
伴 麻子	株式会社 WU サービス マネージャー (早稲田大学内 特例子会社)	
三浦 勇太	新宿東メンタルクリニック(精神科医師)	
多田 敦子	落合第一地区民生委員・児童委員協議会会長	～平成 28 年 11 月
佐藤 光子	角筈地区民生委員・児童委員協議会会長	平成 28 年 12 月～
廣川 美也子	社会福祉法人 南風会 シャロームみなみ風 施設長	
中澤 良行	福祉部長	
高橋 郁美	健康部長	
今井 康之	新宿区身体障害者相談員	平成 28 年 10 月～
菊池 宏司	新宿区立障害者福祉センター 相談支援専門員	平成 28 年 10 月～
高橋 秀子	東京行政相談委員協議会 新宿区行政相談員	平成 28 年 10 月～
飯島 泰文	人権擁護委員	平成 28 年 10 月～



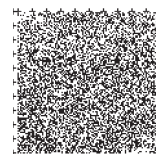
(7) 公表した本計画素案に対する区民意見の提出状況

広報しんじゅく平成 29 年 10 月 25 日号や区ホームページ等で「新宿区障害者計画、第 1 期障害児福祉計画・第 5 期新宿区障害福祉計画」(素案)について区民や障害者団体の方々にお知らせし、「パブリック・コメント制度」により意見を伺いました。

期 間 平成 29 年 10 月 25 日(水)から 11 月 27 日(月)まで
方 法 郵送、FAX、ホームページからの意見投稿、窓口持参
提出数 247 件

意見項目の内訳		件数
1	計画全般に関する意見	6件
2	第 1 部 総論	11件
3	第 2 部 障害者計画	206件
4	第 3 部 障害児福祉計画・障害福祉計画	18件
5	その他・個別の要望	6件

説明会の実施 7 回(うち障害者団体等 4 回)



3 用語の説明(五十音順)

本文中の用語の末尾に ◆ がついています。

あ

◆アウトリーチ

医療・保健・福祉等の専門職が施設や医療機関等で来訪者を待つのではなく、対象者のもとに直接赴いて、相談を受けたりさまざまな支援を行うこと。訪問支援。

◆医療的ケア

主に障害児・障害者に日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療的介助行為のこと。医療法上の「医療行為」と区別し、「医療的ケア」と呼ばれる。

◆インフォーマルな社会資源

公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルなサービスや支援）以外の支援を担う社会資源のこと。具体的には、家族、近隣、友人、ボランティア、民間法人など、幅広い主体が挙げられる。

◆ウェブ・アクセシビリティ

高齢者や障害者を含めた誰もが、ウェブ（ホームページ等）を支障なく利用できること。一例として、文字の拡大や文字情報の音声読み上げ等により情報を得やすくすること。

◆NICU (Neonatal Intensive Care Unit)

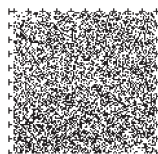
低体重児や先天性のハイリスク疾患がある新生児に対応するための設備と医療スタッフを備えたICU（集中治療室）。新生児集中治療室。

◆NPO (Non-Profit Organization)

非営利団体のこと。特に、政府や企業などではできない社会的な問題に、営利を目的とせずに取り組む民間組織（民間非営利団体）をいう。一定の要件を満たす団体は、特定非営利活動促進法に基づき、NPO法人として法人格を取得できる。

◆エンパワメント

困難を抱えている人が、自分自身の置かれている状況の問題点に気づき、その状況を変革していく方法や自信、自己決定力を回復・強化できるように援助すること。庇護や救済ではなく、本人が元々持っている力に自ら気づき、それを自分で引き出せるようにしていくアプローチのこと。



◆グループホーム（共同生活援助）

地域において自立した日常生活を営むうえで、食事・入浴等の介護や相談等の日常生活上の支援が必要な障害者が、世話人等の支援を受けながら生活する場。平成26年4月より、ケアホーム（共同生活介護）と一元化されるとともに、グループホーム本体（本体住居）から離れた居室に居住するサテライト型や、外部サービス利用型などの新しい形態も導入されている。

◆ケアマネジメント

障害者の地域における生活を支援するために、ケアマネジメントを希望する者の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労等の幅広いニーズと、さまざまな地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結び付けて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法。

◆ゲートキーパー

本来は門番の意味で、医療・保健・福祉の分野では、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることが期待される人のことを指すことが多い。自殺予防について理解し、身の回りの人が悩みを抱えていたり、体調が悪い様子に気がついたら、話を聞き、適切な相談機関につなぐことができる人のこと。

◆言語聴覚士（ST）

音声機能、言語機能、摂食・嚥下機能、または聴覚に障害のある人、それが予測される人に対して、その機能の維持向上やコミュニケーション力等向上を図るために援助を行ったりする国家資格の専門職のこと。

◆高次脳機能障害

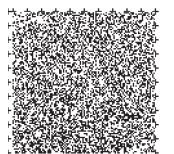
病気や交通事故など、さまざまな原因によって脳損傷をきたしたために生ずる、記憶・思考・言語・空間認知能力などの認知機能や精神機能の障害。

◆合理的配慮

障害者が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過重の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

◆こころのバリアフリー

障害に対する差別や偏見、誤解や理解不足等からくる「こころの障壁（バリア）」を除去（フリー）して、社会の中で障害があることによる不利益を



受けることなく、障害のある人もない人も共に生活できる社会を実現していくこと。

◆子ども家庭・若者サポートネットワーク

児童福祉法第 25 条の 2 第 1 項に規定する要保護児童対策地域協議会及び子ども・若者育成支援推進法第 19 条第 1 項に規定する子ども・若者支援地域協議会として位置づけられているもので、発達支援部会・虐待防止等部会・子ども学校サポート部会・若者自立支援部会・事例検討部会により構成されている。

◆個別支援計画

指定障害者福祉サービス事業者（障害福祉サービス事業を行う事業所）が、利用者や家族等の意向、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対してサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施するための計画。利用者や家族への個別支援計画の説明と同意、実施状況の把握、定期的に利用者や家族等と面接等を行い、計画の見直し変更を行う。

◆個別の教育支援計画

特別な支援を必要とする児童・生徒に対して、教育、医療、福祉等の様々な機関が連携を図りながら、中・長期的な視点に立って一貫性のある支援を行うため、学校が作成する児童・生徒一人ひとりの支援計画。

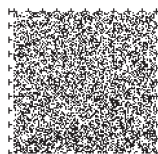
や

◆サービス等利用計画

介護保険制度におけるケアプランの作成に似ており、障害者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、利用者の依頼を受けて指定相談支援事業者が作成する計画。指定特定相談支援事業者は障害者の心身の状況、環境、サービス利用に関する意向その他の事情を勘案して、利用するサービスの種類、内容等についての計画をたてるとともに、サービス提供が確保されるように関係機関との連絡調整等を行う。平成 27 年 4 月から、障害福祉サービス等を利用するすべての人がサービス等利用計画を作成することとなった（サービス利用者や家族が作成するセルフプランでも可）。

◆災害時要援護者名簿

新宿区では、災害発生時に、必要な情報を把握し、自らを守るなど適切な防災行動をとることが困難な方（災害時要援護者）を、本人の申し出により事前に把握し、迅速・的確な援助ができるように名簿を作成している。（148 ページのコラムも参照）



◆作業療法士（OT）

身体や精神に障害のある人、またはそれが予測される人に対して、手先や目の動き等の応用的動作能力または適応能力の回復や維持及び開発を促すことを目的に作業活動を用いて、援助を行ったりする国家資格の専門職のこと。

◆就労移行支援

一般企業への就職を目指す障害者に対し、就労に必要な知識・能力の向上を目的とした訓練や準備、就職活動支援、及び就職後の職場定着支援を行う障害者総合支援法に基づくサービス。

◆就労継続支援（A型・B型）

障害により一般企業への就職が困難な方に対し、就労や生産活動の機会の提供を行う障害者総合支援法に基づくサービス。

就労継続支援 A 型の事業所は、利用者と雇用契約を結び、最低賃金を保証する。

就労継続支援 B 型の事業所は、利用者と雇用契約を結ばず、利用者は作業した分の対価を工賃として受け取る。

◆就労支援コーディネーター

障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が地域で安心して働き続けられるよう、関係機関と連携を図り、職業相談・就職準備支援・職場定着支援等を行う者。生活支援コーディネーターと連携し、障害者の就労・生活を一体的に支援する。

◆障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）

障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とした法律。障害のある人への虐待禁止や、虐待が発生した場合の通報の義務等が定められた。

◆障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）

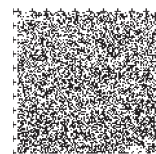
障害者雇用促進法は、障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障害者の職業の安定を図ることを目的とした法律。（111 ページのコラムも参照）

◆障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

障害者差別解消法は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律。（121 ページのコラムも参照）

◆障害者差別解消支援地域協議会

障害者差別解消法第 17 条に基づき、地域における障害者差別に関する



相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして組織することができる協議会のこと。

◆障害者自立支援法

障害者の地域生活と就労を進め自立を支援するという目的で、障害者基本法の基本的理念に基づき、これまで身体障害者、知的障害者、精神障害等の障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス・公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みとして、平成 18 年に施行された法律。平成 26 年 4 月に障害者総合支援法に移行した。

◆障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

障害者の日常生活や社会生活を総合的に支援することを目的として、障害者自立支援法に代わる新たな法として、平成 26 年に成立施行された法律。同法では、障害者の範囲に難病等を加えることやケアホームのグループホームへの一元化などの改革が行われた。（63 ページのコラムも参照）

◆障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）

障害者の経済面の自立を進めるため、障害者が福祉的な支援を受けながら就労する施設等から国や地方公共団体、独立行政法人などの公共機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するための法律。

◆障害児等タイムケア事業

主に知的障害のある小中学生等を対象に行う放課後等の日中活動支援。社会生活のマナー習得や友人関係の構築等が期待される。
新宿区では、地域生活支援事業の日中一時支援の事業として実施。

◆情緒障害

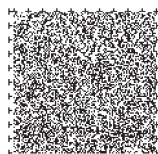
情緒の現れ方が偏っていたり、その現れ方が激しかったりする状態を、自分の意志ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態のこと。

◆ジョブコーチ

障害者が就労する際に一緒に職場に出向いてさまざまな支援をする援助者のこと。職場への適応を直接支援するだけでなく、障害者が円滑に就労できるように、事業主や同僚、家族に助言を行い、障害の状況に応じた職務の調整や職場環境の改善を行うなど、支援環境づくりに関わる。

◆新宿区スポーツ環境整備方針

スポーツ基本法で定める自治体の責務の趣旨に鑑み、個々の目的やレベ



ル等に応じて、身近で手軽に行える散歩や軽体操から競技スポーツに至るまで、誰もが生涯を通じて多様なスポーツに親しめる環境を整備するため、区のスポーツ推進に対する考え方をまとめたもの。

◆成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症等によって、物事を判断する能力が十分でない方について、その方の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、その方を法律的に支援する制度。（125 ページのコラムも参照）

◆そしゃく機能障害

神経や筋疾患、舌や口蓋・咽頭などの欠損等により、食物をかみ砕く機能の低下や不全を来たす障害。

た

◆地域活動支援センター

障害者が通い、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他、障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を行う施設。

◆地域福祉権利擁護事業

物忘れなどの認知症の症状や知的障害、精神障害などによって、必要な福祉サービスを、自分の判断で適切に選択・利用することが難しい方に対して、「福祉サービスの利用援助」を基本サービスとして、「日常的金銭管理サービス」「書類預かりサービス」を組み合わせる支援を行う、社会福祉法に基づく事業。

◆地域包括ケアシステム

要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のこと。

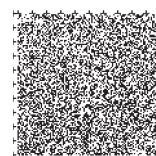
な

◆ネブライザー

水や薬液を霧状にして気道内の加湿をしたり、薬液を口や鼻から吸収させる装置。

◆ノーマライゼーション

障害のある人もない人も誰もが個人の尊厳が重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会であるとする考え方。W



HOの概念では、個人的な状況だけではなく、参加の制限や活動の制約等、社会的な状況も障害の態様の1つととらえており、障害のある人もない人も共に生活し活動できる生活条件・社会をつくりだすことが重視されている。

は

◆発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢で発現するもの。

◆バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁（バリア）を除去（フリー）するという意味で、建物や道路の段差等、生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く社会参加を困難にしている制度や意識、情報の活用等における障壁の除去も必要であるとされている。

◆ピアカウンセリング、ピアサポート

障害を持つ当事者自身が自己決定権を育てあい、支えあって、平等に社会参加していくことを目指す自立生活運動から発達した、当事者の仲間（ピア）同士の精神的サポートや情報提供活動。障害者福祉分野にとどまらず、同じ症状や悩みを持つ人同士の支援活動として行われている。

◆福祉ホーム

障害のため家庭において日常生活を営むのに支障のある障害者に対し、低額な料金で日常生活に適するような居室その他の施設を提供するとともに、日常生活に必要な利便を提供する施設。

◆副籍制度

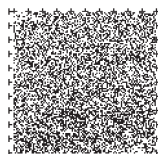
特別支援学校の児童・生徒が、居住する地域の小・中学校に副次的な籍（副籍）を置き、副籍を置いた小・中学校の児童・生徒と交流及び共同学習や学校便りなどの交換などを行う制度。

◆平衡機能障害

平衡機能障害は、姿勢を調節する機能の障害であり、四肢体幹に異常がないにも関わらず起立や歩行に何らかの異常を来すもの。等級は、3級と5級のみが設定されている。

◆ボッチャ

ボッチャは、ヨーロッパで生まれた重度脳性麻痺者もしくは同程度の四肢重度機能障害者のために考案されたスポーツ。パラリンピックの正式種目となっており、ジャックボール（目標球）と呼ばれる白いボールに、赤・



青のそれぞれ6球ずつのボールを投げたり、転がしたり、他のボールに当たったりして、いかに近づけるかを競う。

ま

◆民生委員・児童委員

民生委員は、各区市町村に置かれる民間奉仕者で、都道府県知事の推薦により、厚生労働大臣が委嘱する。社会福祉全般にわたり行政や関係機関の業務に協力するとともに、地域の見守り・相談役としての機能を果たす。児童委員は地域で子どもや子育てについての相談・支援を行い、民生委員が兼任するが、児童に関する問題を専門的に扱う主任児童委員も活動している。

や

◆ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人ができるよう生活環境その他の環境をつくり上げること。(142ページのコラムも参照)

◆要約筆記者

要約筆記とは聴覚障害者の情報保障手段の一つで、その場の音声を文字で書いて伝える通訳。要約筆記者は、要約筆記により、聴覚障害者のコミュニケーションを支援する者。

ら

◆ライフステージ

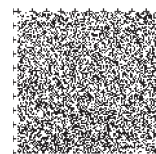
幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期等、人の一生を身体的、精神的な発達段階に応じて区分した生活段階をいう。

◆理学療法士（PT）

身体や運動発達に障害のある人、またはそれが予測される人に対して、歩行等の基本的動作能力の回復や運動機能の維持、発達を促すことを目的に運動療法を用いて、援助を行ったりする国家資格の専門職のこと。

◆レスパイト

一時休息のこと。短期入所等で障害者を一時的に預かることで、介護者の負担を軽減することを図る。



新宿区障害者計画
第1期新宿区障害児福祉計画・第5期新宿区障害福祉計画

印刷物作成番号
2017-23-2910

発行年月 平成30(2018)年3月
編集・発行 新宿区福祉部障害者福祉課
電話 03(5273)4516
FAX 03(3209)3441
〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

